

付 属 資 料

(事業所用調査票)

社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査

<調査へのご協力のお願い>

1. 本調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である 独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省（年金局長金課、雇用均等・児童家庭局長短期時間・在宅労働課、職業安定局長派遣・有期労働対策部企画課）からの研究要請を受けて実施するものです。今後の政策に反映するための、重要な調査となりますので、ご多忙のなか誠に恐縮存じます。ご協力のほど何卒お願い申し上げます（※<http://www.jilp.jp>）。
2. 調査票は、信用調査機関が所有するデータベースに登録されている全国の事業所から、無作為に抽出・配付してまいります。ご回答はすべて数値化され、統計的に処理されます。貴社名はもとより、個別の情報が他に漏れることは一切、ございませんので、ありませんので、ありのままをご記入ください。
3. この調査は、事業所を単位として行います。本社、支社、営業所、工場、店舗等ごとに、別の事業所となりますので、ご回答は（問1の付問及び問7を除き）貴事業所の分のみにご記入ください。
4. ご回答は、「問*へお進みください」といった接続に注意しながら、順を追って次の設問へお進みください。また、「1つに○」「該当すべてに○」「数値を記入」など、方法の指定に沿いながらご回答ください。なお、○を付す際は、選択肢の番号を○で囲んでください。「その他」を選択される場合は、具体的な内容を（ ）にご記入ください。
5. 特に断りのない場合、平成29年6月末現在の状況についてご記入ください。ご回答が済みましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）へ入れ、平成29年8月9日（水曜）までに、郵便ポストにご投函ください。
6. 調査票の発送、回収、入力には、実査機関である株式会社 タイム・エージェンツに委託しています。ご不明点等はご照会内容に応じ、下記の担当までお問い合わせ申し上げます。

【調査の趣旨・内容について】

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
調査部 担当：渡辺、新井、荻野
(TEL：03-5903-6286/6287/6281) (土日祝日を除く9:00~17:30)

【調査票の記入方法・締め切りなど実査について】

株式会社 タイム・エージェンツ
調査本部 担当：小平、高田、梶谷、上田
(TEL：03-5459-1590) (土日祝日を除く10:00~18:00)

I 貴事業所の概要について

問1. 貴事業所について教えてください。

主たる業種 (事業が複数ある場合でも、売上高がもっとも大きい1つの方に○)	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業、郵便業 6. 卸売業 7. 小売業 8. 金融業、保険業 9. 不動産業、物品賃貸業 10. 学術研究、専門・技術サービス業 11. 宿泊業、飲食サービス業 12. 生活関連サービス業、娯楽業 13. 教育、学習支援業 14. 医療、福祉 15. 複合サービス事業（郵便、協同組合など） 16. サービス業（他に分類されないもの） 17. 公務 18. その他（具体的に）
--	--

貴事業所における 雇用人の規模 (1つに○)	1. 30人以下 2. 31~100人 3. 101~300人 4. 301~500人 5. 501~1,000人 6. 1,001人以上
------------------------------	--

所在地 (都道府県名を記入)	都道府県名 ()
-------------------	-----------

付問. (貴事業所を含めた)企業全体について教えてください。

(貴事業所を含めた) 企業全体の雇用人 の規模(1つに○)	1. 30人以下 2. 31~100人 3. 101~300人 4. 301~500人 5. 501~1,000人 6. 1,001人以上
-------------------------------------	--

直前の事業年度の 経常利益額 ³ (1つに○)	1. 赤字(マイナス) 2. 5千万円未満 3. 5千万円以上1億円未満 4. 1億円以上5億円未満 5. 5億円以上10億円未満 6. 10億円以上
--	--

上記経常利益額の 3年前との 比較(1つに○)	1. 大幅(+15%以上)増加した 2. やや(+5%以上15%未満)増加した 3. 横ばい(±5%未満の増減)で推移した 4. やや(-5%以上15%未満)減少した 5. 大幅(-15%以上)減少した 6. 事業所の設立から4年未満である
-------------------------------	---

労使関係 (1つに○)	1. 過半数代表の労働組合がある 2. 過半数代表ではないが、労働組合がある 3. 労働組合はないが、定期的な労使協議がある 4. 労働組合も、定期的な労使協議もない
----------------	--

労働組合がある 場合の組合員範囲 (該当すべてに○)	1. 正社員(無期契約) ⁴ 2. (1の)定年後、再雇用人 3. フルタイム労働者(1,2以外) 4. 短時間労働者(1,2以外)
----------------------------------	--

1 公務(国または地方公共団体)については、調査票の「雇用人」や「労働者」「社員」といった文言を「職員」に、また、「雇用」「任用」に、「賃金」を「給与」や「報酬」に読み替えてご回答ください。なお、「経常利益」に関しては、空欄で構いません。

2 次の①~③のいずれかに該当する者の人数規模とします①(契約)期間を定めて雇用されている者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者、③日々または1ヶ月以内の期間で雇用されている者のうち、平成29年4月と5月にそれぞれ18日を定めて雇用されている者、(i)役員や事業主の家族でも、常時勤務して、一般の労働者や他の労働者と同じ給与規則で毎月の給与が支払われている者、(ii)1週間の所定労働時間がいわゆるフルタイムの正社員(通常の労働者)より短い短時間労働者で、上記①~③のいずれかに該当する者も含みます。なお、貴事業所が派遣元の場合は、派遣中の雇用人についても上記①~③のいずれかに該当すれば、含めてください(登録しているだけの者は含めなくてください)。

3 「営業利益」(売上総利益)、「営業外費用」(支払利息・補助料、雑損失など営業活動以外で発生した収益)
 4 短時間正社員を含みます。

II 短時間労働者の雇用状況等について

問2. 貴事業所では、週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い、短時間労働者を雇用していますか（それぞれ1つに○）。※パート、準社員、嘱託など呼称は問いません。また、貴企業内の正社員を定年退職した再雇用者についても、週の所定労働時間が短い場合は短時間労働者に含めてください。

1. 雇用している
2. 雇用していない

付問. 全雇用者に占める、短時間労働者の人数割合はどれくらいですか。
 1. 1割未満
2. 1割以上3割未満
3. 3割以上5割未満
4. 5割以上7割未満
5. 7割以上9割未満
6. 9割以上

→ 問3へお進みください。

付問. 今後、短時間労働者を雇用する予定はありますか（1つに○）。
 1. ある
2. ない（未定・分らないを含む）

→ 問13へお進みください。

問3. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）を雇用している理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）
2. 正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから
3. 経験・知識・技能のある人を活用したいから
4. 1日の忙しい時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）
5. 早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため
6. 季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため
7. 仕事内容が簡単だから
8. 責任が軽い仕事だから
9. 賃金が割安だから（手当や増し等が必要ないから）
10. 社会保険の負担が少なくて済むから
11. 雇用調整が容易だから
12. 女性や高齢者を活用するため
13. 法律上の雇用義務（高齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため
14. 学生アルバイトや若年フリーターを活用するため
15. 外国人や障がい者を活用するため
16. その他（具体的に

問4. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）を活用している職種は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 管理職
2. 専門・技術職（医療関係）
3. 専門・技術職（教育関係）
4. 専門・技術職（その他）
5. 事務職
6. 販売職（営業を含む）
7. サービス職（介護関係）
8. サービス職（飲食関係）
9. サービス職（その他）
10. 警備・保安職
11. 製造・生産工程職
12. 輸送・運転職
13. 建設・採掘職
14. 清掃等労務職
15. その他

付問. 上記で○を付けたうち、人数が最も多い職種は何ですか（番号を記入）。（ ）

問5. 短時間労働者の平均勤続年数は、どれくらいですか（数値を記入）。（ ）年（ ）ヶ月くらい

付問. 短時間労働者のうち、勤続年数が5年以上の人数割合は、どれくらいですか（数値を記入）。（ ）%くらい

問6. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）の、国民年金（基礎年金）の加入状況について伺います。

付問①. 被保険者区分は、どうなっていますか（該当者がいる欄すべてに人数を記入）。

1. 第1号被保険者（ ）人
 2. 第2号被保険者（ ）人
 3. 第3号被保険者（ ）人
 4. その他（※）（ ）人
- ※60歳以上で厚生年金に加入していない者等。

付問②. 被保険者区分ごとに、年収（貴社からの給与収入）の分布を教えてください（該当者がいる欄すべてに人数を記入、算出が難しい場合は番号に○でも可）。

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	その他
6.5万円未満	1()人	1()人	1()人	1()人
6.5万円以上 7.0万円未満	2()人	2()人	2()人	2()人
7.0万円以上 8.0万円未満	3()人	3()人	3()人	3()人
8.0万円以上 9.0万円未満	4()人	4()人	4()人	4()人
9.0万円以上 10.0万円未満	5()人	5()人	5()人	5()人
10.0万円以上 10.3万円未満	6()人	6()人	6()人	6()人
10.3万円以上 1.30万円未満	7()人	7()人	7()人	7()人
1.30万円以上 1.41万円未満	8()人	8()人	8()人	8()人
1.41万円以上 1.50万円未満	9()人	9()人	9()人	9()人
1.50万円以上 1.95万円未満	10()人	10()人	10()人	10()人
1.95万円以上	11()人	11()人	11()人	11()人

問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分を、教えてください（1つに○）。

企業全体における 常時の雇用者規模が 501人以上の事業所	強制適用事業所		任意適用事業所		非適用事業所	
	左記以外の （強制適用） 事業所	厚生年金・健康保険への加入が、 法律で義務づけられているわけでは ないが、従業員半数以上が同意し、 事業主が申請して、厚生労働大臣の 認可を受け、適用されるように なった事業所	厚生年金・健康保険への加入が、 法律で義務づけられているわけでは ないが、従業員半数以上が同意し、 事業主が申請して、適用されるように なった事業所	厚生年金・健康保険への 加入が、法律で義務づけられ ておらず、任意適用事業所 でもない個人事業所（常時の 雇用者が4人以下、5人以上でもサー ビス業の一部（コンビニエンス業、飲食店、 ビル清掃業等）や農業、漁業等）		
1	2	3	4			

本調査では「特定適用事業所等」とします。問9へお進みください。
 「特定適用事業所等以外の事業所」とします。問8へお進みください。

※ 通常の労働者（いわゆるフルタイムの正社員）と、週の所定労働時間が通常の労働者の3/4以上、かつ1ヶ月間の所定労働日数が3/4以上の短時間労働者の合計。

Ⅲ 社会保険の適用拡大への対応状況等について

問8. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用基準は、「週の所定労働時間が、通常の労働者の概ね4分の3以上」（一般に週30時間以上等）とされていますが、平成28年（昨年）12月に年金改革法が成立し、平成29年4月1日から、労使合意に基づき企業単位で、一定の要件（付問①の※）を満たす短時間労働者に対する適用拡大が、利用できるようになりました。こうした制度特例が設けられたことを、ご存知ですか（1つに○）。

1. 内容まで知っている
2. 内容までは分からないが、制度特例が設けられたことは知っている
3. 知らない・分からない

付問①. 貴事業所では、こうした制度特例に該当する、①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上のすべての要件（※）を満たす、短時間労働者（学生は除く）を雇用していますか（雇用する予定はありますか）（1つに○）。

1. 雇用している（雇用する予定がある）
2. 雇用していない（雇用する予定はない）

→ 問13へお進みください。

付問②. こうした制度特例を、活用する意向はありますか（1つに○）。

1. 既に適用を申請した
2. 適用を申請する見通し
3. 適用を申請するつもりはない
4. 未定・分からない

付問（i）. 適用を申請した（する）理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから
2. 短時間労働者自身が希望しているから
3. 短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから
4. 親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから
5. 企業イメージが向上するから
6. その他（具体的に）

付問（ii）. 適用を申請しない（していない）理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 総額人件費の増加につながるから
2. 短時間労働者自身が希望していないから
3. 労働者の同意を得るなど、手続が大変だから
4. 任意だから（義務ではないから）
5. 親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから
6. その他（具体的に）

→ 問13へお進みください。

付問（iii）. 常時の雇用者規模が501人以上の企業では、一定の要件を満たす短時間労働者に対して、厚生年金・健康保険の適用が拡大されました。これを回避する目的で、平成24年8月からこの間に、分社化や常時の雇用者規模の抑制等を行いましたか（1つに○）。

1. 上記を目的の一つとする分社化等を行った
2. 上記を目的としない（分らないを含む）が、分社化等を行った
3. 分社化等は特段、行っていない

— 回答後は、問13へお進みください。 —

Ⅲ 社会保険の適用拡大への対応状況等について

問9. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成28年（昨年）10月1日（規模500人以下の地方公共団体については平成29年4月1日）より、従来の「週の所定労働時間が通常の労働者の概ね4分の3以上」（一般に週30時間以上等）から、①週の所定労働時間が20時間以上で、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上のすべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに対応するため、貴事業所では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか（1つに○）。

1. 見直しを行った → 付問①へお進みください。
2. （適用拡大の対象者がいたが）、特に見直しを行わなかった → 問11へお進みください。
3. 適用拡大の対象者が、そもそもいなかった → 問13へお進みください。

付問①. 具体的には、どのような見直しを行いましたか（該当すべてに○）。

1. 新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む）
2. 新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間社員を含む）へ転換した
3. 新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した（これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む）
4. 新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた
5. 新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）延長した
6. 新規求人に当たっては、出来るだけ正社員（短時間社員を含む）で採用するようにした
7. 新規求人に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した
8. 新規求人に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた
9. 新規求人に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した
10. 出来るだけ、（適用除外の）学生を活用するようにした
11. 出来るだけ、70歳以上の高齢者を活用するようにした
12. 短時間労働者に任せていた業務を、派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた
13. 短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した
14. 短時間労働者に任せていた業務（事業）の全部または一部を廃止した（海外移転を含む）
15. 適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた
16. 適用拡大に伴い、（短時間）労働者の福利厚生等を圧縮した
17. その他（具体的に）

付問②. 上記で○を付けたうち、もっとも優先した見直しは何ですか（番号を記入）。（ ）

付問③. 上記の見直しを、いつ頃、行いましたか（主なもの1つに○）。

1. 平成27年9月以前（適用拡大の1年以上前）
2. 平成27年10月～平成28年3月（1年～半年前）
3. 平成28年4～9月（半年前～直前）
4. 平成28年10月以降（適用拡大以降）

— 上記の付問①で、選択肢1～2あるいは5～6を選択した場合は、付問の（i）と（ii）もご回答ください。
 選択肢3～4あるいは7～11を選択した場合は、付問の（iii）～（v）もご回答ください。
 その上で、いずれも回答後は、問10へお進みください。 —

— 上記の付問①で、選択肢12～16のみを選択した場合は、問11へお進みください。 —

問10. 適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、いつ頃、説明を行いましたか(1つに○)。

- 1. 平成27年9月以前(適用拡大の1年以上前) 3. 平成28年4～9月(半年前～直前)
- 2. 平成27年10月～平成28年3月(1年～半年前) 4. 平成28年10月以降(適用拡大以降)

問11. 平成28年4月(適用拡大の半年前)～平成29年3月末(適用拡大の半年後)までの1年間に
おける、厚生年金・健康保険の適用の拡大状況について教えてください(該当欄に数値を記入※)。

平成28年4月時点で、適用拡大の要件を満たしていた短時間労働者(定年再雇用者を含む)は () 人

このうち、適用拡大(平成28年10月)を経て、平成29年3月末までに下記の対応を行った人数は・・・

所定労働時間を週30時間以上に延長して、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	()	人①
所定労働時間を変えずに、あるいはやや延長して週20時間以上30時間未満で、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	()	人②
厚生年金・健康保険の適用を回避するため、所定労働時間を短縮した人	()	人
退職した(厚生年金・健康保険の適用拡大を理由とするものに限らない)人	()	人

平成28年5月以降～平成29年3月末までに、
所定労働時間を延ばすなどして、新たに厚生年金・健康保険が適用された人は () 人③
新たに採用(定年再雇用を含む)して、厚生年金・健康保険が適用された人は () 人④

上記①～④(＝新たに厚生年金・健康保険が適用された人)の、以前の被保険者区分は、
第1号被保険者が () %、第2号被保険者が () %、
第3号被保険者が () %、その他が () % 程度

※%の記入は、おおよその割合で構いません(該当部分の合算が100%にならない場合は、集計時に放散致します)。

問12. 厚生年金・健康保険の適用拡大(平成28年(昨年)10月1日)(規模500人以下の地方公共
団体については平成29年4月1日)に伴い、短時間労働者(定年再雇用者を含む)の平均的な
所定労働時間の長さや雇用者数は、どのように変化しましたか(契約期間等に合わせ、前倒しで
見直しした場合も含め、適用拡大を主な理由とする過去1年程度の变化についてご回答ください)
(それぞれ1つに○)。

<平均的な所定労働時間の長さ>

1. 大幅に(+15%以上)長くなった
2. やや(+5%以上15%未満)長くなった
3. 横ばい(±5%未満)で推移した
4. やや(-5%以下15%未満)短くなった
5. 大幅に(-15%以下)短くなった

<雇用者数>

1. 増加(+10%以上)した
2. やや増加(+5%以上10%未満)した
3. 横ばい(±5%未満)で推移した
4. やや減少(-5%以下10%未満)した
5. 減少(-10%以下)した

付問①. 適用拡大後、短時間労働者の必要な総労働力を、確保できていますか(1つに○)

- 1. できている
- 2. できているが、今後については不安
- 3. できていない

付問②. 適用拡大後の職場の変化として、次のa～eにどの程度、当てはまりますか(それぞれ1つに○)。

	非常に 当てはまる	どちらか 言えは まる	どちらか 言えは まる	どちらか 言えは まる	全く 当ては まる	何とも 言えな い・分 からない
a. 短時間労働者の雇意欲が高まった	1	2	2	3	4	5
b. 短時間労働者の定着率が高まった	1	2	2	3	4	5
c. 短時間労働者の求職者数が増えた	1	2	2	3	4	5
d. 短時間労働者の求職者の質が上がった	1	2	2	3	4	5
e. 正社員の残業時間(残業代)が減った	1	2	2	3	4	5

付問(i). 新たに適用を拡大した理由は、何ですか(該当すべてに○)。

- 1. 短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから
- 2. 短時間労働者自身が希望したから
- 3. 適用を回避すると、業務等に支障が出るから(短時間労働者の離職等にもつながるから)
- 4. 短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから
- 5. 週20時間未満では、雇用保険も適用対象外になってしまいうから
- 6. 適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから
- 7. その他(具体的に)

付問(ii). 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用
した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賃金規定等を改定して2%以上増額
し、かつ週の所定労働時間を1時間以上5時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康
保険を適用した場合には、「キャリアアップ助成金」(1人当たり2,85万～24万円)が支給
される可能性があります(※)。問9の対応に当たり、これを活用しましたか(1つに○)。

1. 活用した

2. 活用しなかった

- 付問. 活用しなかった理由は、何ですか(該当すべてに○)。
- 1. 特に必要なかったから
 - 2. 助成金制度があることを知らなかったから
 - 3. 手続きが面倒だから
 - 4. 支給要件(週の所定労働時間の延長)が厳しいから
 - 5. 支給要件(賃金規定等の増額)が厳しいから
 - 6. 助成金の受給資格がないから(労働関係の法令違反がある等)
 - 7. その他(具体的に)

付問(iii). 新たな適用を回避した理由は、何ですか(該当すべてに○)。

- 1. 総額人件費の増加につながるから
- 2. 短時間労働者自身が希望していないから
- 3. 親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから
- 4. その他(具体的に)

付問(iv). 上記で2を選択した場合、短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由は、
何だと思いますか(該当すべてに○)。

- 1. 手取り収入が減少するから
- 2. 配偶者控除を受けられなくなるから
- 3. 配偶者の会社から手当(配偶者手当や家族手当等)が支給されたい恐れがあるから
- 4. 健康保険の扶養から外れるから
- 5. (育児や介護、病気の事情で)働く時間を増やせないから
- 6. (自身で)社会保険に加入するメリットがわからないから
- 7. 会社側に(社会保険に加入したいという)希望を言い難いから
- 8. 周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから
- 9. その他(具体的に)

付問(v). 短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合には、
「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります(詳細は付問(ii)の※)。こうした
制度があることを、ご存知でしたか(1つに○)。

- 1. 知っていた
- 2. 知らなかった

IV 社会保険の今後の適用拡大等について

問 1 3. 今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大（例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等）が行われた場合、貴事業所ではどのような対応を行うと思いますか（1つに○）。

1. 適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらう → 付問①、回答後は問 1 4へ
2. 短時間労働者自身の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する） → 付問①～③へ
3. 短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する → 付問②及び③へ
4. 何とも言えない・分からない → 付問④へ

付問①. 新たに適用を拡大する理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 短時間労働者の必要人数が確保し難くなったから（人手不足だから）
2. 短時間労働者の人材の質が確保し難くなったから（人手不足だから）
3. 短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着を図りたいから
（短時間労働者を安価な労働力として、いくらかでも使える環境では無くなっていくから）
4. （正社員も採り難くなった）短時間労働者により高度な業務や責任等を任せたいから
（適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）
5. 適用を回避すると、業務等に支障が出るから（短時間労働者の離職等にもつながるから）
6. 適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから
7. その他（具体的に）

付問②. どのような方法で、適用を回避（一部適用・一部回避を含む）しますか（該当すべてに○）。

1. 短時間労働者を厳選し、適用拡大の対象者にはもつと長く働いてもらう一方、雇用者数を抑制する（正社員（短時間正社員）への転換を含む）
2. 適用要件に該当しないよう、短時間労働者の所定労働時間等を短くし、その分、より多くの（適用要件に該当しない）短時間労働者等を雇用する
3. 短時間労働者に任せている業務を、派遣契約や業務委託に切り換える
4. 短時間労働者に任せている業務を、省力化（機械化・自動化等）する
5. 短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外転移を含む）
6. その他（具体的に）

付問③. そうした対応で、事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思いますか（1つに○）。

1. 問題なく、確保できると思う
2. （今後の状況によっては）/実際には）難しい（確保できない）と思う
3. 何とも言えない・分からない

付問④. 対応方針は、どのような要素に依存して決まってくると思いますか（該当すべてに○）。

1. 労働力確保（人手不足等）の状況や見通し
2. 会社の業績や景気の見通し
3. 更なる適用拡大の内容や時期（事業・職場等への影響の大きさ）
4. 正社員も含めた労働法制の変化と見通し（長時間労働の抑制、同一労働同一賃金等）
5. 短時間労働者自身の希望
6. 業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況
7. 親会社の意向やグループ会社の動向
8. その他（具体的に）

回答後は問 1 4へお進みください。

問 1 4. 社会保険の適用範囲に対する見方について、教えてください。

付問①. 個人事業所の場合、業種によって社会保険の適用事業所となるかどうかが変わることに ついて、どう思いますか（1つに○）。

1. 納得できる
2. どちらかと言えば納得できる
3. どちらかと言えば納得できない
4. 納得できない
5. よく分からない

付問②. 企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なり、企業間で競争条件が異なることについて、どう思いますか（1つに○）。

1. 納得できる
2. どちらかと言えば納得できる
3. どちらかと言えば納得できない
4. 納得できない
5. よく分からない

V 短時間労働者の就業調整に対する見方等について

問 1 5. 貴事業所が必要な労働力を確保する上で、短時間労働者が所得税や社会保険、年金の支給等を意識して労働時間の長さ等を調整する、いわゆる「就業調整」はどの程度、影響していますか（1つに○）。

1. 大いに影響している
2. 一定程度、影響している
3. 特段、影響していない



付問①. 「就業調整」には多様な種類がありますが、貴事業所にとってはどの基準（所得税や社会保険、年金の支給等に係る適用基準）が、影響していると思いますか（該当すべてに○）。

1. 住民税の支払い義務を回避するための基準（100万円以下に抑制）
2. 自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準（10.3万円以下に抑制）
3. 配偶者控除の適用を受けるための基準（10.3万円以下に抑制）
4. 配偶者特別控除の適用を受けるための基準（10.3万円超14.1万円未満に抑制）
5. 配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準（130万円未満に抑制）
6. 雇用保険の加入を回避するための基準（週20時間未満に抑制）
7. 社会保険の加入を回避するための基準（週30時間未満等に抑制）
8. 社会保険の加入を回避するための基準（週20時間未満や月額賃金8.8万円未満に抑制）
9. 所得税の適用税率を低く抑えるための基準（19.5万円以下に抑制）
10. 一定額を超えると配偶者の勤務先から手当（配偶者手当、家族手当等）をもらえなくなることを回避するための基準
11. 受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にする基準
12. その他（具体的に）

付問②. 上記で○を付けたうち、もっとも影響が大きい基準は何だと思いますか（番号を記入）。

6 常時5人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は、社会保険の適用事業所となりますが、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ピルサ博業等）や農業、漁業等は、その限りではありません（なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより、任意適用事業所となります）。

Ⅶ 兼業・副業規制等について

問18. 貴事業所では、兼業・副業規制（許可なく他人に雇入れられることや、在職のまま他の職業に従事すること等の禁止）を定めていますか（1つに○）。

1. 就業規則で定めている
2. 内部の規程で定めている
3. 特段、定めていない

付問①. 兼業・副業規制の適用範囲を、教えてください（該当すべてに○）

正社員 (無期契約) *	正社員 (正社員の) 定年後、再雇用者	フルタイム労働者 (1, 2以外)	短時間労働者 (1, 2以外)
1	2	3	4

* 短時間正社員を含みます。

付問②. 規制の有無に依らず、貴事業所として兼業・副業の実態をどの程度、把握していますか（1つに○）。

1. ほとんど把握している
2. ある程度、把握している
3. 把握していない

付問③. 一般に、労働者が兼業・副業を行っている場合に、兼業・副業先の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通過して、社会保険の適用可否を判断することについて、どのように考えますか（それぞれ1つに○）。

A. 兼業・副業の 拡大につながる	1	2	3	4	5
A. 人材の確保・定着につながる	1	2	3	4	5
A. 社会保険料負担の増加よりも、 人材の確保を優先したい	1	2	3	4	5

Q. 本調査にご協力いただいた御礼として、調査結果の 要約版報告書（無料）の送付を希望されますか。	1	希望する	2	希望しない
Q. 社会保険の適用拡大への対応状況について、貴社を訪問し、 より詳しいお話を伺いすることは可能でしょうか。	1	応じてほしい	2	応じたくない

○ 上記のいずれかで「1」と回答された場合は、ご送付先・ご連絡先を教えてください。

貴社名：
ご住所：
TEL：
e-mail：
ご記入者のお名前：

ご回答いただき、誠に有り難うございました。

添付の返信用封筒（切手不要）へ入れ、平成29年8月9日（水曜）までにポストにご投函ください。

問16. 社会保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうかについて、貴事業所ではどのように感じていますか（1つに○）。

1. 非常に有効だと思う
2. どちらかといえば有効だと思う
3. 何とも言えない・分からない
4. どちらかといえば関係ないと思う
5. 全く関係ないと思う

Ⅷ 配偶者手当の状況について

問17. 貴事業所では、配偶者手当（※）を支給していますか（1つに○）。

※配偶者がいる労働者を対象に、支給している手当を指します。「配偶者手当」「家族手当」「扶養手当」等、名称は問いません。

1. 支給している

2. 過去5年間に廃止した

3. 以前（5年以上前）から、支給していない

問18へ
お進みください。

付問①. 過去5年間に、見直しを行いましたか（1つに○）。

1. 見直し（縮小）を行った
2. 見直し（拡大）を行った
3. 見直しは特段、行っていない

付問②. 今後、見直しの予定はありますか（1つに○）。

1. 見直しを予定している
2. 見直しの予定はないが、今後検討する
3. 見直しは、全く考えていない

付問①及び②とも「3」を選択された場合は、
付問（ii）へお進みください。

付問（i）. どのような見直しを行いましたか（どのような見直しを予定していますか）（該当すべてに○）。

1. 基本給に配偶者手当の原資を充当
2. 子ども等の扶養家族（配偶者を除く）に対する手当に、配偶者手当の原資を充当
3. 資格や能力等に応じて支給する手当に、配偶者手当の原資を充当
4. 配偶者手当の支給対象要件（収入要件）の引上げ
5. 配偶者手当の支給水準の引下げ
6. 配偶者手当の廃止
7. その他（具体的に

付問（ii）. 貴事業所の配偶者手当に、収入要件はありますか（過去5年間に廃止した場合、収入要件はありましたか）（1つに○）。

1. ある（あった）
2. ない（なかった）

付問. 現在、支給している配偶者手当の、収入要件はどうなっていますか（1つに○）。

1. 1.03万円（配偶者控除の適用を受けるための基準）
2. 1.30万円（配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準）
3. 1.50万円（配偶者控除等を満額受けるための基準（※年より引上げ予定）
4. その他（具体的に

(短時間労働者用調査票)

社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査

＜調査へのご協力をお願い＞

1. 本調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である 独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省（年金局年金課・雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課・職業安定局派遣・有期労働対策部企画課）からの研究要請を受けて実施するものです。今後の政策に反映するための、重要な調査となりますので、ご多忙のなか誠に恐縮に存じますが、ご協力のほど何卒お願い申し上げます（※http://www.jil.go.jp/）。
2. 調査票は、全国から無作為に抽出された事業所で働く、1週間の所定労働時間がいわゆる正社員（フルタイム）より短い、短時間労働者（もしくは短時間労働者から正社員に転換された方）に配付しています（準社員やパート、嘱託など呼称は問いません）。特に断りのない場合、平成29年6月末現在の状況についてご記入ください。
3. ご回答はすべて数値化され、統計的に処理されます。個人が特定されたり、個別の情報が他に漏れることは一切、ございませんので、ありのままをご記入ください。
4. ご回答は、「問＊へお進みください」といった接続に注意しながら、順を追って次の設問へお進みください。また、「1」に○「該当すべてに○」「数値を記入」など、方法の指定に沿ってご回答ください。なお、○を付ける際は、選択肢の番号を○で囲んでください。「その他」を選択される場合は、具体的な内容を（ ）にご記入ください。
5. ご回答が済みましたら、別添の返信用封筒（切手は不要）へ入れ、平成29年8月9日（水曜）までにご郵便ポストにご投函ください。
6. 調査票の発送、回収、入力には、実査機関である株式会社 タイム・エージェンツに委託しています。ご不明点等はご照会内容に並び、下記の担当までお願い申し上げます。

【調査の趣旨・内容について】

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
 調査部 担当：渡辺、新井、萩野
 (TEL: 03-5303-6286/6287/6281) (土日祝日を除く 9:00~17:30)

【調査票の記入方法・締め切期など実査について】
 株式会社 タイム・エージェンツ
 調査本部 担当：小平、高田、梶谷、上田
 (TEL: 03-5459-1590) (土日祝日を除く 10:00~18:00)

I 回答者について

問1. あなたの属性を教えてください。

- (1) 性別 (1つに○) 1. 男性 2. 女性
- (2) 年齢 (数値を記入) 満 () 歳
- (3) 婚姻状況 (1つに○) 1. 既婚 2. 未婚 3. 離婚・死別
- (4) あなたは現在、自分を盒めて何人でお住まいですか (数値を記入)。

2人以上の場合は、付問もご記入ください
 付問①. 同居のうち、被扶養者(※)は何人ですか (数値を記入)。
 ※健康保険の被扶養者とはします。

人

- 付問②. どなたと同居していますか (該当すべてに○)。
1. 配偶者
 2. 子ども
 3. 親
 4. 兄弟姉妹
 5. その他

付問③. 一番下の子どもの年齢は、いくつですか (1つに○)。

1. 3歳未満
2. 3歳以上～小学校就学前
3. 小学校低学年(1～3年生)
4. 小学校高学年(4～6年生)
5. 中学生
6. 高校生以上

(5) 世帯主からみて、あなたの続柄は何ですか (1つに○)。

1. 世帯主本人
2. 世帯主の妻または母
3. 世帯主の父または母
4. 世帯主の子ども
5. 世帯主の孫
6. その他

問2. あなたの世帯の、昨年1年間(平成28年1月1日～1月31日)の税込み年収は、どれくらいでしたか (1つに○)。

1. 200万円未満
2. 200万円以上 300万円未満
3. 300万円以上 400万円未満
4. 400万円以上 500万円未満
5. 500万円以上 600万円未満
6. 600万円以上 700万円未満
7. 700万円以上 800万円未満
8. 800万円以上 900万円未満
9. 900万円以上 1,000万円未満
10. 1,000万円以上

II 就業状況について

問3. あなたが働くのを辞めると、家計はどうなりますか (1つに○)。

1. 日々の生活が維持できなくなる
2. 日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる
3. 日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる
4. 自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる
5. 自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる
6. 自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わることはない

問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由は何ですか (該当すべてに○)。

1. 自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから
- 労働時間や出勤日数が短いから
- 就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから
- 軽易な仕事をしたいから
- 辞めやすいから
- 休みやすいから
- 時間を有効に使えるから
- 資格・技能を活かして働きたいから
- 企業や職場、組織に拘束されたくないから
- すぐに働き始めたいから
1. 正社員としての働き口が見つからなかったから
2. 育児・介護等の事情があるから
3. 正社員として働くことを家族に反対されているから
4. 正社員として働くことが体力的に難しいから
5. 通勤が容易だから
6. 転勤がないから
7. 他に本業があるから・副業できるから
8. その他(具体的に)

1 短時間労働者から正社員に転換された方は、短時間労働者として働いていた当時の理由をお答えください。

II 社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等について

問12. 短時間労働者に対する、厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成28年(昨年)10月1日(規模500人以下の地方公共団体の場合は平成29年4月1日)より、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用員込み期間が1年以上の、すべての要件を満たす者(但し学生は除く)に拡大されました。これに伴い、あなたの働き方は変化しましたか(1つに○)。

1. 変わった
2. まだ変わっていないが、今後については検討している
3. 特に変わっておらず、今後、変える予定も無い

付問. 働き方は、具体的にどう変化しましたか(1つに○)。

1. 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、(短時間労働者のまま)所定労働時間を延長した(して良かった)
2. 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、正社員に転職した(して良かった)
3. 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、それまで働いていた会社を辞めて転職した
4. 厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した(して良かった)
5. 厚生年金・健康保険が適用されないよう、それまで働いていた会社(大企業等)を辞めて(社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に)転職した
6. その他(具体的に)

付問(i). 厚生年金・健康保険に加入した理由を教えてください(該当すべてに○)。

1. 保険料の負担が軽くなるから
2. 将来の年金額を増やしたいから
3. 障がい・遺族年金が充実するから
4. 医療給付(傷病や出産時の手当金)が充実するから
5. もっと働いて収入を増やしたい(維持したい)から
6. (育児や介護の負担、病気の軽減等で)、より長く働けるようになったから
7. 会社側から言われたから
8. 周囲の人(家族や同僚等)に勧められたから
9. その他(具体的に)

付問(ii). 厚生年金・健康保険に加入しなかった理由を教えてください(該当すべてに○)。

1. 手取り収入が減少するから
2. (自身で保険料を納めて)加入するメリットが分からないから
3. 配偶者控除を受けられなくなるから
4. 配偶者の会社から手当(配偶者手当や家族手当)が支給されない恐れがあるから
5. 健康保険の扶養から外れるから
6. (育児や介護、病気の事情で)働く時間を増やせないから
7. 会社側から言われたから
8. 周囲の人(家族や同僚等)に勧められたから
9. 会社側に(社会保険に加入したい)希望を言い難かったから
10. 周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思っているから
11. その他(具体的に)

付問. 厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、あなたの働き方が変化する以前の、1日の所定労働時間と就業時間の長さ、1週間の出勤日数は、(平均的に)どれくらいでしたか(それぞれ数値を記入)。

1. 日の所定労働時間 () 時間 () 分
 1. 日の就業時間 () 時間 () 分
 1. 週間の出勤日数 () 日

問5. 現在の会社で、短時間労働者として働き始めてから、どれくらいの期間になりますか。
 1. 6ヶ月未満
 2. 6ヶ月以上 1年未満
 3. 1年以上 3年未満
 4. 3年以上 5年未満
 5. 5年以上 10年未満
 6. 10年以上

付問. あなたは、現在の会社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」ですか(1つに○)。

1. はい
2. いいえ

問6. 現在の職種は、何ですか(複数の仕事をしている場合でも、主なもの1つに○)。

1. 管理職
2. 専門・技術職(医療関係)
3. 専門・技術職(介護関係)
4. 専門・技術職(教育関係)
5. 事務職
6. 販売職(営業を含む)
7. サービス職(介護関係)
8. サービス職(飲食関係)
9. サービス職(その他)
10. 警備・保安職
11. 製造・生産工程職
12. 輸送・運転職
13. 建設・採掘職
14. 清掃等労務職
15. その他

問7. 雇用契約には、期間の定めがありますか(1つに○)。

1. 期間の定めがある
2. 期間の定めはない
3. 分からない

問8. 1日の所定労働時間の長さは、(平均的に)どれくらいですか(数値を記入)。

※休憩時間や残業時間は、含めないでください。() 時間 () 分

付問. 残業することはありますか(1つに○)。

1. ある
2. ない

付問. 1. ある 1. 日の残業時間は、(平均的に)どれくらいですか(数値を記入)。() 時間 () 分

問9. 1週間の出勤日数は、(平均的に)どれくらいですか(数値を記入)。() 日

問10. 現在の会社からの税込み月収は、(平均的に)いくらですか(数値を記入)。主な内訳として、基本給と残業代についても併せて教えてください。

税込み月収は () 万 () 円くらい

↑

そのうち、基本給は () 万 () 円くらい
 残業代は () 万 () 円くらい

付問. 税込み月収から、税金や社会保険料等を除いた手取りの月収は、(平均的に)いくらですか(数値を記入)。
 手取り月収は () 万 () 円くらい

問11. 賞与の支給はありますか(1つに○)。

1. ある
 2. ない
 3. 分からない
- 付問. 直近1年間の支給額は、いくらですか(数値を記入)。() 万 () 円くらい

問13. あなたは現在、社会保険（年金及び医療保険）に、どのような形で加入していますか（1つに○。3あるいは4を選択する場合は、年金と医療保険のそれぞれに○）。

	年金	医療保険
厚生年金保険に、本人が加入している者（第2号被保険者） ／被用者（健康）保険に、本人が加入している者	1	→ 問14へお進みください。
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第3号被保険者） ／家族が加入する被用者（健康）保険の被扶養者である	2	
20歳以上60歳未満で、第2号又は第3号被保険者でない者 （第1号被保険者）／国民健康保険に加入している者	3	
その他	4	

付問 (問12で緩和された) 厚生年金・健康保険の適用基準が、今後更に緩和され(※)、あなたの現在の働き方が適用対象になったら、ご自身の働き方をどうお考えですか（1つに○）。

※平成31年9月までに更なる適用拡大を行うことについて、検討することになっています。

1. 変えると思う
 2. 変えないと思う
 3. 分からない
- 付問①. 働き方をどのように、変更するお考えですか（該当すべてに○）。
1. 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やす
 2. 厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く（働きたい）
 3. 厚生年金・健康保険が適用されるよう、（短時間労働者のまま）働く時間を増やすが、手取り収入が減らない程度の時間増に抑える
 4. 厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす
 5. 自営業や個人請負等の独立した形態で働く（内職を含む）
 6. 働くことをやめる
 7. その他（具体的に）
 8. 分からない・何とも言えない

付問②. 働く時間をどの程度、増やしたいですか（増やしたい時間・日数分の、数値を記入）。

1. 日目の所定労働時間で () 時間 () 分程度

2. 1週間の出勤日数で () 日程度

付問 (i) . 厚生年金・健康保険への加入を、希望する理由を教えてください（該当すべてに○）。

1. 保険料の負担が軽くなるから
2. 将来の年金額を増やしたいから
3. 障がい・遺族年金が充実するから
4. 医療給付（傷病や出産時の手当金）が充実するから
5. 収入を増やしたい（維持したい）から
6. その他（具体的に）

付問 (ii) . 厚生年金・健康保険への加入を、希望しない理由を教えてください（該当すべてに○）。

1. 手取り収入が減少するから
2. 配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから
3. 配偶者の会社から手当（配偶者手当や家族手当等）が支給されない恐れがあるから
4. 健康保険の扶養から外れるから
5. (育児や介護、病気等の事情で) 働く時間を増やせないから
6. (自身で) 加入するメリットが分からないから
7. 会社側に（社会保険に加入したいという）希望を言い難いから
8. 周囲の動向を見てから、加入をどうするか決めようと思うから
9. その他（具体的に）

問14. 厚生年金・健康保険の適用拡大（問12）の前後で、あなたに適用される年金保険の種類は、変わりましたか（1つに○）。

1. 変わった
 2. 特に変わっていない
- 問15へお進みください。
- 付問①. 以前の年金保険の種類は、何でしたか（1つに○）。
1. 第1号被保険者
 2. 第3号被保険者
 3. その他

付問②. 厚生年金・健康保険の適用拡大（問12）の前後で、税金や社会保険料を除いた手取りの月収は、どう変化しましたか（1つに○）。

1. 増えた
 2. 減った
 3. 特に変わっていない
- 問15へお進みください。

付問 (i) . 手取りの月収の増減分は、いくらくらいですか（数値を記入）。

() 万 () 円くらい

付問 (ii) . 手取りの月収が「減った」場合にも同様に伺います。減少分を補うため、他の会社でも働いたり、副業を始めたか（1, 2は該当すべてに○ あるいは3に○）。

1. 他の会社でも働き始めた
2. (1以外の) 副業を始めた
3. 始めていない

問15. 就業調整（年収や労働時間の調整）を行っていますか（1つに○）。

1. 行っている
 2. 行っていない
- 問16へお進みください。

付問. 就業調整の具体的な内容は、何ですか（該当すべてに○）。

※会社の都合により就業調整している場合でも、該当する調整内容に○を付けてください。

1. 住民税がかからないよう、自身の収入を100万円以下に抑えている
2. 自身の収入に所得税がかからないよう、非課税限度額（103万円）以下に抑えている
3. 配偶者の所得税について配偶者控除が受けられるよう、自身の収入を103万円以下に抑えている
4. 配偶者特別控除が受けられるよう、自身の収入を103万円超141万円未満に抑えている
5. 配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できるよう、自身の収入を130万円未満に抑えている
6. 雇用保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満に抑えている
7. 社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を正社員の4分の3未満に抑えている
8. 社会保険に加入しなくて済むよう、週の所定労働時間を20時間未満、月額賃金を8,800円未満等に抑えている
9. 所得税の適用税率を低く抑えられるよう、自身の収入を195万円以下に抑えている
10. 配偶者の勤務先から手当（配偶者手当や家族手当等）がもらえるようにしている（103万円・130万円以下等）
11. 受給している公的年金が支給停止にならないよう（あるいは減額率が小さくなるよう）にしている
12. その他（具体的に）

付問. 来年から、配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の103万円から150万円に引き上げられます。これに伴い、あなたのご自身の働き方をどうお考えですか（1つに○）。

1. 変えると思う
2. 変えないと思う
3. 分からない

付問. 働き方をどのように、変更するお考えですか（該当すべてに○）。

1. 自身の収入が103万円超～130万円以下に収まるよう、少しだけ働く時間を増やす
2. 自身の収入が130万円超～150万円以下に収まるよう、働く時間を増やす
3. 自身の収入が150万円を超えるよう、働く時間を大幅に増やす
4. その他（具体的に）

IV 社会保険の適用や転職経験について

問 1 6. 社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。

付問①. 個人事業所に勤める場合、業種によって、(同じ働き方でも) 社会保険が適用されるかどうかが変わってくる? 2 ことについて、どう思いますか (1 つに○)。

1. 納得できる
2. どちらかと言えれば納得できる
3. どちらかと言えれば納得できない
4. 納得できない
5. よく分からない

付問②. 企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なることについて、どう思いますか (1 つに○)。

1. 納得できる
2. どちらかと言えれば納得できる
3. どちらかと言えれば納得できない
4. 納得できない
5. よく分からない

問 1 7. 転職経験はありますか (1 つに○)。ある場合、回数も教えてください (数値を記入)。

付問①. 正社員の経験はありますか (1 つに○)。 1. ある () 回 2. ない

付問②. もっとも長く働いた会社での、勤続年数はどれくらいですか (数値を記入)。

() 年 () 月 () 日 () 年 () 月 () 日

問 1 8. 社会保険に加入することができる条件が掲げられた求人について、あなたはどのように感じていますか (1 つに○)。

1. 非常に魅力的だと思う
2. どちらかといえば、魅力的だと思う
3. どちらかといえば、魅力的ではないと思う
4. 全く魅力的ではないと思う
5. 何とも言えない・分からない

問 1 9. あなたは、現在の会社での仕事以外に、他の会社でも働いたり、本業・副業を持つなど、仕事を掛け持ちしていますか (1 つに○)。

1. している 2. していない

→ 問 2 0 へお進みください。

付問①. 現在の会社での仕事以外に、掛け持ちしている仕事は何ですか (該当すべてに○)。

1. 正社員
2. 契約・嘱託等のフルタイム労働者 (1 週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ)
3. パート・アルバイト等の短時間労働者 (1 週間の所定労働時間が正社員より短い)
4. 派遣労働者
5. 自営業や個人請負など独立した形態 (内職を含む)
6. 会社等の役員
7. 家業 (農業を含む) の手伝い
8. その他 (具体的に)

2 常時5人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は、社会保険の適用事業所となりますが、サービスの一部(クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等)や農業、漁業等は、その限りではありません(なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより、任意適用事業所となります)。

付問②. 仕事を掛け持ちしている理由は、何ですか (該当すべてに○)。

1. 一つの仕事では、日々の生活を維持できないから
2. (一つの仕事でも生活は維持できるが) もっと収入を増やしたいから
3. 住宅ローンや仕送り教育費等を捻出したいから
4. 社会保険等の負担を回避するため
5. 時間が有効に活用したいから
6. 自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから
7. 転職・独立したいから
8. 仕事を頼まれ、断れなかったから
9. その他 (具体的に)

付問③. 現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事に、1週間に(平均して)どれくらい従事していますか (数値を記入)。() 時間くらい

付問④. 現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事による月収は、(平均的に)どれくらいですか (数値を記入)。() 万円くらい

付問⑤. 仕事を掛け持ちしていることを、勤務先に報告していますか (1 つに○)。

1. している
2. していない

付問⑥. 掛け持ちしている仕事の労働条件 (所定労働時間の長さや月額賃金等) を通算して、社会保険の適用を判断することについて、どのように考えますか (1 つに○)。

1. 望ましいこと (必要) だと思う
2. 望ましくないこと (必要ない) と思う
3. 何とも言えない・分からない

問 2 0. あなたご自身の昨年1年間 (平成28年1月1日～12月31日) の税込み年収 (掛け持ちしている場合は、すべての仕事を合算) は、どれくらいでしたか (1 つに○)。

1. 6.5万円未満
2. 6.5万円以上 7.0万円未満
3. 7.0万円以上 8.0万円未満
4. 8.0万円以上 9.0万円未満
5. 9.0万円以上 10.0万円未満
6. 10.0万円以上 10.3万円未満
7. 10.3万円以上 13.0万円未満
8. 13.0万円以上 14.1万円未満
9. 14.1万円以上 15.0万円未満
10. 15.0万円以上 19.5万円未満
11. 19.5万円以上 3.0万円未満
12. 3.0万円以上 6.95万円未満
13. 6.95万円以上 9.00万円未満
14. 9.00万円以上

問 2 1. 平成29年1月から、専業主婦や公務員を含めて基本的に60歳未満のすべての人が、「個人型確定拠出年金制度 (i De Co)」を利用できるようになりました。あなたはこれを、利用していますか (1 つに○)。

1. 既に利用している
2. 今後、利用する予定がある
3. 未だ利用していないが、今後については分からない
4. 利用しておらず、今後の予定もない

ご回答いただき、誠に有り難うございました。
添付の返信用封筒(切手不要)へ入れ、平成29年8月9日(水曜)までにポストにご投入ください。

付属統計表・目次

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(事業所調査)結果

※ページ数は原則、単純(基礎)集計結果。該当するクロス集計結果もある場合は()内に記載。

問1. 事業所の概要	153
付問. 企業全体の概要	153(165～166)
問2. 短時間労働者の雇用状況	154(167)
付問. 短時間労働者の人数割合	154
付問. 短時間労働者の今後の雇用見込み	154(167)
問3. 短時間労働者を雇用している理由(M.A.)	154(168)
問4. 短時間労働者を活用している職種(M.A.)	154(169)
付問. 人数がもっとも多い職種	154
問5. 短時間労働者の平均勤続年数	154
付問. 勤続年数が5年以上の人数割合	154
問6. 短時間労働者の国民年金(基礎年金)の加入状況(M.A.)	154
付問①. 被保険者区分別の人数	155
付問②. 被保険者区分別の年収分布	155
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分	156(170)
問8. 制度特例の認知度	156(170)
付問①. 制度特例要件に該当する短時間労働者の雇用状況・予定	156(171)
付問②. 制度特例の活用意向	156(171)
付問(i). 制度特例の適用を申請した理由(M.A.)	156(172)
付問(ii). 制度特例の適用を申請しない理由(M.A.)	156(173)
付問(iii). 分社化や雇用者抑制等の実施状況	157(173)
問9. 社会保険の適用拡大に伴う、雇用管理上の見直し状況	157(174)
付問①. 具体的な見直し内容(M.A.)	157(175～176)
付問②. もっとも優先した見直し内容	157(177～178)
付問③. 見直しの実施時期	157(179)
付問(i). 社会保険の適用を拡大した理由(M.A.)	158(180～181)
付問(ii). (社会保険の適用を拡大した場合の)キャリアアップ助成金の活用状況	158(182)
付問. キャリアアップ助成金を活用しなかった理由(M.A.)	158(182)
付問(iii). 社会保険の新たな適用を回避した理由(M.A.)	158(183)
付問(iv). 短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由(M.A.)	158(184～185)
付問(v). (社会保険の新たな適用を回避した場合の)キャリアアップ助成金の認知度	159(186)
問10. 適用拡大対象の短時間労働者に対する説明時期	159(186)
問11. 平成28年4月～平成29年3月末迄における社会保険の適用拡大状況(人数ベース)	159

問12. 適用拡大に伴う短時間労働者の所定労働時間や雇用者数の変化	160(187～188)
付問①. 必要な総労働力の確保状況	160(188)
付問②. 適用拡大後の職場の変化	160
問13. 社会保険の更なる適用拡大に伴う対応意向	161(189)
付問①. 社会保険の適用を拡大する理由(M.A.)	161(190～191)
付問②. 社会保険の適用回避方法(M.A.)	161(192)
付問③. (社会保険の新たな適用を回避する場合の)必要な総労働力の確保見通し	161(193)
付問④. 対応方針の依存要素(M.A.)	161(194～195)
問14付問①. 社会保険の適用範囲が業種で異なることに対する考え方	162(196)
問14付問②. 社会保険の適用範囲が企業規模で異なることに対する考え方	162(197)
問15. 必要な労働力を確保する上での「就業調整」の影響	162(198)
付問①. 影響している「就業調整」の種類(M.A.)	162(199)
付問②. もっとも影響が大きい基準	162(200)
問16. 社会保険に加入できる求人の人材確保上の有効性	162(198)
問17. 配偶者手当の支給状況	163(201)
付問①. 過去5年間の見直し状況	163(201)
付問②. 今後の見直し予定	163(202)
付問(i). 実施した(予定している)見直し内容(M.A.)	163(202)
付問(ii). 配偶者手当の支給に当たっての収入要件	163(203)
付問. 現在、支給している配偶者手当の収入要件	163(203)
問18. 兼業・副業規制の規定状況	163(204)
付問①. 兼業・副業規制の適用範囲(M.A.)	164(204)
付問②. 兼業・副業の実態の把握状況	164(205)
付問③. 兼業・副業先の労働条件を通算して社会保険の適用可否を判断することに対する見解	164(205～207)

「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(短時間労働者調査)結果

※ページ数は原則、単純(基礎)集計結果。該当するクロス集計結果もある場合は()内に記載。

問1. 回答者の属性	208(217～219)
問2. 世帯全体の昨年1年間の税込み年収	208(220)
問3. 自身が働くのを辞めた場合の家計に対する影響	208(219)
問4. 短時間労働者として働いている理由(M.A.)	209(221)
問5. 現在の会社における短時間労働者としての勤続期間	209
付問. 定年再雇用者か否か	209
問6. 現在の職種	209(222)
問7. 雇用契約における期間の定めの有無	209(223)

問 8. 1 日の(平均的な)所定労働時間の長さ等	209 (223～224)
問 9. 1 週間の(平均的な)出勤日数	209 (225)
問 10. 現在の会社からの(平均的な)税込み月収	210 (226～228)
付問. 税金や社会保険料等を除いた(平均的な)手取り月収	210 (229)
問 11. 賞与の支給状況	210 (230)
付問. 直近 1 年間の支給額	210 (231)
問 12. 社会保険の適用拡大に伴う働き方の変更状況	211 (232)
付問. 働き方の具体的な変更内容	211 (233)
付問(i). 厚生年金・健康保険に加入した理由(M.A.)	211 (234～235)
付問(ii). 厚生年金・健康保険に加入しなかった理由(M.A.)	211 (236～237)
付問. 働き方が変化する以前の 1 日の(平均的な)所定労働時間の長さ等	211～212
問 13. 社会保険(年金及び医療)の加入状況	212 (238)
付問. 社会保険の更なる適用拡大に伴う働き方の変更意向	212 (239)
付問①. 働き方の変更内容(M.A.)	212 (240～241)
付問②. 働く時間を増やしたい場合の 1 日の所定労働時間の長さ等	213
付問(i). 厚生年金・健康保険への加入を希望する理由(M.A.)	213 (242)
付問(ii). 厚生年金・健康保険への加入を希望しない理由(M.A.)	213 (243～244)
問 14. 社会保険の適用拡大前後における年金保険の種類の変化	213 (245)
付問①. 以前の年金保険の種類	213 (245)
付問②. 手取り月収の変化	214 (246)
付問(i). 手取り月収の増減額	214
付問(ii). 手取り月収が「減った」場合の副業等の開始状況	214 (246)
問 15. 就業調整の実施状況	214 (247)
付問. 就業調整の具体的な内容(M.A.)	214 (248)
付問. 配偶者控除等を満額受けられる年収の上限引上げに伴う働き方の変更意向	214 (249)
付問. 働き方の具体的な変更内容(M.A.)	214 (249)
問 16. 社会保険の適用範囲に対する見方	
付問①. 業種による違い	215 (250)
付問②. 規模による違い	215 (251)
問 17. 転職経験の有無と回数	215 (252)
付問①. 正社員の経験有無	215 (252)
付問②. もっとも長く働いた会社での勤続年数	215
問 18. 社会保険に加入できる求人に対する評価	215 (253)
問 19. 仕事の掛け持ち状況	215 (254)
付問①. 掛け持ちしている仕事の内容(M.A.)	215 (255～256)
付問②. 仕事を掛け持ちしている理由(M.A.)	216 (257～258)

付問③. 掛け持ちしている仕事に従事している時間の長さ	216 (259～260)
付問④. 掛け持ちしている仕事による(平均的な)月収	216 (261～262)
付問⑤. 仕事の掛け持ちに係る勤務先への報告状況	216 (263)
付問⑥. 掛け持ちしている仕事の労働条件を通算して、社会保険の適用を判断することに対する 見方	216 (264)
問 20. (掛け持ちしている仕事も合算した)自身の昨年1年間の税込み年収	216 (265)
問 21. 「個人型確定拠出年金制度(iDeCo)」の利用状況・意向	216 (266)

<統計利用上の注意>

1. 上段に n 数、下段に構成比(%)を掲載している。－は回答が無かったものを指す。
2. 「総数」には属性が不明の企業が含まれている。
3. 構成比は、表章単位未満を四捨五入している。
そのため、内訳構成比(%)の合算が必ずしも 100%あるいは総計に一致しないこともある。

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」 (事業所調査)結果

単純(基礎)集計結果

問1. 貴事業所について教えてください。

(主たる業種)

※事業所が複数ある場合でも、売上高がもっとも大きい1つのみ選択、と注釈。

	全有効回答事業所計	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業	小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	サービス業 (他に分類されないもの)	公務	その他	無回答	卸売業、小売業計	サービス業計
n数	5,523	700	718	44	82	212	525	534	196	94	167	276	96	286	886	66	483	76	14	68	1,059	1,088
%	100.0	12.7	13.0	0.8	1.5	3.8	9.5	9.7	3.5	1.7	3.0	5.0	1.7	5.2	16.0	1.2	8.7	1.4	0.3	1.2	19.2	19.7

(事業所に於ける雇用者の規模)

	全有効回答事業所計	30人以下	31~50人	51~100人	101~500人	501人以上	以上、1001人以上	無回答
n数	5,523	1,797	2,097	993	195	216	142	83
%	100.0	32.5	38.0	18.0	3.5	3.9	2.6	1.5

(所在地)

	全有効回答事業所計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
n数	5,523	304	77	78	112	61	87	82	90	60	79	179	126	710	234	128	64	87	37	32	129	96	151	331	81
%	100.0	5.5	1.4	1.4	2.0	1.1	1.6	1.5	1.6	1.1	1.4	3.2	2.3	12.9	4.2	2.3	1.2	1.6	0.7	0.6	2.3	1.7	2.7	6.0	1.5

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
n数	55	92	424	194	25	29	32	36	115	176	72	30	51	65	40	225	54	55	61	43	35	65	47	87
%	1.0	1.7	7.7	3.5	0.5	0.5	0.6	0.7	2.1	3.2	1.3	0.5	0.9	1.2	0.7	4.1	1.0	1.0	1.1	0.8	0.6	1.2	0.9	1.6

(所在地ブロック)

	全有効回答事業所計	北海道	東北	甲信関東	南関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	無回答
n数	5,523	304	497	390	1,249	316	659	819	431	186	585	87
%	100.0	5.5	9.0	7.1	22.6	5.7	11.9	14.8	7.8	3.4	10.6	1.6

問1付問. 企業全体について教えてください。

(回答事業所を含めた)企業全体の雇用者の規模

	全有効回答事業所計	30人以下	31~50人	51~100人	101~500人	501人以上	以上、1001人以上	無回答
n数	5,523	80	607	1,944	742	836	1,051	263
%	100.0	1.4	11.0	35.2	13.4	15.1	19.0	4.8

(直前の事業年度の経常利益額)

※「営業利益」+「営業外収益」-「営業外費用」と注釈。

	全有効回答事業所計	5万円未満	50万円未満	100万円未満	100万円以上	100万円以上	100万円以上	無回答
n数	5,523	616	1,048	487	1,385	510	834	643
%	100.0	11.2	19.0	8.8	25.1	9.2	15.1	11.6

(経常利益額の3年前との比較)

	全有効回答事業所計	増(大)加した (+15%以上)	増(中)加した (+5%未満)	増(小)加した (±5%未満)	横ばい (±5%未満)	減少した (-5%未満)	減少(大)した (-15%以上)	4事業所の設立から 4年未満である	無回答	増加した計	減少した計
n数	5,523	1,238	890	1,069	642	964	38	682	2,128	1,606	
%	100.0	22.4	16.1	19.4	11.6	17.5	0.7	12.3	38.5	29.1	

(労使関係)

	全有効回答事業所計	労働組合がある	労働組合代表があるが、労働組合ではない	定期的な労使協議がある	定期的な労使協議もない	無回答	労働組合がある計	労働組合がない計
n数	5,523	1,360	480	1,362	2,106	215	1,840	3,202
%	100.0	24.6	8.7	24.7	38.1	3.9	33.3	58.0

(労働組合がある場合の組合員範囲)

	事業所計	正社員(無期契約)含むと注釈	正社員(無期契約)の定年後、再雇用者	フルタイム労働者(正社員以外)	パート労働者(正社員以外)	短時間労働者(正社員以外)	無回答	平均選取数
(複数回答)								
n数	1,840	1,803	487	388	322	9	1.6	
%	100.0	98.0	26.5	21.1	17.5	0.5		

問2 貴事業所では、週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い、短時間労働者※を雇用していますか。調査シリーズNo.182

※呼称は問わない。また、正社員を定年退職した再雇用者についても、週の所定労働時間が短い場合は含めると注釈。

	事業有効回答	雇用している	雇用していない	無回答
n数	5,523	3,630	1,863	30
%	100.0	65.7	33.7	0.5

問2付問 全雇用者に占める、短時間労働者の人数割合はどれくらいですか。

	事業所計	1割未満	3割未満	5割未満	7割未満	9割未満	9割以上	無回答
n数	3,630	1,614	917	417	329	247	50	56
%	100.0	44.5	25.3	11.5	9.1	6.8	1.4	1.5

問2付問 今後、短時間労働者を雇用する予定はありますか。

	事業所計	ある	ない(未定を含む)	無回答
n数	1,863	156	1,642	65
%	100.0	8.4	88.1	3.5

問3 短時間労働者（定年再雇用者を含む）を雇用している理由は、何ですか。

(複数回答)	短時間労働者を雇用している事業所計	人手を集めやすいから(採用手続きが簡単だから)	採用、確保が困難だから	正社員(フルタイム)の採用、確保が困難だから	経験・知識・技能のある人を活用したいから	1日の忙しい時間帯に対応するため	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため(長い営業時間に対応するため)	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	仕事内容が簡単だから	責任が軽い仕事だから	(手当や賞与等が必要ないから)	賃金が割安だから	社会保険の負担が少なく済むから	雇用調整が容易だから	女性や高齢者を活用するため	法律上の雇用義務(高年齢者雇用)	その他(育児介護休業法など)	学生アルバイトや若年フリーターを活用するため	外国人や障がい者を活用するため	その他※	無回答	平均選択数
n数	3,630	777	1,098	1,292	1,329	507	587	732	412	778	469	287	1,079	353	290	237	281	134	3.0			
%	100.0	21.4	30.2	35.6	36.6	14.0	16.2	20.2	11.3	21.4	12.9	7.9	29.7	9.7	8.0	6.5	7.7	3.7				

※「本人が短時間希望している(フルタイムを希望しない)ため」「特殊な業務のため」「定数のため」等の自由記述があった。

問4 短時間労働者（定年再雇用者を含む）を活用している職種は、何ですか。

(複数回答)	短時間労働者を雇用している事業所計	管理職	専門・技術職(医療関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	事務職	販売職(営業を含む)	サービス職(介護関係)	サービス職(飲食関係)	サービス職(その他)	警備・保安職	生産・工程職	輸送・運転職	建設・探掘職	清掃等労働職	その他	無回答	平均選択数
n数	3,630	104	408	224	456	1,728	458	535	365	304	141	441	236	48	705	315	115	1.8
%	100.0	2.9	11.2	6.2	12.6	47.6	12.6	14.7	10.1	8.4	3.9	12.1	6.5	1.3	19.4	8.7	3.2	

問4付問 問4で○を付けたうち、人数がもっとも多い職種は何ですか。

	事業所計	管理職	専門・技術職(医療関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	事務職	販売職(営業を含む)	サービス職(介護関係)	サービス職(飲食関係)	サービス職(その他)	警備・保安職	生産・工程職	輸送・運転職	建設・探掘職	清掃等労働職	その他	無回答
n数	3,630	24	213	158	241	739	304	417	217	189	36	334	92	27	228	172	239
%	100.0	0.7	5.9	4.4	6.6	20.4	8.4	11.5	6.0	5.2	1.0	9.2	2.5	0.7	6.3	4.7	6.6

問5 短時間労働者の平均勤続年数は、どれくらいですか。

	全体	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	無回答
n数	3,630	114	656	897	1,189	465	309
%	100.0	3.1	18.1	24.7	32.8	12.8	8.5

問5付問 短時間労働者のうち、勤続年数が5年以上の人数割合は、どれくらいですか。

	事業所計	0%	1割未満	2割未満	4割未満	6割未満	8割未満	無回答
n数	3,630	673	525	612	683	333	412	392
%	100.0	18.5	14.5	16.9	18.8	9.2	11.3	10.8

問6付問① 短時間労働者（定年再雇用者を含む）の、国民年金（基礎年金）の加入状況について伺います。被保険者区分は、どうなっていますか（人数記入または○の記入があった事業所で集計）。

(複数回答)	事業所計	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	その他	無回答	平均選択数
n数	3,630	1,153	1,662	1,538	1,186	680	1.9
%	100.0	31.8	45.8	42.4	32.7	18.7	

問6付問①. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）の、国民年金（基礎年金）の加入状況について伺います。被保険者区分は、どうなっていますか（人数記入があった事業所で集計（○のみは無回答））。

		いを短 一時間 雇用労働 事業し働 者計	0 人	1 5 人	6 1 0 人	1 1 2 0 人	2 1 3 0 人	3 1 4 0 人	4 1 5 0 人	5 1 人 以上	無 回 答
第1号被保険者	n数 %	3,630 100.0	1,460 40.2	717 19.8	142 3.9	93 2.6	28 0.8	10 0.3	11 0.3	38 1.0	1,131 31.2
第2号被保険者	n数 %	3,630 100.0	1,050 28.9	828 22.8	233 6.4	198 5.5	99 2.7	43 1.2	23 0.6	130 3.6	1,026 28.3
第3号被保険者	n数 %	3,630 100.0	1,131 31.2	885 24.4	220 6.1	156 4.3	66 1.8	27 0.7	18 0.5	42 1.2	1,085 29.9
その他	n数 %	3,630 100.0	1,391 38.3	736 20.3	155 4.3	115 3.2	40 1.1	28 0.8	8 0.2	43 1.2	1,114 30.7

問6付問②. 被保険者区分ごとに、年収（貴社からの給与収入）の分布を教えてください（人数記入があった事業所で集計（○のみは無回答））。

第1号被保険者		いを短 一時間 雇用労働 事業し働 者計	0 人	1 5 人	6 1 0 人	1 1 2 0 人	2 1 3 0 人	3 1 4 0 人	4 1 5 0 人	5 1 人 以上	無 回 答
6.5万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,069 57.0	185 5.1	20 0.6	15 0.4	7 0.2	5 0.1	1 0.0	4 0.1	1,324 36.5
6.5万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,200 60.6	84 2.3	7 0.2	-	1 0.0	-	-	-	1,338 36.9
7.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,158 59.4	122 3.4	4 0.1	5 0.1	-	-	-	2 0.1	1,339 36.9
7.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,136 58.8	143 3.9	4 0.1	6 0.2	-	1 0.0	-	1 0.0	1,339 36.9
8.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,083 57.4	188 5.2	13 0.4	3 0.1	5 0.1	-	-	3 0.1	1,335 36.8
8.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,179 60.0	92 2.5	11 0.3	3 0.1	4 0.1	-	-	2 0.1	1,339 36.9
9.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,018 55.6	262 7.2	22 0.6	9 0.2	1 0.0	-	-	3 0.1	1,315 36.2
9.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,162 59.6	120 3.3	9 0.2	3 0.1	1 0.0	-	-	-	1,335 36.8
10.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,189 60.3	92 2.5	7 0.2	5 0.1	-	-	-	-	1,337 36.8
10.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,100 57.9	180 5.0	4 0.1	3 0.1	2 0.0	1 0.0	1 0.0	4 0.1	1,324 36.5
11.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,071 57.1	192 5.3	26 0.7	13 0.4	4 0.1	4 0.1	4 0.1	3 0.1	1,314 36.2

第2号被保険者		いを短 一時間 雇用労働 事業し働 者計	0 人	1 5 人	6 1 0 人	1 1 2 0 人	2 1 3 0 人	3 1 4 0 人	4 1 5 0 人	5 1 人 以上	無 回 答
6.5万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,141 59.0	117 3.2	12 0.3	6 0.2	1 0.0	1 0.0	1 0.0	4 0.1	1,347 37.1
6.5万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,233 61.5	37 1.0	1 0.0	-	-	-	-	-	1,358 37.4
7.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,216 61.0	54 1.5	3 0.1	5 0.1	-	-	-	-	1,352 37.2
7.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,193 60.4	78 2.1	4 0.1	3 0.1	1 0.0	1 0.0	-	-	1,350 37.2
8.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,164 59.6	114 3.1	4 0.1	4 0.1	2 0.1	-	1 0.0	-	1,341 36.9
8.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,184 60.2	94 2.6	2 0.1	3 0.1	-	-	1 0.0	-	1,346 37.1
9.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,882 51.8	354 9.6	35 1.0	21 0.6	4 0.1	5 0.1	2 0.1	6 0.2	1,321 36.4
9.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	1,943 53.5	307 8.5	27 0.7	9 0.2	8 0.2	2 0.1	-	2 0.1	1,329 36.6
10.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,980 54.5	270 7.4	23 0.6	12 0.3	1 0.0	-	-	4 0.1	1,335 36.8
10.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	1,640 45.2	495 13.6	96 2.6	47 1.3	10 0.3	7 0.2	18 0.5	18 0.5	1,307 36.0
11.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,575 43.4	493 13.6	124 3.4	68 1.9	31 0.9	10 0.3	7 0.2	36 1.0	1,286 35.4

第3号被保険者		いを短 一時間 雇用労働 事業し働 者計	0 人	1 5 人	6 1 0 人	1 1 2 0 人	2 1 3 0 人	3 1 4 0 人	4 1 5 0 人	5 1 人 以上	無 回 答
6.5万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,919 52.9	298 8.2	34 0.9	14 0.4	1 0.0	2 0.1	1 0.0	5 0.1	1,356 37.4
6.5万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,099 57.8	145 4.0	4 0.1	7 0.2	-	1 0.0	-	-	1,374 37.9
7.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,994 54.9	257 7.1	9 0.2	9 0.2	1 0.0	1 0.0	1 0.0	-	1,358 37.4
7.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	1,921 52.9	307 8.5	28 0.8	12 0.3	2 0.1	2 0.1	1 0.0	2 0.1	1,355 37.3
8.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,774 48.9	417 11.5	50 1.4	23 0.6	9 0.2	5 0.1	2 0.1	2 0.1	1,348 37.1
8.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	1,832 50.5	382 10.5	43 1.2	23 0.6	4 0.1	1 0.0	-	-	1,344 37.0
9.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,780 49.0	432 11.9	52 1.4	16 0.4	4 0.1	3 0.1	2 0.1	2 0.1	1,339 36.9
9.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,190 60.3	58 1.6	2 0.1	-	-	-	-	-	1,380 38.0
10.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,214 61.0	32 0.9	-	2 0.1	-	-	-	-	1,382 38.1
10.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,211 60.9	37 1.0	-	4 0.1	-	-	-	-	1,377 37.9
11.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,219 61.1	23 0.6	4 0.1	1 0.0	1 0.0	-	-	-	1,381 38.0

その他		いを短 一時間 雇用労働 事業し働 者計	0 人	1 5 人	6 1 0 人	1 1 2 0 人	2 1 3 0 人	3 1 4 0 人	4 1 5 0 人	5 1 人 以上	無 回 答
6.5万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,956 53.9	243 6.7	40 1.1	30 0.8	7 0.2	1 0.0	1 0.0	9 0.2	1,343 37.0
6.5万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,137 58.9	122 3.4	4 0.1	2 0.1	-	-	-	2 0.1	1,363 37.5
7.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,078 57.2	182 5.0	12 0.3	2 0.1	0 0.0	-	-	2 0.1	1,352 37.2
7.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,047 56.4	202 5.6	13 0.4	6 0.2	3 0.1	1 0.0	1 0.0	3 0.1	1,354 37.3
8.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,031 56.0	214 5.9	18 0.5	7 0.2	3 0.1	1 0.0	1 0.0	4 0.1	1,351 37.2
8.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,091 57.6	160 4.4	12 0.3	5 0.1	1 0.0	1 0.0	1 0.0	1 0.0	1,358 37.4
9.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	1,933 53.3	293 8.1	32 0.9	17 0.5	2 0.1	2 0.1	-	-	1,347 37.1
9.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,136 58.8	124 3.4	4 0.1	1 0.0	-	-	-	-	1,365 37.6
10.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,173 59.9	91 2.5	2 0.1	1 0.0	-	-	-	-	1,363 37.5
10.0万円以上	n数 %	3,630 100.0	2,050 56.5	210 5.8	7 0.2	5 0.1	-	-	-	-	1,358 37.4
11.0万円未満	n数 %	3,630 100.0	2,035 56.1	208 5.7	19 0.5	10 0.3	2 0.1	-	-	2 0.1	1,354 37.3

問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分を、教えてください。

	「一、今後、雇用する予定がある」事業所計	短時間労働者を雇用している事業所計	強制適用事業所 国や地方公共団体の事業所	強制定額企業 規模が50人以上の事業所	事業所左記以外の（強制適用）	任意適用事業所	非適用事業所	特定適用事業所（2、4のいずれか）	無回答	特定適用事業所以外の事業所計
n数	3,786	1,344	1,562	462	58	234	126	2,316		
%	100.0	35.5	41.3	12.2	1.5	6.2	3.3	61.2		

※通常の労働者（いわゆるフルタイムの正社員）と、週の所定労働時間が通常の労働者の3/4以上、かつ1ヶ月間の所定労働日数が3/4以上の短時間労働者の合計、と注釈。

問8. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用基準は、「週の所定労働時間が、通常の労働者の概ね4分の3以上」（一般に週30時間以上等）とされていますが、平成28年（昨年）12月に年金改革法が成立し、平成29年4月1日から、労使合意に基づき企業単位で、一定の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が、利用できるようになりました。こうした制度特例が設けられたことを、ご存知ですか。

	特定適用事業所等以外の事業所計	内容まで知っている	内容までは分らないが、こととは知っている	知らない・分からない	無回答
n数	2,316	1,334	792	176	14
%	100.0	57.6	34.2	7.6	0.6

問8付問①. 貴事業所では、こうした制度特例に該当する、①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上のすべての要件を満たす、短時間労働者（学生は除く）を雇用していますか（雇用する予定はありますか）。

	特定適用事業所等以外の事業所計	雇用している（予定がある）	雇用していない（予定はない）	無回答
n数	2,316	1,422	872	22
%	100.0	61.4	37.7	0.9

問8付問②. こうした制度特例を、活用する意向はありますか。

	「一、今後、雇用する予定がある」事業所等以外の事業所計	既に適用を申請した	適用を申請する見通し	適用を申請するつもりはない	未定・分からない	無回答
n数	1,422	79	67	455	730	91
%	100.0	5.6	4.7	32.0	51.3	6.4

問8付問(i). 適用を申請した（する）理由は、何ですか。

(複数回答)	「一、今後、雇用する予定がある」事業所等以外の事業所計	「一、既に適用を申請している（雇用する見込みがある）」事業所計	定改短時間労働者の適用拡大を希望しているから	短時間労働者自身が希望しているから	より長い労働時間から労働者自身が希望しているから	親会社の意向やグループ会社の意向から	企業イメージが向上するから	その他※	無回答	平均選択数
n数	146	106	53	45	9	7	11	2	1.6	
%	100.0	72.6	36.3	30.8	6.2	4.8	7.5	1.4		

※「正社員から短時間労働者に転換した人がいるため」「法令遵守のため」「公的な団体だから」等の自由記述があった。

問8付問(ii). 適用を申請しない（していない）理由は、何ですか。

(複数回答)	「一、今後、雇用する予定がある」事業所等以外の事業所計	総額人件費の増加につながるから	希望していないから	労働者の同意を得るなど、手続きが大変だから	任意だから（義務ではないから）	親会社の意向やグループ会社の意向から	その他※	無回答	平均選択数
n数	1,185	383	727	149	530	134	54	56	1.8
%	100.0	32.3	61.4	12.6	44.7	11.3	4.6	4.7	

※「短時間労働者は高齢者のため」「制度特例を知らなかったから」「短時間労働者は限定的だから」「季節毎等の人数変動が大きいから」等の自由記述があった。

問8付問(iii) . 常時の雇用者規模が501人以上の企業では、一定の要件を満たす短時間労働者に対して、厚生年金・健康保険の適用が拡大されました。これを回避する目的で、平成24年8月からこの間に、分社化や常時の雇用者規模の抑制等を行いましたか。

	「適用を申請するつもりはない」「未定」「分からない」事業所計	「回避を目的として分社化等を行った」	「回避を目的とするものではない」「分社化等を行わない」が、	「回避を目的として行っていない」	無回答
n数	1,185	-	11	907	267
%	100.0	-	0.9	76.5	22.5

問9 . 短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成28年（昨年）10月1日（規模500人以下の地方公共団体については平成29年4月1日）より、（従来の「週の所定労働時間が通常の労働者の概ね4分の3以上」[一般に週30時間以上等]から）、①週の所定労働時間が20時間以上で、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに対応するため、貴事業所では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか。

	特定適用事業所等計	見直しを行った	「適用拡大の対象者が、特に見直しを行わなかったが、」	「適用拡大の対象者が、そもそもいなかった」	無回答
n数	1,344	443	437	460	4
%	100.0	33.0	32.5	34.2	0.3

問9付問①. 具体的には、どのような見直しを行いましたか。

	特定適用事業所等計	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働者の雇用を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用拡大（これに伴い、短時間労働者の雇用数を増大した、等も含む）	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求人（年次より）延長した期間を（新規求人に当たり）所定労働時間を（従前の設定より）延長した	新規求人に当たっては、出来るだけ正社員とした（短時間正社員を含む）で採用するようになった	新規求前に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求前に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求前に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した	活用するようになった（適用除外の）学生を	活用するようになった（70歳以上の高齢者を	派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の一部または一部を廃止した（海外移転を含む）	短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	福利厚生等を圧縮した	その他※	無回答	平均選択数
n数	443	255	68	293	16	24	14	70	7	1	6	1	8	8	3	33	-	49	10	2.0	
%	100.0	57.6	15.3	66.1	3.6	5.4	3.2	15.8	1.6	0.2	1.4	0.2	1.8	1.8	0.7	7.4	-	11.1	2.9		

※「本人の希望に応じた（長時間化・短時間化等を反映した）雇用区分へ再度、振り分けを行った（雇用区分を新設した）」「該当者と話し合い、業務との整合性も行った上で契約内容を見直しした」等の自由記述があった。

問9付問②. 付問①で○を付けたうち、もっとも優先した見直しは何ですか。

	特定適用事業所等計	新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働者の雇用を延長した（これに伴い、短時間労働者の雇用を抑制した、等も含む）	新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員（短時間正社員を含む）へ転換した	新たな適用拡大（これに伴い、短時間労働者の雇用数を増大した、等も含む）	新たな適用を回避するため、対象者の所定労働月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求前に当たり、延長した期間を（新規求人に当たり）所定労働時間を（従前の設定より）延長した	新規求前に当たっては、出来るだけ正社員とした（短時間正社員を含む）で採用するようになった	新規求前に当たり、所定労働時間を（従前の設定より）短縮した	新規求前に当たり、月額賃金（年収）の水準設定を引き下げた	新規求前に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した	活用するようになった（適用除外の）学生を	活用するようになった（70歳以上の高齢者を	派遣労働者の活用や業務委託に切り換えた	短時間労働者に任せていた業務を、省力化（機械化・自動化等）した	短時間労働者に任せていた業務（事業）の一部または一部を廃止した（海外移転を含む）	短時間労働者の福利厚生等を充実させた	適用拡大に伴い、（適用対象となる）短時間労働者の福利厚生等を充実させた	福利厚生等を圧縮した	その他	無回答
n数	443	109	8	174	3	4	2	11	-	-	-	1	3	2	-	19	-	44	63	
%	100.0	24.6	1.8	39.3	0.7	0.9	0.5	2.5	-	-	-	0.2	0.7	0.5	-	4.3	-	9.9	14.2	

問9付問③. 付問②の見直しを、いつ頃、行いましたか。

	特定適用事業所等計	（平成27年9月以前）適用拡大に伴い、	（平成27年10月1日～平成28年3月）	（平成28年4～9月）	（平成28年10月以降）適用拡大以降	無回答
n数	443	14	41	258	93	37
%	100.0	3.2	9.3	58.2	21.0	8.4

問9付問(i). 新たに適用を拡大した理由は、何ですか。

(複数回答)	平均選択数	無回答	その他※	悪化させる恐れがあるから	週20時間未満では、雇用保険も適用対象外になつてしまつてから	短時間労働者自身が希望したから	働く動機になつて長い労働時間、短時間労働者自身に思ひから	適用を回避すると、業務等に支障が	出るから(短時間労働者の離職等にもつながるから)	短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	時間延長に伴い、対象者の所定労働時間を延長したか	時間延長したか	時間延長したか
n数	280	4	5	46	28	219	41	111	111	127	280	280	280
%	100.0	1.4	1.8	16.4	10.0	78.2	14.6	39.6	39.6	45.4	100.0	100.0	100.0

※「法令遵守のため」等の自由記述があった。

問9付問(ii). 短時間労働者の週の所定労働時間を5時間以上延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賞金規定等を改定して2%以上増額し、かつ週の所定労働時間を1時間以上5時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賞金規定等を改定して2%以上増額し、かつ週の所定労働時間を1時間以上5時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合には、「キャリアアップ助成金」(1人当たり2.85~2.4万円)が支給される可能性があります。問9の対応に当たり、これを活用しましたか。

(複数回答)	活用した	活用しなかった	無回答
n数	13	249	18
%	4.6	88.9	6.4

問9付問(ii)付問. 活用しなかった理由は、何ですか。

(複数回答)	支給要件(賞金規定等の増額)が厳しいから	支給要件(週の所定労働時間の延長)が厳しいから	手続きが面倒だから	知らなかったから	特に必要なかったから	キャリアアップ助成金を活用しなかった	事業所計	その他※	無回答	平均選択数
n数	32	18	54	103	65	249	249	18	10	1.3
%	12.9	7.2	21.7	41.4	26.1	100.0	100.0	7.2	4.0	

※「支給要件を満たす該当者がいなかったから」「助成金関係は本社所管のため」等の自由記述があった。

問9付問(iii). 新たな適用を回避した理由は、何ですか。

(複数回答)	平均選択数	無回答	その他	親会社の意向やグループ会社の動向に準じているから	短時間労働者自身が希望していないから	総額人件費の増加につながるから	70歳以上の高齢者を活用するようになった	70歳以上の高齢者を活用するようになった	70歳以上の高齢者を活用するようになった
n数	19	2	3	282	57	308	308	308	308
%	6.2	0.6	1.0	91.6	18.5	100.0	100.0	100.0	100.0

問9付問(iv). 付問(iii)で2を選択した場合、短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由は、何だと思いますか。

(複数回答)	平均選択数	無回答	その他※	周囲の動向を見てから、思っているから	会社側(社会保険に加入したいという)希望を言い難いから	(自身で)社会保険に加入するメリットがわからないから	働く時間を増やせないから	健康保険の扶養から外れるから	配偶者の会社から手当(配偶者手当や家族手当等)が支給されない恐れがあるから	配偶者控除を受けられなくなるから	手取り収入が減少するから	希望していないから	希望していないから
n数	50	6	9	282	183	211	185	221	185	183	282	282	282
%	17.7	2.1	3.2	100.0	64.9	74.8	65.6	78.4	65.6	64.9	100.0	100.0	100.0

※「年金が減額になってしまったため」等の自由記述があった。

問9付問(v). 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度があることを、ご存知でしたか。

	知っている	知らなかった	無回答
n数	308	120	157
%	100.0	39.0	51.0
			10.1

問10. 適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、いつ頃、説明を行いましたか。

	平成27年9月以前	平成27年10月～平成28年3月	平成28年4～9月	平成28年10月以降	無回答
n数	386	23	40	283	23
%	100.0	6.0	10.4	73.3	6.0
					4.4

問11. 平成28年4月(適用拡大の半年前)～平成29年3月末(適用拡大の半年後)までの1年間に於ける、厚生年金・健康保険の適用の拡大状況について教えてください。(人数記入欄)

(平成28年4月時点で、適用拡大の要件を満たしていた短時間労働者(定年再雇用者を含む))

	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
n数	880	98	349	78	73	21	23	13	63
%	100.0	11.1	39.7	8.9	8.3	2.4	2.6	1.5	7.2
									18.4

(上記のうち、適用拡大を経て平成29年3月末までに下記の対応を行った人)

	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
所定労働時間を週30時間以上に延長して、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	399	143	21	13	11	4	2
%	100.0	45.3	16.3	2.4	1.5	1.3	0.5	0.2	1.1
所定労働時間を要えずに、あるいはやや延長して週20時間以上30時間未満で、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	156	290	53	50	22	5	9
%	100.0	17.7	33.0	6.0	5.7	2.5	0.6	1.0	3.4
厚生年金・健康保険の適用を回避するため、所定労働時間を短縮した人	n数	880	285	216	36	22	7	5	6
%	100.0	32.4	24.5	4.1	2.5	0.8	0.6	0.7	1.8
退職した(厚生年金・健康保険の適用拡大を理由とするものに限らない)人	n数	880	399	136	30	9	5	6	2
%	100.0	45.3	15.5	3.4	1.0	0.6	0.7	0.2	1.5
									31.8

(平成28年5月以降～平成29年3月末までに、下記の対応を行った人)

	0人	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人以上	無回答
所定労働時間を延ばすなどして、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	282	149	26	11	7	4	3
%	100.0	32.0	16.9	3.0	1.3	0.8	0.5	0.3	1.7
新たに採用(定年再雇用を含む)して、厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	260	147	30	26	6	5	8
%	100.0	29.5	16.7	3.4	3.0	0.7	0.6	0.9	2.5
									42.7

問11. 新たに厚生年金・健康保険が適用された人の、以前の被保険者区分(%記入欄)

	0%	1～5%	6～10%	11～20%	21～30%	31～40%	41～50%	51～60%	61～70%	71～80%	81～90%	91～100%	無回答
第1号被保険者	n数	880	171	23	28	26	8	66	558				
%	100.0	19.4	2.6	3.2	3.0	0.9	7.5	63.4					
第2号被保険者	n数	880	217	20	19	17	16	33	558				
%	100.0	24.7	2.3	2.2	1.9	1.8	3.8	63.4					
第3号被保険者	n数	880	173	29	15	24	21	60	558				
%	100.0	19.7	3.3	1.7	2.7	2.4	6.8	63.4					
その他	n数	880	230	15	10	11	10	46	558				
%	100.0	26.1	1.7	1.1	1.3	1.1	5.2	63.4					

問 1 2. 厚生年金・健康保険の適用拡大（平成 28 年（昨年）10 月 1 日）（規模 500 人以下の地方公共団体については平成 28 年 4 月 1 日）に伴い、短時間労働者（定年再雇用者を含む）の平均的な所定労働時間の長さや雇用者数は、どのように変化しましたか（契約期間等に合わせ、前倒して見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする過去 1 年程度の変化についてご回答ください）。

（平均的な所定労働時間の長さ）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	大幅に（+15%以上）長くなった	やや（+5%以上）長くなった	推し移した（±5%未満）	やや（-5%未満）短くなった	大幅に（-15%以下）短くなった	無回答	長くなった計	短くなった計
n 数	880	4	61	614	97	7	97	65	104
%	100.0	0.5	6.9	69.8	11.0	0.8	11.0	7.4	11.8

（雇用者数）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	増加（+10%以上）した	やや増加（+5%以上）した	推し移した（±5%未満）	やや減少（-5%以下）した	減少（-10%以下）した	無回答	増加した計	減少した計
n 数	880	13	42	673	31	15	106	55	46
%	100.0	1.5	4.8	76.5	3.5	1.7	12.0	6.3	5.2

問 1 2 付問①. 適用拡大後、短時間労働者の必要な総労働力を、確保できていますか。

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	できている	できていないが、今後については不安	できていない	無回答
n 数	880	367	180	186	147
%	100.0	41.7	20.5	21.1	16.7

問 1 2 付問②. 適用拡大後の職場の変化として、次の a～e にどの程度、当てはまりますか。

（a. 短時間労働者の就労意欲が高まった）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	分からない・何とも言えない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n 数	880	3	80	131	106	495	65	83	237
%	100.0	0.3	9.1	14.9	12.0	56.3	7.4	9.4	26.9

（b. 短時間労働者の定着率が高まった）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	分からない・何とも言えない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n 数	880	6	77	131	129	471	66	83	260
%	100.0	0.7	8.8	14.9	14.7	53.5	7.5	9.4	29.5

（c. 短時間労働者の求職者数が増えた）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	分からない・何とも言えない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n 数	880	-	20	185	192	414	69	20	377
%	100.0	-	2.3	21.0	21.8	47.0	7.8	2.3	42.8

（d. 短時間労働者の求職者の質が上がった）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	分からない・何とも言えない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n 数	880	-	13	151	157	493	66	13	308
%	100.0	-	1.5	17.2	17.8	56.0	7.5	1.5	35.0

（e. 正社員の残業時間（残業代）が減った）

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数を増やしたか（見直しを行ったか）	非常に当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	全く当てはまらない	分からない・何とも言えない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n 数	880	3	32	209	209	360	67	35	418
%	100.0	0.3	3.6	23.8	23.8	40.9	7.6	4.0	47.5

問13. 今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大（例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等）が行われた場合、貴事業所ではどのような対応を行うと思いますか。

無回答	何とも言えない・分からない	短時間労働者自身の希望に拘わらず、出来るだけ新たな適用を回避する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、会社側の事情も交えて加入可否を判断する（一定割合については新たな適用を回避する）	基本的には、短時間労働者自身の希望に基くは、出来るだけ加入してもらわない	全労働者事業所計
n数	2,114	74	908	2,326	5,523
%	38.3	1.3	16.4	42.1	100.0
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	1,252	64	762	1,633	3,786
	33.1	1.7	20.1	43.1	100.0

問13付問①. 新たに適用を拡大する理由は、何ですか。

平均選択数	無回答	その他※	適用回避は、企業イメージを悪化させる恐れがあるから	適用を回避すると、業務等に支障もつながらず、短時間労働者の離職等にもつながるから	（正社員も採り難くなっており）責任等を任せたいから高度な業務や短時間労働者の人材を確保し、人材の確保を促す	短時間労働者の人材の確保が難しく、安価な労働力として、いくらかでも使える環境でまわっているから	短時間労働者の人材の質が確保しにくくなっているから	短時間労働者の必要人数が確保しにくくなっているから（人手不足だから）	更なる適用拡大が行われた場合、「基本的には短時間労働者自身の希望も踏まえて加入可否を判断する」という事業所計	短時間労働者自身の希望も踏まえて加入可否を判断する
n数	622	227	463	624	345	1,437	582	881	3,234	982
%	19.2	7.0	14.3	19.3	10.7	44.4	18.0	27.2	100.0	100.0
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	434	153	324	488	253	1,111	476	740	2,395	826
	18.1	6.4	13.5	20.4	10.6	46.4	19.9	30.9	100.0	100.0

※「法的に適用拡大となれば加入してもらおうのが当然のため」「法令遵守のため」「社会的要請に対応するため」「本人の希望を優先するため」「短時間労働者が非常に少ないため」等の自由記述があった。

問13付問②. どのような方法で、適用を回避（一部適用・一部回避を含む）しますか。

平均選択数	無回答	その他※	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）	短時間労働者に任せている業務（事業）を廃止する（海外移転を含む）
n数	51	49	9	128	84	128	84	558	982	826	982
%	5.2	5.0	0.9	13.0	8.6	13.0	8.6	56.8	100.0	100.0	100.0
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	5.1	4.4	0.5	13.6	8.7	13.6	8.7	56.7	100.0	100.0	100.0

※「短時間労働者を雇用しない」「正社員でカバーする」「本人の希望に応じる」「分からない」等の自由記述があった。

問13付問③. そうした対応で、事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思いますか。

無回答	何とも言えない・分からない	（今後の状況によっては、実際には）難しい（確保できない）と思う	問題なく、確保できると思う	更なる適用拡大が行われた場合、「基本的には短時間労働者自身の希望も踏まえて加入可否を判断する」という事業所計
n数	29	516	150	982
%	3.0	52.5	15.3	100.0
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	25	426	123	826
	3.0	51.6	14.9	100.0

問13付問④. 対応方針は、どのような要素に依存して決まってくると思いますか。

平均選択数	無回答	その他※	親会社の意向やグループ会社の動向	業務の省力化（機械化・自動化等）等の状況	短時間労働者自身の希望	正社員も含めた労働法制の抑制、同業・労働同一賃金等	更なる適用拡大の内容や時大さ	（事業・職場等への影響の大きさ）	会社の業績や景気の見通し	労働力確保（人手不足等）の状況	更なる適用拡大が行われた場合、事業所計も言えなない場合、
n数	42	103	458	125	891	599	558	806	1,079	2,114	
%	2.0	4.9	21.7	5.9	42.1	28.3	26.4	38.1	51.0	100.0	
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	23	54	257	70	310	367	367	471	622	1,252	
	1.8	4.3	20.5	5.6	24.8	29.3	29.3	37.6	49.7	100.0	

※「短時間労働者の活用状況（2.0時間未満の人数等）」「社会保障料」「強制力の程度（義務が否か）」「分からない」等の自由記述があった。

問17. 貴事業所では、配偶者手当を支給していますか。

	全有効回答事業所計	支給している	過去5年間に廃止した	以前(5年以上前)から支給していない	無回答
n数	5,523	3,931	136	1,391	65
%	100.0	71.2	2.5	25.2	1.2

問17付問①. 過去5年間に、見直しを行いましたか。

	事業所計	配偶者手当を「見直した(縮小)を	見直した(拡充)を	見直しては特段、行っていない	無回答
n数	3,931	261	264	3,338	68
%	100.0	6.6	6.7	84.9	1.7

問17付問②. 今後、見直しの予定はありますか。

	事業所計	配偶者手当を「見直しを予定している	見直しの予定はないが検討する	見直しは、全く考えていない	無回答
n数	3,931	276	657	1,980	1,018
%	100.0	7.0	16.7	50.4	25.9

問17付問(i). どのような見直しを行いましたか(どのような見直しを予定していますか)。

(複数回答)	事業所計	「配偶者手当を、過去5年間に「見直し」を行っており、今後の見直しを予定している」	基本給に配偶者手当の原資を充当	子ども等の扶養家族(配偶者を除く)に対する原資を充当	資格や能力等に依りて支給する手当に、配偶者手当の原資を充当	(配偶者手当の支給対象要件(収入要件)の引上げ要件	配偶者手当の支給水準の引下げ	配偶者手当の廃止	その他※	無回答	平均選択数
n数	731	46	248	11	92	139	41	128	148	1.2	
%	100.0	6.3	33.9	1.5	12.6	19.0	5.6	17.5	20.2		
問17付問①. 過去5年間の見直し状況	見直し(拡充または縮小)を行った	525	20	179	7	66	109	9	109	98	1.2
%	100.0	3.8	34.1	1.3	12.6	20.8	1.7	20.8	18.7		
問17付問②. 今後の見直し予定	見直しを予定している	276	29	111	4	30	50	36	25	56	1.3
%	100.0	10.5	40.2	1.4	10.9	18.1	13.0	9.1	20.3		

※「(ペアに伴う)配偶者手当の増額」「支給要件の追加」「配偶者手当を減額し、子の扶養手当を増額した」「介護支援手当を新設し、配偶者手当の原資を充当した」「グループ内で支給要件を統一」「人事院報告に準拠した見直し」「具体的見直し内容は未定」等の自由記述があった。

問17付問(i i). 貴事業所の配偶者手当に、収入要件はありますか(過去5年間に廃止した場合、収入要件はありましたか)。

	事業所計	配偶者手当を「廃止した」事業所	「ある(あった)」	「ない(なかった)」	無回答
n数	4,067	2,665	1,147	255	
%	100.0	65.5	28.2	6.3	
問17. 配偶者手当の支給有無	支給している	3,931	2,576	1,110	245
%	100.0	65.5	28.2	6.2	
過去5年間に廃止した	136	89	37	10	
%	100.0	65.4	27.2	7.4	

問17付問(i i)付問. 現在、支給している配偶者手当の、収入要件はどうなっていますか。

	事業所計	「配偶者手当(あった)に収入要件が適用される(あった)」	103万円(配偶者控除の適用を受けるため)以下	130万円(配偶者の基礎控除)以下	150万円(配偶者控除等を満額受けるための基準(来年度より引上げ予定))以下	その他※	無回答
n数	2,665	1,342	1,145	31	139	8	
%	100.0	50.4	43.0	1.2	5.2	0.3	

※「130万円以内+介護認定」「配偶者の収入が本人収入を超えないこと」「1か2のいずれかであること」「300万円以内」「201万円以内」「141万円未満」「120万円以下」「100万円以下」「無収入であること」「本人が世帯主であること」等の自由記述があった。

問18. 貴事業所では、兼業・副業規制(許可なく他人に雇入れられることや、在職のまま他の職業に従事すること等の禁止)を定めていますか。

	全有効回答事業所計	定め業て規則で	内部の規程で	特段、定めていない	無回答
n数	5,523	4,003	257	929	334
%	100.0	72.5	4.7	16.8	6.0

問18付問①. 兼業・副業規制の適用範囲を、教えてください。

(複数回答)	兼業・副業規制を「定めている」事業所計	正社員（無期契約）	再雇用者（正社員の一定年後、）	フルタイム労働者（1.2以外）	短時間労働者（1.2以下）	無回答	平均選択数
n数	4,260	4,001	2,705	1,857	1,302	74	2.4
%	100.0	93.9	63.5	43.6	30.6	1.7	

問18付問②. 規制の有無に依らず、貴事業所として兼業・副業の実態をどの程度、把握していますか。

	全有効回答事業所計	ほとんど把握している	ある程度把握している	把握していない	無回答
n数	5,523	1,326	2,006	1,900	291
%	100.0	24.0	36.3	34.4	5.3

問18付問③. 一般に、労働者が兼業・副業を行っている場合に、兼業・副業先の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用可否を判断することについて、どのように考えますか。

「A. 兼業・副業の拡大につながる」⇔「B. 兼業・副業の抑制につながる」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	A. 兼業・副業の拡大につながる計	B. 兼業・副業の抑制につながる計
n数	5,523	168	466	3,322	836	443	288	634	1,279
%	100.0	3.0	8.4	60.1	15.1	8.0	5.2	11.5	23.2

「A. 人材の確保・定着につながる」⇔「B. 人材の流出につながる」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	A. 人材の確保・定着につながる計	B. 人材の流出につながる計
n数	5,523	90	550	3,718	616	261	288	640	877
%	100.0	1.6	10.0	67.3	11.2	4.7	5.2	11.6	15.9

「A. 社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」⇔「B. 人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	A. 社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい計	B. 社会保険料負担が増加しないことを優先したい計
n数	5,523	546	1,169	3,100	298	125	285	1,715	423
%	100.0	9.9	21.2	56.1	5.4	2.3	5.2	31.1	7.7

(事業所に於ける雇用者の規模)

	全有効回答事業所計	30人以下	31~100人	101~300人	301~500人	501~1,000人	1,001人以上	無回答
総数	5,523 100.0	1,797 32.5	2,097 38.0	993 18.0	195 3.5	216 3.9	142 2.6	83 1.5
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786 100.0	915 24.2	1,522 40.2	797 21.1	173 4.6	186 4.9	129 3.4	64 1.7
問1. 主たる業種								
建設業	700 100.0	222 31.7	308 44.0	123 17.6	22 3.1	11 1.6	6 0.9	8 1.1
製造業	718 100.0	154 21.4	272 37.9	173 24.1	39 5.4	40 5.6	34 4.7	6 0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	44 100.0	17 38.6	17 38.6	8 18.2	—	1 2.3	—	—
情報通信業	82 100.0	20 24.4	22 26.8	25 30.5	6 7.3	5 6.1	3 3.7	1 1.2
運輸業、郵便業	212 100.0	63 29.7	91 42.9	42 19.8	3 1.4	6 2.8	2 0.9	5 2.4
卸売業	525 100.0	221 42.1	192 36.6	87 16.6	14 2.7	8 1.5	2 0.2	1 0.4
小売業	534 100.0	183 34.3	215 40.3	85 15.9	14 2.6	10 1.9	10 1.9	17 3.2
金融業、保険業	196 100.0	92 46.9	60 30.6	27 13.8	5 2.6	6 3.1	5 2.6	1 0.5
不動産業、物品賃貸業	94 100.0	44 46.8	30 31.9	12 12.8	2 2.1	3 3.2	2 2.1	1 1.1
学術研究、専門・技術サービス業	167 100.0	60 35.9	69 41.3	21 12.6	7 3.6	7 4.2	2 1.2	2 1.2
宿泊業、飲食サービス業	276 100.0	126 45.7	83 30.1	47 17.0	2 0.7	7 2.5	6 2.2	5 1.8
生活関連サービス業、娯楽業	96 100.0	31 32.3	38 39.6	21 21.9	2 1.0	1 1.0	—	3 3.1
教育、学習支援業	286 100.0	53 18.5	99 34.6	62 21.7	16 5.6	25 8.7	28 9.8	3 1.0
医療、福祉	886 100.0	259 29.2	362 40.9	143 16.1	43 4.9	49 5.5	22 2.5	8 0.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66 100.0	14 21.2	27 40.9	17 25.8	3 4.5	3 4.5	1 1.5	1 1.5
サービス業（他に分類されないもの）	483 100.0	177 36.6	166 34.4	85 17.6	11 2.3	18 3.7	16 3.3	10 2.1
公務	76 100.0	28 36.8	24 31.6	5 6.6	6 7.9	11 14.5	2 2.6	—
その他	14 100.0	6 42.9	6 42.9	1 7.1	—	—	—	—
無回答	68 100.0	27 39.7	16 23.5	9 13.2	1 1.5	4 5.9	1 1.5	10 14.7
サービス業計	1,088 100.0	408 37.5	383 35.2	191 17.6	24 2.2	36 3.3	25 2.3	21 1.9
問1. 事業所に於ける雇用者の規模								
30人以下	1,797 100.0	1,797 100.0	—	—	—	—	—	—
31~100人	2,097 100.0	—	2,097 100.0	—	—	—	—	—
101~300人	993 100.0	—	—	993 100.0	—	—	—	—
301~500人	195 100.0	—	—	—	195 100.0	—	—	—
501~1,000人	216 100.0	—	—	—	—	216 100.0	—	—
1,001人以上	142 100.0	—	—	—	—	—	142 100.0	—
無回答	83 100.0	—	—	—	—	—	—	83 100.0
問1. 所在地ブロック								
北海道	304 100.0	98 32.2	125 41.1	50 16.4	11 3.6	14 4.6	3 1.0	3 1.0
東北	497 100.0	190 38.2	181 36.4	79 15.9	17 3.4	18 3.6	7 1.4	5 1.0
北関東・甲信	390 100.0	149 38.2	135 34.6	70 17.9	10 2.6	17 4.4	4 1.0	5 1.3
南関東	1,249 100.0	340 27.2	490 39.2	246 19.7	48 3.8	62 5.0	49 3.9	14 1.1
北陸	316 100.0	99 31.3	140 44.3	57 18.0	4 1.3	6 1.9	5 1.6	5 1.6
東海	659 100.0	201 30.5	236 35.8	126 19.1	30 4.6	32 4.9	25 3.8	9 1.4
近畿	819 100.0	259 31.6	321 39.2	145 17.7	32 3.9	28 3.4	26 3.2	8 1.0
中国	431 100.0	166 38.5	161 37.4	65 15.1	16 3.7	11 2.6	8 1.9	4 0.9
四国	186 100.0	78 41.9	64 34.4	6 18.3	3 3.2	6 1.6	—	—
九州	585 100.0	194 33.2	222 37.9	109 18.6	20 3.4	22 3.8	12 2.1	6 1.0
無回答	87 100.0	23 26.4	22 25.3	12 13.8	1 1.1	3 3.4	2 2.3	24 27.6
問1付問. 経常利益額の3年前との比較								
増加した計	2,128 100.0	663 31.2	805 37.8	433 20.3	76 3.6	74 3.5	51 2.4	26 1.2
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	1,069 100.0	411 38.4	394 36.9	169 15.8	38 3.6	26 2.4	16 1.5	14 1.4
減少した計	1,606 100.0	517 32.2	652 40.6	280 17.4	39 2.4	53 3.3	42 2.6	23 1.4
事業所の設立から4年未満である	38 100.0	14 36.8	17 44.7	3 7.9	1 2.6	2 5.3	—	1 2.6
無回答	682 100.0	192 28.2	229 33.6	108 15.8	41 6.0	61 8.9	33 4.8	18 2.6
問1付問. 労使関係								
過半数代表の労働組合がある	1,360 100.0	357 26.3	463 34.0	267 19.6	80 5.9	92 6.8	80 5.9	21 1.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	480 100.0	107 22.3	192 40.0	90 18.8	19 4.0	34 7.1	32 6.7	6 1.3
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	1,362 100.0	508 37.3	498 36.6	254 18.6	35 2.6	46 3.4	9 0.7	12 0.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106 100.0	752 35.7	864 41.0	352 16.7	53 2.5	40 1.9	16 0.8	29 1.4
無回答	215 100.0	73 34.0	80 37.2	30 14.0	8 3.7	4 1.9	5 2.3	15 7.0
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分								
特定適用事業所等計	1,344 100.0	223 16.6	481 35.8	247 18.4	82 6.1	157 11.7	126 9.4	28 2.1
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316 100.0	654 28.2	996 43.0	524 22.6	82 3.5	25 1.1	1 —	34 1.5
無回答	126 100.0	38 30.2	45 35.7	26 20.6	9 7.1	4 3.2	2 1.6	2 1.6

(労使関係)

	全有効回答事業所計	過半数代表がある	過半数代表ではないが、労働組合がある	定期的な労使協議がある	労働組合はないが、定期的な労使協議もない	無回答
総数	5,523 100.0	1,360 24.6	480 8.7	1,362 24.7	2,106 38.1	215 3.9
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786 100.0	922 24.2	375 9.9	893 23.6	1,451 38.3	145 3.8
問1. 主たる業種						
建設業	700 100.0	191 27.3	23 3.3	209 29.9	264 37.7	13 1.9
製造業	718 100.0	261 36.4	43 6.0	175 24.4	208 29.0	31 4.3
電気・ガス・熱供給・水道業	44 100.0	19 43.2	3 6.8	5 11.4	15 34.1	2 4.5
情報通信業	82 100.0	26 31.7	7 8.5	27 32.9	21 25.6	1 1.2
運輸業、郵便業	212 100.0	94 44.3	19 9.0	36 17.0	53 25.0	10 4.7
卸売業	525 100.0	80 15.2	27 5.1	153 29.1	248 47.2	17 3.2
小売業	534 100.0	206 38.6	40 7.5	80 15.0	172 32.2	36 6.7
金融業、保険業	196 100.0	87 44.4	16 8.2	35 17.9	54 27.6	4 2.0
不動産業、物品賃貸業	94 100.0	13 13.8	6 6.4	27 28.7	46 48.9	2 2.1
学術研究、専門・技術サービス業	167 100.0	35 21.0	21 12.6	58 34.7	47 28.1	6 3.6
宿泊業、飲食サービス業	276 100.0	37 13.4	19 6.9	70 25.4	140 50.7	10 3.6
生活関連サービス業、娯楽業	96 100.0	5 5.2	3 3.1	16 16.7	68 70.8	4 4.2
教育、学習支援業	286 100.0	52 18.2	116 40.6	51 17.8	56 19.6	11 3.8
医療、福祉	886 100.0	91 10.3	62 7.0	242 27.3	465 52.5	29 2.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66 100.0	29 43.9	10 15.2	15 22.7	11 16.7	1 1.5
サービス業（他に分類されないもの）	483 100.0	68 14.1	45 9.3	140 29.0	215 44.5	15 3.1
公務	76 100.0	49 64.5	13 17.1	4 5.3	9 11.8	9 11.8
その他	14 100.0	3 21.4	1 7.1	3 21.4	6 42.9	1 7.1
無回答	68 100.0	14 20.6	6 8.8	16 23.5	16 23.5	16 23.5
サービス業計	1,088 100.0	174 16.0	98 9.0	299 27.5	481 44.2	36 3.3
問1. 事業所に於ける雇用者の規模						
30人以下	1,797 100.0	357 19.9	107 6.0	508 28.3	752 41.8	73 4.1
31~100人	2,097 100.0	463 22.1	192 9.2	498 23.7	864 41.2	80 3.8
101~300人	993 100.0	267 26.9	90 9.1	254 25.6	352 35.4	30 3.0
301~500人	195 100.0	80 41.0	19 9.7	35 17.9	53 27.2	8 4.1
501~1,000人	216 100.0	92 42.6	34 15.7	46 21.3	40 18.5	4 1.9
1,001人以上	142 100.0	80 56.3	32 22.5	9 6.3	16 11.3	5 3.5
無回答	83 100.0	21 25.3	6 7.2	12 14.5	29 34.9	15 18.1
問1. 所在地ブロック						
北海道	304 100.0	85 28.0	24 7.9	57 18.8	122 40.1	16 5.3
東北	497 100.0	135 27.2	38 7.6	142 28.6	162 32.6	20 4.0
北関東・甲信	390 100.0	91 23.3	24 6.2	109 27.9	152 39.0	14 3.6
南関東	1,249 100.0	255 20.4	108 8.6	303 24.3	542 43.4	41 3.3
北陸	316 100.0	83 26.3	23 7.3	76 24.1	131 41.5	3 0.9
東海	659 100.0	172 26.1	49 7.4	164 24.9	250 37.9	24 3.6
近畿	819 100.0	194 23.7	104 12.7	198 24.2	288 35.2	35 4.3
中国	431 100.0	116 26.9	31 7.2	109 25.3	159 36.9	16 3.7
四国	186 100.0	47 25.3	15 7.0	50 26.9	71 38.2	5 2.7
九州	585 100.0	164 28.0	58 9.9	134 22.9	204 34.9	25 4.3
無回答	87 100.0	18 20.7	8 9.2	20 23.0	25 28.7	16 18.4
問1付問. 経常利益額の3年前との比較						
増加した計	2,128 100.0	580 27.3	152 7.1	594 27.9	752 35.3	50 2.3
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	1,069 100.0	230 21.5	74 6.9	267 25.0	473 44.2	25 2.3
減少した計	1,606 100.0	370 23.0	142 8.8	364 22.7	691 43.0	39 2.4
事業所の設立から4年未満である	38 100.0	8 21.1	1 2.6	13 34.2	15 39.5	1 2.6
無回答	682 100.0	172 25.2	111 16.3	124 18.2	175 25.7	100 14.7
問1付問. 労使関係						
過半数代表の労働組合がある	1,360 100.0	1,360 100.0	—	—	—	—
過半数代表ではないが、労働組合がある	480 100.0	—	480 100.0	—	—	—
労働組合はないが、定期的な労						

問2. 真事業所では、週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い、短時間労働者を雇用していますか。

問2付問. 今後、短時間労働者を雇用する予定はありますか。

	事業所有効回答	雇用している	雇用していない	無回答
総数	5,523 100.0	3,630 65.7	1,863 33.7	30 0.5
問1. 主たる業種				
建設業	700 100.0	284 40.6	415 59.3	1 0.1
製造業	718 100.0	438 61.0	279 38.9	1 0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	44 100.0	25 56.8	19 43.2	-
情報通信業	82 100.0	31 37.8	51 62.2	-
運輸業、郵便業	212 100.0	123 58.0	88 41.5	1 0.5
卸売業	525 100.0	265 50.5	257 49.0	3 0.6
小売業	534 100.0	398 74.5	133 24.9	3 0.6
金融業、保険業	196 100.0	109 55.6	85 43.4	2 1.0
不動産業、物品賃貸業	94 100.0	47 50.0	47 50.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	167 100.0	94 56.3	73 43.7	-
宿泊業、飲食サービス業	276 100.0	234 84.8	40 14.5	2 0.7
生活関連サービス業、娯楽業	96 100.0	82 85.4	13 13.5	1 1.0
教育、学習支援業	286 100.0	254 88.8	30 10.5	2 0.7
医療、福祉	886 100.0	793 89.5	92 10.4	1 0.1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66 100.0	47 71.2	19 28.8	-
サービス業（他に分類されないもの）	483 100.0	298 61.7	177 36.6	8 1.7
公務	76 100.0	60 78.9	15 19.7	1 1.3
その他	14 100.0	6 42.9	8 57.1	-
無回答	42 100.0	68 61.8	22 32.4	4 5.9
サービス業計	1,088 100.0	755 69.4	322 29.6	11 1.0
問1. 事業所に於ける雇用者の規模				
30人以下	1,797 100.0	849 47.2	941 52.4	7 0.4
31～100人	2,097 100.0	1,472 70.2	612 29.2	13 0.6
101～300人	993 100.0	775 78.0	216 21.8	2 0.2
301～500人	195 100.0	169 86.7	24 12.3	2 1.0
501～1,000人	216 100.0	179 82.9	36 16.7	1 0.5
1,001人以上	142 100.0	124 87.3	17 12.0	1 0.7
無回答	83 100.0	62 74.7	17 20.5	4 4.8
問1. 所在地ブロック				
北海道	304 100.0	205 67.4	99 32.6	-
東北	497 100.0	304 61.2	191 38.4	2 0.4
北関東・甲信	390 100.0	270 69.2	118 30.3	2 0.5
南関東	1,249 100.0	811 64.9	433 34.7	5 0.4
北陸	316 100.0	213 67.4	101 32.0	2 0.6
東海	659 100.0	438 66.5	219 33.2	2 0.3
近畿	819 100.0	539 65.8	275 33.6	5 0.6
中国	431 100.0	295 68.4	134 31.1	2 0.5
四国	186 100.0	121 65.1	64 34.4	1 0.5
九州	585 100.0	389 66.5	191 32.6	5 0.9
無回答	87 100.0	45 51.7	38 43.7	4 4.6
問1付問. 経常利益額の3年前との比較				
増加した計	2,128 100.0	1,301 61.1	819 38.5	8 0.4
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	1,069 100.0	686 64.2	381 35.6	2 0.2
減少した計	1,606 100.0	1,101 68.6	499 31.1	4 0.6
事業所の設立から4年未満である	39 100.0	23 60.5	10 26.3	5 13.2
無回答	682 100.0	519 76.1	154 22.6	9 1.3
問1付問. 労使関係				
過半数代表の労働組合がある	1,360 100.0	885 65.1	469 34.5	6 0.4
過半数代表ではないが、労働組合がある	480 100.0	371 77.3	107 22.3	2 0.4
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	1,362 100.0	851 62.5	508 37.3	3 0.2
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106 100.0	1,387 65.9	706 33.5	13 0.6
無回答	215 100.0	136 63.3	73 34.0	6 2.8
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	1,344 100.0	1,282 95.4	62 4.6	-
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316 100.0	2,223 96.0	93 4.0	-
無回答	126 100.0	125 99.2	1 0.8	-

	「短時間労働者を雇用する予定はない」	「雇用する予定はある」	「未定・わからない」	無回答
総数	1,863 100.0	156 8.4	1,642 88.1	65 3.5
問1. 主たる業種				
建設業	415 100.0	11 2.7	389 93.7	15 3.6
製造業	279 100.0	26 9.3	244 87.5	9 3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	19 100.0	1 5.3	17 89.5	1 5.3
情報通信業	51 100.0	3 5.9	48 94.1	-
運輸業、郵便業	88 100.0	3 3.4	82 93.2	3 3.4
卸売業	257 100.0	7 2.7	242 94.2	8 3.1
小売業	133 100.0	11 8.3	116 87.2	6 4.5
金融業、保険業	85 100.0	3 3.5	81 95.3	1 1.2
不動産業、物品賃貸業	47 100.0	4 8.5	41 87.2	2 4.3
学術研究、専門・技術サービス業	73 100.0	7 9.6	64 87.7	2 2.7
宿泊業、飲食サービス業	40 100.0	13 32.5	27 67.5	-
生活関連サービス業、娯楽業	13 100.0	5 38.5	8 61.5	-
教育、学習支援業	30 100.0	3 10.0	26 86.7	1 3.3
医療、福祉	92 100.0	32 34.8	55 59.8	5 5.4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	19 100.0	3 15.8	16 84.2	-
サービス業（他に分類されないもの）	177 100.0	21 11.9	146 82.5	10 5.6
公務	15 100.0	2 13.3	13 86.7	-
その他	8 100.0	-	8 100.0	-
無回答	22 100.0	1 4.5	19 86.4	2 9.1
サービス業計	322 100.0	49 15.2	261 81.1	12 3.7
問1. 事業所に於ける雇用者の規模				
30人以下	941 100.0	66 7.0	837 88.9	38 4.0
31～100人	612 100.0	50 8.2	540 88.2	22 3.6
101～300人	216 100.0	22 10.2	190 88.0	4 1.9
301～500人	24 100.0	4 16.7	20 83.3	-
501～1,000人	36 100.0	7 19.4	28 77.8	1 2.8
1,001人以上	17 100.0	5 29.4	12 70.6	-
無回答	17 100.0	2 11.8	15 88.2	-
問1. 所在地ブロック				
北海道	99 100.0	6 6.1	87 87.9	6 6.1
東北	191 100.0	11 5.8	171 89.5	9 4.7
北関東・甲信	118 100.0	12 10.2	104 88.1	2 1.7
南関東	433 100.0	31 7.2	389 89.8	13 3.0
北陸	101 100.0	7 6.9	89 88.1	5 5.0
東海	219 100.0	36 16.4	174 79.5	4 4.1
近畿	275 100.0	20 7.3	248 90.2	7 2.5
中国	134 100.0	5 3.7	125 93.3	4 3.0
四国	64 100.0	7 10.9	56 87.5	1 1.6
九州	191 100.0	19 9.9	164 85.9	8 4.2
無回答	38 100.0	2 5.3	35 92.1	1 2.6
問1付問. 経常利益額の3年前との比較				
増加した計	819 100.0	61 7.4	730 89.1	28 3.4
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	381 100.0	35 9.2	334 87.7	12 3.1
減少した計	499 100.0	44 8.8	438 87.8	17 3.4
事業所の設立から4年未満である	10 100.0	5 50.0	5 40.0	1 10.0
無回答	154 100.0	11 7.1	136 88.3	7 4.5
問1付問. 労使関係				
過半数代表の労働組合がある	469 100.0	37 7.9	419 89.3	13 2.8
過半数代表ではないが、労働組合がある	107 100.0	4 3.7	99 92.5	4 3.7
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	508 100.0	42 8.3	444 87.4	22 4.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	706 100.0	64 9.1	621 88.0	21 3.0
無回答	73 100.0	9 12.3	59 80.8	5 6.8
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分				
特定適用事業所等計	62 100.0	62 100.0	-	-
特定適用事業所等以外の事業所計	93 100.0	93 100.0	-	-
無回答	1 100.0	1 100.0	-	-

問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分を、教えてください。

事業所計	短時間労働者、雇用する予定がある	強制適用事業所				任意適用事業所	非適用事業所	特定適用事業所以外の事業所	特定適用事業所以外の事業所	無回答
		50人以上の常時雇用者規模が所	10人以上の常時雇用者規模が所	1人以上の常時雇用者規模が所	その他					
総数	3,786	1,344	1,562	462	58	234	126	3.3		
問1. 主たる業種	100.0	35.5	41.3	12.2	1.5	6.2				
建設業	295	88	153	30	1	8	15			
製造業	464	131	216	67	5	26	19			
電気・ガス・熱供給・水道業	26	14	9	3	-	-	-			
情報通信業	34	9	18	5	-	-	2			
運輸業、郵便業	126	42	56	12	2	8	6			
卸売業	272	57	135	49	6	13	12			
小売業	409	197	125	32	7	35	13			
金融業、保険業	112	49	41	9	2	8	3			
不動産業、物品賃貸業	51	23	15	3	3	6	1			
学術研究、専門・技術サービス業	101	36	49	8	-	4	4			
宿泊業、飲食サービス業	247	61	112	43	7	21	3			
生活関連サービス業、娯楽業	87	14	45	18	-	8	2			
教育、学習支援業	257	104	94	27	7	16	9			
医療、福祉	825	315	321	106	7	52	24			
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	50	18	23	6	1	-	2			
サービス業（他に分類されないもの）	319	116	125	38	8	25	7			
公務	62	60	-	-	-	-	-			
その他	6	3	3	-	-	-	-			
無回答	43	7	22	6	2	4	2			
サービス業計	804	245	354	113	16	58	17			
問1. 事業所に於ける雇用者の規模	100.0	30.5	44.0	14.1	2.0	7.2				
30人以下	915	223	411	146	24	73	38			
31～100人	1,522	481	684	200	18	94	45			
101～300人	797	247	364	96	14	50	26			
301～500人	173	82	59	17	-	6	9			
501～1,000人	186	157	17	-	-	8	4			
1,001人以上	129	84	9	-	-	4	2			
無回答	64	28	27	3	2	2	2			
問1. 所在地ブロック	100.0	43.8	42.2	4.7	3.1	3.1	3.1			
北海道	211	75	84	27	2	12	11			
東北	315	106	156	26	4	17	6			
北関東・甲信	282	89	129	30	5	14	15			
南関東	842	324	321	90	16	63	28			
北陸	220	51	107	40	6	12	4			
東海	474	164	196	63	6	25	20			
近畿	559	213	223	69	8	34	12			
中国	300	99	123	47	4	17	10			
四国	128	41	52	23	2	8	2			
九州	408	174	151	39	3	28	13			
無回答	47	8	20	8	2	4	5			
問1付問. 経常利益額の3年前との比較	1,362	465	571	183	21	80	42			
増加した計	721	196	331	97	13	52	32			
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	1,145	402	506	126	22	62	27			
減少した計	28	11	11	4	-	-	-			
事業所の設立から4年未満である	530	270	143	52	2	40	23			
無回答	100.0	50.9	27.0	9.8	0.4	7.5	4.3			
問1付問. 労使関係	922	532	255	68	9	31	27			
過半数代表の労働組合がある	375	178	118	33	8	24	14			
過半数代表ではないが、労働組合がある	893	231	432	151	7	46	26			
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	1,451	337	720	197	33	116	48			
労働組合も、定期的な労使協議もない	145	66	37	13	1	17	11			
無回答	100.0	45.5	25.5	9.0	0.7	11.7	7.6			
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分	1,344	1,344	-	-	-	-	-			
特定適用事業所等計	2,316	-	1,562	462	58	234	-			
特定適用事業所等以外の事業所計	126	-	-	-	-	-	126			
無回答	100.0	-	-	-	-	-	100.0			

問8. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用基準は、「週の所定労働時間が、通常の労働者の概ね4分の3以上」（一般に週30時間以上等）とされていますが、平成28年（昨年）12月に年金改革法が成立し、平成29年4月1日から、労使合意に基づき企業単位で、一定の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が、利用できるようになりました。こうした制度特例が設けられたことを、ご存知ですか。

事業所計	短時間労働者、雇用する予定がある	特定適用事業所等				特定適用事業所等以外の事業所	無回答
		知っていない	知っている	知らない	知らない		
総数	2,316	1,334	792	176	14		
問1. 主たる業種	100.0	57.6	34.2	7.6	0.6		
建設業	192	123	49	19	1		
製造業	314	170	111	33	-		
電気・ガス・熱供給・水道業	12	6	4	2	-		
情報通信業	23	15	7	1	-		
運輸業、郵便業	78	44	25	8	1		
卸売業	203	127	59	16	1		
小売業	199	125	63	9	2		
金融業、保険業	60	35	20	4	1		
不動産業、物品賃貸業	27	12	15	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	61	41	16	4	-		
宿泊業、飲食サービス業	183	96	73	12	2		
生活関連サービス業、娯楽業	71	53	15	3	-		
教育、学習支援業	144	88	52	4	-		
医療、福祉	486	262	180	39	5		
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	30	15	12	3	-		
サービス業（他に分類されないもの）	196	107	72	16	1		
公務	-	-	-	-	-		
その他	3	2	-	1	-		
無回答	34	13	19	2	-		
サービス業計	541	312	188	38	3		
問1. 事業所に於ける雇用者の規模	100.0	57.7	34.8	7.0	0.6		
30人以下	654	337	241	67	9		
31～100人	996	554	368	72	2		
101～300人	524	342	147	33	2		
301～500人	82	59	20	3	-		
501～1,000人	25	22	3	-	-		
1,001人以上	100	88	12	-	-		
無回答	34	19	13	1	1		
問1. 所在地ブロック	125	69	46	10	-		
北海道	203	106	75	22	-		
東北	178	103	61	13	1		
北関東・甲信	490	289	162	36	3		
南関東	165	86	67	8	4		
北陸	290	165	104	20	1		
東海	334	190	120	23	1		
近畿	191	117	49	23	2		
中国	85	50	29	5	1		
四国	221	138	69	13	1		
九州	34	21	10	3	-		
無回答	100.0	61.8	29.4	8.8	-		
問1付問. 経常利益額の3年前との比較	855	521	267	62	5		
増加した計	493	238	200	50	5		
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	716	431	234	48	3		
減少した計	15	5	8	2	-		
事業所の設立から4年未満である	237	139	83	14	1		
無回答	100.0	58.6	35.0	5.9	0.4		
問1付問. 労使関係	363	221	113	27	2		
過半数代表の労働組合がある	183	105	68	10	-		
過半数代表ではないが、労働組合がある	636	389	202	38	7		
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	1,066	589	381	81	5		
労働組合も、定期的な労使協議もない	68	30	28	10	-		
無回答	100.0	44.1	41.2	14.7	-		
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分	-	-	-	-	-		
特定適用事業所等計	2,316	1,334	792	176	14		
特定適用事業所等以外の事業所計	126	-	-	-	-		
無回答	100.0	-	-	-	-		

問8付問(i). 適用を申請した(する)理由は、何ですか。

(複数回答)	「既に適用を申請する見通し」か	短時間労働者の処遇を改善を図りたいから	希望しているから	短時間労働者がより長い労働時間労働機に	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	企業イメージが向上するから	その他	無回答	平均選択数
総数	146 100.0	106 72.6	53 36.3	45 30.8	9 6.2	7 4.8	11 7.5	2 1.4	1.6
問8付問②. 制度特例を活用する意向									
既に適用を申請した	79 100.0	55 69.6	36 45.6	30 38.0	6 7.6	1 1.3	4 5.1	2 2.5	1.7
適用を申請する見通し	67 100.0	51 76.1	17 25.4	15 22.4	3 4.5	6 9.0	7 10.4	-	1.5
問1. 主たる業種									
建設業	6 100.0	5 83.3	2 33.3	-	-	-	-	-	1.2
製造業	16 100.0	10 62.5	6 37.5	6 37.5	-	1 6.3	1 6.3	1 6.3	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
情報通信業	3 100.0	2 66.7	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-	2.3
運輸業、郵便業	4 100.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	1.5
卸売業	16 100.0	11 68.8	7 43.8	4 25.0	1 6.3	1 6.3	-	-	1.5
小売業	16 100.0	12 75.0	1 6.3	4 25.0	2 12.5	1 6.3	2 12.5	-	1.4
金融業、保険業	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
不動産業、物品賃貸業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7	-	-	1 33.3	-	1.3
宿泊業、飲食サービス業	19 100.0	16 84.2	8 42.1	9 47.4	1 5.3	-	-	-	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-	-	1.3
教育、学習支援業	3 100.0	3 100.0	1 33.3	-	-	-	1 33.3	-	1.7
医療、福祉	36 100.0	26 72.2	17 47.2	15 41.7	1 2.8	2 5.6	4 11.1	-	1.8
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-	1.3
サービス業(他に分類されないもの)	11 100.0	9 81.8	4 36.4	2 18.2	2 18.2	1 9.1	-	1 9.1	1.8
公務	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
サービス業計	39 100.0	28 71.8	15 38.5	14 35.9	4 10.3	1 2.6	2 5.1	1 2.6	1.7
問1. 事業所に於ける雇用者の規模									
30人以下	44 100.0	32 72.7	14 31.8	11 25.0	4 9.1	-	5 11.4	-	1.5
31~100人	55 100.0	40 72.7	16 29.1	20 36.4	2 3.6	3 5.5	3 5.5	2 3.6	1.6
101~300人	40 100.0	29 72.5	17 42.5	13 32.5	3 7.5	4 10.0	2 5.0	-	1.7
301~500人	3 100.0	2 66.7	2 66.7	1 33.3	-	-	1 33.3	-	2.0
501~1,000人	2 100.0	1 50.0	2 100.0	-	-	-	-	-	1.5
1,001人以上	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	2.0
無回答	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	2.0
問1. 所在地ブロック									
北海道	5 100.0	5 100.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	1.4
東北	18 100.0	16 88.9	5 27.8	6 33.3	-	2 11.1	-	-	1.6
北関東・甲信	9 100.0	7 77.8	3 33.3	3 33.3	1 11.1	2 22.2	1 11.1	-	1.9
南関東	39 100.0	29 74.4	17 43.6	14 35.9	1 2.6	1 2.6	3 7.7	-	1.7
北陸	8 100.0	6 75.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	1.6
東海	18 100.0	11 61.1	5 27.8	4 22.2	2 11.1	-	1 5.6	-	1.3
近畿	21 100.0	13 61.9	10 47.6	8 38.1	-	1 4.8	4 19.0	-	1.7
中国	10 100.0	5 50.0	1 10.0	3 30.0	2 20.0	-	-	2 20.0	1.4
四国	7 100.0	5 71.4	6 85.7	3 42.9	1 14.3	-	1 14.3	-	2.3
九州	9 100.0	8 88.9	2 22.2	2 22.2	-	-	-	-	1.3
無回答	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-	1.0
問1付問. 経常利益額の3年前との比較									
増加した計	49 100.0	36 73.5	16 32.7	13 26.5	3 6.1	2 4.1	4 8.2	1 2.0	1.5
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	36 100.0	20 55.6	12 33.3	8 22.2	4 11.1	-	3 8.3	1 2.8	1.3
減少した計	46 100.0	37 80.4	18 39.1	20 43.5	2 4.3	3 6.5	3 6.5	-	1.8
事業所の設立から4年未満である	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	2.0
無回答	14 100.0	12 85.7	7 50.0	3 21.4	3 21.4	2 14.3	1 7.1	-	1.8
問1付問. 労使関係									
過半数代表の労働組合がある	26 100.0	19 73.1	9 34.6	11 42.3	4 15.4	-	2 7.7	-	1.7
過半数代表ではないが、労働組合がある	11 100.0	8 72.7	6 54.5	2 18.2	-	-	-	1 9.1	1.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	41 100.0	31 75.6	14 34.1	12 29.3	2 4.9	3 7.3	3 7.3	1 2.4	1.6
労働組合も、定期的な労使協議もない	64 100.0	45 70.3	22 34.4	20 31.3	3 4.7	3 4.7	6 9.4	-	1.6
無回答	4 100.0	3 75.0	2 50.0	-	-	1 25.0	-	-	1.5
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定適用事業所等以外の事業所計	146 100.0	106 72.6	53 36.3	45 30.8	9 6.2	7 4.8	11 7.5	2 1.4	1.6
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問8付問(i i) . 適用を申請しない(していない)理由は、何ですか。

	「適用を申請するつもりはない」か「未定・分らない」事業所計	総額人件費の増加につながらないから	希望している者自身から	労働者が同意を得るなど	任意だから(義務ではないから)	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	その他	無回答	平均選択数
総数	1,185	383	727	149	530	134	54	56	1.8
問8付問②. 制度特例を活用する意向									
適用を申請するつもりはない	455	207	341	64	203	31	19	1	1.9
未定・分からない	730	176	386	85	327	103	35	55	1.7
問1. 主たる業種									
建設業	63	8	40	5	26	9	3	1	1.5
製造業	143	44	92	18	72	12	9	4	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	5	-	60.0	20.0	40.0	40.0	-	-	1.6
情報通信業	11	-	4	3	4	2	1	-	1.3
運輸業、郵便業	43	12	23	5	15	4	2	3	1.5
卸売業	101	34	69	5	51	8	2	6	1.8
小売業	105	44	62	15	67	15	7	4	2.1
金融業、保険業	31	8	19	2	14	1	3	1	1.6
不動産業、物品賃貸業	14	-	4	4	5	3	2	-	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	22	4	14	4	10	3	3	-	1.7
宿泊業、飲食サービス業	117	59	84	23	30	13	2	8	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	35	14	28	7	18	2	3	-	2.1
教育、学習支援業	76	27	35	7	39	4	-	11	1.7
医療、福祉	300	83	182	37	121	45	12	13	1.7
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	17	4	11	3	9	-	-	1	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	90	35	49	10	40	11	5	4	1.7
公務	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	1	1	-	1	-	-	-	1.5
無回答	10	6	7	-	6	-	-	-	1.9
サービス業計	281	116	186	47	107	29	13	13	1.9
問1. 事業所に於ける雇用の規模									
30人以下	286	102	172	36	95	36	15	15	1.7
31~100人	525	147	319	56	247	66	27	26	1.7
101~300人	286	103	182	43	144	25	9	13	1.9
301~500人	19	7	11	3	9	-	-	-	1.7
501~1,000人	19	10	13	4	12	1	-	-	2.1
1,001人以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	18	7	11	3	7	3	-	-	1.7
問1. 所在地ブロック									
北海道	60	14	36	5	30	7	4	4	1.7
東北	89	26	49	9	29	13	3	5	1.5
北関東・甲信	80	29	56	8	27	4	-	2	1.6
南関東	265	99	158	46	142	38	15	9	2.0
北陸	94	33	47	6	55	7	5	6	1.7
東海	162	48	107	23	58	19	10	2	1.7
近畿	183	61	116	21	75	15	6	14	1.7
中国	89	35	57	13	39	9	1	7	1.9
四国	44	10	31	5	21	5	5	1	1.8
九州	107	27	65	13	51	14	3	6	1.7
無回答	12	1	5	-	3	3	2	-	1.2
問1付問. 経常利益額の3年前との比較									
増加した計	447	147	256	48	196	56	28	24	1.7
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	236	75	146	37	110	24	8	8	1.8
減少した計	378	118	246	54	178	41	16	14	1.8
事業所の設立から4年未満である	8	4	4	1	4	1	-	-	1.8
無回答	116	39	75	9	42	12	2	10	1.7
問1付問. 労使関係									
過半数代表の労働組合がある	180	52	115	14	93	16	12	7	1.8
過半数代表ではないが、労働組合がある	94	30	48	9	49	8	6	3	1.8
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	301	94	177	29	120	39	19	12	1.7
労働組合も、定期的な労使協議もない	587	200	375	95	262	61	18	27	1.8
無回答	23	7	12	2	6	5	-	3	1.6
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,185	383	727	149	530	134	54	56	1.8
特定適用事業所等以外の事業所計	100.0	32.3	61.4	12.6	44.7	11.3	4.6	4.7	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査シリーズNo.182

問8付問(i i i) . 常時の雇用人員が50人以上の企業では、一定の要件を満たす短時間労働者に対して、厚生年金・健康保険の適用が拡大されました。これを回避する目的で、平成24年8月からこの間に、分社化や常時の雇用人員規模の抑制等を行いましたか。

	「適用を申請するつもりはない」か「未定・事業所計」	分社化を目的の分社化を行ったこととする	回避を目的とするものではない(分社化等を行っていない含む)	行っていない	無回答
総数	1,185	-	11	907	267
問1. 主たる業種					
建設業	63	-	-	50	13
製造業	143	-	1	109	33
電気・ガス・熱供給・水道業	5	-	0.7	76.2	23.1
情報通信業	11	-	-	10	1
運輸業、郵便業	43	-	1	32	10
卸売業	101	-	2.3	74.4	23.3
小売業	105	-	5	78.2	21.8
金融業、保険業	31	-	4.8	86.2	19.0
不動産業、物品賃貸業	14	-	-	24	7
学術研究、専門・技術サービス業	22	-	-	12	2
宿泊業、飲食サービス業	117	-	0.9	81.8	18.2
生活関連サービス業、娯楽業	35	-	-	29.6	6.5
教育、学習支援業	76	-	-	67.1	8.9
医療、福祉	300	-	2	229	69
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	17	-	0.7	76.3	23.0
サービス業(他に分類されないもの)	90	-	1.1	81.1	17.8
公務	-	-	-	-	-
その他	2	-	-	1	1
無回答	10	-	-	50.0	50.0
サービス業計	281	-	2	218	61
問1. 事業所に於ける雇用の規模					
30人以下	286	-	4	217	65
31~100人	525	-	1.4	383	137
101~300人	286	-	1.0	73.0	26.1
301~500人	19	-	0.7	80.4	18.9
501~1,000人	19	-	-	46.2	5.8
1,001人以上	-	-	-	89.5	10.5
無回答	18	-	-	14	4
問1. 所在地ブロック					
北海道	60	-	-	47	13
東北	89	-	2	78.3	21.7
北関東・甲信	80	-	2.2	73.0	27.0
南関東	265	-	3.8	57	20
北陸	94	-	0.8	71.3	25.0
東海	162	-	2	81.9	17.4
近畿	183	-	0.6	66.0	34.0
中国	89	-	1.1	63.0	26.0
四国	44	-	-	82.1	17.3
九州	107	-	0.9	77.0	29.9
無回答	12	-	-	78	28
問1付問. 経常利益額の3年前との比較					
増加した計	447	-	5	356	86
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	236	-	1.1	179.6	19.2
減少した計	378	-	0.4	75.8	23.7
事業所の設立から4年未満である	8	-	0.8	28.0	9.5
無回答	116	-	-	74.1	25.1
問1付問. 労使関係					
過半数代表の労働組合がある	180	-	-	152	28
過半数代表ではないが、労働組合がある	94	-	-	84.4	15.6
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	301	-	1.1	73.7	21.3
労働組合も、定期的な労使協議もない	587	-	0.7	231	68
無回答	23	-	-	44.0	14.2
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	1,185	-	-	-	-
特定適用事業所等以外の事業所計	100.0	-	0.9	90.7	22.5
無回答	-	-	-	-	-

問9. 短時間労働者（定年雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成28年（昨年）10月1日（規模500人以下の地方公共団体については平成29年4月1日）より、（従来の「週の所定労働時間が通常の労働者の概ね4分の3以上」[一般に週30時間以上等]から）、①週の所定労働時間が20時間以上で、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上の、すべての要件を満たす者（但し学生は除く）に拡大されました。これに対応するため、貴事業所では雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか。

	特定適用事業所等計	見直しを行った	行わなかった （適用拡大の対象者はを）	適用拡大の対象者が、 そもそもいなかった	無回答
総数	1,344 100.0	443 33.0	437 32.5	460 34.2	4 0.3
問1. 主たる業種					
建設業	88 100.0	14 15.9	30 34.1	44 50.0	-
製造業	131 100.0	27 20.6	45 34.4	59 45.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	14 100.0	1 7.1	6 42.9	6 42.9	1 7.1
情報通信業	9 100.0	-	2 22.2	7 77.8	-
運輸業、郵便業	42 100.0	16 38.1	7 16.7	19 45.2	-
卸売業	57 100.0	15 26.3	13 22.8	29 50.9	-
小売業	197 100.0	111 56.3	53 26.9	33 16.8	-
金融業、保険業	49 100.0	22 44.9	4 8.2	23 46.9	-
不動産業、物品賃貸業	23 100.0	7 30.4	9 39.1	7 30.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	36 100.0	7 19.4	13 36.1	16 44.4	-
宿泊業、飲食サービス業	61 100.0	22 36.1	24 39.3	15 24.6	-
生活関連サービス業、娯楽業	14 100.0	5 35.7	3 21.4	6 42.9	-
教育、学習支援業	104 100.0	16 15.4	55 52.9	32 30.8	1 1.0
医療、福祉	315 100.0	120 38.1	102 32.4	92 29.2	1 0.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	18 100.0	8 44.4	2 11.1	8 44.4	-
サービス業（他に分類されないもの）	116 100.0	42 36.2	41 35.3	32 27.6	1 0.9
公務	60 100.0	8 13.3	25 41.7	27 45.0	-
その他	3 100.0	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-
無回答	7 100.0	1 14.3	2 28.6	4 57.1	-
サービス業計	245 100.0	84 34.3	83 33.9	77 31.4	1 0.4
問1. 事業所に於ける雇用者の規模					
30人以下	223 100.0	47 21.1	46 20.6	127 57.0	3 1.3
31～100人	481 100.0	170 35.3	147 30.6	164 34.1	-
101～300人	247 100.0	85 34.4	76 30.8	85 34.4	1 0.4
301～500人	82 100.0	27 32.9	26 31.7	29 35.4	-
501～1,000人	157 100.0	60 38.2	63 40.1	34 21.7	-
1,001人以上	126 100.0	38 30.2	70 55.6	18 14.3	-
無回答	28 100.0	16 57.1	9 32.1	3 10.7	-
問1. 所在地ブロック					
北海道	75 100.0	29 38.7	20 26.7	26 34.7	-
東北	106 100.0	25 23.6	36 34.0	45 42.5	-
北関東・甲信	89 100.0	30 33.7	23 25.8	35 39.3	1 1.1
南関東	324 100.0	140 43.2	89 27.5	94 29.0	1 0.3
北陸	51 100.0	14 27.5	20 39.2	17 33.3	-
東海	164 100.0	64 39.0	43 26.2	57 34.8	-
近畿	213 100.0	58 27.2	94 44.1	60 28.2	1 0.5
中国	99 100.0	28 28.3	32 32.3	39 39.4	-
四国	41 100.0	16 39.0	10 24.4	14 34.1	1 2.4
九州	174 100.0	38 21.8	67 38.5	69 39.7	-
無回答	8 100.0	1 12.5	3 37.5	4 50.0	-
問1付問. 経常利益額の3年前との比較					
増加した計	465 100.0	153 32.9	140 30.1	172 37.0	-
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	196 100.0	55 28.1	68 34.7	71 36.2	2 1.0
減少した計	402 100.0	163 40.5	105 26.1	134 33.3	-
事業所の設立から4年未満である	11 100.0	2 18.2	4 36.4	5 45.5	-
無回答	270 100.0	70 25.9	120 44.4	78 28.9	2 0.7
問1付問. 労使関係					
過半数代表の労働組合がある	532 100.0	173 32.5	169 31.8	188 35.3	2 0.4
過半数代表ではないが、労働組合がある	178 100.0	35 19.7	94 52.8	49 27.5	-
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	231 100.0	80 34.6	53 22.9	97 42.0	1 0.4
労働組合も、定期的な労使協議もない	337 100.0	125 37.1	103 30.6	108 32.0	1 0.3
無回答	66 100.0	30 45.5	18 27.3	18 27.3	-
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分					
特定適用事業所等計	1,344 100.0	443 33.0	437 32.5	460 34.2	4 0.3
特定適用事業所等以外の事業所計	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-

	特定適用事業所等計	見直しを行った	行わなかった （適用拡大の対象者はを）	適用拡大の対象者が、 そもそもいなかった	無回答
総数	1,344 100.0	443 33.0	437 32.5	460 34.2	4 0.3
問2付問. 短時間労働者の人数割合					
1割未満	535 100.0	115 21.5	182 34.0	236 44.1	2 0.4
1割以上3割未満	326 100.0	108 33.1	122 37.4	95 29.1	1 0.3
3割以上5割未満	133 100.0	51 38.3	37 27.8	45 33.8	-
5割以上7割未満	131 100.0	72 55.0	36 27.5	22 16.8	1 0.8
7割以上9割未満	116 100.0	68 58.6	27 23.3	21 18.1	-
9割以上	23 100.0	13 56.5	8 34.8	2 8.7	-
無回答	18 100.0	5 27.8	9 50.0	4 22.2	-
問3. 短時間労働者の雇用理由					
人手を集めやすいから （採用手続きが簡単だから）	289 100.0	125 43.3	95 32.9	69 23.9	-
正社員（フルタイム）の採用、確保が 困難だから	398 100.0	158 39.7	133 33.4	106 26.6	1 0.3
経験・知識・技能のある人を活用したいから	519 100.0	161 31.0	182 35.1	176 33.9	-
1日目の忙しい時間帯に対応するため	490 100.0	234 47.8	131 26.7	125 25.5	-
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため （長い営業時間に対応するため）	188 100.0	109 58.0	51 27.1	28 14.9	-
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	264 100.0	124 47.0	85 32.2	55 20.8	-
仕事内容が簡単だから	279 100.0	137 49.1	71 25.4	70 25.1	1 0.4
責任が軽い仕事だから	183 100.0	102 55.7	39 21.3	42 23.0	-
賃金が割安だから （手当や賞与等が必要ないから）	331 100.0	158 47.7	88 26.6	84 25.4	1 0.3
社会保険の負担が少なくて済むから	180 100.0	113 62.8	33 18.3	34 18.9	-
雇用調整が容易だから	140 100.0	77 55.0	36 25.7	27 19.3	-
女性や高齢者を活用するため	363 100.0	153 42.1	103 28.4	106 29.2	1 0.3
法律上の雇用義務（高齢者雇用安定法や 育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため	167 100.0	47 28.1	77 46.1	42 25.1	1 0.6
学生アルバイトや若年フリーターを 活用するため	124 100.0	66 53.2	40 32.3	18 14.5	-
外国人や障がい者を活用するため	113 100.0	48 42.5	40 35.4	25 22.1	-
その他	104 100.0	30 28.8	32 30.8	42 40.4	-
無回答	30 100.0	6 20.0	10 33.3	12 40.0	2 6.7
問4. 短時間労働者の活用職種（複数回答）					
管理職	37 100.0	10 27.0	17 45.9	10 27.0	-
専門・技術職（医療関係）	208 100.0	64 30.8	90 43.3	54 26.0	-
専門・技術職（教育関係）	100 100.0	17 17.0	52 52.0	30 30.0	1 1.0
専門・技術職（その他）	192 100.0	39 20.3	95 49.5	58 30.2	-
事務職	723 100.0	244 33.7	253 35.0	225 31.1	1 0.1
販売職（営業を含む）	205 100.0	102 49.8	57 27.8	45 22.0	1 0.5
サービス職（介護関係）	188 100.0	90 47.9	56 29.8	42 22.3	-
サービス職（飲食関係）	125 100.0	75 60.0	34 27.2	15 12.0	1 0.8
サービス職（その他）	117 100.0	55 47.0	33 28.2	29 24.8	-
警備・保安職	61 100.0	23 37.7	27 44.3	11 18.0	-
製造・生産工程職	126 100.0	35 27.8	56 44.4	35 27.8	-
輸送・運転職	71 100.0	23 32.4	15 21.1	32 45.1	1 1.4
建設・探掘職	26 100.0	3 11.5	12 46.2	11 42.3	-
清掃等事務職	268 100.0	103 38.4	104 38.8	61 22.8	-
その他	112 100.0	30 26.8	37 33.0	45 40.2	-
無回答	19 100.0	6 31.6	7 36.8	5 26.3	1 5.3

問9付問③. 付問②の見直しを、いつ頃、行いましたか。

	平成27年9月以前 (適用拡大の1年以上前)	平成27年10月 (平成28年3月(1年)半年前)	平成28年4月 (半年前)	平成28年10月以降 (適用拡大以降)	無回答	
総数	443 100.0	14 3.2	41 9.3	258 58.2	93 21.0	37 8.4
問1. 主たる業種						
建設業	14 100.0	-	-	8 57.1	3 21.4	3 21.4
製造業	27 100.0	-	1 3.7	17 63.0	9 33.3	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	16 100.0	-	2 12.5	8 50.0	4 25.0	2 12.5
卸売業	15 100.0	-	1 6.7	11 73.3	3 20.0	-
小売業	111 100.0	11 9.9	16 14.4	63 56.8	10 9.0	11 9.9
金融業、保険業	22 100.0	1 4.5	1 4.5	17 77.3	3 13.6	-
不動産業、物品賃貸業	7 100.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	2 28.6	3 42.9
学術研究、専門・技術サービス業	7 100.0	-	1 14.3	1 14.3	5 71.4	-
宿泊業、飲食サービス業	22 100.0	-	4 18.2	8 36.4	7 31.8	3 13.6
生活関連サービス業、娯楽業	5 100.0	-	2 40.0	2 40.0	1 20.0	-
教育、学習支援業	16 100.0	-	1 6.3	7 43.8	6 37.5	2 12.5
医療、福祉	120 100.0	-	5 4.2	87 72.5	19 15.8	9 7.5
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	8 100.0	-	-	4 50.0	4 50.0	-
サービス業(他に分類されないもの)	42 100.0	1 2.4	6 14.3	22 52.4	10 23.8	3 7.1
公務	8 100.0	-	-	1 12.5	7 87.5	-
その他	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-
無回答	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-
サービス業計	84 100.0	1 1.2	13 15.5	37 44.0	27 32.1	6 7.1
問1. 事業所に於ける雇用者の規模						
30人以下	47 100.0	-	3 6.4	25 53.2	11 23.4	8 17.0
31~100人	170 100.0	2 1.2	15 8.8	111 65.3	28 16.5	14 8.2
101~300人	85 100.0	10 11.8	8 9.4	47 55.3	13 15.3	7 8.2
301~500人	27 100.0	-	1 3.7	14 51.9	9 33.3	3 11.1
501~1,000人	60 100.0	1 1.7	5 8.3	33 55.0	20 33.3	1 1.7
1,001人以上	38 100.0	-	6 15.8	22 57.9	7 18.4	3 7.9
無回答	16 100.0	1 6.3	3 18.8	6 37.5	5 31.3	1 6.3
問1. 所在地ブロック						
北海道	29 100.0	-	6 20.7	10 34.5	11 37.9	2 6.9
東北	25 100.0	-	1 4.0	14 56.0	5 20.0	5 20.0
北関東・甲信	30 100.0	-	5 16.7	18 60.0	6 20.0	1 3.3
南関東	140 100.0	2 1.4	10 7.1	100 71.4	18 12.9	7 7.1
北陸	14 100.0	-	1 7.1	8 57.1	4 28.6	1 7.1
東海	64 100.0	1 1.6	4 6.3	37 57.8	17 26.6	5 7.8
近畿	58 100.0	1 1.7	7 12.1	30 51.7	16 27.6	4 6.9
中国	28 100.0	1 3.6	4 14.3	14 50.0	5 17.9	4 14.3
四国	16 100.0	-	-	16 100.0	-	-
九州	38 100.0	9 23.7	3 7.9	11 28.9	11 28.9	4 10.5
無回答	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0
問1付問. 経常利益額の3年前との比較						
増加した計	153 100.0	2 1.3	13 8.5	99 64.7	28 18.3	11 7.2
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	55 100.0	1 1.8	6 10.9	26 47.3	15 27.3	7 12.7
減少した計	163 100.0	11 6.7	17 10.4	96 58.9	31 19.0	8 4.9
事業所の設立から4年未満である	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-
無回答	70 100.0	-	5 7.1	35 50.0	19 27.1	11 15.7
問1付問. 労使関係						
過半数代表の労働組合がある	173 100.0	12 6.9	11 6.4	100 57.8	37 21.4	13 7.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	35 100.0	1 2.9	4 11.4	18 51.4	10 28.6	2 5.7
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	80 100.0	-	9 11.3	40 50.0	23 28.3	8 10.0
労働組合も、定期的な労使協議もない	125 100.0	1 0.8	8 6.4	87 69.6	18 14.4	11 8.8
無回答	30 100.0	-	9 30.0	13 43.3	5 16.7	3 10.0
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	443 100.0	14 3.2	41 9.3	258 58.2	93 21.0	37 8.4
特定適用事業所等以外の事業所計	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-

	平成27年9月以前 (適用拡大の1年以上前)	平成27年10月 (平成28年3月(1年)半年前)	平成28年4月 (半年前)	平成28年10月以降 (適用拡大以降)	無回答	
総数	443 100.0	14 3.2	41 9.3	258 58.2	93 21.0	37 8.4
問2付問. 短時間労働者の人数割合						
1割未満	115 100.0	1 0.9	6 5.2	63 54.8	33 28.7	12 10.4
1割以上3割未満	108 100.0	1 0.9	14 13.0	57 52.8	28 25.9	8 7.4
3割以上5割未満	51 100.0	1 2.0	5 9.8	29 56.9	12 23.5	4 7.8
5割以上7割未満	72 100.0	-	11 15.3	44 61.1	9 12.5	8 11.1
7割以上9割未満	68 100.0	9 13.2	3 4.4	54 79.4	1 1.5	1 1.5
9割以上	13 100.0	-	2 15.4	9 69.2	1 7.7	1 7.7
無回答	5 100.0	1 20.0	-	2 40.0	2 40.0	-
問3. 短時間労働者の雇用理由(複数回答)						
人手を集めやすいから (採用手続きが簡単だから)	125 100.0	1 0.8	14 11.2	79 63.2	16 12.8	15 12.0
正社員(フルタイム)の採用、確保が 困難だから	158 100.0	-	16 10.1	104 65.8	27 17.1	11 7.0
経験・知識・技能のある人を活用したいから	161 100.0	2 1.2	9 5.6	107 66.5	30 23.5	10 6.2
1日目の忙しい時間帯に対応するため	234 100.0	3 1.3	24 10.3	162 69.2	30 12.8	15 6.4
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため (長い営業時間に対応するため)	109 100.0	1 0.9	9 8.3	72 66.1	14 12.8	13 11.9
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	124 100.0	1 0.8	5 4.0	96 77.4	18 14.5	4 3.2
仕事内容が簡単だから	137 100.0	2 1.5	12 8.8	108 78.8	10 7.3	5 3.6
責任が軽い仕事だから	102 100.0	1 1.0	6 5.9	89 87.3	3 2.9	3 2.9
賃金が割安だから (手当や賞与等が必要ないから)	158 100.0	-	10 6.3	119 75.3	19 12.0	10 6.3
社会保険の負担が少なくて済むから	113 100.0	10 8.8	10 8.8	77 68.1	11 9.7	5 4.4
雇用調整が容易だから	77 100.0	-	7 9.1	55 71.4	9 11.7	6 7.8
女性や高齢者を活用するため	153 100.0	1 0.7	9 5.9	104 68.0	28 18.3	11 7.2
法律上の雇用義務(高齢者雇用安定法や 育児・介護休業法、その他配置基準等)に対応するため	47 100.0	-	4 8.5	30 63.8	9 19.1	4 8.5
学生アルバイトや若年フリーターを 活用するため	66 100.0	-	6 9.1	47 71.2	10 15.2	3 4.5
外国人や障がい者を活用するため	48 100.0	-	1 2.1	36 75.0	8 16.7	3 6.3
その他	30 100.0	-	3 10.0	14 46.7	13 43.3	-
無回答	6 100.0	-	-	5 83.3	1 16.7	-
問4. 短時間労働者の活用職種(複数回答)						
管理職	10 100.0	-	1 10.0	5 50.0	3 30.0	1 10.0
専門・技術職(医療関係)	64 100.0	-	3 4.7	44 68.8	13 20.3	4 6.3
専門・技術職(教育関係)	17 100.0	-	1 5.9	4 23.5	10 58.8	2 11.8
専門・技術職(その他)	39 100.0	-	4 10.3	19 48.7	14 35.9	2 5.1
事務職	244 100.0	4 1.6	11 4.5	157 64.8	53 21.7	18 7.4
販売職(営業を含む)	102 100.0	9 8.8	15 14.7	59 57.8	11 10.8	8 7.8
サービス職(介護関係)	90 100.0	-	2 2.2	68 75.6	14 14.4	7 7.8
サービス職(飲食関係)	75 100.0	-	6 8.0	53 70.7	9 12.0	7 9.3
サービス職(その他)	55 100.0	2 3.6	5 9.1	39 70.9	5 9.1	4 7.3
警備・保安職	23 100.0	-	2 8.7	14 60.9	6 26.1	1 4.3
製造・生産工程職	35 100.0	-	4 11.4	19 54.3	10 28.6	2 5.7
輸送・運転職	23 100.0	-	3 13.0	10 43.5	8 34.8	2 8.7
建設・採掘職	3 100.0	-	-	-	1 33.3	2 66.7
清掃等労務職	103 100.0	-	7 6.8	74 71.8	17 17.5	4 3.9
その他	30 100.0	-	7 23.3	15 50.0	3 23.3	1 3.3
無回答	6 100.0	-	-	5 83.3	1 16.7	-

問9付問(i). 新たに適用を拡大した理由は、何ですか。

(複数回答)	「新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した(これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む)」を延長したか	「新規求人に対して、対象者の所定労働時間を延長した」か	「対象者の所定労働時間を延長した」か	「対象者の所定労働時間を延長した」か	「対象者の所定労働時間を延長した」か	「対象者の所定労働時間を延長した」か	「対象者の所定労働時間を延長した」か	「対象者の所定労働時間を延長した」か	「対象者の所定労働時間を延長した」か	平均選択数
総数	280 100.0	127 45.4	219 78.2	111 39.6	41 14.6	28 10.0	46 16.4	5 1.8	4 1.4	2.1
問9付問①. 具体的な見直し内容										
新たな適用拡大に伴い、対象者の所定労働時間を延長した(これに伴い、短時間労働者の雇用者数を抑制した、等も含む)	255 100.0	117 45.9	205 80.4	106 41.6	41 16.1	22 8.6	44 17.3	5 2.0	3 1.2	2.1
新たな適用拡大に伴い、対象者を正社員(短時間正社員を含む)へ転換した	68 100.0	56 82.4	60 88.2	45 66.2	1 1.5	6 8.8	40 58.8	-	1 1.5	3.1
新規求人に当たり、所定労働時間を(従前の設定より)延長した	24 100.0	13 54.2	19 79.2	8 33.3	7 29.2	8 33.3	-	-	-	2.3
新規求人に当たっては、出来るだけ正社員(短時間正社員を含む)で採用するようにした	14 100.0	6 42.9	8 57.1	5 35.7	2 14.3	2 14.3	-	-	1 7.1	1.9
問1. 主たる業種										
建設業	4 100.0	2 50.0	3 75.0	-	-	-	1 25.0	-	-	1.5
製造業	12 100.0	2 16.7	8 66.7	2 16.7	1 8.3	-	1 8.3	1 8.3	-	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9 100.0	4 44.4	8 88.9	5 55.6	1 11.1	1 11.1	-	-	-	2.1
卸売業	9 100.0	5 55.6	7 77.8	4 44.4	4 44.4	1 11.1	1 11.1	-	-	2.4
小売業	72 100.0	16 22.2	62 86.1	25 34.7	16 22.2	11 15.3	-	2 2.8	-	1.8
金融業、保険業	13 100.0	9 69.2	9 69.2	2 15.4	5 38.5	-	-	-	-	1.9
不動産業、物品賃貸業	3 100.0	-	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	2.0
宿泊業、飲食サービス業	19 100.0	11 57.9	11 57.9	6 31.6	2 10.5	-	-	1 5.3	-	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	4 100.0	1 25.0	3 75.0	1 25.0	-	2 50.0	-	-	-	1.8
教育、学習支援業	10 100.0	5 50.0	6 60.0	1 10.0	-	5 50.0	-	-	-	1.7
医療、福祉	88 100.0	59 67.0	72 81.8	51 58.0	8 9.1	5 5.7	40 45.5	-	3 3.4	2.8
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	7 100.0	2 28.6	7 100.0	1 14.3	-	1 14.3	-	-	-	1.6
サービス業(他に分類されないもの)	27 100.0	11 40.7	19 70.4	10 37.0	4 14.8	2 7.4	2 7.4	1 3.7	1 3.7	1.9
公務	1 100.0	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	2.0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
サービス業計	58 100.0	25 43.1	41 70.7	19 32.8	6 10.3	5 8.6	2 3.4	2 3.4	1 1.7	1.8
問1. 事業所に於ける雇用者の規模										
30人以下	21 100.0	11 52.4	10 47.6	4 19.0	1 4.8	-	2 9.5	-	1 4.8	1.4
31~100人	123 100.0	63 51.2	103 83.7	66 53.7	14 11.4	8 6.5	41 33.3	2 1.6	1 0.8	2.4
101~300人	50 100.0	21 42.0	39 78.0	14 28.0	3 6.0	3 6.0	1 2.0	-	-	1.8
301~500人	14 100.0	3 21.4	10 71.4	5 35.7	3 21.4	2 14.3	-	-	1 7.1	1.8
501~1,000人	38 100.0	14 36.8	30 78.9	9 23.7	6 15.8	5 13.2	-	2 5.3	-	1.7
1,001人以上	22 100.0	9 40.9	16 72.7	10 45.5	5 22.7	8 36.4	1 4.5	-	-	2.2
無回答	12 100.0	6 50.0	11 91.7	3 25.0	4 33.3	2 16.7	1 8.3	1 8.3	-	2.3
問1. 所在地ブロック										
北海道	17 100.0	6 35.3	15 88.2	1 5.9	2 11.8	-	-	-	-	1.4
東北	14 100.0	5 35.7	12 85.7	5 35.7	2 14.3	-	-	1 7.1	-	1.8
北関東・甲信	19 100.0	4 21.1	16 84.2	8 42.1	2 10.5	2 10.5	1 5.3	-	-	1.7
南関東	83 100.0	56 67.5	66 79.5	46 55.4	8 9.6	9 10.8	36 43.4	2 2.4	1 1.2	2.7
北陸	12 100.0	6 50.0	8 66.7	3 25.0	-	1 8.3	2 16.7	-	-	1.7
東海	43 100.0	18 41.9	32 74.4	11 25.6	6 14.0	3 7.0	2 4.7	-	1 2.3	1.7
近畿	37 100.0	20 54.1	28 75.7	19 51.4	8 21.6	6 16.2	3 8.1	-	2 5.4	2.4
中国	21 100.0	7 33.3	13 61.9	10 47.6	5 23.8	6 28.6	1 4.8	2 9.5	-	2.1
四国	16 100.0	2 12.5	16 100.0	6 37.5	7 43.8	1 6.3	-	-	-	2.0
九州	18 100.0	3 16.7	13 72.2	2 11.1	1 5.6	-	1 5.6	-	-	1.1
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問1付問. 経常利益額の3年前との比較										
増加した計	79 100.0	29 36.7	59 74.7	33 41.8	19 24.1	7 8.9	2 2.5	1 1.3	1 1.3	1.9
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	39 100.0	17 43.6	26 66.7	14 35.9	4 10.3	7 17.9	2 5.1	2 5.1	-	1.9
減少した計	120 100.0	70 58.3	100 83.3	55 45.8	12 10.0	9 7.5	41 34.2	2 1.7	1 0.8	2.4
事業所の設立から4年未満である	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	1.0
無回答	41 100.0	11 26.8	34 82.9	8 19.5	6 14.6	5 12.2	1 2.4	-	2 4.9	1.7
問1付問. 労使関係										
過半数代表の労働組合がある	93 100.0	36 38.7	75 80.6	32 34.4	24 25.8	14 15.1	3 3.2	2 2.2	-	2.0
過半数代表ではないが、労働組合がある	26 100.0	12 46.2	21 80.8	8 30.8	7 26.9	5 19.2	-	-	1 3.8	2.1
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	50 100.0	23 46.0	28 56.0	8 16.0	4 8.0	2 4.0	3 6.0	1 2.0	3 6.0	1.5
労働組合も、定期的な労使協議もない	87 100.0	51 58.6	76 87.4	59 67.8	4 4.6	6 6.9	38 43.7	1 1.1	-	2.7
無回答	24 100.0	5 20.8	19 79.2	4 16.7	2 8.3	1 4.2	2 8.3	1 4.2	-	1.4

(複数回答)	「新たな通用拡大に伴い、対象者の特定労働時間を延長した」か「新規求人に対する社員の採用時間を延長した」か「出来の通り、所定労働時間より延長した」事業所計	短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	短時間労働者自身が希望したから	適用を回すこと、業務等に支障が 出ること(短時間労働者の離職等 にもつながるから)	働く動機になると、業務時間、 働く動機になると、業務時間、 働く動機になると、業務時間、	週20時間未満では、雇用保険も 適用対象外になってしまうから	悪化させる恐れがあるから	その他	無回答	平均選択数
総数	280 100.0	127 45.4	219 78.2	111 39.6	41 14.6	28 10.0	46 16.4	5 1.8	4 1.4	2.1
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分										
特定適用事業所等計	280 100.0	127 45.4	219 78.2	111 39.6	41 14.6	28 10.0	46 16.4	5 1.8	4 1.4	2.1
特定適用事業所等以外の事業所計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問2付問. 短時間労働者の人数割合										
1割未満	47 100.0	13 27.7	32 68.1	10 21.3	6 12.8	5 10.6	4 8.5	1 2.1	-	1.5
1割以上3割未満	75 100.0	23 30.7	56 74.7	16 21.3	8 10.7	7 9.3	2 2.7	1 1.3	2 2.7	1.6
3割以上5割未満	38 100.0	23 60.5	27 71.1	12 31.6	6 15.8	7 18.4	2 5.3	-	1 2.6	2.1
5割以上7割未満	60 100.0	44 73.3	50 83.3	43 71.7	5 8.3	6 10.0	30 50.0	2 3.3	-	3.0
7割以上9割未満	43 100.0	16 37.2	41 95.3	24 55.8	14 32.6	2 4.7	8 18.6	-	-	2.4
9割以上	11 100.0	6 54.5	9 81.8	6 54.5	2 18.2	1 9.1	-	1 9.1	-	2.3
無回答	2 100.0	-	2 100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
問3. 短時間労働者の雇用理由 (複数回答)										
人手を集めやすいから (採用手続きが簡単だから)	102 100.0	65 63.7	84 82.4	64 62.7	18 17.6	11 10.8	41 40.2	1 1.0	2 2.0	2.8
正社員(フルタイム)の採用、確保が 困難だから	116 100.0	73 62.9	97 83.6	59 50.9	15 12.9	12 10.3	41 35.3	1 0.9	3 2.6	2.6
経験・知識・技能のある人を活用したいから	110 100.0	69 62.7	95 86.4	59 53.6	18 16.4	11 10.0	41 37.3	-	-	2.7
1日の忙しい時間帯に対応するため	170 100.0	88 51.8	146 85.9	88 51.8	31 18.2	17 10.0	39 22.9	2 1.2	1 0.6	2.4
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため (長い営業時間に対応するため)	91 100.0	63 69.2	80 87.9	62 68.1	19 20.9	7 7.7	39 42.9	1 1.1	2 2.2	3.0
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	80 100.0	59 73.8	69 86.3	52 65.0	12 15.0	8 10.0	40 50.0	2 2.5	-	3.0
仕事内容が簡単だから	87 100.0	57 65.5	80 92.0	63 72.4	10 11.5	5 5.7	42 48.3	-	-	3.0
責任が軽い仕事だから	66 100.0	47 71.2	62 93.9	57 86.4	6 9.1	2 3.0	41 62.1	-	-	3.3
賃金が割安だから (手当や賞与等が必要ないから)	103 100.0	65 63.1	85 82.5	69 67.0	19 18.4	10 9.7	40 38.8	1 1.0	1 1.0	2.8
社会保険の負担が少なくて済むから	75 100.0	49 65.3	69 92.0	55 73.3	11 14.7	9 12.0	39 52.0	1 1.3	-	3.1
雇用調整が容易だから	66 100.0	53 80.3	54 81.8	53 80.3	5 13.6	5 7.6	40 60.6	2 3.0	-	3.3
女性や高齢者を活用するため	84 100.0	41 48.8	70 83.3	51 60.7	24 28.6	14 16.7	16 19.0	-	-	2.6
法律上の雇用義務(高齢者雇用安定法や 育児・介護休業法、その他配置基準等)に対応するため	28 100.0	19 67.9	23 82.1	20 71.4	5 17.9	5 17.9	14 50.0	-	1 3.6	3.2
学生アルバイトや若年フリーターを 活用するため	31 100.0	14 45.2	25 80.6	18 58.1	7 22.6	7 22.6	7 19.0	1 3.2	-	2.3
外国人や障がい者を活用するため	31 100.0	4 12.9	26 83.9	21 67.7	8 25.8	6 19.4	13 41.9	-	1 3.2	3.1
その他	17 100.0	4 23.5	9 52.9	2 11.8	2 11.8	2 5.9	2 11.8	4 23.5	-	1.4
無回答	3 100.0	-	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	1.3
問4. 短時間労働者の活用職種 (複数回答)										
管理職	4 100.0	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	2 50.0	-	-	-	1.5
専門・技術職(医療関係)	41 100.0	16 39.0	29 70.7	10 24.4	7 17.1	5 12.2	2 4.9	-	2 4.9	1.8
専門・技術職(教育関係)	10 100.0	4 40.0	7 70.0	1 10.0	1 10.0	6 60.0	-	-	-	1.9
専門・技術職(その他)	12 100.0	3 25.0	9 75.0	4 33.3	1 8.3	2 16.7	3 25.0	-	-	1.8
事務職	165 100.0	89 53.9	133 80.6	78 47.3	24 14.5	19 11.5	40 24.2	1 0.6	3 1.8	2.4
販売職(営業を含む)	62 100.0	13 21.0	53 85.5	24 38.7	16 25.8	12 19.4	-	1 1.6	-	1.9
サービス職(介護関係)	69 100.0	51 73.9	60 87.0	46 66.7	4 5.8	5 7.2	40 58.0	-	1 1.4	3.0
サービス職(飲食関係)	67 100.0	53 79.1	55 82.1	48 71.6	5 7.5	-	39 58.2	1 1.5	-	3.0
サービス職(その他)	41 100.0	23 56.1	36 87.8	24 58.5	4 9.8	2 4.9	13 31.7	-	-	2.5
警備・保安職	15 100.0	6 40.0	13 86.7	3 20.0	-	3 20.0	1 6.7	-	-	1.7
製造・生産工程職	20 100.0	6 30.0	14 70.0	5 25.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0	-	1.5
輸送・運転職	15 100.0	6 40.0	10 66.7	3 20.0	1 6.7	3 20.0	1 6.7	1 6.7	-	1.7
建設・採掘職	2 100.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	2.5
清掃等労務職	80 100.0	54 67.5	71 88.8	52 65.0	6 7.5	6 7.5	38 47.5	-	1 1.3	2.9
その他	17 100.0	11 64.7	12 70.6	10 58.8	4 23.5	2 11.8	1 5.9	1 5.9	-	2.4
無回答	4 100.0	-	3 75.0	2 50.0	-	-	-	-	-	1.3

問9付問(v). 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度があることを、ご存知でしたか。

	知っている	知らなかった	無回答
総数	308 100.0	120 39.0	157 51.0
問9付問①. 具体的な見直し内容			
新たな適用を回避するため、対象者の所定労働時間を短縮した(これに伴い、短時間労働者の雇用者数が増大した、等も含む)	293 100.0	115 39.2	149 50.9
新たな適用を回避するため、対象者の月額賃金(年収)の水準設定を引き下げた	16 100.0	8 50.0	7 43.8
新規求人に当たり、所定労働時間を(従前の設定より)短縮した	70 100.0	37 52.9	27 38.6
新規求人に当たり、月額賃金(年収)の水準設定を引き下げた	7 100.0	1 14.3	3 42.9
新規求人に当たり、雇用見込み期間を1年未満に抑制した	1 100.0	1 100.0	-
出来るだけ、(適用除外の)学生を活用するようにした	6 100.0	3 50.0	1 16.7
出来るだけ、70歳以上の高齢者を活用するようにした	1 100.0	-	1 100.0
問1. 主たる業種			
建設業	10 100.0	5 50.0	4 40.0
製造業	20 100.0	8 40.0	10 50.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-
情報通信業	-	-	-
運輸業、郵便業	13 100.0	3 23.1	8 61.5
卸売業	14 100.0	6 42.9	6 42.9
小売業	70 100.0	41 58.6	23 32.9
金融業、保険業	16 100.0	9 56.3	5 31.3
不動産業、物品賃貸業	5 100.0	2 40.0	3 60.0
学術研究、専門・技術サービス業	3 100.0	2 66.7	1 33.3
宿泊業、飲食サービス業	17 100.0	9 29.4	5 47.1
生活関連サービス業、娯楽業	3 100.0	3 33.3	1 33.3
教育、学習支援業	10 100.0	3 30.0	7 70.0
医療、福祉	87 100.0	16 18.4	62 71.3
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	5 100.0	2 40.0	3 60.0
サービス業(他に分類されないもの)	29 100.0	16 55.2	11 37.9
公務	6 100.0	1 16.7	5 83.3
その他	-	-	-
無回答	-	-	-
サービス業計	57 100.0	26 45.6	24 42.1
問1. 事業所に於ける雇用者の規模			
30人以下	24 100.0	9 37.5	14 58.3
31~100人	122 100.0	32 26.2	78 63.9
101~300人	57 100.0	30 52.6	20 35.1
301~500人	22 100.0	12 54.5	7 31.8
501~1,000人	41 100.0	16 39.0	22 53.7
1,001人以上	28 100.0	13 46.4	10 35.7
無回答	14 100.0	8 57.1	6 42.9
問1. 所在地ブロック			
北海道	19 100.0	6 31.6	11 57.9
東北	15 100.0	8 53.3	5 33.3
北関東・甲信	22 100.0	12 54.5	9 40.9
南関東	92 100.0	24 26.1	61 66.3
北陸	9 100.0	4 44.4	5 55.6
東海	46 100.0	22 47.8	20 43.5
近畿	41 100.0	14 34.1	22 53.7
中国	20 100.0	12 60.0	4 20.0
四国	15 100.0	4 26.7	9 60.3
九州	29 100.0	14 48.3	11 37.9
無回答	-	-	-
問1付問. 経常利益額の3年前との比較			
増加した計	100 100.0	42 42.0	49 49.0
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	37 100.0	15 40.5	7 40.5
減少した計	116 100.0	45 38.8	64 55.2
事業所の設立から4年未満である	2 100.0	-	2 100.0
無回答	53 100.0	18 34.0	27 50.9
問1付問. 労使関係			
過半数代表の労働組合がある	124 100.0	58 46.8	54 43.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	22 100.0	8 36.4	4 45.5
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	47 100.0	22 46.8	21 44.7
労働組合も、定期的な労使協議もない	97 100.0	25 25.8	64 66.0
無回答	18 100.0	7 38.9	8 44.4
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分			
特定適用事業所等計	308 100.0	120 39.0	157 51.0
特定適用事業所等以外の事業所計	-	-	-
無回答	-	-	-

調査シリーズNo.182
問10. 適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、説明を行いましたか。

	平成27年9月以前 (適用拡大の1年以上前)	平成27年10月 (平成27年9月)	平成28年10月 (平成27年9月)	平成28年10月 (平成28年10月以降)	平成28年10月 (平成28年10月以降)	無回答
総数	386 100.0	23 6.0	40 10.4	283 73.3	23 6.0	17 4.4
問1. 主たる業種						
建設業	12 100.0	-	-	12 100.0	-	-
製造業	23 100.0	-	1 4.3	20 87.0	2 8.7	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	14 100.0	1 7.1	1 7.1	11 78.6	-	1 7.1
卸売業	15 100.0	-	3 20.0	10 66.7	1 6.7	1 6.7
小売業	87 100.0	15 17.2	11 12.6	49 56.3	4 4.6	8 9.2
金融業、保険業	18 100.0	1 5.6	7 38.9	10 55.6	-	-
不動産業、物品賃貸業	7 100.0	1 14.3	1 14.3	4 57.1	-	1 14.3
学術研究、専門・技術サービス業	3 100.0	-	-	2 66.7	1 33.3	-
宿泊業、飲食サービス業	22 100.0	2 9.1	-	18 81.8	2 9.1	-
生活関連サービス業、娯楽業	4 100.0	-	1 25.0	3 75.0	-	-
教育、学習支援業	14 100.0	-	3 21.4	9 64.3	2 14.3	-
医療、福祉	113 100.0	-	5 4.4	87 76.3	3 3.5	4 4.4
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	7 100.0	1 14.3	-	5 71.4	1 14.3	-
サービス業(他に分類されないもの)	39 100.0	2 5.1	7 17.9	26 66.7	3 7.7	1 2.6
公務	6 100.0	-	-	4 66.7	2 33.3	-
その他	-	-	-	-	-	-
無回答	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-
サービス業計	75 100.0	5 6.7	8 10.7	54 72.0	7 9.3	1 1.3
問1. 事業所に於ける雇用者の規模						
30人以下	36 100.0	-	9 25.0	22 61.1	4 11.1	1 2.8
31~100人	152 100.0	5 3.3	15 9.9	116 76.3	8 5.3	8 5.3
101~300人	70 100.0	11 15.7	4 5.7	46 65.7	3 4.3	6 8.6
301~500人	25 100.0	-	2 8.0	20 80.0	3 12.0	-
501~1,000人	57 100.0	3 5.3	4 7.0	43 75.4	5 8.8	2 3.5
1,001人以上	31 100.0	2 6.5	3 9.7	26 83.9	-	-
無回答	15 100.0	2 13.3	3 20.0	10 66.7	-	-
問1. 所在地ブロック						
北海道	27 100.0	-	6 22.2	19 70.4	1 3.7	3 3.7
東北	21 100.0	-	2 9.5	16 76.2	2 9.5	1 4.8
北関東・甲信	26 100.0	-	2 7.7	18 69.2	1 3.8	5 19.2
南関東	109 100.0	2 1.8	10 9.2	90 82.6	4 3.7	3 2.8
北陸	14 100.0	1 7.1	3 21.4	10 71.4	-	-
東海	60 100.0	4 6.7	12 20.0	34 56.7	7 11.7	3 5.0
近畿	52 100.0	4 7.7	1 1.9	42 80.8	2 3.8	3 5.8
中国	28 100.0	2 7.1	2 7.1	20 71.4	4 14.3	-
四国	16 100.0	-	-	16 100.0	-	-
九州	33 100.0	10 30.3	2 6.1	18 54.5	2 6.1	1 3.0
無回答	-	-	-	-	-	-
問1付問. 経常利益額の3年前との比較						
増加した計	120 100.0	7 5.8	9 7.5	89 74.2	6 5.0	9 7.5
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	53 100.0	2 3.8	9 17.0	37 69.8	4 7.5	1 1.9
減少した計	147 100.0	14 9.5	17 11.6	102 69.4	9 6.1	5 3.4
事業所の設立から4年未満である	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-
無回答	64 100.0	-	5 7.8	53 82.8	4 6.3	2 3.1
問1付問. 労使関係						
過半数代表の労働組合がある	143 100.0	16 11.2	13 9.1	102 71.3	8 5.6	4 2.8
過半数代表ではないが、労働組合がある	28 100.0	2 7.1	4 14.3	18 64.3	3 10.7	1 3.6
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	72 100.0	3 4.2	8 11.1	55 76.4	4 5.6	2 2.8
労働組合も、定期的な労使協議もない	116 100.0	1 0.9	7 6.0	92 79.3	6 6.0	7 7.8
無回答	27 100.0	1 3.7	8 29.6	16 59.3	1 3.7	1 3.7
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分						
特定適用事業所等計	386 100.0	23 6.0	40 10.4	283 73.3	23 6.0	17 4.4
特定適用事業所等以外の事業所計	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-

問12. 厚生年金・健康保険の適用拡大(平成28年(昨年)10月1日)(規模500人以下の地方公共団体については平成29年4月1日)に伴い、短時間労働者(定年再雇用者を含む)の平均的な所定労働時間の長さや雇用者数は、どのように変化しましたか(契約期間等に合わせ、前倒して見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする過去1年程度の変化について) 回答ください。

(平均的な所定労働時間の長さ)

	社会保険の適用拡大に伴い、雇用者数が増えた(適用拡大の対象者はいたが、特に見直しを行わなかった)事業所等計	長くなった(15%以上)	やや(15%未満)長くなった	横ばい(±5%未満)で推移した	やや(15%未満)短くなった	短くなった(15%以下)	無回答	長くなった計	短くなった計
総数	880	4	61	614	97	7	97	65	104
雇用管理上、何らかの「見直しを行った」事業所	443	4	53	260	72	7	47	57	79
「(適用拡大の対象者はいたが)、特に見直しを行わなかった」事業所	437	-	8	354	25	-	50	8	25
無回答	100.0	-	1.8	81.0	5.7	-	11.4	1.8	5.7
問1. 主たる業種									
建設業	44	-	2	38	3	1	-	2	4
製造業	72	-	3	54	9	1	5	3	10
電気・ガス・熱供給・水道業	7	-	-	2	-	-	5	-	-
情報通信業	2	-	-	2	-	-	71.4	-	-
運輸業、郵便業	23	-	1	16	2	-	4	1	2
卸売業	28	-	2	19	1	-	6	2	1
小売業	164	-	7	109	36	-	21.4	7.1	3.6
金融業、保険業	26	1	1	19	3	-	2	2	3
不動産業、物品賃貸業	16	-	-	13	1	-	2	-	1
学術研究、専門・技術サービス業	20	-	-	17	1	1	1	-	2
宿泊業、飲食サービス業	46	1	-	33	7	-	5	1	7
生活関連サービス業、娯楽業	8	-	1	5	2	-	10.9	2.2	15.2
教育、学習支援業	71	-	3	59	4	1	4	3	5
医療、福祉	222	2	29	145	18	1	27	31	19
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	10	-	-	9	1	-	-	-	1
サービス業(他に分類されないもの)	83	-	7	61	4	-	11	7	4
公務	33	-	-	29	1	-	3	-	1
その他	12	-	-	11	1	-	9.1	-	3.0
無回答	100.0	-	-	66.7	-	-	33.3	-	-
サービス業計	167	1	8	125	15	1	17	9	16
問1. 事業所に於ける雇用者の規模									
30人以下	93	-	8	67	7	1	10	8	8
31~100人	317	2	28	198	49	2	38	30	51
101~300人	161	-	5	114	25	3	14	5	28
301~500人	53	1	3	42	3	-	4	4	3
501~1,000人	123	-	5	99	9	-	10	5	9
1,001人以上	108	1	4	81	1	1	17	8	2
無回答	25	-	5	13	3	-	4	5	3
問1. 所在地ブロック									
北海道	49	-	1	30	5	1	12	1	6
東北	61	1	-	43	4	-	13	1	4
北関東・甲信	53	-	4	38	8	2	1	4	10
南関東	229	1	30	152	23	-	23	31	23
北陸	34	-	4	21	1	1	7	4	2
東海	107	-	5	79	13	-	10	5	13
近畿	152	1	12	93	25	2	19	13	27
中国	60	-	4	45	4	-	7	4	4
四国	26	-	-	25	1	-	-	-	1
九州	105	1	1	85	13	1	4	2	14
無回答	4	-	-	3	-	-	1	-	-
問1付問. 経常利益額の3年前との比較									
増加した計	293	1	17	216	24	3	32	18	27
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	123	-	5	102	7	1	8	5	8
減少した計	268	3	31	172	32	2	28	34	34
事業所の設立から4年未満である	6	-	-	5	-	-	-	-	-
無回答	190	-	8	119	34	1	28	8	35
問1付問. 労使関係									
過半数代表の労働組合がある	342	1	12	259	32	2	36	13	34
過半数代表ではないが、労働組合がある	129	1	3	91	24	-	10	4	24
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	133	-	18	86	9	2	18	18	11
労働組合も、定期的な労使協議もない	228	2	24	152	26	2	22	26	28
無回答	48	-	4	26	6	1	11	4	7
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	880	4	61	614	97	7	97	65	104
特定適用事業所等以外の事業所計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問13. 今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大(例えば、規模要件や等)賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等)が行われた場合、貴事業所ではどのような対応を行うと思いますか。

Table with 11 columns: 無回答, 何とも言いえない・分からない, 短時間労働者自身の希望に即座に適用を回避する, 短時間労働者自身の希望も踏まえて判断する, 基本内容や時期等に自身も依るが, 適用拡大の内容や時期等に自身も依るが, 短時間労働者を「雇用している」か「今後雇用する予定がある」事業所計. Rows include industry types (e.g., 建設業, 製造業), business size, location, and business status.

Table with 11 columns: 無回答, 何とも言いえない・分からない, 短時間労働者自身の希望に即座に適用を回避する, 短時間労働者自身の希望も踏まえて判断する, 基本内容や時期等に自身も依るが, 適用拡大の内容や時期等に自身も依るが, 短時間労働者を「雇用している」か「今後雇用する予定がある」事業所計. Rows include reasons for hiring part-time workers (e.g., 人手を集めやすいから, 正社員(フルタイム)の採用、確保が困難だから), job types (e.g., 管理職, 専門・技術職), and business status.

問13付問①. 新たに適用を拡大する理由は、何ですか。

		加人可否を判断する「希望も踏まえて」	加入可	加入不可	その他	無回答	平均選択数
(複数回答)							
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	2,395 100.0	740 30.9	476 19.9	1,111 46.4	253 10.6	488 20.4	324 13.5
問13. 更なる適用拡大が行われた場合の対応方針							
適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者自身の希望に基づき、出来るだけ加入してもらおう	1,633 100.0	420 25.7	273 16.7	702 43.0	145 8.9	266 16.3	249 15.2
短時間労働者自身の希望も踏まえて、会社側の事情も交えて加入可否を判断する。(一定割合の適用者を出す一方、一定割合については新たな適用を回避する)	762 100.0	320 42.0	203 26.6	409 53.7	108 14.2	222 29.1	75 9.8
問1. 主たる業種							
建設業	196 100.0	24 12.2	15 7.7	82 41.8	22 11.2	31 15.8	39 19.9
製造業	289 100.0	60 20.8	41 14.2	124 42.9	26 9.0	54 18.7	35 12.1
電気・ガス・熱供給・水道業	14 100.0	3 21.4	4 28.6	9 64.3	2 14.3	2 14.3	0 14.3
情報通信業	22 100.0	1 4.5	0	8 36.4	3 13.6	5 22.7	3 13.6
運輸業、郵便業	80 100.0	27 33.8	13 16.3	39 48.8	11 13.8	19 23.8	12 15.0
卸売業	183 100.0	48 26.2	32 17.5	84 45.9	12 6.6	29 15.8	22 12.0
小売業	264 100.0	128 48.5	74 28.0	132 50.0	39 14.8	84 31.8	48 18.2
金融業、保険業	82 100.0	13 15.9	13 15.9	48 58.5	8 9.8	18 22.0	9 11.0
不動産業、物品賃貸業	42 100.0	9 21.4	8 19.0	13 31.0	0	10 23.8	2 4.8
学術研究、専門・技術サービス業	53 100.0	5 9.4	10 18.9	25 47.2	10 18.9	14 26.4	6 11.3
宿泊業、飲食サービス業	160 100.0	86 53.8	48 30.0	81 50.6	29 18.1	31 19.4	13 8.1
生活関連サービス業、娯楽業	57 100.0	22 38.6	9 15.8	26 45.6	3 5.3	11 19.3	7 12.3
教育、学習支援業	114 100.0	9 7.9	11 9.6	48 42.1	6 5.3	30 26.3	18 15.8
医療、福祉	541 100.0	207 38.3	144 26.6	275 50.8	51 9.4	100 18.5	72 13.3
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	37 100.0	15 40.5	3 8.1	13 35.1	4 10.8	6 16.2	8 21.6
サービス業(他に分類されないもの)	199 100.0	72 36.2	45 22.6	85 42.7	24 12.1	36 18.1	22 11.1
公務	26 100.0	5 19.2	2 7.7	8 30.8	1 3.8	3 11.5	1 3.8
その他	3 100.0	0	0	2 66.7	0	1 33.3	0 33.3
無回答	33 100.0	6 18.2	4 12.1	9 27.3	2 6.1	4 12.1	4 12.1
サービス業計	506 100.0	200 39.5	115 22.7	230 45.5	70 13.8	98 19.4	56 11.1
問1. 事業所に於ける雇用者の規模							
30人以下	583 100.0	194 33.3	119 20.4	289 49.6	80 13.7	109 18.7	54 9.3
31~100人	943 100.0	311 33.0	200 21.2	455 48.3	97 10.3	179 19.0	144 15.3
101~300人	504 100.0	133 26.4	91 18.1	234 46.4	54 10.7	116 23.0	72 14.3
301~500人	109 100.0	35 32.1	18 16.5	48 44.0	4 3.7	20 18.3	13 11.9
501~1,000人	132 100.0	28 21.2	21 15.9	42 31.8	10 7.6	29 22.0	16 12.1
1,001人以上	81 100.0	26 32.1	17 21.0	27 33.3	4 4.9	24 29.6	16 19.8
無回答	43 100.0	13 30.2	10 23.3	16 37.2	4 9.3	11 25.6	9 20.9
問1. 所在地ブロック							
北海道	118 100.0	30 25.4	15 12.7	47 39.8	8 6.8	21 17.8	17 14.4
東北	188 100.0	55 29.3	38 20.2	97 51.6	23 12.2	36 19.1	17 9.0
北関東・甲信	195 100.0	61 31.3	41 21.0	99 50.8	26 13.3	39 20.0	26 13.3
南関東	568 100.0	181 31.9	151 26.6	263 46.3	55 9.7	113 19.9	120 21.1
北陸	131 100.0	48 36.6	19 14.5	72 55.0	15 11.5	31 23.7	11 8.4
東海	329 100.0	90 27.4	58 17.6	152 46.2	28 8.5	69 21.0	37 11.2
近畿	334 100.0	87 26.0	54 16.2	134 40.1	31 9.3	69 20.7	36 10.8
中国	191 100.0	59 30.9	30 15.7	95 49.7	33 17.3	41 21.5	21 11.0
四国	85 100.0	41 48.2	23 27.1	35 41.2	10 11.8	19 22.4	10 11.8
九州	228 100.0	80 35.1	39 17.1	105 46.1	19 8.3	44 19.3	24 10.5
無回答	28 100.0	8 28.6	8 28.6	12 42.9	5 17.9	6 21.4	5 17.9
問1付問. 経常利益額の3年前との比較							
増加した計	888 100.0	254 28.6	152 17.1	425 47.9	112 12.6	208 23.4	137 15.4
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	469 100.0	166 35.4	105 22.4	195 41.6	50 10.7	80 17.1	48 10.2
減少した計	736 100.0	251 34.0	180 24.4	368 49.9	72 9.8	149 20.2	113 15.3
事業所の設立から4年未満である	18 100.0	2 11.1	1 5.6	11 61.1	2 11.1	6 33.3	1 5.6
無回答	282 100.0	67 23.8	39 13.5	112 39.7	17 6.0	45 16.0	33 8.9
問1付問. 労使関係							
過半数代表の労働組合がある	595 100.0	182 30.6	108 18.2	269 45.2	59 9.9	146 24.5	110 18.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	199 100.0	57 28.6	41 20.6	96 48.2	16 8.0	44 22.1	16 8.0
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	603 100.0	149 24.7	99 16.4	265 43.9	83 13.8	109 18.1	48 8.0
労働組合も、定期的な労使協議もない	916 100.0	319 34.8	209 22.8	446 48.7	89 9.7	177 19.3	138 15.1
無回答	82 100.0	33 40.2	19 23.2	35 42.7	6 7.3	12 14.6	12 14.6

Table with 13 columns: (複数回答), 平均選択数, 無回答, その他, 短時間労働者に任せている業務(機械化・自動化等)する, 短時間労働者に任せている業務(海外移転を含む), その他, 短時間労働者に任せている業務(機械化・自動化等)する, 短時間労働者に任せている業務(海外移転を含む), その他, 短時間労働者に任せている業務(機械化・自動化等)する, 短時間労働者に任せている業務(海外移転を含む), その他, 平均選択数. Rows include: (複数回答), 短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計, 問13. 更なる適用拡大が行われた場合の対応方針, 問1. 主たる業種 (建設業, 製造業, 電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業・郵便業, 卸売業, 小売業, 金融業・保険業, 不動産業, 物品賃貸業, 学術研究・専門・技術サービス業, 宿泊業, 飲食サービス業, 生活関連サービス業, 娯楽業, 教育, 学習支援業, 医療, 福祉, 複合サービス事業, サービス業, 公務, その他, 無回答, サービス業計), 問1. 事業所に於ける雇用者の規模 (30人以下, 31~100人, 101~300人, 301~500人, 501~1,000人, 1,001人以上, 無回答), 問1. 所在地ブロック (北海道, 東北, 北関東・甲信, 南関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州, 無回答), 問1付問. 経常利益額の3年前との比較 (増加した計, 横ばい(±5%未満の増減)で推移した, 減少した計, 事業所の設立から4年未満である, 無回答), 問1付問. 労使関係 (過半数代表の労働組合がある, 過半数代表ではないが、労働組合がある, 労働組合はないが、定期的に労使協議がある, 労働組合も、定期的な労使協議もない, 無回答).

Table with 13 columns: (複数回答), 平均選択数, 無回答, その他, 短時間労働者に任せている業務(機械化・自動化等)する, 短時間労働者に任せている業務(海外移転を含む), その他, 短時間労働者に任せている業務(機械化・自動化等)する, 短時間労働者に任せている業務(海外移転を含む), その他, 短時間労働者に任せている業務(機械化・自動化等)する, 短時間労働者に任せている業務(海外移転を含む), その他, 平均選択数. Rows include: (複数回答), 短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計, 問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分 (特定適用事業所等計, 特定適用事業所等以外), 問2付問. 短時間労働者の人数割合 (1割未満, 1割以上3割未満, 3割以上5割未満, 5割以上7割未満, 7割以上9割未満, 9割以上, 無回答), 問3. 短時間労働者の雇用理由 (人手を集めやすいから, 正社員(フルタイム)の採用、確保が困難だから, 経験・知識・技能のある人を活用したいから, 1日の忙しい時間帯に対応するため, 早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため(長い営業時間に対応するため), 季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため, 仕事内容が簡単だから, 責任が軽い仕事だから, 賃金が割安だから(手当や賞与等が必要ないから), 社会保険の負担が少なく済むから, 雇用調整が容易だから, 女性や高齢者を活用するため, 法律上の雇用義務(高齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他設置基準等)に対応するため, 学生アルバイトや若年フリーターを活用するため, 外国人や障がい者を活用するため, その他, 無回答), 問4. 短時間労働者の活用職種 (複数回答) (管理職, 専門・技術職(医療関係), 専門・技術職(教育関係), 専門・技術職(その他), 事務職, 販売職(営業を含む), サービス職(介護関係), サービス職(飲食関係), サービス職(その他), 警備・保安職, 製造・生産工程職, 輸送・運転職, 建設・探掘職, 清掃等労務職, その他, 無回答).

問13付問④. 対応方針は、どのような要素に依存して決まってくると思いますか。

(複数回答)	分一更 場合 何の も対 らな い「 事 業 所 計	の 状 況 や 見 通 し (人 手 不 足 等)	会 社 の 業 績 や 景 気 の 見 通 し	時 期 の 大 き さ (影 響 の 大 き さ)	抑 制 と 同 一 の 内 容 や 影 響 の 大 き さ (長 時 間 法 制 の 制 度 等)	短 時 間 労 働 者 自 身 の 希 望	自 動 化 等 (機 械 化 等)	グ ル プ の 意 向 や 自 動 化 等 (機 械 化 等)	そ の 他	無 回 答	平 均 選 択 数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	1,252 100.0	622 49.7	471 37.6	367 29.3	310 24.8	658 52.6	70 5.6	257 20.5	54 4.3	23 1.8	2.3
問1. 主たる業種											
建設業	93 100.0	41 44.1	34 36.6	18 19.4	31 33.3	49 52.7	5 5.4	22 23.7	3 3.2	3 3.2	2.3
製造業	161 100.0	76 47.2	64 39.8	36 22.4	38 23.6	89 55.3	10 6.2	31 19.3	7 4.3	-	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	11 100.0	1 9.1	2 18.2	2 18.2	1 9.1	2 18.2	-	3 27.3	4 36.4	-	1.4
情報通信業	12 100.0	7 58.3	5 41.7	3 25.0	3 25.0	7 58.3	4 33.3	5 41.7	1 8.3	-	2.9
運輸業、郵便業	38 100.0	18 47.4	11 28.9	8 21.1	6 15.8	21 55.3	4 10.5	5 13.2	1 2.6	-	1.9
卸売業	79 100.0	33 41.8	29 36.7	32 40.5	19 24.1	45 57.0	4 5.1	8 10.1	5 6.3	1 1.3	2.2
小売業	121 100.0	66 54.5	42 34.7	29 24.0	28 23.1	62 51.2	2 1.7	16 13.2	4 3.3	8 6.6	2.2
金融業、保険業	29 100.0	17 58.6	8 27.6	12 41.4	7 24.1	13 44.8	3 10.3	2 6.9	1 3.4	1 3.4	2.3
不動産業、物品賃貸業	8 100.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5	4 50.0	-	-	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	46 100.0	18 39.1	15 32.6	11 23.9	16 34.8	21 45.7	3 6.5	11 23.9	3 6.5	-	2.1
宿泊業、飲食サービス業	70 100.0	49 70.0	32 45.7	12 17.1	25 35.7	34 48.6	9 12.9	15 21.4	2 2.9	1 1.4	2.6
生活関連サービス業、娯楽業	28 100.0	24 85.7	22 78.6	12 42.9	10 35.7	19 67.9	2 7.1	2 7.1	-	-	3.0
教育、学習支援業	131 100.0	57 43.5	39 29.8	53 40.5	41 31.3	41 42.7	6 4.6	26 19.8	7 5.3	4 3.1	2.2
医療、福祉	255 100.0	139 54.5	97 38.0	80 31.4	53 20.8	143 56.1	11 4.3	59 23.1	3 1.6	3 1.2	2.3
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	13 100.0	6 46.2	5 38.5	4 30.8	3 23.1	9 69.2	-	1 7.7	-	-	2.2
サービス業（他に分類されないもの）	111 100.0	55 49.5	58 52.3	37 33.3	25 22.5	65 58.6	4 3.6	33 29.7	6 5.4	1 0.9	2.6
公務	33 100.0	8 24.2	1 3.0	10 30.3	6 18.2	8 24.2	1 3.0	14 42.4	6 18.2	1 3.0	1.7
その他	3 100.0	2 66.7	3 100.0	1 33.3	1 33.3	2 66.7	-	-	-	-	3.0
無回答	10 100.0	3 30.0	2 20.0	5 50.0	3 30.0	7 70.0	1 10.0	-	-	-	2.1
サービス業計	268 100.0	152 56.7	132 49.3	76 28.4	72 26.9	148 55.2	18 6.7	62 23.1	11 4.1	2 0.7	2.5
問1. 事業所に於ける雇用者の規模											
30人以下	291 100.0	139 47.8	110 37.8	69 23.7	65 22.3	141 48.5	15 5.2	78 26.8	11 3.8	5 1.7	2.2
31～100人	533 100.0	274 51.4	200 37.5	149 28.0	119 22.3	277 52.0	26 4.9	120 22.5	22 4.1	12 2.3	2.3
101～300人	260 100.0	123 47.3	105 40.4	85 32.7	73 28.1	151 58.1	19 7.3	42 16.2	9 3.5	3 1.2	2.4
301～500人	59 100.0	28 47.5	15 25.4	18 30.5	20 33.9	33 55.9	1 1.7	4 6.8	3 5.1	3 5.1	2.2
501～1,000人	47 100.0	22 46.8	14 29.8	16 34.0	11 23.4	27 57.4	2 4.3	7 14.9	4 8.5	-	2.2
1,001人以上	43 100.0	23 53.5	16 37.2	20 46.5	15 34.9	15 34.9	3 7.0	4 9.3	4 9.3	-	2.3
無回答	19 100.0	13 68.4	11 57.9	10 52.6	7 36.8	14 73.7	4 21.1	2 10.5	1 5.3	-	3.3
問1. 所在地ブロック											
北海道	84 100.0	41 48.8	25 29.8	19 22.6	23 27.4	41 48.8	5 6.0	19 22.6	2 2.4	3 3.6	2.2
東北	115 100.0	52 45.2	39 33.9	30 26.1	20 17.4	56 48.7	5 4.3	28 24.3	11 9.6	-	2.1
北関東・甲信	77 100.0	42 54.5	32 41.6	22 28.6	25 32.5	34 44.2	2 2.6	14 18.2	2 2.6	3 3.9	2.3
南関東	245 100.0	135 55.1	98 40.0	91 37.1	60 24.5	126 51.4	15 6.1	51 20.8	16 6.5	1 0.4	2.4
北陸	82 100.0	34 41.5	30 36.6	19 23.2	20 24.4	42 51.2	3 3.7	15 18.3	5 6.1	3 3.7	2.1
東海	131 100.0	61 46.6	42 32.1	27 20.6	29 22.1	75 57.3	7 5.3	20 15.3	2 1.5	2 1.5	2.0
近畿	202 100.0	103 51.0	80 39.6	54 26.7	48 23.8	111 55.0	17 8.4	34 16.8	7 3.5	8 4.0	2.3
中国	98 100.0	52 53.1	39 39.8	28 28.6	25 25.5	53 54.1	4 4.1	24 24.5	3 3.1	1 1.0	2.4
四国	40 100.0	18 45.0	16 40.0	12 30.0	11 27.5	25 62.5	3 7.5	4 10.0	4 2.5	-	2.3
九州	159 100.0	76 47.8	60 37.7	57 35.8	44 27.7	84 52.8	8 5.0	43 27.0	5 3.1	2 1.3	2.4
無回答	19 100.0	8 42.1	10 52.6	8 42.1	5 26.3	11 57.9	1 5.3	5 26.3	-	-	2.5
問1付問. 経常利益額の3年前との比較											
増加した計	437 100.0	217 49.7	170 38.9	137 31.4	115 26.3	249 57.0	23 5.3	81 18.5	26 5.9	4 0.9	2.4
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	215 100.0	87 40.5	77 35.8	54 25.1	56 26.0	103 47.9	13 6.0	50 23.3	10 4.7	4 1.9	2.1
減少した計	366 100.0	221 60.4	157 42.9	108 29.5	93 25.4	207 56.6	26 7.1	68 18.6	6 1.6	3 0.8	2.4
事業所の設立から4年未満である	10 100.0	5 50.0	4 40.0	3 30.0	3 30.0	6 60.0	-	5 50.0	-	-	2.6
無回答	224 100.0	92 41.1	63 28.1	65 29.0	43 19.2	93 41.5	8 3.6	53 23.7	12 5.4	12 5.4	2.0
問1付問. 労使関係											
過半数代表の労働組合がある	293 100.0	123 42.0	87 29.7	84 28.7	86 29.4	143 48.8	17 5.8	76 25.9	18 6.1	3 1.0	2.2
過半数代表ではないが、労働組合がある	161 100.0	86 53.4	60 37.3	70 43.5	42 26.1	68 42.2	8 5.0	24 14.9	5 3.1	10 6.2	2.4
労働組合はないが、定期的に労使協議がある	259 100.0	125 48.3	94 36.3	68 26.3	61 23.6	127 49.0	15 5.8	69 26.6	10 3.9	1 0.4	2.2
労働組合も、定期的な労使協議もない	485 100.0	259 53.4	213 43.9	139 28.7	113 23.3	296 61.0	26 5.4	73 15.1	17 3.5	8 1.6	2.4
無回答	54 100.0	29 53.7	17 31.5	6 11.1	8 14.8	24 44.4	4 7.4	15 27.8	4 7.4	1 1.9	2.0

(複数回答)	一 場 更 なる の 状 況 や 見 通 し	分 か ら な い 事 業 所 計	更 なる の 状 況 や 見 通 し (人 手 不 足 等)	会 社 の 業 績 や 景 気 の 見 通 し	影 響 の 大 き さ	更 なる 適 用 法 制 の 内 容 や 機 場 等 の 影 響 の 大 き さ	抑 制 ・ 同 一 労働 同一 賃 金 等	正 社 員 も 含 め た 労働 法 制 の 変 化 と 見 通 し	短 時間 労働 者 自 身 の 希望	自 動 化 等 の 機 械 化 の 状況	グ ル プ 会 社 の 意向 や 動 向	親 会 社 の 意向 や 動 向	そ の 他	無 回 答	平均 選 択 数
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	1,252 100.0	622 49.7	471 37.6	367 29.3	310 24.8	658 52.6	70 5.6	257 20.5	54 4.3	23 1.8					2.3
問7：厚生年金・健康保険の適用上の区分															
特定適用事業所等計	384 100.0	179 46.6	101 26.3	114 29.7	87 22.7	163 42.4	19 4.9	92 24.0	29 7.6	10 2.6					2.1
特定適用事業所等以外の事業所計	824 100.0	419 50.8	355 43.1	243 29.5	210 25.5	477 57.9	51 6.2	154 18.7	25 3.0	10 1.2					2.4
無回答	44 100.0	24 54.5	15 34.1	10 22.7	13 29.5	18 40.9	-	11 25.0	-	3 6.8					2.2
問2付問：短時間労働者の人数割合															
1割未満	519 100.0	218 42.0	176 33.9	135 26.0	122 23.5	284 54.7	27 5.2	99 19.1	31 6.0	8 1.5					2.1
1割以上3割未満	317 100.0	164 51.7	112 35.3	105 33.1	70 22.1	170 53.6	26 8.2	74 23.3	10 3.2	2 0.6					2.3
3割以上5割未満	167 100.0	99 59.3	87 52.1	61 36.5	51 30.5	91 54.5	10 6.0	36 21.6	2 1.2	1 0.6					2.6
5割以上7割未満	91 100.0	50 54.9	38 41.8	28 30.8	29 31.9	45 49.5	4 4.4	15 16.5	8 8.8	2 2.2					2.4
7割以上9割未満	74 100.0	44 59.5	26 35.1	20 27.0	19 25.7	30 40.5	1 1.4	19 25.7	-	8 10.8					2.4
9割以上	10 100.0	5 50.0	6 60.0	3 30.0	2 20.0	4 40.0	-	1 10.0	1 10.0	-					2.2
無回答	23 100.0	12 52.2	8 34.8	6 26.1	5 21.7	17 73.9	-	1 4.3	-	1 4.3					2.2
問3：短時間労働者の雇用理由															
人手を集めやすいから (採用手続きが簡単だから)	223 100.0	136 61.0	115 51.6	82 36.9	62 27.8	148 66.4	15 6.7	36 16.1	5 2.2	3 1.3					2.7
正社員(フルタイム)の採用、確保が 困難だから	330 100.0	184 55.8	146 44.2	105 31.8	78 23.6	205 62.1	19 5.8	72 21.9	7 2.1	5 1.5					2.5
経験・知識・技能のある人を活用したいから	438 100.0	202 46.1	144 32.9	148 33.8	127 29.0	224 51.1	25 5.7	102 23.3	27 6.2	3 0.7					2.3
1日の忙しい時間帯に対応するため	414 100.0	231 55.8	186 44.9	142 34.3	123 29.7	248 59.9	27 6.5	69 16.7	8 1.9	5 1.2					2.5
早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため (長い営業時間に対応するため)	153 100.0	104 68.0	81 52.9	58 37.9	55 35.9	89 58.2	11 7.2	20 13.1	2 1.3	1 0.7					2.8
季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	169 100.0	104 61.5	83 49.1	56 33.1	63 37.3	95 56.2	15 8.9	37 21.9	6 3.6	2 1.2					2.7
仕事内容が簡単だから	193 100.0	103 53.4	87 45.1	69 35.8	68 35.2	113 58.5	18 9.3	38 19.7	1 0.5	1 0.5					2.6
責任が軽い仕事だから	104 100.0	53 51.0	47 45.2	46 44.2	43 41.3	63 60.6	12 11.5	17 16.3	1 1.0	-					2.7
賃金が割安だから (手当や賞与等が必要ないから)	224 100.0	133 59.4	109 48.7	78 34.8	74 33.0	118 52.7	13 5.8	57 25.4	4 1.8	8 3.6					2.7
社会保険の負担が少なくて済むから	125 100.0	84 67.2	84 67.2	49 39.2	45 36.0	90 72.0	11 8.8	25 20.0	1 0.8	1 0.8					3.1
雇用調整が容易だから	83 100.0	62 74.7	46 55.4	36 43.4	23 27.7	56 67.5	7 8.4	25 30.1	1 1.2	2 2.4					3.2
女性や高齢者を活用するため	294 100.0	162 55.1	131 44.6	103 35.0	81 27.6	185 62.9	32 10.9	56 19.0	11 3.7	3 1.0					2.6
法律上の雇用義務(高齢者雇用安定法や 育児・介護休業法、その他配置基準等)に対応するため	112 100.0	49 43.8	39 34.8	44 39.3	42 38.4	54 48.2	10 8.9	26 23.2	11 9.8	2 1.8					2.4
学生アルバイトや若年フリーターを 活用するため	72 100.0	54 75.0	38 52.8	27 37.5	28 30.6	41 56.9	7 9.7	16 22.2	1 1.4	1 1.4					2.9
外国人や障がい者を活用するため	74 100.0	38 51.4	42 56.8	31 41.9	26 35.1	53 71.6	6 8.1	13 17.6	1 1.4	1 1.4					2.9
その他	102 100.0	34 33.3	21 20.6	18 17.6	18 17.6	52 51.0	7 6.9	13 12.7	16 15.7	4 3.9					1.8
無回答	34 100.0	18 52.9	15 44.1	12 35.3	9 26.5	15 44.1	-	7 20.6	1 2.9	-					2.3
問4：短時間労働者の活用職種(複数回答)															
管理職	41 100.0	20 48.8	19 46.3	16 39.0	11 26.8	23 56.1	3 7.3	9 22.0	2 4.9	-					2.5
専門・技術職(医療関係)	135 100.0	70 51.9	48 35.6	47 34.8	40 29.6	73 54.1	7 5.2	28 20.7	5 3.7	3 2.2					2.4
専門・技術職(教育関係)	101 100.0	44 43.6	30 29.7	34 33.7	36 35.6	47 46.5	7 6.9	27 26.7	8 7.9	3 3.0					2.4
専門・技術職(その他)	161 100.0	70 43.5	56 34.8	55 34.2	52 32.3	82 50.9	7 4.3	48 29.8	16 9.9	1 0.6					2.4
事務職	566 100.0	257 45.4	206 36.4	182 32.2	159 28.1	299 52.8	36 6.4	109 19.3	28 4.9	13 2.3					2.3
販売職(営業を含む)	132 100.0	67 50.8	48 36.4	36 27.3	32 24.2	62 47.0	2 1.5	19 14.4	7 5.3	8 6.1					2.2
サービス職(介護関係)	171 100.0	95 55.6	69 40.4	58 33.9	31 18.1	97 56.7	5 2.9	34 19.9	5 2.9	2 1.2					2.3
サービス職(飲食関係)	101 100.0	65 64.4	44 43.6	26 25.7	34 33.7	45 44.6	10 9.9	26 25.7	3 3.0	1 1.0					2.5
サービス職(その他)	90 100.0	54 60.0	46 51.1	27 30.0	21 23.3	55 61.1	7 7.8	16 17.8	4 4.4	1 1.1					2.6
警備・保安職	55 100.0	36 65.5	22 40.0	19 34.5	12 21.8	32 58.2	5 9.1	6 10.9	3 5.5	1 1.8					2.5
製造・生産工程職	147 100.0	74 50.3	54 36.7	34 23.1	33 22.4	82 55.8	9 6.1	26 17.7	5 3.4	8 5.4					2.3
輸送・運転職	82 100.0	37 45.1	32 39.0	32 39.0	13 15.9	48 58.5	4 4.9	9 11.0	6 7.3	1 1.2					2.2
建設・採掘職	10 100.0	5 50.0	3 30.0	2 20.0	2 20.0	3 30.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	-					1.9
清掃等労務職	227 100.0	125 55.1	108 47.6	85 37.4	53 23.3	137 60.4	8 3.5	33 14.5	14 6.2	2 0.9					2.5
その他	117 100.0	60 51.3	41 35.0	38 32.5	30 25.6	61 52.1	10 8.5	22 18.8	6 5.1	2 1.7					2.3
無回答	29 100.0	16 55.2	11 37.9	8 27.6	8 27.6	11 37.9	-	7 24.1	-	-					2.1

問15付問①。「就業調整」には多様な種類がありますが、貴事業所にとってはどの基準（所得税や社会保険、年金の支給等に係る適用基準）が、影響していると思いますか。

(複数回答)	就業調整が「影響している」事業所計	就業調整の種類																	平均選択数
		住民税の支払（100万円未満の適用を抑制する）	住宅ローン控除の適用を抑制する	自身の収入（100万円以下）に課税を抑制する	配偶者の収入（100万円以下）に課税を抑制する	配偶者控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	配偶者特別控除の適用を抑制する	
総数	1,900	327	787	1,403	573	1,156	217	632	603	33	542	315	16	15	3.5				
無回答	100.0	17.2	41.4	73.8	30.2	60.8	11.4	33.3	31.7	1.7	28.5	16.6	0.8	0.8					
問15. 就業調整の影響度合い																			
大いに影響している	440	117	232	350	167	294	64	168	184	13	179	78	6	3	4.2				
一定程度、影響している	1,460	210	555	1,053	406	862	153	464	419	20	363	237	10	12	3.3				
無回答	100.0	10.4	29.3	54.6	27.1	59.0	7.8	24.4	28.7	1.4	24.9	16.2	0.7	0.8					
問1. 主たる業種																			
建設業	86	17	31	45	20	36	12	30	23	3	13	25	2	2	3.1				
製造業	196	24	78	131	48	104	18	64	46	3.5	15.1	29.1	2.3	2.3	3.0				
電気・ガス・熱供給・水道業	4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1.3				
情報通信業	14	1	4	10	4	8	-	6	2	-	2	3	-	-	2.9				
運輸業、郵便業	69	8	19	42	19	30	5	26	19	1	8	22	1	-	2.9				
卸売業	121	17	41	88	36	72	14	45	31	1	33	23	2	1	3.4				
小売業	271	68	148	227	87	185	19	70	124	2	135	28	-	1	4.1				
金融業、保険業	58	11	29	45	10	31	12	24	17	-	24	11	-	-	3.7				
不動産業、物品賃貸業	36	2	12	31	19	26	1	10	12	1	4	19	-	-	3.8				
学術研究、専門・技術サービス業	41	6	27	48	21	52	7	27	33	2.8	19.4	30.6	2.8	-	3.1				
宿泊業、飲食サービス業	144	23	63	104	51	95	17	57	29	6	33	12	-	1	3.4				
生活関連サービス業、娯楽業	40	9	17	35	14	32	8	17	12	1	6	9	-	-	4.0				
教育、学習支援業	106	14	37	77	26	66	14	39	39	5	26	8	1	-	3.3				
医療、福祉	473	90	187	356	150	307	50	142	157	4.7	161	55	5	6	3.6				
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	34	2	17	30	8	22	4	9	12	2	8	7	-	-	3.6				
サービス業（他に分類されないもの）	166	30	83	128	56	91	26	62	46	1	32	42	2	4	3.7				
公務	100.0	4.3	17.4	60.9	34.8	69.6	26.1	26.1	47.8	4.3	34.8	17.4	-	-	3.4				
その他	4	-	-	1	-	4	-	-	-	-	1	1	-	-	1.8				
無回答	14	4	7	11	9	11	3	9	5	3	1	4	-	-	4.8				
サービス業計	425	70	190	324	137	259	60	159	117	10	88	81	2	5	3.6				
問1. 事業所に於ける雇用者の規模																			
30人以下	489	76	187	365	157	305	59	167	122	14	123	72	3	8	3.4				
31~100人	770	139	319	546	223	438	88	254	237	11	206	119	4	5	3.4				
101~300人	352	69	161	264	104	221	38	126	116	4	114	66	3	-	3.7				
301~500人	86	17	35	67	24	53	13	25	27	1	26	15	2	1	3.6				
501~1,000人	98	12	33	78	27	67	6	22	44	-	39	22	3	1.2	3.6				
1,001人以上	63	10	29	49	22	41	9	25	39	2	23	15	2	1	4.3				
無回答	42	4	23	34	16	31	4	13	18	1	11	6	2	-	3.9				
問1. 所在地ブロック																			
北海道	99	14	40	71	18	56	6	24	22	1	22	16	2	-	3.0				
東北	132	21	53	110	44	92	11	46	26	-	43	20	2	2	3.6				
北関東・甲信	118	16	37	82	33	74	9	33	22	2	33	19	3	1	3.1				
南関東	445	124	220	338	162	264	72	150	187	14	117	79	1	2	3.9				
北陸	106	11	25	74	24	59	3	32	13	1	28	7	-	-	2.9				
東海	245	36	105	183	71	143	34	80	83	-	75	52	-	-	3.6				
近畿	299	44	121	201	79	172	35	113	110	2	84	46	3	3	3.4				
中国	155	22	63	110	53	98	19	48	40	1	37	21	1	2	3.4				
四国	62	4	16	49	19	37	6	24	21	3	19	12	1	-	3.4				
九州	217	33	96	169	62	136	17	72	77	8	76	24	2	2	3.6				
無回答	22	2	9	16	8	13	3	10	2	1	8	5	-	-	3.5				
問1付問. 経常利益額の3年前との比較																			
増加した計	695	112	291	523	226	434	77	234	203	8	214	124	7	5	3.6				
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	350	64	164	258	112	214	43	124	82	19	85	66	3	2	3.5				
減少した計	603	118	249	438	174	363	66	198	210	11	154	94	4	4	3.5				
事業所の設立から4年未満である	11	1	1	7	2	6	3	5	6	-	2	1	-	-	3.4				
無回答	241	32	82	177	59	139	28	71	102	4	87	30	2	3	3.4				
問1付問. 労使関係																			
過半数代表の労働組合がある	451	80	201	333	111	260	47	119	173	6	153	93	4	1	3.5				
過半数代表ではないが、労働組合がある	217	30	83	146	57	130	35	73	92	11	62	32	1	2	3.5				
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	452	67	160	351	169	285	61	157	128	9	122	74	7	3	3.5				
労働組合も、定期的な労使協議もない	100.0	14.8	35.4	77.7	37.4	63.1	13.5	34.7	28.3	2.0	27.0	16.4	1.5	0.7	3.5				
無回答	56	11	19	42	19	31	3	19	18	-	16	5	3	1	3.4				
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分																			
特定適用事業所等計	652	127	278	479	171	373	69	154	379	11	236	101	8	5	3.7				
特定適用事業所等以外の事業所計	969	155	384	723	326	614	107	396	149	17	245	162	6	5	3.4				
無回答	37	9	18	26	11	20	8	10	7	-	3	5	-	-	3.3				

問15付問②。付問①で○を付けたうち、もっとも影響が大きい基準は何だと思いますか。

(複数回答)	就業調整が「影響している」事業所計	住民税の支払い義務を回避するための基準(100万円以下に抑制)	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準(100万円以下に抑制)	配偶者控除の適用を受けるための基準(100万円以下に抑制)	配偶者特別控除の適用を受けるための基準(100万円超140万円未満に抑制)	配偶者の被用者保険の被扶養者にとどまるための基準(130万円未満に抑制)	雇用保険の加入を回避するための基準(週20時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週30時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週20時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週20時間未満に抑制)	所得税の適用税率を低く抑えるための基準(195万円以下に抑制)	受給している公的年金が支給停止に達しないよう(あるいは支給率を小さくするよう)にすることを回避するための基準(一定額を超える配偶者の勤務先から手当(配偶者手当、家族手当等)をもらえなくなることを回避するための基準)	その他	無回答	
															総数
問15. 就業調整の影響度合い															
大いに影響している	440	3	30	182	11	69	3	34	43	-	18	13	3	31	
一定程度、影響している	1,460	5	103	500	27	323	13	111	146	-	43	83	5	101	
無回答	100.0	0.3	7.1	34.2	1.8	22.1	0.9	7.6	10.0	-	2.9	5.7	0.3	6.9	
問1. 主たる業種															
建設業	86	1	12	18	1	11	1	13	5	-	2	13	2	7	
製造業	196	1	16	67	4	39	2	20	15	-	5	18	1	8	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	14	-	1	7	-	2	-	1	-	-	-	3	-	-	
運輸業、郵便業	69	-	4	18	2	11	2	11	2	-	2	12	1	4	
卸売業	121	-	8	54	4	26	4	7	3	-	2	5	2	6	
小売業	271	-	14	142	3	28	-	9	34	-	14	8	-	19	
金融業、保険業	58	-	3	28	-	8	-	7	7	-	1	1	-	3	
不動産業、物品賃貸業	36	-	1	11	1	5	-	1	3	-	-	8	1	5	
学術研究、専門・技術サービス業	41	-	-	13	-	7	-	3	6	-	-	2	-	3	
宿泊業、飲食サービス業	144	1	24	51	5	27	1	10	11	-	4	14	-	11	
生活関連サービス業、娯楽業	40	-	3	13	-	11	-	7	3	-	-	-	-	3	
教育、学習支援業	106	-	6	34	-	28	1	16	9	-	3	3	-	6	
医療、福祉	473	5	22	157	14	138	2	18	65	-	15	2	1	34	
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	34	-	3	12	-	9	1	-	2	-	5	-	-	2	
サービス業(他に分類されないもの)	166	-	14	49	4	26	1	17	19	-	5	14	-	17	
公務	23	-	1	3	-	7	-	2	3	-	1	2	-	4	
その他	4	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	14	-	1	4	-	5	-	1	2	-	1	-	-	-	
サービス業計	425	1	44	138	9	80	4	37	41	-	15	20	-	36	
問1. 事業所に於ける雇用者の規模															
30人以下	489	2	33	166	7	109	-	42	38	-	19	20	3	50	
31~100人	770	5	53	291	16	146	9	70	76	-	23	37	2	42	
101~300人	352	-	27	127	8	64	6	26	31	-	13	23	-	27	
301~500人	86	-	5	33	1	19	1	3	10	-	3	5	1	5	
501~1,000人	98	1	7	32	3	31	-	1	13	-	1	7	-	2	
1,001人以上	63	-	3	20	-	15	-	1	16	-	1	3	-	4	
無回答	42	-	5	13	3	8	-	2	5	-	1	2	-	2	
問1. 所在地ブロック															
北海道	99	-	8	32	1	26	2	5	11	-	5	7	1	1	
東北	132	1	6	43	7	36	-	12	5	-	12	1	2	7	
北関東・甲信	118	-	4	42	4	30	-	14	6	-	5	4	1	8	
南関東	445	2	32	166	8	80	6	30	60	-	5	25	-	31	
北陸	106	1	7	40	3	20	-	9	5	-	5	10	1	5	
東海	245	1	20	83	5	49	5	15	33	-	7	16	-	11	
近畿	299	3	20	92	1	61	2	28	43	-	4	13	2	30	
中国	155	-	11	56	2	30	1	10	13	-	9	8	1	14	
四国	62	-	3	32	3	11	-	4	4	-	-	4	-	1	
九州	217	-	21	91	3	41	-	18	9	-	8	6	-	20	
無回答	22	-	1	5	1	8	-	-	-	-	1	2	-	4	
問1付問. 経常利益額の3年前との比較															
増加した計	695	2	61	274	16	125	8	63	43	-	21	41	4	37	
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	350	3	28	122	7	85	1	22	22	-	12	21	1	26	
減少した計	603	1	29	206	13	131	5	44	84	-	18	25	2	45	
事業所の設立から4年未満である	11	-	-	34	2	2	-	2	-	-	-	-	-	2	
無回答	241	2	15	76	2	49	1	14	40	-	10	9	1	22	
問1付問. 労使関係															
過半数代表の労働組合がある	451	2	29	175	4	72	5	28	46	-	22	42	2	24	
過半数代表ではないが、労働組合がある	217	-	17	59	4	45	3	24	31	-	7	8	-	19	
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	452	1	23	179	8	105	5	31	28	-	12	24	4	32	
労働組合も、定期的な労使協議もない	724	5	60	249	20	158	3	60	77	-	18	20	2	52	
無回答	56	-	4	20	2	12	-	2	7	-	2	2	-	5	
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分															
特定適用事業所等計	652	2	30	242	17	105	6	16	140	-	17	26	4	47	
特定適用事業所等以外の事業所計	969	4	76	364	19	224	5	113	26	-	36	45	2	55	
無回答	37	1	4	9	-	8	2	3	3	-	-	4	-	3	

「A. 人材の確保・定着につながる」⇔「B. 人材の流出につながる」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	A・定着・人材の確保につながる計	B・人材の流出につながる計
総数	5,523 100.0	90 1.6	550 10.0	3,718 67.3	616 11.2	261 4.7	288 5.2	640 11.6	877 15.9
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786 100.0	57 1.5	383 10.1	2,548 67.3	434 11.5	177 4.7	187 4.9	440 11.6	611 16.1
問1. 主たる業種									
建設業	700 100.0	12 1.7	60 8.6	486 69.4	79 11.3	25 3.6	38 5.4	72 10.3	104 14.9
製造業	718 100.0	8 1.1	69 9.6	481 67.0	96 13.4	24 3.3	40 5.6	77 10.7	120 16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	44 100.0	-	6 13.6	33 75.0	4 9.1	-	1 2.3	6 13.6	4 9.1
情報通信業	82 100.0	1 1.2	7 8.5	55 67.1	10 12.2	6 7.3	3 3.7	8 9.8	16 19.5
運輸業、郵便業	212 100.0	-	24 11.3	136 64.2	19 9.0	15 7.1	18 8.5	24 11.3	34 16.0
卸売業	525 100.0	11 2.1	56 10.7	359 68.4	45 8.6	22 4.2	32 6.1	67 12.8	67 12.8
小売業	534 100.0	12 2.2	40 7.5	364 68.2	65 12.2	32 6.0	21 3.9	52 9.7	97 18.2
金融業、保険業	196 100.0	2 1.0	25 12.8	140 71.4	13 6.6	9 4.6	6 3.6	27 13.8	22 11.2
不動産業、物品賃貸業	94 100.0	3 3.2	12 12.8	58 61.7	12 12.8	4 4.3	5 5.3	15 16.0	16 17.0
学術研究、専門・技術サービス業	167 100.0	2 1.2	8 4.8	127 76.0	23 13.8	5 3.0	2 1.2	10 6.0	28 16.8
宿泊業、飲食サービス業	276 100.0	6 2.2	32 11.6	163 59.1	44 15.9	19 6.9	12 4.3	38 13.8	63 22.8
生活関連サービス業、娯楽業	96 100.0	1 1.0	12 12.5	58 60.4	13 13.5	7 7.3	5 5.2	13 13.5	20 20.8
教育、学習支援業	286 100.0	2 0.7	29 10.1	221 77.3	17 5.9	3 1.0	14 4.9	31 10.8	20 7.0
医療、福祉	886 100.0	18 2.0	98 11.1	575 64.9	98 11.1	54 6.1	43 4.9	116 13.1	152 17.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66 100.0	1 1.5	5 7.6	46 69.7	10 15.2	3 4.5	1 1.5	6 9.1	13 19.7
サービス業（他に分類されないもの）	483 100.0	8 1.7	57 11.8	300 62.1	58 12.0	30 6.2	30 6.2	65 13.5	88 18.2
公務	76 100.0	2 2.6	1 1.3	59 77.6	2 2.6	2 2.6	10 13.2	3 3.9	4 5.3
その他	14 100.0	-	2 14.3	10 71.4	2 14.3	-	-	2 14.3	2 14.3
無回答	68 100.0	1 1.5	7 10.3	47 69.1	6 8.8	1 1.5	6 8.8	8 11.8	7 10.3
サービス業計	1,088 100.0	18 1.7	114 10.5	694 63.8	148 13.6	64 5.9	50 4.6	132 12.1	212 19.5
問1. 事業所に於ける雇用者の規模									
30人以下	1,797 100.0	34 1.9	192 10.7	1,162 64.7	218 12.1	87 4.8	104 5.8	226 12.6	305 17.0
31～100人	2,097 100.0	41 2.0	205 9.8	1,435 68.4	211 10.1	90 4.3	115 5.5	246 11.7	301 14.4
101～300人	993 100.0	9 0.9	101 10.2	670 67.5	115 11.6	54 5.4	44 4.4	110 11.1	169 17.0
301～500人	195 100.0	-	18 9.2	135 69.2	28 14.4	5 2.6	9 4.6	18 9.2	33 16.9
501～1,000人	216 100.0	4 1.9	19 8.8	159 73.6	21 9.7	6 2.8	7 3.2	23 10.6	27 12.5
1,001人以上	142 100.0	2 1.4	8 5.6	102 71.8	16 11.3	8 5.6	6 4.2	10 7.0	24 16.9
無回答	83 100.0	-	7 8.4	55 66.3	7 8.4	11 13.3	3 3.6	7 8.4	18 21.7
問1. 所在地ブロック									
北海道	304 100.0	8 2.6	26 8.6	203 66.8	34 11.2	17 5.6	16 5.3	34 11.2	51 16.8
東北	497 100.0	7 1.4	58 11.7	333 67.0	44 8.9	26 5.2	29 5.8	65 13.1	70 14.1
北関東・甲信	390 100.0	8 2.1	48 12.3	260 66.7	39 10.0	13 3.3	22 5.6	56 14.4	52 13.3
南関東	1,249 100.0	18 1.4	109 8.7	863 69.1	141 11.3	60 4.8	59 4.6	127 10.2	201 16.1
北陸	316 100.0	9 2.8	24 7.6	225 71.2	38 12.0	10 3.2	10 3.2	33 10.4	48 15.2
東海	659 100.0	10 1.5	59 9.0	450 68.3	83 12.6	26 3.9	31 4.7	69 10.5	109 16.5
近畿	819 100.0	8 1.0	101 12.3	530 64.7	93 11.4	46 5.6	41 5.0	109 13.3	139 17.0
中国	431 100.0	7 1.6	42 9.7	275 63.8	47 10.9	22 5.1	38 8.8	49 11.4	69 16.0
四国	186 100.0	2 1.1	20 10.8	122 65.6	23 12.4	10 5.4	9 4.8	22 11.8	33 17.7
九州	585 100.0	12 2.1	53 9.1	403 68.9	61 10.4	30 5.1	26 4.4	65 11.1	91 15.6
無回答	87 100.0	1 1.1	10 11.5	54 62.1	13 14.9	1 1.1	8 9.2	11 12.6	14 16.1
問1付問. 経常利益額の3年前との比較									
増加した計	2,128 100.0	41 1.9	212 10.0	1,421 66.8	245 11.5	109 5.1	100 4.7	253 11.9	354 16.6
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	1,069 100.0	15 1.4	116 10.9	711 66.5	117 10.9	53 5.0	57 5.3	131 12.3	170 15.9
減少した計	1,606 100.0	26 1.6	136 8.5	1,123 69.9	180 11.2	77 4.8	64 4.0	162 10.1	257 16.0
事業所の設立から4年未満である	38 100.0	-	11 28.9	22 57.9	4 10.5	1 2.6	-	11 28.9	5 13.2
無回答	682 100.0	8 1.2	75 11.0	441 64.7	70 10.3	21 3.1	67 9.8	83 12.2	91 13.3
問1付問. 労使関係									
過半数代表の労働組合がある	1,360 100.0	18 1.3	125 9.2	947 69.6	146 10.7	65 4.8	59 4.3	143 10.5	211 15.5
過半数代表ではないが、労働組合がある	480 100.0	6 1.3	53 11.0	337 70.2	47 9.8	18 3.8	19 4.0	59 12.3	65 13.5
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	1,362 100.0	27 2.0	128 9.4	889 65.3	160 11.7	70 5.1	88 6.5	155 11.4	230 16.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106 100.0	34 1.6	223 10.6	1,419 67.4	237 11.3	97 4.6	96 4.6	257 12.2	334 15.9
無回答	215 100.0	5 2.3	21 9.8	126 58.6	26 12.1	11 5.1	26 12.1	26 12.1	37 17.2
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分									
特定適用事業所等計	1,344 100.0	18 1.3	110 8.2	945 70.3	136 10.1	79 5.9	56 4.2	128 9.5	215 16.0
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316 100.0	38 1.6	256 11.1	1,514 65.4	293 12.7	98 4.2	117 5.1	294 12.7	391 16.9
無回答	126 100.0	1 0.8	17 13.5	89 70.6	5 4.0	-	14 11.1	18 14.3	5 4.0

「A. 社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」
 ⇔ 「B. 人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと 言えばA	何とも 言えない	どちらかと 言えばB	Bである	無回答	優先したい 人材の確保 を	優先しない 人材の確保 を	社会保険料 の負担が 増加しない	社会保険料 の負担が 増加する
総数	5,523	546	1,169	3,100	298	125	285	1,715	423	7.7	32.7
短時間労働者を「雇用している」か、 「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	391	847	2,062	210	89	187	1,238	299	7.9	32.7
問1. 主たる業種											
建設業	700	70	161	392	23	16	38	231	39	5.6	33.0
製造業	718	59	155	424	26	13	41	214	39	5.4	29.8
電気・ガス・熱供給・水道業	44	2	5	34	2	-	1	7	2	4.5	15.9
情報通信業	82	7	9	57	3	3	3	16	6	7.3	19.5
運輸業、郵便業	212	27	32	116	12	6	19	59	18	8.5	27.8
卸売業	525	47	108	294	33	13	30	155	46	8.8	29.5
小売業	534	73	120	268	36	16	21	193	52	9.7	36.1
金融業、保険業	196	20	41	119	6	3	7	61	9	4.6	31.1
不動産業、物品賃貸業	94	5	17	55	7	5	5	22	12	12.8	23.4
学術研究、専門・技術サービス業	167	13	35	102	13	2	2	48	15	9.0	28.7
宿泊業、飲食サービス業	276	27	76	128	22	9	14	103	31	11.2	37.3
生活関連サービス業、娯楽業	96	11	24	36	15	7	3	35	22	22.9	36.5
教育、学習支援業	286	11	30	202	18	9	16	41	27	27	41
医療、福祉	886	114	213	460	47	11	41	327	58	6.5	36.9
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	66	5	19	39	2	-	1	24	2	3.0	36.4
サービス業（他に分類されないもの）	483	45	110	264	27	10	27	155	37	7.7	32.1
公務	76	4	5	53	3	1	10	9	4	5.3	11.8
その他	14	3	-	10	1	-	-	3	1	7.1	21.4
無回答	68	3	9	47	2	1	6	12	3	4.4	17.6
サービス業計	1,088	101	264	569	79	28	47	365	107	9.8	33.5
問1. 事業所に於ける雇用者の規模											
30人以下	1,797	164	375	1,013	106	34	105	539	140	7.8	30.0
31～100人	2,097	223	466	1,134	115	45	114	689	160	7.6	32.9
101～300人	993	108	201	571	43	28	42	309	71	7.2	31.1
301～500人	195	17	40	110	12	6	10	57	18	9.2	29.2
501～1,000人	216	18	48	131	9	3	7	66	12	5.6	30.6
1,001人以上	142	10	18	98	6	4	6	28	10	7.0	19.7
無回答	83	6	21	43	7	5	1	27	12	14.5	32.5
問1. 所在地ブロック											
北海道	304	24	58	183	19	6	14	82	25	8.2	27.0
東北	497	46	101	296	20	8	26	147	28	5.6	29.6
北関東・甲信	390	47	90	197	24	10	22	137	34	8.7	35.1
南関東	1,249	134	250	696	86	28	55	384	114	9.1	30.7
北陸	316	33	63	191	16	4	9	96	20	6.3	30.4
東海	659	68	132	380	29	17	33	200	46	7.0	30.3
近畿	819	66	198	443	53	18	41	264	71	8.7	32.2
中国	431	42	95	226	18	10	40	137	28	6.5	31.8
四国	186	24	34	109	9	2	8	58	11	5.9	31.2
九州	585	57	132	332	16	20	28	189	36	6.2	32.3
無回答	87	5	16	47	8	2	9	21	10	11.5	24.1
問1付問. 経常利益額の3年前との比較											
増加した計	2,128	227	480	1,154	117	54	96	707	171	8.0	33.2
横ばい（±5%未満の増減）で推移した	1,069	96	211	622	62	19	59	307	81	7.6	28.7
減少した計	1,606	164	343	914	85	39	61	507	124	7.7	31.6
事業所の設立から4年未満である	38	5	15	17	1	-	-	20	1	2.6	52.6
無回答	682	54	120	393	33	13	69	174	46	6.7	25.5
問1付問. 労使関係											
過半数代表の労働組合がある	1,360	158	275	770	66	30	61	433	96	7.1	31.8
過半数代表ではないが、労働組合がある	480	37	85	287	39	12	20	122	51	10.6	25.4
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	1,362	124	310	766	52	24	86	434	76	5.6	31.9
労働組合も、定期的な労使協議もない	2,106	207	462	1,160	132	53	92	669	185	8.8	31.8
無回答	215	20	37	117	9	6	26	57	15	7.0	26.5
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分											
特定適用事業所等計	1,344	162	275	755	54	40	58	437	94	7.0	32.5
特定適用事業所等以外の事業所計	2,316	219	551	1,233	149	48	116	770	197	8.5	33.2
無回答	126	10	21	74	7	1	13	31	8	6.3	24.6

「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」 (短時間労働者調査)結果

単純(基礎)集計結果

問1. あなたの属性を教えてください。

(1). 性別

	労全有効回答計	男性	女性	無回答
n数	6,418	1,423	4,984	11
%	100.0	22.2	77.7	0.2

(2). 年齢 (数値記入欄)

	労全有効回答計	19歳以下	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳	65歳以上	無回答
n数	6,418	6	94	203	410	629	907	883	771	611	916	940	48
%	100.0	0.1	1.5	3.2	6.4	9.8	14.1	13.8	12.0	9.5	14.3	14.6	0.7

(3). 婚姻状況

	労全有効回答計	既婚	未婚	離婚・死別	無回答
n数	6,418	5,193	656	543	26
%	100.0	80.9	10.2	8.5	0.4

(4). あなたは現在、自分を含めて何人でお住まいですか。(数値記入欄)

	労全有効回答計	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
n数	6,418	448	1,709	1,626	1,568	554	300	213
%	100.0	7.0	26.6	25.3	24.4	8.6	4.7	3.3

問1付問①. 同居者のうち、被扶養者(※)は何人ですか。(数値記入欄)

※健康保険の被扶養者と注釈。

	労住2人以上計	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
n数	5,757	2,382	1,372	725	555	165	23	9	526
%	100.0	41.4	23.8	12.6	9.6	2.9	0.4	0.2	9.1

問1付問②. どなたと同居していますか。

	労住2人以上計	配偶者	子ども	親	兄弟姉妹	その他	無回答	平均選択数
n数	5,757	4,535	3,843	1,078	184	176	214	1.8
%	100.0	78.8	66.8	18.7	3.2	3.1	3.7	

問1付問③. 一番下の子どもの年齢は、いくつですか。

	労同居子ども計	3歳未満	小学校就学前	小学校低学年(1~3年生)	小学校高学年(4~6年生)	中学生	高校生以上	無回答
n数	3,843	331	470	372	375	377	1,802	116
%	100.0	8.6	12.2	9.7	9.8	9.8	46.9	3.0

問1(5). 世帯主からみて、あなたの続柄は何ですか。

	労全有効回答計	世帯主本人	または妻の夫	または母の父	子世帯主	世帯主の孫	その他	無回答
n数	6,418	1,942	3,889	35	412	9	93	38
%	100.0	30.3	60.6	0.5	6.4	0.1	1.4	0.6

問2. あなたの世帯の、昨年1年間(平成28年1月1日~12月31日)の税込み年収は、どれくらいでしたか。

	労全有効回答計	20万円未満	32万円未満	43万円未満	54万円未満	65万円未満	76万円未満	87万円未満	98万円未満	190万円未満	100万円以上	無回答
n数	6,418	1,042	476	685	641	679	581	418	322	255	379	940
%	100.0	16.2	7.4	10.7	10.0	10.6	9.1	6.5	5.0	4.0	5.9	14.6

問3. あなたが働くのを辞めると、家計はどうなりますか。

	全有効回答労働者計	日々の生活が維持できなくなる	住宅ローン等の返済が難しくなる	教育費や仕送りの何とかなるが、貯蓄がなくなる	貯蓄の収入がなくなる	生活費の収入がなくなる	世帯の収入がなくなる	自分の収入がなくなる	生活に何ら変わらなくても、日々の生活が支えられなくなる	無回答
n数	6,418	2,108	699	782	1,411	1,061	284	73		
%	100.0	32.8	10.9	12.2	22.0	16.5	4.4	1.1		

問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由は何ですか。

(複数回答)	全有効回答労働者計	働きたいから	日や時間の都合がよい	出勤日数が短いから	労働時間が短いから	就業調整(年取や)ができるから	軽易な仕事をしたいから	辞めやすいから	休みやすいから	時間を有効に使えるから	資格・技能を活かして働きたいから	拘束されたくないので	すぐに働き始めたいから	見づからなかつたから	正社員としての働き口が見つからないから	育児・介護等の事情があるから	正社員として働くことを家族に反対されているから	正社員として働くことが体力的に難しいから	通勤が容易だから	転動がないから
n数	6,418	2,537	1,924	1,191	368	131	968	1,726	534	268	226	778	1,753	143	813	762	375	11.9	5.8	
%	100.0	39.5	30.0	18.6	5.7	2.0	15.1	26.9	8.3	4.2	3.5	12.1	27.3	2.2	12.7	11.9	5.8			

平均選択数	無回答	その他※	副業に本業があるから
2.4	1.6	8.6	3.3

※「障害者だから」「定期的に通院する必要があるから」「定年退職した(再雇用された)から」「年金が満額受給できるから」「高齢だから」「会社(組合)より休職されたから」「会社の指示・規定だから」「専業主婦、転居されたから」「正社員になれると信じて働き続けてしまったから(他に働くところがないから)」「(正社員でなくても)フルタイムで働ける仕事が見つからなかったから」「正社員への登用試験が行われているから」「不妊治療をしているから」「健康に不安があるから」「配偶者が自営業だから(手伝う必要があるから)」「夫の転勤があり、正社員では働けないから」「社会と関わりたいから(体力維持のため)」「(短時間でも)仕事内容が面白いから」「家事を優先できるから」等の自由記述があった。

問5. 現在の会社で、短時間労働者として働き始めてから、どれくらいの期間になりますか。

	全有効回答	6ヶ月未満	16ヶ月未満	31年未満	53年未満	150年未満	10年以上	無回答
n数	6,418	658	360	1,746	1,069	1,325	1,160	100
%	100.0	10.3	5.6	27.2	16.7	20.6	18.1	1.6

問5付問. あなたは、現在の会社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」ですか。

	全有効回答	はい	いいえ	無回答
n数	6,418	850	5,185	383
%	100.0	13.2	80.8	6.0

問6. 現在の職種は、何ですか。

	全有効回答	管理職	(医療・関係技術職)	(専門・技術職)	(その他)	事務職	販売職(営業を含む)	(サービス職)	(サービス職)	(サービス職)	警備・保安職	生産・工程職	輸送・運転職	建設・探掘職	清掃等労働職	その他	無回答
n数	6,418	77	565	198	432	2,170	405	501	220	407	73	394	109	17	342	414	94
%	100.0	1.2	8.8	3.1	6.7	33.8	6.3	7.8	3.4	6.3	1.1	6.1	1.7	0.3	5.3	6.5	1.5

問7. 雇用契約には、期間の定めがありますか。

	全有効回答	定期間がある	定期間はない	分からない	無回答
n数	6,418	4,795	1,193	356	74
%	100.0	74.7	18.6	5.5	1.2

問8. 1日の所定労働時間の長さは、(平均的に)どれくらいですか。(数値記入欄)

	全有効回答	3時間未満	43時間未満	54時間未満	65時間未満	76時間未満	7時間以上	無回答
n数	6,418	35	178	1,000	1,552	1,289	2,086	278
%	100.0	0.5	2.8	15.6	24.2	20.1	32.5	4.3

問8付問. 残業することはありますか。

	全有効回答	ある	ない	無回答
n数	6,418	2,064	4,129	225
%	100.0	32.2	64.3	3.5

問8付問. 1日の残業時間は、(平均的に)どれくらいですか。(数値記入欄)

	全有効回答	1時間未満	21時間未満	32時間未満	43時間未満	4時間以上	無回答
n数	2,064	1,004	717	154	40	70	79
%	100.0	48.6	34.7	7.5	1.9	3.4	3.8

問9. 1週間の出勤日数は、(平均的に)どれくらいですか。(数値記入欄)

	全有効回答	1日	2日	3日	4日	5日以上	無回答
n数	6,418	33	177	999	1,564	3,511	134
%	100.0	0.5	2.8	15.6	24.4	54.7	2.1

問8×問9で集計。 適当りの所定労働時間数

	労働者計	1週5時間未満	1週05時間未満	1週510時間未満	2週015時間未満	2週520時間未満	3週025時間未満	3週530時間未満	週35時間以上	無回答
n数	6,418	12	80	207	652	1,906	1,300	1,009	889	363
%	100.0	0.2	1.2	3.2	10.2	29.7	20.3	15.7	13.9	5.7

(問8+問8付問) × 問9で集計。 適当りの実労働時間数

	労働者計	1週5時間未満	1週05時間未満	1週510時間未満	2週015時間未満	2週520時間未満	3週025時間未満	3週530時間未満	週35時間以上	無回答
n数	6,418	9	74	188	588	1,660	1,287	1,068	1,108	436
%	100.0	0.1	1.2	2.9	9.2	25.9	20.1	16.6	17.3	6.8

問10。 現在の会社からの税込み月収は、(平均的に) いくらぐらいですか。(数値記入欄)

	労働者計	15万円未満	65万円未満	76万円未満	87万円未満	98万円未満	190万円未満	110万円未満	121万円未満	132万円未満	143万円未満	154万円未満	165万円未満	176万円未満	187万円未満	198万円未満	209万円未満	210万円以上	無回答
n数	6,418	141	143	276	524	958	553	660	288	376	258	214	297	164	131	142	89		
%	100.0	2.2	2.2	4.3	8.2	14.9	8.6	10.3	4.5	5.9	4.0	3.3	4.6	2.6	2.0	2.2	1.4		
		2210万円未満	2210万円未満	2232万円未満	2243万円未満	2254万円未満	2265万円未満	2276万円未満	2287万円未満	2298万円未満	3209万円未満	300万円以上							無回答
		173	43	50	40	39	49	26	26	21	8	125	604						
		2.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.8	0.4	0.4	0.3	0.1	1.9	9.4						

問10。 主な内訳として、基本給と残業代についても併せて教えてください。(数値記入欄)
(基本給)

	労働者計	15万円未満	65万円未満	76万円未満	87万円未満	98万円未満	190万円未満	110万円未満	121万円未満	132万円未満	143万円未満	154万円未満	165万円未満	176万円未満	187万円未満	198万円未満	209万円未満	210万円以上	無回答
n数	6,418	117	109	240	422	664	383	450	254	263	205	168	219	143	94	105	69	108	
%	100.0	1.8	1.7	3.7	6.6	10.3	6.0	7.0	4.0	4.1	3.2	2.6	3.4	2.2	1.5	1.6	1.1	1.7	
		2210万円未満	2232万円未満	2243万円未満	2254万円未満	2265万円未満	2276万円未満	2287万円未満	2298万円未満	3209万円未満	300万円以上								無回答
		40	26	37	30	39	15	13	17	4	83	2,101							
		0.6	0.4	0.6	0.5	0.6	0.2	0.2	0.3	0.1	1.3	32.7							

(残業代)

	労働者計	0円	1万円未満	21万円未満	32万円未満	43万円未満	54万円未満	5万円以上	無回答
n数	6,418	1,135	605	290	132	36	21	42	4,157
%	100.0	17.7	9.4	4.5	2.1	0.6	0.3	0.7	64.8

問10付問。 税込み月収から、税金や社会保険料等を除いた手取りの月収は、(平均的に) いくらぐらいですか。(数値記入欄)

	労働者計	15万円未満	65万円未満	76万円未満	87万円未満	98万円未満	190万円未満	110万円未満	121万円未満	132万円未満	143万円未満	154万円未満	165万円未満	176万円未満	187万円未満	198万円未満	209万円未満	210万円以上	無回答
n数	6,418	149	144	329	710	1,099	609	590	305	329	239	168	188	118	87	72	50	81	
%	100.0	2.3	2.2	5.1	11.1	17.1	9.5	9.2	4.8	5.1	3.7	2.6	2.9	1.8	1.4	1.1	0.8	1.3	
		2210万円未満	2232万円未満	2243万円未満	2254万円未満	2265万円未満	2276万円未満	2287万円未満	2298万円未満	3209万円未満	300万円以上								無回答
		20	30	31	17	18	8	10	6	3	39	969							
		0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.0	0.6	15.1							

問11。 賞与の支給はありますか。

	労働者計	ある	ない	分からない	無回答
n数	6,418	2,678	3,546	141	53
%	100.0	41.7	55.3	2.2	0.8

問11付問。 直近1年間の支給額は、いくらぐらいですか。(数値記入欄)

	労働者計	1万円未満	31万円未満	53万円未満	150万円未満	110万円未満	210万円未満	220万円未満	320万円未満	330万円未満	430万円未満	440万円未満	540万円未満	50万円以上	無回答
n数	2,678	112	502	386	546	334	130	126	43	66	45	52	16	153	167
%	100.0	4.2	18.7	14.4	20.4	12.5	4.9	4.7	1.6	2.5	1.7	1.9	0.6	5.7	6.2

問12. 短時間労働者に対する、厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成28年(昨年)10月1日(規模500人以下の地方公共団体の場合は平成29年4月1日)より、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上の、すべての要件を満たす者(但し学生は除く)に拡大されました。これに伴い、あなたの働き方は変化しましたか。

	全有効回答労働者計	変わった	検討している	まだ変わっていないが、今後については	特に変わっておらず、今後も変える予定も無い	無回答
n数	6,418	806	1,110	4,266	236	
%	100.0	12.6	17.3	66.5	3.7	
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、第3号被保険者、その他の短時間労働者計	3,323	526	737	2,021	39	
%	100.0	15.8	22.2	60.8	1.2	
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者計	648	107	144	387	10	
%	100.0	16.5	22.2	59.7	1.5	
適用拡大前の被保険者区分が第3号被保険者計	2,322	377	560	1,362	23	
%	100.0	16.2	24.1	58.7	1.0	
適用拡大前の被保険者区分がその他の短時間労働者計	353	42	33	272	6	
%	100.0	11.9	9.3	77.1	1.7	

問12付問. 働き方は、具体的にどう変化しましたか。

	働き方が一変った(労働者計)	社会保険の適用拡大に伴い、労働時間が延長された(労働者計)	厚生年金・健康保険が適用されるようになった(労働者計)	厚生年金・健康保険が適用されるようになった(労働者計)	厚生年金・健康保険が適用されるようになった(労働者計)	厚生年金・健康保険が適用されるようになった(労働者計)	その他※	無回答
n数	806	439	14	21	224	91	16	
%	100.0	54.5	1.7	2.6	27.8	11.3	2.0	
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、第3号被保険者、その他の短時間労働者計	526	289	6	10	172	44	5	
%	100.0	54.9	1.1	1.9	32.7	8.4	1.0	
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者計	107	72	2	1	17	14	1	
%	100.0	67.3	1.9	0.9	15.9	13.1	0.9	
適用拡大前の被保険者区分が第3号被保険者計	377	195	4	6	139	29	4	
%	100.0	51.7	1.1	1.6	36.9	7.7	1.1	
適用拡大前の被保険者区分がその他の短時間労働者計	42	22	-	3	16	1	-	
%	100.0	52.4	-	7.1	38.1	2.4	-	

※「(労働時間の長さはあまり変わらず)手取り収入が減った」「勤務日数を増やしてもらったが、手取り収入が減った」「残業内調整もなくなった」「厚生年金・健康保険は適用されたまま、所定労働時間がなくなった」「時給もアップし、残業も出来るようになった」等の自由記述があった。

問12付問(i). 厚生年金・健康保険に加入した理由を教えてください。

(複数回答)	厚生年金・健康保険が適用されるようになったから	将来の年金額を増やしたいから	障がい・遺族年金が充実するから	医療給付(傷病や出産時の手当金)が充実するから	もつと働いて収入を増やしたい(維持したい)から	より長く働けるようになったから	会社側から言われたから	勤められたから(家族や同僚等)に	その他※	無回答	平均選択数
n数	474	142	207	7	41	190	21	145	43	31	6
%	100.0	30.0	43.7	1.5	8.6	40.1	4.4	30.6	9.1	6.5	1.3
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、第3号被保険者、その他の短時間労働者計	305	69	135	3	21	137	15	100	31	22	4
%	100.0	22.6	44.3	1.0	6.9	44.9	4.9	32.8	10.2	7.2	1.3

※「子どもが保育園に入れるように、労働時間を長くしたから」「労働時間を気にせず、働けるようになるから」「ローンや学費の支払いがあり、労働時間を減らせないから」「仕事上、労働時間を短縮し難かったから」「職場で欠員が出て労働力が不足したから」「離職したから」「残業されなくなったから」「週20時間未満にすると、雇用保険も非加入になってしまうから」「義務で仕方ないから」等の自由記述があった。

問12付問(ii). 厚生年金・健康保険に加入しなかった理由を教えてください。

(複数回答)	厚生年金・健康保険が適用されないから	手取り収入が減少するから	メリットが分からないから	配偶者控除を受けられなくなるから	配偶者の会社から手当(配偶者手当)があるから	健康保険の扶養から外れるから	働く時間や介護、病気の事情で	会社側から言われたから	勤められたから(家族や同僚等)に	会社側(希望を言い難かったから)	ど周囲の意向を見てから、加入を	その他※	無回答	平均選択数
n数	225	104	56	104	56	98	33	25	8	3	4	15	25	2.5
%	100.0	46.2	24.9	46.2	24.9	43.6	14.7	11.1	3.6	1.3	1.8	6.7	11.1	
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、第3号被保険者、その他の短時間労働者計	172	85	49	94	51	87	29	19	7	3	3	8	13	2.7
%	100.0	49.4	28.5	54.7	29.7	50.6	16.9	11.0	4.1	1.7	1.7	4.7	7.6	

※「民間の保険に加入しているため」「労働時間を長くすると、支給している年金がカットされるから(年金を満額受け取りたいから)」「将来、年金が本当にもらえないのか不安だから」等の自由記述があった。

問12付問. 厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、あなたの働き方が変化する以前の、1日の所定労働時間と残業時間の長さ、1週間の出勤日数は(平均的に)どれくらいでしたか。(数値記入欄)

(所定労働時間)	「伴社会保険の適用拡大に伴い、働き方が変わった」労働者計	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上	無回答
n数	806	-	-	8	103	241	112	171	171
%	100.0	-	-	1.0	12.8	29.9	13.9	21.2	21.2
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、第3号被保険者、その他の短時間労働者計	526	-	-	5	77	183	82	77	102
%	100.0	-	-	1.0	14.6	34.8	15.6	14.6	19.4

(残業時間)

	「一伴社会 変い保 わつ険 た」の た働きの た働適用 が拡 働大 者計に	1 時 間 未 満	1 時 間 以 上 2 時 間 未 満	2 時 間 以 上 3 時 間 未 満	3 時 間 以 上 4 時 間 未 満	4 時 間 以 上	無 回 答
n 数	806	389	52	13	5	1	346
%	100.0	48.3	6.5	1.6	0.6	0.1	42.9
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、 第3号被保険者、その他の短時間労働者計	526	283	28	5	1	-	209
	100.0	53.8	5.3	1.0	0.2	-	39.7

(出勤日数)

	「一伴社会 変い保 わつ険 た」の た働きの た働適用 が拡 働大 者計に	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日 以 上	無 回 答
n 数	806	-	6	85	181	365	169
%	100.0	-	0.7	10.5	22.5	45.3	21.0
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、 第3号被保険者、その他の短時間労働者計	526	-	3	51	126	245	101
	100.0	-	0.6	9.7	24.0	46.6	19.2

問12付問 (1日の所定労働時間×1週間の出勤日数) で集計。週当たりの所定労働時間数

	「一伴社会 変い保 わつ険 た」の た働きの た働適用 が拡 働大 者計に	1 週 5 時 間 未 満	1 週 5 時 間 以 上	1 週 5 時 間 未 満	2 週 0 時 間 未 満	2 週 0 時 間 以 上	3 週 0 時 間 未 満	3 週 0 時 間 以 上	無 回 答
n 数	806	-	-	7	48	231	202	65	188
%	100.0	-	-	0.9	6.0	28.7	25.1	8.1	23.3
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、 第3号被保険者、その他の短時間労働者計	526	-	-	5	37	156	150	42	111
	100.0	-	-	1.0	7.0	29.7	28.5	8.0	21.1

問12付問 (1日の所定労働時間+1日の残業時間) × 1週間の出勤日数) で集計。週当たりの実労働時間数

	「一伴社会 変い保 わつ険 た」の た働きの た働適用 が拡 働大 者計に	1 週 5 時 間 未 満	1 週 5 時 間 以 上	2 週 0 時 間 未 満	2 週 0 時 間 以 上	3 週 0 時 間 未 満	3 週 0 時 間 以 上	無 回 答	
n 数	806	-	-	4	28	138	145	62	366
%	100.0	-	-	0.5	3.5	17.1	18.0	7.7	45.4
適用拡大前の被保険者区分が第1号被保険者、 第3号被保険者、その他の短時間労働者計	526	-	-	4	23	102	112	40	222
	100.0	-	-	0.8	4.4	19.4	21.3	7.6	42.2

問13. あなたは現在、社会保険(年金及び医療保険)に、どのような形で加入していますか。

(年金)

	全 有 効 回 答 者 計	「第1号被 保 険 者」 に 加 入 し て い る 者	「第2号被 保 険 者」 に 加 入 し て い る 者 (第3号被 保 険 者 を 含 む)	「第1号被 保 険 者」 に 加 入 し て い る 者 (第2号被 保 険 者 を 含 む)	20歳以上60歳未満で、 第2号又は第3号被 保 険 者 に 加 入 し て い る 者	その他(年金)	無 回 答
n 数	6,418	3,118	1,955	398	261	686	686
%	100.0	48.6	30.5	6.2	4.1	10.7	10.7

(医療保険)

	全 有 効 回 答 者 計	本 人 が 加 入 し て い る 保 険 に 、 被 保 険 者 が 加 入 す る 保 険 の 被 扶 養 者	家 族 が 加 入 す る 保 険 の 被 扶 養 者	国 民 健 康 保 険 に 加 入 し て い る 者	そ の 他 (医 療 保 険)	無 回 答
n 数	6,418	3,118	1,955	423	236	686
%	100.0	48.6	30.5	6.6	3.7	10.7

問13付問。(問12で緩和された)厚生年金・健康保険の適用基準が、今後更に緩和され、あなたの現在の働き方が適用対象になったら、ご自身の働き方をどうと思いますか。

	そ の 他 第 3 号 被 保 険 者 計	第 1 号 被 保 険 者 計	変 え る と 思 う	変 え な い と 思 う	分 か ら な い	無 回 答
n 数	2,614	1,007	409	1,092	106	106
%	100.0	38.5	15.6	41.8	4.1	4.1
適用拡大後の被保険者区分が第1号被保険者計	398	132	75	173	18	18
	100.0	33.2	18.8	43.5	4.5	4.5
適用拡大後の被保険者区分が第3号被保険者計	1,955	811	278	794	72	72
	100.0	41.5	14.2	40.6	3.7	3.7
適用拡大後の被保険者区分が その他の短時間労働者計	261	64	56	125	16	16
	100.0	24.5	21.5	47.9	6.1	6.1

問13付問①. 働き方をどのように、変更したいと思いますか。

	「一伴社会 変い保 わつ険 た」の た働きの た働適用 が拡 働大 者計に	「第1号被 保 険 者」 に 加 入 し て い る 者	「第2号被 保 険 者」 に 加 入 し て い る 者 (第3号被 保 険 者 を 含 む)	「第1号被 保 険 者」 に 加 入 し て い る 者 (第2号被 保 険 者 を 含 む)	20歳以上60歳未満で、 第2号又は第3号被 保 険 者 に 加 入 し て い る 者	その他(年金)	無 回 答	平 均 選 択 数			
n 数	1,007	306	166	197	316	2	41	19	105	10	1.2
%	100.0	30.4	16.5	19.6	31.4	0.2	4.1	1.9	10.4	1.0	1.0
適用拡大後の被保険者区分が第1号被保険者計	132	60	23	36	12	-	4	4	18	1	1.2
	100.0	45.5	17.4	27.3	9.1	-	3.0	3.0	13.6	0.8	0.8
適用拡大後の被保険者区分が第3号被保険者計	811	239	140	155	279	1	22	13	74	6	1.1
	100.0	29.5	17.3	19.1	34.4	0.1	2.7	1.6	9.1	0.7	0.7
適用拡大後の被保険者区分が その他の短時間労働者計	64	7	3	6	25	1	15	2	13	3	1.2
	100.0	10.9	4.7	9.4	39.1	1.6	23.4	3.1	20.3	4.7	4.7

※「事業主と相談して決める」「より条件の厳格な適用基準がある場合」

問13付問②. 働く時間をどの程度、増やしたいですか。(数値記入欄)

(1日当たりの時間数)

	「よ うな 正社 員と して 働く こと が、 労働 者計 か、 」	厚生 年金 ・健 康保 険が 適用 され る	3 時 間未 満	3 時 間以 上4 時 間未 満	4 時 間以 上5 時 間未 満	5 時 間以 上6 時 間未 満	6 時 間以 上7 時 間未 満	7 時 間以 上	無 回 答
n数	572	164	25	5	17	48	139	174	
%	100.0	28.7	4.4	0.9	3.0	8.4	24.3	30.4	

(週当たりの日数)

	「よ うな 正社 員と して 働く こと が、 労働 者計 か、 」	厚生 年金 ・健 康保 険が 適用 され る	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日 以 上	無 回 答
n数	572	66	17	7	54	177	251	
%	100.0	11.5	3.0	1.2	9.4	30.9	43.9	

問13付問(i). 厚生年金・健康保険への加入を、希望する理由を教えてください。

	「よ うな 正社 員と して 働く こと が、 労働 者計 か、 」	厚生 年金 ・健 康保 険の 適用 基準 が、 更に 適用 され る	保 険料 の負 担が 軽か る	将 来の 年金 額を 増や した い	障 がい ・遺 族年 金等 が充 実す る	医 療給 付(傷 病や 出産 時の 手当 金)が 充 実す る	収 入を 増や した い(維 持し たい) から	そ の他 ※	無 回 答	平 均選 択 数
n数	981	316	461	40	97	382	46	157	1.6	
%	100.0	32.2	47.0	4.1	9.9	38.9	4.7	16.0		
適用拡大後の被保険者区分が第1号被保険者計	114	94	84	13	23	60	8	18	1.8	
適用拡大後の被保険者区分が第3号被保険者計	737	188	363	25	64	313	30	122	1.6	
適用拡大後の被保険者区分が その他の短時間労働者計	70	34	14	2	10	9	8	17	1.5	
%	100.0	48.6	20.0	2.9	14.3	12.9	11.4	24.3		

※「夫が仕事を辞めるから(定年退職するから)(それに伴って子どもを自身の扶養に入れたから)」「労働時間を減らすと職場の人手不足に拍車がかかって悪いから」「子どもの学費や将来の貯蓄、ローンの返済費用、納税費を確保するため、働き続けたいから」「加入を希望するわけではないが、現状の働き方を変えたくないから」「現状に不満がなく、労働時間など働き方を変えたくないから」「自立できるイメージがあるから」等の自由記述があった。

問13付問(ii). 厚生年金・健康保険への加入を、希望しない理由を教えてください。

	「よ うな 正社 員と して 働く こと が、 労働 者計 か、 」	手 取り 収入 が減少 する	配 偶者 控除 を受け られ なくな る	支 給され ない 家族 手当 がある から	配 偶者 の会社 から手 当(配 偶者 手当 等)が ある	健 康保 険の 扶養 から外 れる	働 く時 間を 増や した い(育 児や 介護 、病 等の 事情 で)	分 かた ない から	(自 身で) 加入 する メリ ット が	社 会に 加入 した い	決 めよう と思 う	周 圍の 動向 を見 てから	そ の他 ※	無 回 答	平 均選 択 数
n数	339	207	164	98	187	95	80	9	10	27	11	2.7			
%	100.0	61.1	48.4	28.9	55.2	28.0	26.5	2.7	2.9	8.0	3.2				
適用拡大後の被保険者区分が第1号被保険者計	5	0	-	-	-	-	3	-	1	4	1	1.2			
適用拡大後の被保険者区分が第3号被保険者計	289	184	162	98	185	91	81	9	8	12	9	3.0			
適用拡大後の被保険者区分が その他の短時間労働者計	35	14	2	3	2	4	6	-	1	11	1	1.2			
%	100.0	40.0	5.7	-	5.7	11.4	17.1	-	2.9	31.4	2.9				

※「社会保険料を支払ってまで働きたい仕事ではないから」「労働時間を(体力や病気等の事情で)増やさないから」「非課税世帯だから」「もう高齢だから」等の自由記述があった。

問14. 厚生年金・健康保険の適用拡大(問12)の前後で、あなたに適用される年金保険の種類は、変わりましたか。

	第 2号 被 保 険 者 計	変 わ つ た	特 に 変 わ つ て	無 回 答
n数	3,118	709	2,310	99
%	100.0	22.7	74.1	3.2

問14付問①. 以前の年金保険の種類は、何でしたか。

	「よ うな 正社 員と して 働く こと が、 労働 者計 か、 」	第 1号 被 保 険 者	第 3号 被 保 険 者	そ の 他	無 回 答
n数	709	250	367	92	-
%	100.0	35.3	51.8	13.0	-

問 1 4 付問②. 厚生年金・健康保険の適用拡大（問 1 2）の前後で、税金や社会保険料を除いた手取りの月収は、どう変化しましたか。

	労働者計 適用拡大の前後で、 適用される年金・健康保険料 が変った	増えた	減った	特に変わっていない	無回答
n数	709	169	378	151	11
%	100.0	23.8	53.3	21.3	1.6

問 1 4 付問 (i) . 手取りの月収の増減分は、いくらくらいですか。（数値記入欄）

	「手取りの月収が増えた」か労働者計	適用拡大の前後で、 1万円未満	1万円以上2万円未満	2万円以上3万円未満	3万円以上4万円未満	4万円以上5万円未満	5万円以上	無回答
n数	547	34	239	154	45	17	37	21
%	100.0	6.2	43.7	28.2	8.2	3.1	6.8	3.8
増えた計	169	21	47	42	18	14	23	4
	100.0	12.4	27.8	24.9	10.7	8.3	13.6	2.4
減った計	378	13	192	112	27	3	14	17
	100.0	3.4	50.8	29.6	7.1	0.8	3.7	4.5

問 1 4 付問②. 適用拡大の前後の、手取りの月収の変化有無

増えた計	169	21	47	42	18	14	23	4
	100.0	12.4	27.8	24.9	10.7	8.3	13.6	2.4
減った計	378	13	192	112	27	3	14	17
	100.0	3.4	50.8	29.6	7.1	0.8	3.7	4.5

問 1 4 付問 (i i) . 手取りの月収が「減った」場合に伺います。減少分を補うため、他の会社でも働いたり、副業を始めたりしましたか。

	「手取りの月収が減った」か労働者計	他の会社でも働き始めた	副業を始めた（1以外の）	始めていない	無回答	平均選択数
n数	378	3	13	356	6	1.0
%	100.0	0.8	3.4	94.2	1.6	

問 1 5 . 就業調整（年収や労働時間の調整）を行っていますか。

	労働者計	行っている	行っていない	無回答
n数	6,418	1,741	4,549	128
%	100.0	27.1	70.9	2.0

問 1 5 付問. 就業調整の具体的な内容は、何ですか。

※会社の都合により就業調整している場合でも、該当する調整内容に○を付けてもらえるよう注釈。

(複数回答)	就業調整を行っていない労働者計	住民税が10万円以下に抑えている	非課税収入（所得税が10万円以下に抑えている）	10万円以下の収入を10万円に抑えている	配偶者の所得税について配偶者控除が受けられない	配偶者の収入を10万円に抑えている	配偶者特別控除が受けられない	配偶者の被用者保険に被扶養者として加入できない	雇用の所定労働時間を20時間未満に抑えている	4週分の3未満に抑えている	社会保険料に加入しなくて済むよう、週間の3未満に抑えている	社会保険料に加入しなくて済むよう、月額買金を8,800円未満等に抑えている	社会保険料に加入しなくて済むよう、月額の所定労働時間を抑えている	自身の収入を195万円以下に抑えている	配偶者の勤務先から手当（配偶者手当や家族手当等）が10万円以下に抑えている	受給している公的年金が支給停止に ならないよう（あるいはあるいは減額率を 小さくするよう）にしている	その他※	無回答	平均選択数
n数	1,741	204	480	636	332	428	83	133	195	31	188	105	60	108	6.2			1.8	
%	100.0	11.7	27.6	36.5	19.1	24.6	4.8	7.6	11.2	1.8	10.8	6.0	3.4	6.2					

※「子ども手当（児童扶養手当）が減らないようにしている」「具体的な内容は分からないが、会社の方針・指示に従っている」等の自由記述があった。

問 1 5 付問. 来年から、配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の103万円から150万円に引き上げられます。これに伴い、あなたはご自身の働き方をどうしたいと思いますか。

	「配偶者控除を受けたい」労働者計	変えると思う	変えないと思う	分からない	無回答
n数	892	342	271	269	10
%	100.0	38.3	30.4	30.2	1.1

問 1 5 付問. 働き方をどのように、変更したいと思いますか。

(複数回答)	「配偶者控除を受けたい」労働者計	年収の上限を引上げたい	自身の収入を増やしたい	働く時間を増やしたい	自身の収入を増やしたい	大枠を増やしたい	自身の収入を増やしたい	その他※	無回答	平均選択数
n数	342	198	139	16	10	2	1.1			
%	100.0	57.9	40.6	4.7	2.9	0.6				

※「配偶者控除を受けつつ、配偶者手当ももらえるような範囲で働く」等の自由記述があった。

問16付問①. 社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。
個人事業所に勤める場合、業種によって、(同じ働き方でも)社会保険が適用されるかどうかが変わってくる(※)ことについて、どう思いますか。

※常時5人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は社会保険の適用事業所となるが、サービス業の一部(クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等)や農業、漁業等はその限りではない(なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより任意適用事業所となることができる)。と注釈。

	労全有効回答	納得できる	どちらかと言え 納得できる	どちらかと言え 納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
n数	6,418	404	690	1,423	774	2,832	295	1,094	2,197
%	100.0	6.3	10.8	22.2	12.1	44.1	4.6	17.0	34.2

問16付問②. 社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。**企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なることについて、どう思いますか。**

	労全有効回答	納得できる	どちらかと言え 納得できる	どちらかと言え 納得できない	納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
n数	6,418	424	902	1,562	1,001	2,295	234	1,326	2,563
%	100.0	6.6	14.1	24.3	15.6	35.8	3.6	20.7	39.9

問17. 転職経験はありますか。

	労全有効回答	ある	ない	無回答
n数	6,418	4,664	1,590	164
%	100.0	72.7	24.8	2.6

問17. 転職経験がある場合、回数も教えてください。(数値記入欄)

	「転職経験がある」 労全有効回答計	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	無回答
n数	4,664	1,138	1,193	1,117	420	321	193	282
%	100.0	24.4	25.6	23.9	9.0	6.9	4.1	6.0

問17付問①. 正社員の経験はありますか。

	労全有効回答	ある	ない	無回答
n数	6,418	5,348	755	315
%	100.0	83.3	11.8	4.9

問17付問②. もっとも長く働いた会社での、勤続年数はどれくらいですか。(数値記入欄)

	労全有効回答	6ヶ月未満	7ヶ月未満	1年以上未満	2年以上未満	3年以上未満	4年以上未満	5年以上未満	6年以上未満	7年以上未満	8年以上未満	9年以上未満	10年以上	無回答
n数	6,418	7	17	244	698	1,814	1,187	515	354	183	193	270	474	462
%	100.0	0.1	0.3	3.8	10.9	28.3	18.5	8.0	5.5	2.9	3.0	4.2	7.4	7.2

問18. 社会保険に加入できる条件が掲げられた求人について、あなたはどのように感じていますか。

	全有効回答労働者計	非常に魅力的だと思う	魅力的だと思う	どちらかといえば、魅力的だと思う	魅力的ではないと思う	全く魅力的ではないと思う	何とも言いえない	無回答	魅力的だと思う計	魅力的ではないと思う計
n数	6,418	1,472	2,393	215	183	1,987	168	3,865	398	
%	100.0	22.9	37.3	3.3	2.9	31.0	2.6	60.2	6.2	

問19. あなたは、現在の会社での仕事以外に、他の会社でも働いたり、本業・副業を持つなど、仕事を掛け持ちしていますか。

	労全有効回答	している	していない	無回答
n数	6,418	568	5,799	51
%	100.0	8.9	90.4	0.8

問19付問①. 現在の会社での仕事以外に、掛け持ちしている仕事は何ですか。

(複数回答)	している労働者計	正社員	正社員とほぼ同じ	フルタイム労働者	契約・嘱託等の労働時間	パート・アルバイト等の労働時間	派遣労働者	独立した形態(内職を含む)	自営業や個人請負など	会社等の役員	家業(農業を含む)の手伝い	その他※	無回答	平均選択数
n数	568	9	15	258	16	170	17	72	50	12.7	8.8	-	-	1.1
%	100.0	1.6	2.6	45.4	2.8	29.9	3.0	12.7	8.8	-	-	-	-	-

※「シルバーセンター」「講師(謝礼)」等の自由記述があった。

問 19 付問②. 仕事を掛け持ちしている理由は、何ですか。

(複数回答)	仕事を掛け持ちしている労働者計	一つの仕事を維持できないから、日々の生活を維持できないから	一つの仕事を増やしたいから	一つの仕事でも生活が暮らしたいから	住宅ローンや仕送りから教育費等を捻出したいから	社会保険等の負担を回避するため	活用したいから	時間を有効に活用したいから	自身が活躍できる場や人脈を拡げたいから	転職・独立したいから	仕事を頼まれたから	断れなかつたから	その他※	無回答	平均選択数
n数	568	230	99	52	18	132	143	16	114	79	8	1.6			
%	100.0	40.5	17.4	9.2	3.2	23.2	25.2	2.8	20.1	13.9	1.4				

※「契約が更新されなかった場合に備えるため」「臨時収入が必要になったから」「家業だから（担い手がいないから）（親から相続したから）」「資格を活用したいから」「保育園の入所要件を満たすため」「夫（や実家）の自営業の手伝いだから」等の自由記述があった。

問 19 付問③. 現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事に、1週間に（平均して）どれくらい従事していますか。（数値記入欄）

	労働者計	1時間未満	1時間以上3時間未満	3時間以上5時間未満	5時間以上10時間未満	10時間以上15時間未満	15時間以上20時間未満	20時間以上25時間未満	25時間以上30時間未満	30時間以上	無回答
n数	568	15	54	59	118	81	61	51	15	58	56
%	100.0	2.6	9.5	10.4	20.8	14.3	10.7	9.0	2.6	10.2	9.9

問 19 付問④. 現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事による月収は、（平均的に）どれくらいですか。（数値記入欄）

	労働者計	1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上	無回答
n数	568	63	94	99	129	60	14	15	16	78
%	100.0	11.1	16.5	17.4	22.7	10.6	2.5	2.6	2.8	13.7

問 19 付問⑤. 仕事を掛け持ちしていることを、勤務先に報告していますか。

	労働者計	している	していない	無回答
n数	568	396	151	21
%	100.0	69.7	26.6	3.7

問 19 付問⑥. 掛け持ちしている仕事の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を通算して、社会保険の適用を判断することについて、どのように考えますか。

	労働者計	望ましいことと思う（必要〜）	望ましくないことと思う（必要ない〜）	何とも言えない・分からない	無回答
n数	568	169	83	295	21
%	100.0	29.8	14.6	51.9	3.7

問 20. あなたご自身の昨年1年間（平成28年1月1日～12月31日）の税込み年収（掛け持ちしている場合は、すべての仕事を合算）は、どれくらいでしたか。

	労働者計	65万円未満	65万円以上70万円未満	70万円以上75万円未満	75万円以上80万円未満	80万円以上85万円未満	85万円以上90万円未満	90万円以上95万円未満	95万円以上100万円未満	100万円以上105万円未満	105万円以上110万円未満	110万円以上115万円未満	115万円以上120万円未満	120万円以上125万円未満	125万円以上130万円未満	130万円以上135万円未満	135万円以上140万円未満	140万円以上145万円未満	145万円以上150万円未満	150万円以上	無回答	
n数	6,418	461	121	232	293	553	585	1,330	289	206	614	870	534	54	22	254						
%	100.0	7.2	1.9	3.6	4.6	8.6	9.1	20.7	4.5	3.2	9.6	13.6	8.3	0.8	0.3	4.0						

問 21. 平成29年1月から、専業主婦や公務員を含めて基本的に60歳未満のすべての人が、「個人型確定拠出年金制度（iDeCo）」を利用できるようになりました。あなたはこれを、利用していますか。

	全有効回答労働者計	既に利用している	今後、利用する予定がある	利用しないが、今後利用する可能性がある	今利用してはおりませんが、今後利用する予定はない	無回答
n数	6,418	175	98	2,836	2,950	359
%	100.0	2.7	1.5	44.2	46.0	5.6

問1. あなたの属性を教えてください。

(1). 性別

	労働者計 回答	男性	女性	無回答
総数	6,418	1,423	4,984	11
問1(1). 性別	100.0	22.2	77.7	0.2
男性	1,423	100.0	-	-
女性	4,984	-	100.0	-
無回答	11	-	-	100.0
問1(2). 年齢層				
～19歳以下	6	3	3	-
20～24歳	94	32	62	-
25～29歳	203	41	162	-
30～34歳	410	36	374	-
35～39歳	629	36	593	-
40～44歳	907	33	874	-
45～49歳	883	50	833	-
50～54歳	771	42	729	-
55～59歳	611	63	548	-
60～64歳	916	446	470	-
65歳以上	940	67.7	32.2	1
無回答	48	5	33	10
問1(3). 婚姻状況				
既婚	5,193	1,099	4,093	1
未婚	656	232	418	0
離婚・死別	543	80	462	1
無回答	26	6	11	9
問1付問①. 被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	2,830	444	2,385	1
同居している被扶養者有り	2,849	811	2,038	-
無回答	739	168	561	10
問1(5). 世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,942	1,270	668	4
世帯主本人以外	4,438	134	4,298	6
無回答	38	19	18	1
問1.5. 就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	1,741	189	1,550	2
行っていない	4,549	1,184	3,357	8
無回答	128	50	77	11
問1.9. 仕事の掛け持ち有無				
している	568	146	420	2
していない	5,799	1,255	4,537	7
無回答	51	22	27	2
問1. 主たる業種（事業所調査票とのマッピング集計）				
建設業	325	157	167	1
製造業	675	215	457	2
電気・ガス・熱供給・水道業	24	8	16	-
情報通信業	34	9	25	-
運輸業、郵便業	175	76	97	2
卸売業	329	92	237	-
小売業	622	83	538	1
金融業、保険業	38	185	186	1
不動産業、物品賃貸業	59	24	35	-
学術研究、専門・技術サービス業	143	59	84	-
宿泊業、飲食サービス業	257	54	203	-
生活関連サービス業、娯楽業	108	28	79	1
教育、学習支援業	488	90	398	-
医療、福祉	1,280	92	1,187	1
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	19	94	-
サービス業（他に分類されないもの）	496	160	336	-
公務	138	41	97	-
その他	15	8	7	-
無回答	89	25	64	-
問1. 事業所に於ける雇用の規模（事業所調査票とのマッピング集計）				
30人以下	664	156	507	1
31～100人	1,843	388	1,450	5
101～300人	1,334	293	1,041	-
301～500人	332	66	265	1
501～1,000人	709	201	508	-
1,001人以上	567	153	412	2
無回答	106	22	84	-

(3). 婚姻状況

	労働者計 回答	既婚	未婚	離婚・ 死別	無回答
総数	6,418	5,193	656	543	26
問1(1). 性別	100.0	80.9	10.2	8.5	0.4
男性	1,423	1,099	238	80	6
女性	4,984	4,093	16.7	5.6	0.4
無回答	11	1	-	1	9
問1(2). 年齢層					
～19歳以下	6	-	6	-	-
20～24歳	94	9	83	2	-
25～29歳	203	89	100	14	-
30～34歳	410	308	49.3	6.9	-
35～39歳	629	527	70	31	1
40～44歳	907	795	61	48	3
45～49歳	883	748	75	60	-
50～54歳	771	665	8.5	6.8	-
55～59歳	611	509	38	62	2
60～64歳	916	745	5.4	11.2	5
65歳以上	940	81.3	5.9	12.2	0.5
無回答	48	32	4	1	11
問1(3). 婚姻状況					
既婚	5,193	5,193	-	-	-
未婚	656	-	656	-	-
離婚・死別	543	-	-	543	-
無回答	26	-	-	-	26
問1付問①. 被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	2,830	2,036	489	295	10
同居している被扶養者有り	2,849	2,539	111	194	5
無回答	739	618	56	54	11
問1(5). 世帯主からみた続柄					
世帯主本人	1,942	1,154	305	472	11
世帯主本人以外	4,438	4,017	346	62	13
無回答	38	22	5	9	2
問1.5. 就業調整（年収や労働時間の調整）					
行っている	1,741	1,604	52	77	8
行っていない	4,549	3,493	591	448	17
無回答	128	96	13	18	1
問1.9. 仕事の掛け持ち有無					
している	568	361	128	76	3
していない	5,799	4,798	518	461	22
無回答	51	34	10	6	1
問1. 主たる業種（事業所調査票とのマッピング集計）					
建設業	325	275	25	25	-
製造業	675	589	30	50	6
電気・ガス・熱供給・水道業	24	18	2	4	-
情報通信業	34	27	5	2	-
運輸業、郵便業	175	138	22	14	1
卸売業	329	263	42	24	-
小売業	622	498	70	52	2
金融業、保険業	38	172	6	6	1
不動産業、物品賃貸業	59	54	3	2	-
学術研究、専門・技術サービス業	143	112	20	11	-
宿泊業、飲食サービス業	257	179	48	27	3
生活関連サービス業、娯楽業	108	82	18	7	1
教育、学習支援業	488	363	95	30	-
医療、福祉	1,280	1,061	81	134	4
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113	106	4	3	-
サービス業（他に分類されないもの）	496	384	52	57	3
公務	138	111	13	12	2
その他	15	15	-	-	-
無回答	89	67	14	8	-
問1. 事業所に於ける雇用の規模（事業所調査票とのマッピング集計）					
30人以下	664	527	74	59	4
31～100人	1,843	1,509	162	166	6
101～300人	1,334	81.9	8.8	9.0	0.3
301～500人	332	1,094	131	103	6
501～1,000人	709	82.0	9.8	7.7	0.4
1,001人以上	567	275	31	24	2
無回答	106	82.8	9.3	7.2	0.6
	106	578	59	71	1
	106	81.5	8.3	10.0	0.1
	106	448	76	39	4
	106	79.0	13.4	6.9	0.7
	106	83	17	6	-
	106	78.3	16.0	5.7	-

問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由は何ですか。

理由	全有効回答労働者計	平均選択数	理由	全有効回答労働者計	平均選択数
全有効回答労働者計	6,418 100.0	2.537 39.5	時間的に都合のよいから	1,924 30.0	2.4
総数	6,418 100.0	2.537 39.5	出動日数が短いから	1,191 18.6	2.5
問1(1). 性別			就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	368 5.7	2.5
男性	1,423 100.0	437 30.7	軽易な仕事ではないから	131 2.0	2.5
女性	4,994 100.0	1,417 28.4	辞めやすいから	968 15.1	2.4
無回答	3 100.0	2 33.3	休みやすいから	26.9 0.4	2.4
問1(2). 年齢層			時間を有効に使えるから	1,726 26.9	2.4
～19歳以下	6 100.0	4 66.7	働きたいから	534 8.3	2.5
20～24歳	94 100.0	41 43.6	資格・スキルを活かして	268 4.2	2.5
25～29歳	203 100.0	83 40.9	拘束されたくないから	226 3.5	2.4
30～34歳	410 100.0	148 36.1	すぐに働きたいから	178 4.3	2.4
35～39歳	629 100.0	251 39.9	正社員として働くことが	143 2.2	2.4
40～44歳	907 100.0	429 47.3	主体的に働きたいから	813 12.7	2.4
45～49歳	883 100.0	409 46.3	通勤が容易だから	762 8.8	2.4
50～54歳	771 100.0	303 39.3	転動がないから	375 4.9	2.4
55～59歳	611 100.0	238 39.0	他に本来あるから・副業できるから	209 3.4	2.4
60～64歳	916 100.0	289 31.6	その他	551 6.0	2.4
65歳以上	940 100.0	328 34.9	無回答	303 3.2	2.4
無回答	48 100.0	14 29.2		4 10.4	2.4
問1(3). 婚姻状況					
既婚	5,193 100.0	2,121 39.2			
未婚	656 100.0	238 36.3			
離婚・死別	543 100.0	167 30.8			
無回答	26 100.0	11 42.3			
問1付①. 被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	1,109 39.2			
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	1,149 40.3			
無回答	739 100.0	279 37.8			
問1(5). 世帯主からみた続柄					
世帯主本人	1,942 100.0	621 32.0			
世帯主本人以外	4,438 100.0	1,909 43.0			
無回答	38 100.0	7 18.4			
問1(5). 就業調整(年収や労働時間の調整)					
行っている	1,741 100.0	839 48.2			
行っていない	4,549 100.0	1,659 36.5			
無回答	128 100.0	39 30.5			
問1(9). 仕事の掛け持ち有無					
している	568 100.0	246 43.3			
していない	5,799 100.0	2,275 39.2			
無回答	51 100.0	16 31.4			
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)					
建設業	325 100.0	123 37.8			
製造業	675 100.0	235 34.8			
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	10 41.7			
情報通信業	100.0	29.4			
運輸業・郵便業	175 100.0	76 43.4			
卸売業	329 100.0	117 35.6			
小売業	621 100.0	251 40.4			
金融業・保険業	185 100.0	47 25.4			
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	25 42.4			
学術研究・専門・技術サービス業	143 100.0	50 35.0			
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	131 51.0			
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	55 50.9			
教育、学習支援業	488 100.0	175 35.9			
医療、福祉	1,280 100.0	576 45.0			
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	113 100.0	45 39.8			
サービス業(他に分類されないもの)	496 100.0	209 42.1			
公務	138 100.0	39 28.3			
その他	15 100.0	4 20.0			
無回答	89 100.0	32 36.0			
問1. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)					
30人以下	664 100.0	262 39.5			
31～100人	1,843 100.0	723 39.2			
101～300人	1,334 100.0	578 43.3			
301～500人	332 100.0	117 35.2			
501～1,000人	709 100.0	292 41.2			
1,001人以上	567 100.0	191 33.7			
無回答	106 100.0	46 43.4			

問8付問. 残業することはありますか。

Table with 4 columns: Response, Total, Yes, No, No Answer. Rows include questions 1-5, 5, 9, 1, and 1 regarding overtime, gender, age, marital status, and business type.

問8付問. 1日の残業時間は、(平均的に)どれくらいですか。調査シリーズNo.182

Table with 7 columns: Response, Total, 1 hour or less, 1-2 hours, 2-3 hours, 3-4 hours, 4 hours or more, No Answer. Rows include questions 1-5, 5, 9, 1, and 1 regarding overtime hours, gender, age, marital status, and business type.

問9. 1週間の出勤日数は、(平均的に)どれくらいですか。

	労働者 有効 回答	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日 以上	無 回 答
総数	6,418 100.0	33 0.5	177 2.8	999 15.6	1,564 24.4	3,511 54.7	134 2.1
問1(1). 性別							
1,423 100.0	15 1.1	67 4.7	412 29.0	352 24.7	540 37.9	37 2.6	
女性	4,984 100.0	18 0.4	110 2.2	585 11.7	1,211 24.3	2,965 59.5	95 1.9
無回答	11 100.0	-	-	2 18.2	1 9.1	6 54.5	2 18.2
問1(2). 年齢層							
～19歳以下	6 100.0	-	2 33.3	3 50.0	-	1 16.7	-
20～24歳	94 100.0	1 1.1	9 9.6	13 13.8	18 19.1	50 53.2	3 3.2
25～29歳	203 100.0	2 1.0	5 2.5	21 10.3	43 21.2	124 61.1	6 3.9
30～34歳	410 100.0	3 0.7	5 1.2	37 9.0	92 22.4	263 64.1	10 2.4
35～39歳	629 100.0	2 0.3	11 1.7	66 10.5	152 24.2	387 61.5	11 1.7
40～44歳	907 100.0	5 0.6	18 2.0	86 9.5	227 25.0	550 60.6	21 2.3
45～49歳	883 100.0	1 0.1	20 2.3	100 11.3	224 25.4	523 59.2	15 1.7
50～54歳	771 100.0	1 0.1	15 1.9	85 11.0	193 25.0	467 60.6	10 1.3
55～59歳	611 100.0	2 0.3	17 2.8	73 11.9	132 21.6	369 60.4	18 2.9
60～64歳	916 100.0	4 0.4	15 1.6	225 24.6	239 26.1	419 45.7	14 1.5
65歳以上	940 100.0	11 1.2	60 6.4	283 30.1	237 25.2	329 35.0	20 2.1
無回答	48 100.0	1 2.1	-	7 14.6	7 14.6	29 60.4	4 8.3
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)							
行っている	1,741 100.0	6 0.3	47 2.7	316 18.2	554 31.8	796 45.7	22 1.3
行っていない	4,549 100.0	24 0.5	124 2.7	661 14.5	990 21.8	2,648 58.2	102 2.2
無回答	128 100.0	3 2.3	6 4.7	22 17.2	20 15.6	67 52.3	10 7.8
問19. 仕事の掛け持ちの有無							
している	568 100.0	11 1.9	32 5.6	122 21.5	143 25.2	240 42.3	20 3.5
していない	5,799 100.0	22 0.4	144 2.5	870 15.0	1,409 24.3	3,245 56.0	109 1.9
無回答	51 100.0	-	1 2.0	7 13.7	12 23.5	26 51.0	5 9.8
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)							
建設業	325 100.0	5 1.5	6 1.8	70 21.5	72 22.2	167 51.4	5 1.5
製造業	675 100.0	2 0.3	13 1.9	118 17.5	92 13.6	432 64.0	18 2.7
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	-	2 8.3	7 29.2	2 8.3	11 45.8	2 8.3
情報通信業	34 100.0	-	-	9 26.5	7 20.6	18 52.9	-
運輸業、郵便業	175 100.0	1 0.6	8 4.6	25 14.3	47 26.9	87 49.7	7 4.0
卸売業	329 100.0	3 0.9	7 2.1	34 10.3	63 19.1	216 65.7	6 1.8
小売業	622 100.0	-	5 0.8	35 5.6	144 23.2	423 68.0	15 2.4
金融業、保険業	185 100.0	-	3 1.6	27 14.6	56 30.3	97 52.4	2 1.1
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	-	2 3.4	10 16.9	21 35.6	24 40.7	2 3.4
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	2 1.4	8 5.6	32 22.4	33 23.1	66 46.2	2 1.4
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	1 0.4	2 0.8	33 12.8	68 26.5	141 54.9	12 4.7
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	1 0.9	1 0.9	17 15.7	44 40.7	39 36.1	6 5.6
教育、学習支援業	488 100.0	11 2.3	23 4.7	89 18.2	130 26.6	227 46.5	8 1.6
医療、福祉	1,280 100.0	2 0.2	49 3.8	205 16.0	379 29.6	627 49.0	18 1.4
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	113 100.0	-	1 0.9	6 5.3	22 19.5	84 74.3	-
サービス業(他に分類されないもの)	496 100.0	1 0.2	24 4.8	97 19.6	129 26.0	236 47.6	9 1.8
公務	138 100.0	1 0.7	1 0.7	32 23.2	37 26.8	67 48.6	-
その他	15 100.0	-	-	5 33.3	4 26.7	6 40.0	-
無回答	89 100.0	-	5 5.6	18 20.2	13 14.6	45 50.6	8 9.0
問1. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)							
30人以下	664 100.0	3 0.5	32 4.8	88 13.3	151 22.7	374 56.3	16 2.4
31～100人	1,843 100.0	10 0.5	48 2.6	256 13.9	441 23.9	1,053 57.1	35 1.9
101～300人	1,334 100.0	8 0.6	33 2.5	165 12.4	320 24.0	776 58.2	32 2.4
301～500人	332 100.0	-	9 2.7	70 21.1	68 20.5	178 53.6	7 2.1
501～1,000人	709 100.0	4 0.6	22 3.1	157 22.1	209 29.5	302 42.6	15 2.1
1,001人以上	567 100.0	5 0.9	14 2.5	126 22.2	147 25.9	264 46.6	11 1.9
無回答	106 100.0	-	2 1.9	7 6.6	27 25.5	66 62.3	4 3.8

問 10. 現在の会社からの税込み月収は、(平均的に)いくらくらいですか。

Table with columns for demographic and occupational characteristics (e.g., gender, age, industry) and 19 monthly income brackets (19万円未満 to 25万円以上). Each cell contains a percentage value.

問 10. 主な内訳として、基本給と残業代についても併せて教えてください。(基本給)

Table with columns for demographic and occupational categories (e.g., gender, age, occupation) and 32 columns for wage data (e.g., 22, 23, 24, etc.). The table is organized into several sections based on these categories.

問10付間、税込み取から、税金や社会保険料等を除いた手取りの月収は、(平均的に)いくらくらいですか。

Table with columns for respondent characteristics (sex, age, income, etc.) and rows for various categories (total, gender, age groups, occupation, etc.). Each cell contains numerical data representing the percentage of respondents in that category for each income bracket.

問1-1. 賞与の支給はありますか。

	労働者効 答	ある	ない	分 から ない	無 回 答
総数	6,418 100.0	2,678 41.7	3,546 55.3	141 2.2	53 0.8
問1(1). 性別					
男性	1,423 100.0	567 39.8	814 57.2	30 2.1	12 0.8
女性	4,994 100.0	2,106 42.3	2,729 54.8	111 2.2	38 0.8
無回答	11 100.0	5 45.5	3 27.3	-	3 27.3
問1(2). 年齢層					
～19歳以下	6 100.0	-	5 83.3	1 16.7	-
20～24歳	94 100.0	24 25.5	53 56.4	16 17.0	1 1.1
25～29歳	203 100.0	64 31.5	120 59.1	18 8.9	1 0.5
30～34歳	410 100.0	183 44.6	204 49.8	22 5.4	1 0.2
35～39歳	629 100.0	280 44.5	329 52.3	15 2.4	5 0.8
40～44歳	907 100.0	402 44.3	477 52.6	18 2.0	10 1.1
45～49歳	883 100.0	382 43.3	480 54.4	15 1.7	6 0.7
50～54歳	771 100.0	335 43.5	427 55.4	5 0.6	4 0.5
55～59歳	611 100.0	278 45.5	318 52.0	10 1.6	5 0.8
60～64歳	916 100.0	399 43.6	497 54.3	14 1.5	6 0.7
65歳以上	940 100.0	314 33.4	612 65.1	5 0.5	9 1.0
無回答	48 100.0	17 35.4	24 50.0	2 4.2	5 10.4
問1(3). 婚姻状況					
既婚	5,193 100.0	2,220 42.7	2,851 54.9	92 1.8	30 0.6
未婚	656 100.0	224 34.1	388 59.1	36 5.5	8 1.2
離婚・死別	543 100.0	223 41.1	296 54.5	13 2.4	11 2.0
無回答	26 100.0	11 42.3	11 42.3	-	4 15.4
問1付問①. 被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	1,138 40.2	1,610 56.9	63 2.2	19 0.7
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	1,229 43.1	1,538 54.0	62 2.2	20 0.7
無回答	739 100.0	311 42.1	398 53.9	16 2.2	14 1.9
問1(5). 世帯主からみた続柄					
世帯主本人	1,942 100.0	768 39.5	1,114 57.4	42 2.2	18 0.9
世帯主本人以外	4,438 100.0	1,902 42.9	2,420 54.5	97 2.2	19 0.4
無回答	38 100.0	9 21.1	12 31.6	2 5.3	16 42.1
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)					
行っている	1,741 100.0	701 40.3	986 56.6	41 2.4	13 0.7
行っていない	4,549 100.0	1,939 42.6	2,485 54.6	96 2.1	29 0.6
無回答	128 100.0	38 29.7	75 58.6	4 3.1	11 8.6
問19. 仕事の掛け持ちの有無					
している	568 100.0	172 30.3	377 66.4	12 2.1	7 1.2
していない	5,799 100.0	2,489 42.9	3,146 54.3	126 2.2	38 0.7
無回答	51 100.0	17 33.3	23 45.1	3 5.9	8 15.7
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)					
建設業	325 100.0	145 44.6	173 53.2	3 0.9	4 1.2
製造業	675 100.0	414 61.3	248 36.7	10 1.5	3 0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	11 45.8	9 37.5	2 8.3	2 8.3
情報通信業	34 100.0	16 47.1	16 47.1	2 5.9	-
運輸業、郵便業	175 100.0	61 34.9	104 59.4	7 4.0	3 1.7
卸売業	329 100.0	148 45.0	172 52.3	6 1.8	3 0.9
小売業	622 100.0	266 42.8	333 53.5	18 2.9	5 0.8
金融業、保険業	185 100.0	108 58.4	76 41.1	1 0.5	-
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	19 32.2	40 67.8	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	56 39.2	82 57.3	5 3.5	-
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	87 33.9	159 61.9	5 1.9	6 2.3
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	33 30.6	66 61.1	8 7.4	1 0.9
教育、学習支援業	488 100.0	88 18.0	393 80.5	5 1.0	2 0.4
医療、福祉	1,280 100.0	590 46.1	654 51.1	22 1.7	14 1.1
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	113 100.0	59 52.2	51 45.1	3 2.7	-
サービス業(他に分類されないもの)	496 100.0	180 36.3	294 59.3	20 4.0	2 0.4
公務	138 100.0	31 22.5	104 75.4	3 2.2	-
その他	15 100.0	3 20.0	12 80.0	-	-
無回答	89 100.0	24 27.0	63 70.8	1 1.1	1 1.1
問1. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)					
30人以下	664 100.0	286 43.1	356 53.6	16 2.4	6 0.9
31～100人	1,843 100.0	850 46.1	926 50.2	51 2.8	16 0.9
101～300人	1,334 100.0	570 42.7	727 54.5	21 1.6	16 1.2
301～500人	332 100.0	117 35.2	200 60.2	12 3.6	3 0.9
501～1,000人	709 100.0	278 39.2	413 58.3	16 2.3	2 0.3
1,001人以上	567 100.0	200 35.3	361 63.7	4 0.7	2 0.4
無回答	106 100.0	38 35.8	66 62.3	1 0.9	1 0.9

問12. 短時間労働者に対する、厚生年金・健康保険の適用範囲は、平成28年(昨年)10月1日(規模500人以下の場合は平成29年4月1日)より、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上の、すべての要件を満たす者(但し学生は除く)に拡大されました。これに伴い、あなたの働き方は変化しましたか。

Table with 5 columns: 変った (Changed), 検討してはいる (Under consideration), 今更替する予定も無い (No plan to replace), 特に変更を要する者も無し (No one needs replacement), 無回答 (No answer). Rows include gender, age, marital status, etc.

Table with 5 columns: 変った (Changed), 検討してはいる (Under consideration), 今更替する予定も無い (No plan to replace), 特に変更を要する者も無し (No one needs replacement), 無回答 (No answer). Rows include occupation, social insurance status, and reasons for short-term work.

問 1 2 付問 (i) . 厚生年金・健康保険に加入した理由を教えてください。

Table with multiple columns representing reasons for joining Social Security and Health Insurance. Columns include categories like 'Reason for joining' and 'Average number of responses', with rows for various demographic groups and reasons.

問12付問(i i) 厚生年金・健康保険に加入しなかった理由を教えてください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	平均選択数
総数	172	85	49	94	51	87	29	19	7	3	3	8	13	2.7	
問12付問 働き方の具体的な変化内容	100.0	49.4	28.5	54.7	29.7	50.6	16.9	11.0	4.1	1.7	1.7	4.7	7.6	2.7	
厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した(してもらった)	100.0	49.4	28.5	54.7	29.7	50.6	16.9	11.0	4.1	1.7	1.7	4.7	7.6	2.7	
厚生年金・健康保険が適用されないよう、これまで働いていた会社(大企業等)を辞めて(社会保険の適用拡大の対象ではない中小企業等に)転職した	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問1(1) 性別															
男性	18	5	3	1	-	-	-	3	1	-	-	5	3	1.3	
女性	154	80	46	93	51	87	29	16	6	3	10	3	10	2.9	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問1(2) 年齢層															
~19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20~24歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25~29歳	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1.0	
30~34歳	10	3	1	5	3	6	2	2	-	-	-	-	2	2.8	
35~39歳	100	30	10	50	30	60	20	20	-	-	-	20	-	3.2	
40~44歳	26	15	12	13	3	13	6	4	-	1	-	-	1	2.7	
45~49歳	21	12	6	12	9	11	5	5	-	-	-	-	2	3.2	
50~54歳	100	51	28	57	42	52	23	23	-	-	-	-	9	2.9	
55~59歳	100	54	23	66	45	61	9	4	2	1	1	1	2	2.9	
60~64歳	100	56	36	68	36	52	8	4	8	4	-	8	4	1.5	
65歳以上	100	25	14	32	12	12	-	12	12	-	-	25	25	1.1	
無回答	3	2	1	2	-	2	1	-	-	-	-	7	14	2.7	
問1(3) 婚姻状況															
既婚	161	82	48	92	50	87	28	15	7	3	2	8	12	2.8	
未婚	100	50.9	29.8	57.1	31.1	54.0	17.4	9.3	4.3	1.9	1.2	5.0	7.5	1.3	
離婚・死別	7	2	-	1	1	-	1	3	-	-	-	-	1	1.3	
無回答	100	28.6	-	14.3	14.3	-	14.3	42.9	-	-	-	-	14.3	-	
問1付問① 被扶養者の人数															
同居している被扶養者無し	62	30	21	31	21	32	11	6	1	2	2	3	4	2.8	
同居している被扶養者有り	90	46	25	52	26	44	16	11	4	1	1	4	7	2.8	
無回答	20	9	3	11	4	11	2	2	2	-	-	1	2	2.5	
問1(5) 世帯主からみた続柄															
世帯主本人	21	7	2	1	1	-	1	3	1	-	1	5	4	1.3	
世帯主本人以外	148	77	47	93	50	86	28	15	6	3	2	3	8	2.9	
無回答	100	52.0	31.8	62.8	33.8	58.1	18.9	10.1	4.1	2.0	1.4	2.0	5.4	1.5	
問3 働くのを辞めた場合の家計への影響															
日々の生活が維持できなくなる	48	28	9	24	16	24	12	6	3	-	2	6	6	3.0	
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	23	13	6	9	4	12	4	3	1	-	-	-	2	2.5	
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの支出が難しくなる	100	56.5	26.1	39.1	17.4	52.2	17.4	13.0	4.3	4.3	-	-	8	3.0	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	100	51.4	40.5	70.3	40.5	64.9	16.2	10.8	-	5.4	-	-	2	2.4	
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の経費等が捻出できなくなる	100	46.7	30.0	60.0	33.3	43.3	13.3	10.0	6.7	-	-	-	6	2.4	
日々の生活に何ら変わることはない	100	31.0	27.6	51.7	17.2	41.4	10.3	6.9	3.4	-	3.4	20.7	10	4.5	
無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	
問4 短時間労働者という形態で、働いている理由	81	44	32	47	28	49	15	8	3	1	2	6	6	3.1	
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	100	54.3	39.5	58.0	34.6	60.5	18.5	9.9	3.7	1.2	2.5	1.2	7.4	2.8	
労働時間や出勤日数が短いから	55	27	16	28	13	30	8	5	3	1	2	7	7	2.8	
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	73	43	25	51	31	54	15	5	5	-	-	4	4	3.3	
軽易な仕事をしたいから	100	58.9	34.2	69.9	42.5	74.0	20.5	6.8	6.8	-	2.7	5.5	5	2.0	
辞めやすいから	100	33.3	-	-	33.3	33.3	-	33.3	-	-	-	33.3	-	5.0	
休みやすいから	100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	3.2	
時間を有効に使えるから	58	27	17	35	18	27	6	6	1	1	2	3	6	2.8	
資格・技能を活かして働きたいから	100	46.0	29.3	60.3	31.0	46.6	15.5	10.3	1.7	1.7	3.4	5.2	10	3.3	
企業や職場、組織に拘束されたくないから	8	5	4	4	2	6	2	1	-	-	1	-	1	3.6	
すぐに働き始めたいから	100	60.0	20.0	60.0	20.0	40.0	20.0	20.0	-	-	-	20.0	-	2.8	
正社員としての働き口が見つからなかったから	14	6	4	6	4	6	3	-	-	-	-	1	2	2.8	
育児・介護等の事情があるから	100	42.9	28.6	42.9	28.6	42.9	7.1	21.4	-	21.4	-	7.1	14.3	3.3	
正社員として働くことを家族に反対されているから	10	9	4	8	6	8	3	-	-	-	1	1.8	3.6	4.2	
正社員として働くことが体力的に難しいから	22	15	9	15	5	11	8	3	1	-	-	-	-	3.0	
通勤が容易だから	21	13	5	16	8	11	4	3	1	-	-	1	-	3.0	
転動がないから	10	8	5	8	4	8	4	2	1	-	-	-	-	4.0	
他に本業があるから、副業できるから	8	3	1	1	1	2	-	-	-	-	-	3	1	1.9	
無回答	100	37.5	12.5	12.5	12.5	25.0	-	-	-	25.0	-	37.5	12.5	1.0	
問5付問 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か															
はい	10	4	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	2	1.0	
いいえ	152	76	45	91	49	83	28	17	6	1	3	8	10	2.9	
無回答	10	5	3	3	2	4	1	1	2	2	2	1	1	2.2	

	総数	172	85	49	94	51	87	29	19	7	3	3	8	13	2.7
	100.0	49.4	28.5	54.7	29.7	50.6	16.9	11.0	4.1	1.7	1.7	4.7	7.6		
(複数回答)															
問6. 職種															
管理職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専門・技術職（医療関係）	6	5	3	4	3	4	2	1	1	-	-	-	-	-	3.7
専門・技術職（教育関係）	100.0	83.3	50.0	66.7	50.0	66.7	33.3	16.7	-	-	-	-	-	-	3.3
専門・技術職（その他）	6	1	1	1	2	2	3	50.0	-	-	-	-	-	-	1.5
事務職	79	43	30	48	25	47	13	8	3	3	3	1	3	5	3.0
販売職（営業を含む）	19	54.4	38.0	60.8	31.6	59.5	11.0	10.1	7.6	3.8	1.3	3.8	6.3	2.5	
サービス職（介護関係）	9	36.8	36.8	63.2	15.8	42.1	15.8	10.5	5.3	-	-	-	10.5	2.6	
サービス職（飲食関係）	100.0	66.7	-	77.8	33.3	55.6	11.1	11.1	-	-	-	-	-	1.7	
サービス職（その他）	3	33.3	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	2.5	
警備・保安職	9	52.9	23.5	35.3	29.4	41.2	35.3	-	-	-	-	5.9	11.8	-	
製造・生産工程職	11	4	-	8	3	5	2	1	-	-	-	1	1	2.4	
輸送・運転職	100.0	36.4	-	72.7	27.3	45.5	18.2	9.1	-	-	-	9.1	9.1	-	
建設・採掘職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	
清掃等労務職	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1.0	
その他	100.0	13	4	2	7	6	4	1	1	-	-	2	2	2.5	
無回答	3	2	1	-	-	1	-	2	-	-	-	15.4	15.4	2.0	
問13. 社会保険（年金）の現在の加入形態 20歳以上60歳未満で、第2号又は第3号被保険者でない者（第1号被保険者） 厚生年金保険に、本人が加入している者（第2号被保険者） 配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第3号被保険者） その他	17 100.0 - - 139 100.0 16 100.0	4 23.5 - - 77 55.4 4 25.0	1 5.9 - - 45 32.4 3 18.8	2 11.8 - - 91 65.5 6 6.3	1 5.9 - - 50 36.0 - -	1 5.9 - - 86 61.9 - -	3 17.6 - - 25 18.0 - -	5 29.4 - - 13 9.4 - -	- - - - 6 4.3 - -	2 11.8 - - 3 2.2 - -	1 5.9 - - 3 2.2 - -	1 5.9 - - 8 5.8 - -	1 5.9 - - 5 3.1 - -	1 5.9 - - 5 3.1 - -	1.2 - - - 3.1 - - 1.4 -
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類															
第1号被保険者	17	4	5	2	1	1	3	5	-	-	-	2	1	-	1.2
第3号被保険者	139	77	45	91	50	86	25	13	6	3	1	3	8	3.1	
その他	16	4	3	1	-	-	1	1	1	-	4	5	5	1.4	
無回答	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	25.0	31.3	-	
問14付問①. 適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化															
適用拡大前：第1号被保険者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適用拡大後：第2号被保険者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適用拡大前：第3号被保険者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適用拡大後：第2号被保険者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適用拡大前：その他→適用拡大後：第2号被保険者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問15. 就業調整（年収や労働時間の調整）	148	77	43	86	48	80	25	16	7	3	1	4	10	2.8	
行っている	100.0	52.0	29.1	58.1	32.4	54.1	16.9	10.8	4.7	2.0	0.7	2.7	6.8	-	
行っていない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	24	8	6	8	3	7	4	3	-	-	2	4	3	2.1	
問19. 仕事の掛け持ち有無															
している	4	3	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1.8
していない	166	80	48	93	51	86	28	18	7	3	3	8	13	2.8	
無回答	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5	
問1. 主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）															
建設業	9	5	1	3	1	4	1	1	-	-	-	1	1	2.3	
製造業	13	2	3	3	3	5	2	3	-	-	-	-	-	2.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	15.4	23.1	53.8	23.1	38.5	15.4	23.1	-	7.7	-	7.7	7.7	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業・郵便業	9	5	3	4	3	6	3	2	-	-	-	1	2	3.9	
卸売業	100.0	55.6	33.3	44.4	33.3	66.7	33.3	22.2	-	-	-	11.1	22.2	-	
小売業	4	1	2	2	-	3	-	1	-	-	-	-	-	2.3	
金融業・保険業	33	15	14	17	7	3	6	2	2	1	1	4	4	2.7	
不動産業・物品賃貸業	100.0	45.5	42.4	51.5	21.2	39.4	18.2	6.1	6.1	3.0	-	3.0	12.1	-	
学術研究・専門・技術サービス業	9	4	1	7	4	6	2	1	-	-	-	-	-	2.9	
宿泊業・飲食サービス業	2	1	-	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-	3.5	
生活関連サービス業・娯楽業	100.0	50.0	-	100.0	50.0	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	
教育・学習支援業	13	5	3	7	6	8	2	3	2	-	-	1	1	3.1	
医療・福祉	26	38.5	23.1	53.8	46.2	61.5	15.4	23.1	15.4	-	-	7.7	7.7	2.8	
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	3	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	33.3	4	66.7	33.3	2	-	-	-	-	-	-	-	2.4	
公務	8	2	3	5	6	5	1	-	-	-	-	1	-	2.9	
その他	100.0	25.0	37.5	62.5	75.0	62.5	12.5	-	-	-	-	12.5	-	-	
無回答	6	5	2	5	4	5	2	1	-	-	-	-	-	4.0	
問1. 事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）															
30人以下	11	8	3	9	3	8	2	-	2	1	-	-	-	3.3	
31～100人	50	24	11	24	16	25	7	7	1	1	1	6	4	2.6	
101～300人	100.0	48.0	22.0	48.0	32.0	50.0	14.0	14.0	-	2.0	2.0	6.0	8.0	-	
301～500人	34	13	7	15	8	17	2	1	-	-	-	4	4	2.4	
501～1,000人	100.0	38.2	20.6	44.1	23.5	50.0	20.6	5.9	2.9	-	2.9	2.9	11.8	-	
1,001人以上	10	6	6	6	-	5	1	-	1	-	-	2	2	3.4	
無回答	27	11	6	14	13	11	4	5	1	-	-	20.0	20.0	2.6	
	100.0	40.7	22.2	51.9	48.1	40.7	14.8	18.5	3.7	-	-	3.7	7.4	-	
	15	6	7	8	2	8	2	1	1	-	-	6.7	-	2.6	
	100.0	40.0	46.7	53.3	13.3	53.3	13.3	20.0	6.7	6.7	-	-	-	-	
	6	5	2	5	4	5	2	1	-	-	-	-	-	4.0	
	100.0	83.3	33.3	83.3	66.7	83.3	33.3	16.7	-	-	-	-	-	-	

問13付問. (問12で緩和された) 厚生年金・健康保険の適用基準が、今後更に緩和され、あなたの現在の働き方が適用対象になったら、ご自身の働き方をどうすると思いますか。

	その第31号被保険者計	適用的に拡大すると思う	変えないと思う	分からない	無回答
総数	2,614	1,007	409	1,092	106
問1(1). 性別					
男性	252	70	59	111	12
女性	2,358	935	350	979	94
無回答	4	2	-	2	-
問1(2). 年齢層					
～19歳以下	3	-	-	3	-
20～24歳	94	26.5	8	22	-
25～29歳	69	19	9	40	1
30～34歳	181	82	21	73	5
35～39歳	313	140	42	122	9
40～44歳	449	218	46	172	13
45～49歳	482	205	69	186	22
50～54歳	408	143	64	182	19
55～59歳	335	109	68	146	12
60～64歳	124	31	35	48	10
65歳以上	190	40	50	88	12
無回答	26	11	2	10	3
問1(3). 婚姻状況					
既婚	2,321	920	362	940	99
未婚	156	36	15	40.5	4.3
離婚・死別	126	46	22	56	2.6
無回答	11	5	-	5	1
問1付問①. 被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	962	370	149	411	32
同居している被扶養者有り	1,380	562	217	548	53
無回答	272	75	43	133	21
問1(5). 世帯主からみた続柄					
世帯主本人	375	117	86	157	15
世帯主本人以外	2,225	885	321	928	91
無回答	14	5	2	7	4.1
問3. 働くのを辞めた場合の家計への影響					
日々の生活が維持できなくなる	686	293	91	279	23
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	333	137	41	143	12
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や住居の捻出が難しくなる	448	188	55	183	22
自分の収入がなくなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	568	207	101	239	21
自分の収入がなくなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	429	138	85	183	23
日々の生活に何ら変わるところはない	122	32	31	56	3
無回答	28	12	5	9	2
問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由					
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	1,259	483	220	508	38
労働時間や出勤日数が短いから	888	318	178	35	41
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	774	329	116	304	25
軽易な仕事をしたいから	139	46	26	58	9
辞めやすいから	49	11	10	22	6
休みやすいから	465	192	71	181	21
時間を有効に使えるから	767	265	143	319	40
資格・技能を活かして働きたいから	176	70	32	66	8
企業や職場、組織に拘束されたくないから	92	33	16	38	5
すぐに働き始めたいから	73	32	7	30	4
正社員としての働き口が見つからなかったから	224	111	17	86	10
育児・介護等の事情があるから	869	409	98	337	25
正社員として働くことを家族に反対されているから	88	37	17	29	5
正社員として働くことが体力的に難しいから	367	124	67	153	23
通勤が容易だから	337	106	54	160	17
転勤がないから	159	58	26	68	7
他に本業があるから・副業できるから	71	26	18	26	1
その他	162	60	30	68	4
無回答	14	6	2	5	1
問5付問. 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か					
はい	128	38	38	46	6
いいえ	2,342	915	349	982	96
無回答	144	54	22	64	4

	その第31号被保険者計	適用的に拡大すると思う	変えないと思う	分からない	無回答
総数	2,614	1,007	409	1,092	106
問6. 職種					
管理職	9	2	3	4	-
専門・技術職(医療関係)	173	81	24	60	8
専門・技術職(教育関係)	71	24	9	37	1
専門・技術職(その他)	99	31	19	47	2
事務職	961	313	19.2	47.5	2.0
販売職(営業を含む)	178	65.7	18.6	37.4	3.3
サービス職(介護関係)	253	93	54	91	15
サービス職(飲食関係)	120	34	19	61	6
サービス職(その他)	178	70	31	75	2
警備・保安職	12	4	6	2	-
製造・生産工程職	191	69	23	88	11
輸送・運転職	36	7	9	17	3
建設・探掘職	1	-	-	1	-
清掃等労働職	124	24	20	74	6
その他	176	56	31	82	7
無回答	32	13	3	13	3
問13. 社会保険(年金)の現在の加入形態					
20歳以上60歳未満で、第2号又は第3号被保険者でない者(第1号被保険者)	398	132	75	173	18
厚生年金保険に、本人が加入している者(第2号被保険者)	1,955	811	278	794	72
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)	261	64	56	125	16
その他	100.0	24.5	21.5	47.9	6.1
無回答	-	-	-	-	-
適用拡大以前の社会保険(年金)の種類					
第1号被保険者	398	132	75	173	18
第3号被保険者	1,955	811	278	794	72
その他	261	64	56	125	16
問14付問①. 適用拡大前後の社会保険(年金)の種類の変化					
適用拡大前: 第1号被保険者	-	-	-	-	-
適用拡大後: 第2号被保険者	-	-	-	-	-
適用拡大前: 第3号被保険者	-	-	-	-	-
適用拡大後: 第2号被保険者	-	-	-	-	-
適用拡大前: その他	-	-	-	-	-
適用拡大後: 第2号被保険者	-	-	-	-	-
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)					
行っている	1,328	630	162	494	42
行っていない	1,255	47.4	24.3	588	62
無回答	31	15	4	10	2
問19. 仕事の掛け持ち有無					
している	198	81	38	75	4
していない	2,410	924	370	1,016	100
無回答	6	2	1	1	2
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)					
建設業	94	37	21	34	2
製造業	273	97	35	128	13
電気・ガス・熱供給・水道業	5	3	1	1	-
情報通信業	13	4	3	5	1
運輸業、郵便業	70	18	11	34	7
卸売業	140	56	30	52	2
小売業	298	125	47	113	13
金融業、保険業	102	48	9	41	4
不動産業、物品賃貸業	20	4	6	10	-
学術研究、専門・技術サービス業	40	20	2	16	2
宿泊業、飲食サービス業	135	39	15	78	3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	33.3	14.8	46.3	5.6
教育、学習支援業	100.0	41.7	14.7	41.7	2.0
医療、福祉	559	228	102	202	27
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	53	13	5	31	4
サービス業(他に分類されないもの)	189	53	37	93	6
公務	20	10	1	9	-
その他	100.0	60.0	20.0	20.0	-
無回答	23	6	2	14	1
問1. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)					
30人以下	319	111	54	144	10
31～100人	890	322	151	382	35
101～300人	616	222	97	273	24
301～500人	141	63	20	54	4
501～1,000人	179	81	18	74	6
1,001人以上	113	49	16	39	9
無回答	39	19	10	6	4

問13付問①. 働き方をどのように、変更したいと思いますか。

(複数回答)	無回答	分らない・何とも言えない	その他	働くことをやめる	白帯業や個人請負等の独立した形態で働く(内職を含む)	厚生年金・健康保険が適用にならないよう、働く時間を減らす	厚生年金・健康保険が適用されるよう、働く時間を増やす	厚生年金・健康保険が適用されないよう、手取り収入が増える程度に働く時間を増やすが、手取り収入が減少する程度に働く時間を抑える	厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く(働きたい)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増えるよう働く時間を増やす	厚生年金・健康保険の適用基準が、対象となつた場合に、働き方を更に変更すると思ふ労働者計	平均選択数
												1,007 100.0
総数	10	105	19	41	2	316	197	166	306	1,007	10	1.2
問1(1). 性別												
男性	11	15	2	11	1	21	10	4	13	70	11	1.1
女性	9	90	17	30	1	294	187	161	293	935	9	1.2
無回答	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1.0
問1(2). 年齢層												
～19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	1	3	-	-	-	2	1	2	2	9	1	1.1
25～29歳	1	5	-	-	-	2	2	3	4	19	1	1.1
30～34歳	2	6	2	1	1	23	17	14	14	82	2	1.2
35～39歳	1	14	0.7	1	1	35	28	23	46	140	1	1.1
40～44歳	2	16	0.7	6	4	55	46	33	77	218	2	1.2
45～49歳	2	17	1.8	3	4	60	49	33	71	205	2	1.2
50～54歳	1	8	3.2	1.5	2.0	29.3	23.9	16.1	34.6	100.0	1	1.0
55～59歳	1	12	4	8	4	62	52	35	53	143	1	1.2
60～64歳	1	20	0.9	6	1	37	33.9	20	33	109	1	1.1
65歳以上	1	5	5	12	2	18	11	7	4	31	1	1.3
無回答	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	1	1.1
問1(3). 婚姻状況												
既婚	9	91	2.0	4.1	0.2	304	176	146	273	920	9	1.2
未婚	5	5	-	2.8	-	13.9	10	9	16	36	5	1.3
離婚・死別	1	8	2.2	2.2	2.2	13.0	6	6	17	46	1	1.2
無回答	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1.0
問1付問①. 被扶養者の人数												
同居している被扶養者無し	2	40	5	20	-	138	65	55	100	370	2	1.2
同居している被扶養者有り	7	56	12	16	5.4	37.3	17.6	14.9	27.0	100.0	7	1.2
無回答	1	9	2	5	2.8	20	21	10	23	75	1	1.2
問1(5). 世帯主からみた続柄												
世帯主本人	21	21	2.6	11.1	0.9	23.1	15.4	13.7	27.4	117	21	1.1
世帯主本人以外	8	84	1.8	28	0.1	289	176	149	273	885	8	1.2
無回答	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1.0
問3. 働くのを辞めた場合の家計への影響												
日々の生活が維持できなくなる	5	27	1.7	2.0	6	76	53	65	97	293	5	1.1
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	2	10	7.3	2.2	2	29.2	35	22.6	43	137	2	1.1
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	2	18	3.2	1.1	2	29.3	35	18.1	34.6	100.0	2	1.2
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	1	30	9.6	4.8	0.5	35.3	22.2	12.6	26.6	100.0	1	1.2
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	1	17	1	10.9	0.7	46.6	25	10.1	23.9	100.0	1	1.2
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	2	2	3.1	15.6	5	15	5	3	7	32	2	1.2
無回答	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	1.1
問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由												
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	3	55	7	19	1	168	114	60	134	483	3	1.2
労働時間や出勤日数が短いから	5	36	6	18	2	137	68	31	73	318	5	1.2
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	2	35	14	14	0.6	143	67	36	81	329	2	1.2
軽易な仕事をしたいから	1	7	2.2	6.5	2.2	43.5	20	9	16	100.0	1	1.1
辞めやすいから	2	2	-	4	-	4	2	2	2	11	2	1.1
休みやすいから	2	22	2.1	3.6	2	32.3	20.8	15.6	30.7	192	2	1.2
時間を有効に使えるから	1	34	5.7	19.9	0.8	38.1	23.0	7.9	28.3	100.0	1	1.2
資格・技能を活かして働きたいから	1	8	2	3	1.4	24.3	30.0	6	31.4	100.0	1	1.2
企業や職場、組織に拘束されたくないから	1	8	-	2	-	9	9	1	9	33	1	1.2
すぐに働き始めたいから	1	3	-	-	-	7	7	6	12	32	1	1.1
正社員としての働き口が見つからなかったから	2	10	3	3	-	19	18	42	36	111	2	1.2
育児・介護等の事情があるから	3	34	9.0	7	2.7	17.1	16.2	37.8	32.4	100.0	3	1.2
正社員として働くことを家族に反対されているから	0.7	8.3	3.2	1.7	1	112	93	74	143	409	0.7	1.1
正社員として働くことが体力的に難しいから	1	2	2.7	2.7	2.7	35.1	13.5	21.6	29.7	100.0	1	1.2
通勤が容易だから	1	11	3.2	7	4.8	37.9	28.2	9.7	22.6	100.0	1	1.2
転動がないから	1	3	5	6.6	1.9	46.2	19	9.4	21.7	100.0	1	1.1
他に本業があるから・副業できるから	1	4	7.7	2	6	3.8	38.5	3	13	100.0	1	1.2
その他	6	6	5.0	8.3	5.0	30.0	13.3	20.0	31.7	100.0	6	1.2
無回答	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	1.0
問5付問. 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か												
はい	11	11	2.6	15.8	-	14	3	-	4	38	11	1.1
いいえ	8	88	17	33	2	289	180	159	283	915	8	1.2
無回答	1	6	1	1	1	13	14	7	19	54	1	1.2

(複数回答)	「変えたいと思う」労働者計	厚生年金・健康保険の適用がなくなる場合、労働者の時間が増えるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、)	厚生年金・健康保険が適用されるよう、(短時間労働者の時間が増えるよう、)	その他	働くことをやめる	自営業や個人請負等の独立した形態で働く(内職を含む)	無回答	平均選択数
総数	1,007	306	166	197	316	2	41	19	105	10		1.2	
問6 職種	100.0	30.4	16.5	19.6	31.4	0.2	4.1	1.9	10.4	1.0			
管理職	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-		1.0	
専門・技術職 (医療関係)	81	30	13	24	20	-	3	3	7	1.2		1.3	
専門・技術職 (教育関係)	24	8	6	1	6	-	1	1	2	-		1.3	
専門・技術職 (その他)	31	14	4	6	7	-	1	3	3	-		1.2	
事務職	439	110	12.9	19.4	22.6	3.2	9.7	9.7	42	4		1.1	
販売職 (営業を含む)	31.3	9.4	23.4	32.8	31	-	3.1	-	9.4	1.6		1.1	
サービス職 (介護関係)	93	34	10	24	21	-	1.1	-	11	1.1		1.1	
サービス職 (飲食関係)	34	13	4	7	7	-	1	2	4	1		1.2	
サービス職 (その他)	70	24	10	12	24	-	6	-	3	3		1.1	
警備・保安職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	
製造・生産工程職	69	21	5	9	21	-	3	1	15	-		1.1	
輸送・運転職	100.0	30.4	7.2	13.0	30.4	-	4.3	1.4	21.7	-		1.0	
建設・探掘職	42.9	14.3	-	-	14.3	-	-	14.3	-	14.3		-	
清掃等労務職	24	6	3	2	10	-	5	-	2	-		1.2	
その他	56	17	10	8	23	-	8	3	9	-		1.4	
無回答	13	6	2	1	4	-	-	-	3	-		1.2	
問13 社会保険 (年金) の現在の加入形態 20歳以上60歳未満で、第2号又は第3号被保険者でない者 (第1号被保険者) 厚生年金保険に、本人が加入している者 (第2号被保険者) 配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者 (第3号被保険者) その他 無回答	132 100.0 811 100.0 64 100.0 -	60 45.5 - 239 29.5 7 10.9 -	23 17.4 - 140 17.3 3 4.7 -	36 27.3 - 155 19.1 6 9.4 -	12 9.1 - 279 34.4 25 39.1 -	- - - 1 0.1 1 1.6 -	4 3.0 - 22 2.7 15 23.4 -	4 3.0 - 13 1.6 2 3.1 -	18 13.6 - 74 9.1 13 20.3 -	1 0.8 - 6 0.7 3 4.7 -	- - - 6 0.7 3 4.7 -		1.2 - 1.2 1.2 -
適用拡大以前の社会保険 (年金) の種類 第1号被保険者 第3号被保険者 その他 無回答	132 100.0 811 100.0 64 100.0 -	60 45.5 - 239 29.5 7 10.9 -	23 17.4 - 140 17.3 3 4.7 -	36 27.3 - 155 19.1 6 9.4 -	12 9.1 - 279 34.4 25 39.1 -	- - - 1 0.1 1 1.6 -	4 3.0 - 22 2.7 15 23.4 -	4 3.0 - 13 1.6 2 3.1 -	18 13.6 - 74 9.1 13 20.3 -	1 0.8 - 6 0.7 3 4.7 -	- - - 6 0.7 3 4.7 -		1.2 - 1.1 1.2 -
問14 付問① 適用拡大前後の社会保険 (年金) の種類の变化 適用拡大前: 第1号被保険者 適用拡大後: 第2号被保険者 適用拡大前: 第3号被保険者 適用拡大後: 第2号被保険者 適用拡大前: その他 適用拡大後: 第2号被保険者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問15 就業調整 (年収や労働時間の調整) 行っている 行っていない 無回答	630 100.0 382 100.0 15 100.0 -	178 28.3 362 34.5 3 20.0 -	102 16.2 85 16.9 1 20.0 -	115 18.3 178 22.1 2 13.3 -	221 35.1 117 24.9 5 33.3 -	2 0.3 - - - -	20 3.2 - 4.7 4 26.7 -	12 1.9 6 1.7 1 6.7 -	72 11.4 31 8.6 2 13.3 -	4 0.6 1.7 2 13.3 -	1.2 0.6 1.7 2 13.3 -		1.2 1.2 1.3 -
問19 仕事の掛け持ちの有無 している していない 無回答	81 100.0 924 100.0 2 100.0 -	37 45.7 269 29.1 -	13 16.0 153 16.6 -	27 33.3 170 18.4 -	11 13.6 303 32.8 2 100.0 -	1 1.2 1 0.1 -	1 1.2 40 4.3 -	3 3.7 16 1.7 -	5 6.2 100 10.8 -	1 1.2 9 1.0 -	1.2 1.2 1.0 -		1.2 1.2 1.0 -
問1 主たる業種 (事業所調査票とのマッチング集計)	371 100.0 97 100.0 3 100.0 18 100.0 56 100.0 125 100.0 48 100.0 4 100.0 20 100.0 39 100.0 18 100.0 85 100.0 228 100.0 13 100.0 53 100.0 10 100.0 3 100.0 6 100.0 -	7 18.9 23 23.7 1 33.3 6 33.3 23 41.1 32.0 13 27.1 -	12 32.4 10 10.3 1 33.3 3 16.7 12 21.4 4 20.8 8 16.7 -	6 16.2 16 16.5 - 1 2.9 22 22.9 11 23.9 -	13 35.1 35 36.1 2 66.7 7 38.9 18 45.8 22 45.8 -	- - - - 2 6.7 7 36.1 - - - - -	1 2.7 3 3.1 - - 11.1 4 7.1 6.4 4.2 -	- - 2 2.1 - - - - - - -	4 10.8 16 16.5 - - 25.0 16.7 3 5.4 9.6 - -	- - - 1.0 - - 5.6 1.8 0.8 - -	- - - 1.0 - - 5.6 1.8 0.8 - -		1.2 1.1 1.3 2.0 1.2 1.3 1.2 1.1 1.2 1.1 1.3 1.1 1.3 1.1 1.0 1.5 -
問1 事業所に於ける雇用者の規模 (事業所調査票とのマッチング集計)	111 100.0 322 100.0 22 100.0 63 100.0 81 100.0 48 100.0 19 100.0 -	38 34.2 97 30.1 65 29.3 19 30.2 22 27.2 16 32.7 -	17 15.3 51 15.8 36 15.8 13 20.6 12 14.8 11 22.4 -	18 16.2 67 20.8 51 23.0 5 7.9 15 18.5 18 36.7 -	33 29.7 94 29.2 74 33.3 23 36.5 28 34.6 18 36.7 -	- - - - - - - - - - - - -	7 6.3 17 5.3 3.2 4 6.3 5 6.2 -	1 0.9 4 1.2 6 2.1 1 1.6 -	9 8.1 40 12.4 24 10.8 8 12.7 11 13.6 1 2.0 -	- - 0.9 3 1.4 1 1.6 1 1.2 1 1.1 1 1.2 -	- - 3 3 1 1.6 1 1.2 1 1.1 1 1.2 -		1.1 1.2 1.2 1.2 1.2 1.1 1.2 1.2 1.1 1.2 1.2 -

問 1 3 付 問 (i) . 厚生年金・健康保険への加入を、希望する理由を教えてください。

Table with multiple columns containing survey results for various age groups and reasons for joining health insurance. Includes rows for 'Total', 'Gender', 'Age Group', and 'Marital Status'.

Table with multiple columns containing survey results for various reasons for joining health insurance, such as 'Type of Work', 'Current Insurance Status', and 'Adjustment of Work/Time'. Includes rows for 'Total' and 'Job Type'.

問13付問(i i) . 厚生年金・健康保険への加入を、希望しない理由を教えてください。

Table with multiple columns: Reason (e.g., 働かなくても生活できるから), Count, and Average Selection Ratio. Includes sub-questions like 問1(1) 性別, 問1(2) 年齢層, 問1(3) 婚姻状況, 問1(4) 被扶養者の人数, 問1(5) 世帯主からみた続柄, 問3 働くのを辞めた場合の家計への影響, 問4 短時間労働者という形態で働いている理由, 問5付問 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か.

問 1 4 . 厚生年金・健康保険の適用拡大(問 1 2)の前後で、
あなたに適用される年金保険の種類は、変わりましたか。

	被現在 保険の 第2号 計	変 わ つ た	い 特 に な い 変 わ つ て	無 回 答
総数	3,118 100.0	709 22.7	2,310 74.1	99 3.2
問 1 (1) . 性別				
男性	989 100.0	99 10.0	869 87.9	21 2.1
女性	2,124 100.0	609 28.7	1,437 67.7	78 3.7
無回答	5 100.0	1 20.0	4 80.0	-
問 1 (2) . 年齢層				
～19歳以下	-	-	-	-
20～24歳	51 100.0	3 5.9	48 94.1	-
25～29歳	125 100.0	16 12.8	109 87.2	-
30～34歳	215 100.0	39 18.1	165 76.7	11 5.1
35～39歳	292 100.0	78 26.7	206 70.5	8 2.7
40～44歳	430 100.0	147 34.2	271 63.0	12 2.8
45～49歳	363 100.0	113 31.1	234 64.5	16 4.4
50～54歳	335 100.0	105 31.3	222 66.3	8 2.4
55～59歳	238 100.0	85 35.7	146 61.3	7 2.9
60～64歳	541 100.0	61 11.3	458 84.7	22 4.1
65歳以上	511 100.0	59 11.5	438 85.7	14 2.7
無回答	17 100.0	3 17.6	13 76.5	1 5.9
問 1 (3) . 婚姻状況				
既婚	2,320 100.0	572 24.7	1,684 72.6	64 2.8
未婚	445 100.0	77 17.3	357 80.2	11 2.5
離婚・死別	343 100.0	59 17.2	261 76.1	23 6.7
無回答	10 100.0	1 10.0	8 80.0	1 10.0
問 1付問①. 被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	1,636 100.0	415 25.4	1,176 71.9	45 2.8
同居している被扶養者有り	1,199 100.0	240 20.0	922 76.9	37 3.1
無回答	283 100.0	54 19.1	212 74.9	17 6.0
問 1 (5) . 世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,326 100.0	172 13.0	1,109 83.6	45 3.4
世帯主本人以外	1,774 100.0	537 30.3	1,184 66.7	53 3.0
無回答	18 100.0	-	17 94.4	1 5.6
問 1 5 . 就業調整(年収や労働時間の調整)				
行っている	205 100.0	55 26.8	135 65.9	15 7.3
行っていない	2,896 100.0	652 22.5	2,167 74.8	77 2.7
無回答	17 100.0	2 11.8	8 47.1	7 41.2
問 1 9 . 仕事の掛け持ち有無				
している	311 100.0	80 25.7	214 68.8	17 5.5
していない	2,801 100.0	629 22.5	2,091 74.7	81 2.9
無回答	6 100.0	-	5 83.3	1 16.7
問 1 . 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)				
建設業	199 100.0	15 7.5	182 91.5	2 1.0
製造業	334 100.0	45 13.5	284 85.0	5 1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	13 100.0	2 15.4	11 84.6	-
情報通信業	19 100.0	1 5.3	18 94.7	-
運輸業、郵便業	81 100.0	15 18.5	62 76.5	4 4.9
卸売業	151 100.0	29 19.2	120 79.5	2 1.3
小売業	253 100.0	72 28.5	172 68.0	9 3.6
金融業、保険業	75 100.0	18 24.0	57 76.0	-
不動産業、物品賃貸業	33 100.0	9 27.3	22 66.7	2 6.1
学術研究、専門・技術サービス業	97 100.0	20 20.6	74 76.3	3 3.1
宿泊業、飲食サービス業	94 100.0	9 9.6	83 88.3	2 2.1
生活関連サービス業、娯楽業	33 100.0	3 9.1	29 87.9	1 3.0
教育、学習支援業	254 100.0	90 35.4	153 60.2	11 4.3
医療、福祉	586 100.0	166 28.3	392 66.9	28 4.8
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	43 100.0	17 39.5	23 53.5	3 7.0
サービス業(他に分類されないもの)	246 100.0	55 22.4	181 73.6	10 4.1
公務	101 100.0	27 26.7	67 66.3	7 6.9
その他	9 100.0	-	9 100.0	-
無回答	55 100.0	12 21.8	43 78.2	-
問 1 . 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)				
30人以下	286 100.0	33 11.5	246 86.0	7 2.4
31～100人	725 100.0	121 16.7	584 80.6	20 2.8
101～300人	561 100.0	95 16.9	458 81.6	8 1.4
301～500人	159 100.0	44 27.7	109 68.6	6 3.8
501～1,000人	465 100.0	138 29.7	301 64.7	26 5.6
1,001人以上	420 100.0	158 37.6	242 57.6	20 4.8
無回答	60 100.0	16 26.7	42 70.0	2 3.3

問 1 4 付問①. 以前の年金保険の種類は、何でしたか。

	労働通 者種 計 計 計 計 計 計	通 用 被 保 険 者 者 者 者	第 3 号 被 保 険 者 者 者	其 他 他 他	無 回 答
総数	709 100.0	250 35.3	367 51.8	92 13.0	-
問 1 (1) . 性別					
男性	99 100.0	61 61.6	3 3.0	35 35.4	-
女性	609 100.0	188 30.9	364 59.8	57 9.4	-
無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-
問 1 (2) . 年齢層					
～19歳以下	-	-	-	-	-
20～24歳	3 100.0	3 100.0	-	-	-
25～29歳	16 100.0	8 50.0	4 25.0	4 25.0	-
30～34歳	39 100.0	15 38.5	23 59.0	1 2.6	-
35～39歳	78 100.0	24 30.8	50 64.1	4 5.1	-
40～44歳	147 100.0	31 21.1	100 68.0	16 10.9	-
45～49歳	113 100.0	34 30.1	74 65.5	5 4.4	-
50～54歳	105 100.0	35 33.3	63 60.0	7 6.7	-
55～59歳	85 100.0	26 30.6	51 60.0	8 9.4	-
60～64歳	61 100.0	37 60.7	-	24 39.3	-
65歳以上	59 100.0	36 61.0	-	23 39.0	-
無回答	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-
問 1 (3) . 婚姻状況					
既婚	572 100.0	162 28.3	347 60.7	63 11.0	-
未婚	445 100.0	77 17.3	55 12.4	18 4.1	-
離婚・死別	343 100.0	59 17.2	32 9.3	16 4.7	-
無回答	10 100.0	1 10.0	-	-	-
問 1付問①. 被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	415 100.0	147 35.4	215 51.8	53 12.8	-
同居している被扶養者有り	240 100.0	80 33.3	129 53.8	31 12.9	-
無回答	54 100.0	23 42.6	23 42.6	8 14.8	-
問 1 (5) . 世帯主からみた続柄					
世帯主本人	172 100.0	101 58.7	20 11.6	51 29.7	-
世帯主本人以外	537 100.0	149 27.7	347 64.6	41 7.6	-
無回答	-	-	-	-	-
問 1 5 . 就業調整(年収や労働時間の調整)					
行っている	55 100.0	14 25.5	36 65.5	5 9.1	-
行っていない	652 100.0	235 36.0	330 50.6	87 13.3	-
無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-
問 1 9 . 仕事の掛け持ち有無					
している	80 100.0	49 61.3	23 28.8	8 10.0	-
していない	629 100.0	201 32.0	344 54.7	84 13.4	-
無回答	-	-	-	-	-
問 1 . 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)					
建設業	15 100.0	7 46.7	6 40.0	2 13.3	-
製造業	45 100.0	18 40.0	16 35.6	11 24.4	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-
情報通信業	1 100.0	-	1 100.0	-	-
運輸業、郵便業	15 100.0	8 53.3	6 40.0	1 6.7	-
卸売業	29 100.0	10 34.5	16 55.2	3 10.3	-
小売業	72 100.0	24 33.3	37 51.4	11 15.3	-
金融業、保険業	18 100.0	4 22.2	12 66.7	2 11.1	-
不動産業、物品賃貸業	9 100.0	3 33.3	1 11.1	5 55.6	-
学術研究、専門・技術サービス業	20 100.0	8 40.0	10 50.0	2 10.0	-
宿泊業、飲食サービス業	9 100.0	4 44.4	5 55.6	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-
教育、学習支援業	90 100.0	42 46.7	41 45.6	7 7.8	-
医療、福祉	166 100.0	43 25.9	104 62.7	19 11.4	-
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	17 100.0	5 29.4	12 70.6	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	55 100.0	27 49.1	16 29.1	12 21.8	-
公務	27 100.0	9 33.3	15 55.6	3 11.1	-
その他	9 100.0	-	9 100.0	-	-
無回答	12 100.0	5 41.7	6 50.0	1 8.3	-
問 1 . 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)					
30人以下	33 100.0	13 39.4	18 54.5	2 6.1	-
31～100人	121 100.0	29 24.0	70 57.9	22 18.2	-
101～300人	95 100.0	34 35.8	52 54.7	9 9.5	-
301～500人	44 100.0	24 54.5	17 38.6	3 6.8	-
501～1,000人	138 100.0	49 35.5	70 50.7	19 13.8	-
1,001人以上	158 100.0	61 38.6	73 46.2	24 15.2	-
無回答	16 100.0	9 56.3	6 37.5	1 6.3	-

問14付問②. 厚生年金・健康保険の適用拡大(問12)の前後で、税金や社会保険料を除いた手取りの月収は、どう変化しましたか。

	労働者計	適用拡大の前後で、 「変わった」	増えた	減った	特に 変わっていない	無回答
総数	709	169	378	151	11	1.6
問1(1). 性別	100.0	23.8	53.3	21.3	1.6	
男性	99	8	62	26	3	3.0
女性	609	160	316	125	8	1.3
無回答	1	1	-	-	-	-
問1(2). 年齢層	100.0	100.0	-	-	-	-
～19歳以下	-	-	-	-	-	-
20～24歳	3	1	2	-	-	-
25～29歳	16	3	9	4	-	-
30～34歳	39	11	16	12	-	-
35～39歳	78	22	34	22	-	-
40～44歳	147	41	74	29	3	2.0
45～49歳	113	35	58	17	3	2.7
50～54歳	105	31	51	15	1	1.0
55～59歳	100	29.5	52.4	17.1	1.0	1.2
60～64歳	85	15	47	22	1	1.6
65歳以上	61	7	44	9	1	2.3
無回答	59	2	38	17	2	1.0
問1(3). 婚姻状況	100.0	33.3	33.3	33.3	-	-
既婚	572	136	305	123	8	1.4
未婚	77	16	46	13	2	2.6
離婚・死別	59	16	27	15	1	1.7
無回答	1	1	-	-	-	-
問1付問①. 被扶養者の人数	100.0	100.0	-	-	-	-
同居している被扶養者無し	415	98	220	90	7	1.7
同居している被扶養者有り	240	61	132	44	3	1.3
無回答	54	10	26	17	1	1.9
問1(5). 世帯主からみた続柄	100.0	18.5	48.1	31.5	1.9	
世帯主本人	172	26	102	40	4	2.3
世帯主本人以外	537	143	276	111	7	1.3
無回答	-	-	-	-	-	-
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)	100.0	55	7	33	12	3
行っている	652	12.7	60.0	21.8	5.9	1.1
行っていない	100.0	24.7	52.8	21.3	1.2	1.2
無回答	2	1	1	-	-	-
問19. 仕事の掛け持ち有無	100.0	80	16	43	18	3
している	629	20.0	53.8	22.5	3.8	8
していない	100.0	24.3	53.3	21.1	1.3	1.3
無回答	-	-	-	-	-	-
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)	100.0	15	2	10	2	1
建設業	45	13.3	66.7	13.3	6.7	1
製造業	2	6	26	12	1	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	1	-	-	-
情報通信業	15	100.0	-	-	-	-
運輸業、郵便業	29	40.0	40.0	20.0	-	-
卸売業	72	27.6	51.7	20.7	-	-
小売業	18	31.9	47.2	20.8	-	-
金融業、保険業	9	38.9	44.4	16.7	-	-
不動産業、物品賃貸業	20	3	14	3	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	9	15.0	70.0	15.0	-	-
宿泊業、飲食サービス業	3	5	4	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	90	33.3	33.3	33.3	-	-
教育、学習支援業	166	21.1	58.9	18.9	1.1	3
医療、福祉	17	4	7	6	-	1.8
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	55	8	35	12	-	1
サービス業(他に分類されないもの)	27	14.5	63.6	21.8	-	1
公務	12	4	16	7	-	1
その他	100.0	14.8	59.3	25.9	-	1
無回答	100.0	25.0	41.7	25.0	8.3	1
問1. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)	100.0	33	5	18	10	-
30人以下	121	30	59	31	1	0.8
31～100人	95	31	51	12	1	1.1
101～300人	44	8	29	7	-	-
301～500人	138	28	76	34	-	-
501～1,000人	158	20.3	55.1	24.6	-	-
1,001人以上	16	24.7	52.5	19.6	3.2	5
無回答	100.0	37.5	50.0	12.5	-	-

調査シリーズNo.182
問14付問(i i). 手取りの月収が「減った」場合に伺います。減少分を補うため、他の会社でも働いたり、副業を始めたりしましたか。

	手取りの月収が「減った」 労働者計	他の会社でも働いた	副業(1以外の) 始めた	始めていない	無回答	平均週採数
総数	378	3	13	356	6	1.00
問1(1). 性別	100.0	0.8	3.4	94.2	1.6	
男性	62	-	1	58	3	1.00
女性	316	3	12	298	3	1.00
無回答	-	-	-	-	-	-
問1(2). 年齢層	100.0	-	-	-	-	-
～19歳以下	2	1	-	1	-	1.00
20～24歳	9	-	-	9	-	1.00
25～29歳	16	-	-	16	-	1.00
30～34歳	100.0	-	-	100.0	-	1.00
35～39歳	100.0	-	-	32	2	1.00
40～44歳	74	1	5	68	-	1.00
45～49歳	58	1.4	6.8	91.9	-	1.00
50～54歳	55	-	3	55	-	1.00
55～59歳	100.0	-	5.2	94.8	-	1.00
60～64歳	44	-	2.1	91.5	6.4	1.00
65歳以上	38	1	-	37	-	1.00
無回答	1	2.6	-	97.4	-	1.00
問1(3). 婚姻状況	100.0	-	-	100.0	-	-
既婚	305	-	8	294	3	1.00
未婚	46	1	3	40	2	1.00
離婚・死別	27	2.2	6.5	87.0	4.3	1.00
無回答	-	-	-	-	-	-
問1付問①. 被扶養者の人数	100.0	2	9	204	5	1.00
同居している被扶養者無し	132	1	3	128	-	1.00
同居している被扶養者有り	26	0.8	2.3	97.0	-	1.00
無回答	100.0	-	3.8	92.3	3.8	1.00
問1(5). 世帯主からみた続柄	100.0	2	5	93	2	1.00
世帯主本人	276	2.0	4.9	91.2	2.0	1.00
世帯主本人以外	100.0	0.4	2.9	95.3	1.4	1.00
無回答	-	-	-	-	-	-
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)	100.0	33	-	33	-	1.00
行っている	344	3	12	323	6	1.00
行っていない	100.0	0.9	3.5	93.9	1.7	1.00
無回答	1	-	1	-	-	1.00
問19. 仕事の掛け持ち有無	100.0	43	1	13	29	1.00
している	335	2.3	30.2	67.4	-	1.00
していない	100.0	0.6	-	97.6	1.8	1.00
無回答	-	-	-	-	-	-
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)	100.0	10	-	9	1	1.00
建設業	26	-	-	26	-	1.00
製造業	1	-	-	1	-	1.00
電気・ガス・熱供給・水道業	6	-	-	6	-	1.00
情報通信業	15	-	-	13	-	1.00
運輸業、郵便業	100.0	-	-	100.0	-	1.00
卸売業	34	-	13.3	86.7	-	1.00
小売業	8	-	2.9	94.1	2.9	1.00
金融業、保険業	6	-	-	5	1	1.00
不動産業、物品賃貸業	14	-	-	13	1	1.00
学術研究、専門・技術サービス業	4	1	-	3	-	1.00
宿泊業、飲食サービス業	1	25.0	-	75.0	-	1.00
生活関連サービス業、娯楽業	53	-	-	49	1	1.00
教育、学習支援業	83	5.7	92.5	1.9	-	1.00
医療、福祉	7	1.2	1.2	97.6	-	1.00
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	35	1	1	33	-	1.00
サービス業(他に分類されないもの)	16	2.9	2.9	94.3	-	1.00
公務	5	-	-	5	-	1.00
その他	100.0	-	-	100.0	-	1.00
無回答	100.0	-	-	100.0	-	1.00
問1. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)	100.0	18	1	17	-	1.00
30人以下	59	5.6	-	94.4	-	1.00
31～100人	51	-	-	98.3	1.7	1.00
101～300人	29	2.0	3.9	94.1	-	1.00
301～500人	76	-	-	96.6	3.4	1.00
501～1,000人	83	1.3	6.6	89.5	2.6	1.00
1,001人以上	8	-	1.2	97.6	1.2	1.00
無回答	100.0	-	-	100.0	-	1.00

問15. 就業調整（年収や労働時間の調整）を行っていますか。

	労 働 者 計 回 答	行 っ て い る	行 っ て い な い	無 回 答
総数	6,418 100.0	1,741 27.1	4,549 70.9	128 2.0
問1(1). 性別				
男性	1,423 100.0	189 13.3	1,184 83.2	50 3.5
女性	4,984 100.0	1,550 31.1	3,357 67.4	77 1.5
無回答	11 100.0	2 18.2	8 72.7	1 9.1
問1(2). 年齢層				
～19歳以下	6 100.0	1 16.7	4 66.7	1 16.7
20～24歳	94 100.0	9 9.6	84 89.4	1 1.1
25～29歳	203 100.0	47 23.2	155 76.4	1 0.5
30～34歳	410 100.0	93 22.7	315 76.8	2 0.5
35～39歳	629 100.0	193 30.7	422 67.1	14 2.2
40～44歳	907 100.0	300 33.1	601 66.3	6 0.7
45～49歳	883 100.0	292 33.1	582 65.9	9 1.0
50～54歳	771 100.0	267 34.6	498 64.6	6 0.8
55～59歳	611 100.0	189 30.9	411 67.3	11 1.8
60～64歳	916 100.0	160 17.5	731 79.8	25 2.7
65歳以上	940 100.0	173 18.4	716 76.2	51 5.4
無回答	48 100.0	17 35.4	30 62.5	1 2.1
問1(3). 婚姻状況				
既婚	5,193 100.0	1,604 30.9	3,493 67.3	96 1.8
未婚	656 100.0	52 7.9	591 90.1	13 2.0
離婚・死別	543 100.0	77 14.2	448 82.5	18 3.3
無回答	26 100.0	8 30.8	17 65.4	1 3.8
問1付問①. 被扶養者の人数				
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	576 20.4	2,218 78.4	36 1.3
同居している被扶養者有り	2,849 100.0	956 33.6	1,842 64.7	51 1.8
無回答	739 100.0	209 28.3	489 66.2	41 5.5
問1(5). 世帯主からみた続柄				
世帯主本人	1,942 100.0	257 13.2	1,621 83.5	64 3.3
世帯主本人以外	4,438 100.0	1,476 33.3	2,899 65.3	63 1.4
無回答	38 100.0	8 21.1	29 76.3	1 2.6
問15. 就業調整（年収や労働時間の調整）				
行っている	1,741 100.0	1,741 100.0	-	-
行っていない	4,549 100.0	-	4,549 100.0	-
無回答	128 100.0	-	-	128 100.0
問19. 仕事の掛け持ち有無				
している	568 100.0	91 16.0	467 82.2	10 1.8
していない	5,799 100.0	1,646 28.4	4,070 70.2	83 1.4
無回答	51 100.0	4 7.8	12 23.5	35 68.6
問1. 主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）				
建設業	325 100.0	64 19.7	253 77.8	8 2.5
製造業	675 100.0	188 27.9	480 71.1	7 1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	1 4.2	22 91.7	1 4.2
情報通信業	34 100.0	10 29.4	23 67.6	1 2.9
運輸業・郵便業	175 100.0	38 21.7	126 72.0	11 6.3
卸売業	329 100.0	74 22.5	246 74.8	9 2.7
小売業	622 100.0	204 32.8	404 65.0	14 2.3
金融業、保険業	185 100.0	77 41.6	105 56.8	3 1.6
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	12 20.3	46 78.0	1 1.7
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	40 28.0	99 69.2	4 2.8
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	79 30.7	174 67.7	4 1.6
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	42 38.9	60 55.6	6 5.6
教育、学習支援業	488 100.0	95 19.5	384 78.7	9 1.8
医療、福祉	1,280 100.0	396 30.9	864 67.5	20 1.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113 100.0	48 42.5	63 55.8	2 1.8
サービス業（他に分類されないもの）	496 100.0	119 24.0	375 75.6	2 0.4
公務	138 100.0	22 15.9	112 81.2	4 2.9
その他	15 100.0	5 33.3	10 66.7	-
無回答	89 100.0	12 13.5	73 82.0	4 4.5
問1. 事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）				
30人以下	664 100.0	186 28.0	470 70.8	8 1.2
31～100人	1,843 100.0	581 31.5	1,217 66.0	45 2.4
101～300人	1,334 100.0	401 30.1	897 67.2	36 2.7
301～500人	332 100.0	89 26.8	239 72.0	4 1.2
501～1,000人	709 100.0	153 21.6	547 77.2	9 1.3
1,001人以上	567 100.0	88 15.5	474 83.6	5 0.9
無回答	106 100.0	28 26.4	75 70.8	3 2.8

問15付問. 就業調整の具体的な内容は、何ですか。

※会社の都合により就業調整している場合でも、該当する調整内容に○を付けてもらえるよう注釈。

(複数回答)	就業調整を「行っている」労働者計													平均選択数	
	収入税がかかるから収入を下げている	住民税がかかるから収入を下げている	非課税限度額(10万円以下)を超えている	配偶者の所得税について控除が受けられない	10万円未満に抑えている	30万円未満に抑えている	配偶者特別控除が受けられない	10万円未満に抑えている	30万円未満に抑えている	配偶者の被用者保険に加入している	加入者の被用者保険に加入している	通分の3未満に抑えている	社会保険に加入しなくて済むよう、通分の3未満に抑えている		
総数	1,741	204	480	636	332	428	83	133	195	31	188	105	60	108	1.8
問1(1). 性別															
男性	189	5	12	7	5	8	20	44	16	14	-	83	11	30	1.4
女性	1,550	199	467	629	327	419	63	89	179	17	187	22	49	77	1.8
無回答	2	-	50.0	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	5.0	4.0
問1(2). 年齢層															
~19歳以下	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0
20~24歳	4	-	44.4	11.1	-	11.1	-	11.1	-	-	-	-	22.2	11.1	1.1
25~29歳	47	4	13	14	-	11	4	4	3	2	4	-	6	3	1.5
30~34歳	93	8.5	27.7	29.8	-	23.4	8.5	8.5	6.4	4.3	8.5	-	12.8	6.4	1.9
35~39歳	193	26	52	87	53	58	5.4	5.4	9.7	1.1	18.3	1.1	3.2	5.4	1.8
40~44歳	300	13.5	26.9	45.1	72	86	3.1	6.7	10.4	1.6	17	1.6	2.1	1.6	1.7
45~49歳	292	34	92	130	67	84	12	16	30	4	43	1	5	12	1.9
50~54歳	267	30	99	126	53	76	3.4	3.0	13.9	1.5	14.2	-	4	4	1.9
55~59歳	189	11.2	37.1	47.2	19.9	28.5	3.4	8.0	13.9	1.5	14.2	-	1.5	4.5	1.8
60~64歳	160	17	28	21	16	20	12	20	22	5	4	0.5	2.6	6.9	1.5
65歳以上	173	9	18	9	7	7	20	12.5	11	10	-	64	10	11.3	1.5
無回答	17	2	6	8	3	6	11.6	22.5	6.4	5.8	-	37.0	5.8	18.5	2.3
問1(3). 婚姻状況															
既婚	1,604	189	455	629	330	419	68	109	180	23	185	86	36	89	1.8
未婚	52	7	9	3	2	5	4	6	5	5	1	4	9	5.5	1.4
離婚・死別	77	8	15	2	-	2	11	16	10	3	-	13	15	10.4	1.4
無回答	8	-	1	2	-	2	14.3	20.8	13.0	3.9	-	16.9	19.5	10.4	1.8
問1付問①. 被扶養者の人数															
同居している被扶養者無し	576	68	149	211	108	143	27	49	66	9	68	34	25	31	1.8
同居している被扶養者有り	956	11.8	25.9	36.6	18.8	24.8	4.7	8.5	11.5	1.6	11.8	5.9	4.3	5.4	1.8
無回答	209	13.4	28.7	32.5	19.6	18.7	4.3	8.1	12.0	1.9	12.0	1.9	1.9	14.8	1.8
問1(5). 世帯主からみた続柄															
世帯主本人	257	14	27	12	8	8	28	51	27	16	1	93	30	33	1.4
世帯主本人以外	1,476	189	450	623	323	420	55	82	168	15	187	11	30	71	1.8
無回答	8	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1.8
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)															
行っている	1,741	204	480	636	332	428	83	133	195	31	188	105	60	108	1.8
行っていない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問19. 仕事の掛け持ち有無															
している	91	13	20	22	19	21	9	6	13	3	8	7	10	4	1.7
していない	1,646	14.3	22.0	24.2	20.9	23.1	9.9	6.6	14.3	3.3	8.6	7.7	11.0	4.1	1.8
無回答	4	1	1	-	-	-	4.5	7.7	11.1	1.7	10.9	6.0	3.0	6.1	1.0
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)															
建設業	64	7	15	18	11	16	4	9	8	2	4	10	2	3	1.7
製造業	188	10.9	23.4	28.1	17.2	25.0	6.3	14.1	12.5	3.1	6.3	15.6	3.1	4.7	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7
情報通信業	10	2	3	3	1	4	-	2	-	-	-	2	1	1.6	
運輸業、郵便業	38	20.0	9	10	6	9	2	8	8	2	20.0	10.0	10	4	2.1
卸売業	74	5.3	23.7	31.6	15.8	23.7	5.3	21.1	21.1	5.3	5.3	26.3	-	10.5	
小売業	204	15	25	33	17	17	1	10	5	1	6	1	2	3	1.9
金融業、保険業	100	20.3	33.8	44.6	23.0	23.0	1.4	13.5	6.8	1.4	8.1	1.4	2.7	4.1	
不動産業、物品賃貸業	12	-	2	7	2	2	-	-	-	-	-	2	1	1.6	
学術研究、専門・技術サービス業	40	5	5	9	9	13	4	3	4	1	4	4	5	1	1.7
宿泊業、飲食サービス業	79	12.5	12.5	22.5	22.5	32.5	10.0	7.5	10.0	2.5	10.0	12.5	7.5	2.5	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	42	4	13	9	4	14	2	1	5	2	2	2	2	3	1.5
教育、学習支援業	95	7	24	40	19	34	7	6	13	1	15	3	4	7.1	1.8
医療、福祉	396	7.4	25.3	42.1	20.0	35.8	7.4	6.3	13.7	1.1	15.8	3.2	4.2	1.1	1.7
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	100	11.4	23.5	33.3	22.7	32.1	3.0	5.3	8.1	2.0	11.1	1.5	3.8	6.1	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	119	18	26	44	21	25	6	13	14	6	4	15	2	9	1.8
公務	100	13.6	9.1	36.4	22.7	18.2	9.1	4.5	9.1	4.5	13.6	9.1	4.5	18.2	1.6
その他	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6
無回答	12	4	5	3	2	3	-	-	-	-	-	1	1	2	1.9
問1. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)															
30人以下	186	27	51	64	32	51	9	25	21	6	19	6	2	11	1.8
31~100人	581	14.5	27.4	34.4	17.2	27.4	4.8	13.4	11.3	3.2	10.2	3.2	1.1	5.9	1.7
101~300人	401	62	116	171	80	99	3.6	7.4	8.4	1.4	12.0	4.3	2.9	6.7	1.8
301~500人	89	15.5	28.9	42.6	20.0	24.7	3.2	10.0	8.5	1.5	11.7	5.0	4.2	3.7	1.7
501~1,000人	153	11.2	19.1	33.7	23.6	24.7	6.7	5.6	12.4	2.2	7.9	7.9	2.2	4.5	1.7
1,001人以上	88	3	23	31	9	14	4	3	13	1	7	14	6	8	1.6
無回答	28	3	8	9	8	8	-	-	-	-	2	2	2	1.9	

問 15 付問. 来年から、配偶者控除等を満額受けられる年収の上限が、現在の103万円から150万円に引き上げられます。これに伴い、あなたはご自身の働き方をどうしたいと思いますか。

Table with columns for response categories (e.g., '変えると思う', '変えないと思う'), counts, and percentages. Includes sections for marital status, income, and industry.

問 15 付問. 働き方をどのように、変更すると思えますか。

Table showing response distribution for '働き方をどのように、変更すると思えますか' across various categories like '総数', '性別', '年齢層', '婚姻状況', and '職業'. Includes a '平均選択数' column.

問16付問①. 社会保険の適用範囲に対する見方について教えてください。個人事業所に勤める場合、業種によって、(同じ働き方でも)社会保険が適用されるかどうかが変わってくる(※)ことについて、どう思いますか。

※常時5人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は社会保険の適用事業所となるが、サービス業の一部(クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等)や農業、漁業等はその限りではない(なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより任意適用事業所となることができる。)と注釈。

Table with 10 columns: 労働者計, 全有効回答, 納得できる, 納得できない, どちらかと言え, どちらかと言えない, よく分からない, 無回答, 納得できる計, 納得できない計. Rows include gender, age, marital status, and reasons for not being insured.

Table with 10 columns: 労働者計, 全有効回答, 納得できる, 納得できない, どちらかと言え, どちらかと言えない, よく分からない, 無回答, 納得できる計, 納得できない計. Rows include industry, insurance type, and company size.

問 1 8 . 社会保険に加入できる条件が掲げられた求人について、あなたはどのように感じていますか。

Table with 13 columns representing response categories (e.g., 魅力的だと思う, なかなか魅力を感じない) and 13 rows of demographic and attitudinal data.

Table with 13 columns representing response categories and 20 rows of demographic and attitudinal data, including job types and industry sectors.

問19付問①. 現在の会社での仕事以外に、掛け持ちしている仕事は何ですか。

(複数回答)	している掛け持ち者計	正社員	パート パート パート パート パート パート	パート パート パート パート パート パート	パート パート パート パート パート パート	パート パート パート パート パート パート	パート パート パート パート パート パート	パート パート パート パート パート パート	パート パート パート パート パート パート	パート パート パート パート パート パート	平均選択数
総数	568 100.0	9 1.6	15 2.6	258 45.4	16 2.8	170 29.9	17 3.0	72 12.7	50 8.8	-	1.1
問1(1) 性別											
男性	146 100.0	4 2.7	4 2.7	50 34.2	4 2.7	47 32.2	10 6.8	26 17.8	12 8.2	-	1.1
女性	420 100.0	5 1.2	10 2.4	208 49.5	12 2.9	123 29.3	7 1.7	45 10.7	38 9.0	-	1.1
無回答	2 100.0	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	1.0
問1(2) 年齢層											
~19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~24歳	13 100.0	-	7.7	6 46.2	1 7.7	3 23.1	-	1 7.7	2 15.4	-	1.1
25~29歳	28 100.0	2 7.1	-	18 64.3	1 3.6	9 32.1	1 3.6	-	1 3.6	-	1.1
30~34歳	44 100.0	3 6.8	2 4.5	13 29.5	4 9.1	14 31.8	1 2.3	4 9.1	8 18.2	-	1.1
35~39歳	46 100.0	-	-	21 45.7	-	17 37.0	2 4.3	8 17.4	3 6.5	-	1.1
40~44歳	76 100.0	2 2.6	3 3.9	40 52.6	1 1.3	23 30.3	1 1.3	7 5.3	7 9.2	-	1.1
45~49歳	85 100.0	-	2 2.4	47 55.3	1 1.2	24 28.2	-	9 10.6	6 7.1	-	1.1
50~54歳	70 100.0	-	1 1.4	31 44.3	2 2.9	25 35.7	1 1.4	10 14.3	4 5.7	-	1.1
55~59歳	70 100.0	-	3 4.3	34 48.6	2 2.9	16 22.9	6 8.6	9 12.9	6 8.6	-	1.1
60~64歳	55 100.0	2 3.6	1 1.8	22 40.0	1 1.8	18 32.7	2 3.6	6 10.9	5 9.1	-	1.0
65歳以上	75 100.0	-	2 2.7	24 32.0	3 4.0	19 25.3	3 4.0	20 26.7	7 9.3	-	1.0
無回答	6 100.0	-	-	2 33.3	-	2 33.3	-	1 16.7	1 16.7	-	1.0
問1(3) 婚姻状況											
既婚	361 100.0	5 1.4	6 1.7	152 42.1	10 2.8	108 29.9	12 3.3	59 16.3	30 8.3	-	1.1
未婚	128 100.0	4 3.1	5 3.9	69 53.9	3 2.3	43 33.6	2 1.6	3 2.3	14 10.9	-	1.1
離婚・死別	76 100.0	-	4 5.3	35 46.1	3 3.9	19 25.0	3 3.9	9 11.8	6 7.9	-	1.0
無回答	3 100.0	-	-	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-	-	1.0
問1付問①. 被扶養者の人数											
同居している被扶養者無し	296 100.0	5 1.7	9 3.0	142 48.0	9 3.0	92 31.1	5 1.7	27 9.1	27 9.1	-	1.1
同居している被扶養者有り	227 100.0	2 0.9	4 1.8	95 41.9	7 3.1	68 30.0	12 5.3	36 15.9	19 8.4	-	1.1
無回答	45 100.0	2 4.4	2 4.4	21 46.7	-	10 22.2	-	9 20.0	4 8.9	-	1.1
問1(5) 世帯主からみた続柄											
世帯主本人	249 100.0	5 2.0	8 3.2	107 43.0	9 3.6	77 30.9	13 5.2	30 12.0	20 8.0	-	1.1
世帯主本人以外	314 100.0	4 1.3	6 1.9	147 46.8	7 2.2	93 29.6	4 1.3	42 13.4	30 9.6	-	1.1
無回答	5 100.0	-	1 20.0	4 80.0	-	-	-	-	-	-	1.0
問3.働くのを辞めた場合の家計への影響											
日々の生活が維持できなくなる	270 100.0	4 1.5	10 3.7	137 50.7	11 4.1	81 30.0	6 2.2	20 7.4	21 7.8	-	1.1
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42 100.0	-	-	16 38.1	2 4.8	13 31.0	1 2.4	5 11.9	5 11.9	-	1.0
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕立りの給出が難しくなる	56 100.0	-	-	27 48.2	-	15 26.8	2 3.6	9 16.1	5 8.9	-	1.1
自分の収入が無くなって、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90 100.0	1 1.1	2 2.2	39 43.3	1 1.1	33 36.7	4 4.4	15 16.7	3 3.3	-	1.1
自分の収入が無くなって、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83 100.0	3 3.6	1 1.2	27 32.5	2 2.4	23 27.7	1 1.2	18 21.7	12 14.5	-	1.1
自分の収入が無くなって、日々の生活に支障はない	20 100.0	-	1 5.0	9 45.0	-	4 20.0	3 15.0	3 15.0	4 20.0	-	1.2
日々の生活に何ら変わらない	7 100.0	-	-	3 42.9	-	2 14.3	-	2 28.6	-	-	1.0
問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由 (複数回答)											
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246 100.0	4 1.6	7 2.8	121 49.2	3 1.2	74 30.1	6 2.4	30 12.2	21 8.5	-	1.1
労働時間や出勤日数が短いから	129 100.0	-	-	48 37.2	1 0.8	49 38.0	6 4.7	24 18.6	12 9.3	-	1.1
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	96 100.0	2 2.3	-	44 51.2	2 2.3	21 24.4	2 1.2	16 18.6	7 8.1	-	1.1
軽易な仕事をしたいから	27 100.0	1 3.7	1 3.7	14 51.9	-	4 14.8	1 3.7	4 14.8	2 7.4	-	1.0
辞めやすいから	16 100.0	-	6.3	25.0	-	31.3	-	18.8	18.8	-	1.0
休みやすいから	65 100.0	-	3.1	29	-	21	2	10	7	-	1.1
時間を有効に使えるから	159 100.0	3 1.9	3 1.9	71 44.7	2 1.3	49 30.8	10 6.3	19 11.9	16 10.1	-	1.1
資格・技能を活かして働きたいから	79 100.0	1 1.3	4 5.1	38 48.1	1 1.3	27 34.2	1 1.3	7 8.9	10 12.7	-	1.1
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33 100.0	-	1.8	18	3.0	12	-	2	3	-	1.1
すぐに働き始めたいから	22 100.0	-	4.5	81.8	-	4.5	-	-	9.1	-	1.0
正社員としての働き口が見つからなかったから	103 100.0	-	6.8	58.3	6 5.8	28 27.2	1 1.0	4 3.9	7 6.8	-	1.1
育児・介護等の事情があるから	107 100.0	-	2.4	49	3	26	2	16	16	-	1.1
正社員として働くことを家族に反対されているから	14 100.0	-	1.9	45.8	5	24.3	1.9	15.0	2	-	1.0
正社員として働くことが体力的に難しいから	46 100.0	-	-	25	1	8	-	9	5	-	1.0
通勤が容易だから	58 100.0	-	-	27	-	20	3	7	3	-	1.0
転動がないから	33 100.0	-	-	20	1	7	4	4	1	-	1.1
他に本業があるから・副業できるから	189 100.0	6 3.2	8 4.2	88 33.9	1 0.5	88 46.6	11 5.8	20 10.6	3 6.9	-	1.1
その他	49 100.0	1 2.0	-	20	4	18.4	1	9	7	-	1.0
無回答	7 100.0	-	14.3	57.1	-	-	-	14.3	14.3	-	1.0
問5付問. 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か											
はい	43 100.0	-	-	16	-	12	1	13	2	-	1.0
いいえ	474 100.0	7 1.5	14 3.0	214	15	151	23	53	43	-	1.1
無回答	51 100.0	2 3.9	1 2.0	28	1	7	1	6	5	-	1.0

(複数回答)	仕事を掛ける者計	正社員	パート・アルバイト等の労働者	派遣労働者	自営業や個人請負など(内職を含む)	会社等の役員	家業(農業を含む)の手伝い	その他	無回答	平均選択数
総数	568 100.0	9 1.6	15 2.6	258 45.4	16 2.8	170 29.9	17 3.0	72 12.7	50 8.8	1.1
問6. 職種										
管理職	7 100.0	-	-	28.6	-	14.3	28.6	42.9	-	1.1
専門・技術職(医療関係)	60 100.0	1.7	1.7	55.0	8.3	20.0	3.3	8.3	8.3	1.1
専門・技術職(教育関係)	42 100.0	1.1	1.1	23.1	1.1	13.1	1.1	1.1	4.4	1.1
専門・技術職(その他)	51 100.0	-	4.7	33.3	-	43.1	5.9	13.7	9.8	1.1
事務職	149 100.0	3.0	0.7	62.4	2.0	38.9	3.4	10.1	8.7	1.1
販売職(営業を含む)	33 100.0	1.0	-	12.0	-	10.0	1.0	8.0	3.0	1.1
サービス職(介護関係)	36 100.0	-	1.0	19.0	-	4.0	5.0	13.0	5.0	1.0
サービス職(飲食関係)	33 100.0	-	3.0	66.7	3.0	24.2	-	9.1	3.0	1.1
サービス職(その他)	42 100.0	-	2.0	20.0	2.0	11.0	-	5.0	9.5	1.1
警備・保安職	6 100.0	-	-	33.3	-	33.3	-	50.0	-	1.2
製造・生産工程職	14 100.0	-	-	4.0	-	5.0	-	4.0	1.0	1.0
輸送・運転職	11 100.0	1.0	-	6.0	-	1.0	-	3.0	-	1.0
建設・探掘職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清掃等労務職	31 100.0	-	2.0	15.0	2.0	8.0	-	1.0	4.0	1.0
その他	37 100.0	1.0	2.0	11.0	2.0	11.0	1.0	9.0	4.0	1.1
無回答	16 100.0	1.0	-	10.0	-	4.0	-	1.0	1.0	1.0
問13. 社会保険(年金)の現在の加入形態										
20歳以上60歳未満で、第2号又は第3号被保険者でない者(第1号被保険者)	88 100.0	-	3.4	52.0	-	23.0	3.4	11.0	4.0	1.1
厚生年金保険に、本人が加入している者(第2号被保険者)	311 100.0	9.0	8.0	131.0	11.0	98.0	12.0	34.0	28.0	1.1
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)	94 100.0	2.9	2.6	42.1	3.5	31.5	3.9	10.9	9.0	1.1
その他	16 100.0	-	2.1	46.8	3.2	20.9	-	13.8	10.6	1.1
無回答	59 100.0	-	-	31.3	-	43.8	6.3	18.8	12.5	1.0
適用拡大以前の社会保険(年金)の種類										
第1号被保険者	137 100.0	-	3.0	79.0	2.0	41.0	3.0	13.0	6.0	1.1
第3号被保険者	117 100.0	-	1.7	51.0	3.0	40.0	-	15.0	15.0	1.1
その他	24 100.0	-	-	9.0	1.0	9.0	1.0	3.0	4.0	1.1
問14付問①. 適用拡大前後の社会保険(年金)の種類の変化										
適用拡大前: 第1号被保険者	49 100.0	-	-	27.0	2.0	18.0	-	2.0	2.0	1.0
適用拡大後: 第2号被保険者	23 100.0	-	-	7.0	-	11.0	-	2.0	5.0	1.1
適用拡大前: 第3号被保険者	100.0	-	-	30.4	-	47.8	-	8.7	21.7	1.1
適用拡大後: 第2号被保険者	8 100.0	-	-	4.0	1.0	2.0	-	-	2.0	1.1
適用拡大前: その他	8 100.0	-	-	50.0	12.5	25.0	-	-	25.0	1.1
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)										
行っている	91 100.0	-	2.2	42.0	2.2	28.0	2.2	14.0	7.0	1.1
行っていない	467 100.0	9.0	13.0	210.0	14.0	140.0	15.0	57.0	42.0	1.1
無回答	10 100.0	-	-	6.0	-	2.0	-	1.0	1.0	1.0
問19. 仕事の掛け持ちの有無										
している	568 100.0	9.0	15.0	258.0	16.0	170.0	17.0	72.0	50.0	1.1
していない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)										
建設業	30 100.0	-	2.0	11.0	-	8.0	1.0	7.0	4.0	1.1
製造業	32 100.0	-	6.7	36.7	-	26.7	3.3	23.3	13.3	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	-	-	43.8	6.3	18.8	-	25.0	9.4	1.0
情報通信業	4 100.0	-	-	2.0	-	1.0	-	1.0	-	1.0
運輸業、郵便業	11 100.0	2.0	-	4.0	-	1.0	-	3.0	1.0	1.0
卸売業	24 100.0	-	1.0	12.0	1.0	6.0	1.0	3.0	1.0	1.0
小売業	40 100.0	-	2.5	55.0	2.5	25.0	-	10.0	5.0	1.0
金融業、保険業	4 100.0	-	-	2.0	-	1.0	-	1.0	-	1.0
不動産業、物品賃貸業	4 100.0	-	-	50.0	-	25.0	-	25.0	-	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	-	-	8.0	-	4.0	2.0	1.0	-	1.2
宿泊業、飲食サービス業	27 100.0	-	7.4	44.4	-	40.7	-	11.1	7.4	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	12 100.0	8.3	-	5.0	-	4.0	-	1.0	1.0	1.0
教育、学習支援業	117 100.0	1.7	4.3	42.7	5.1	38.5	3.4	3.4	12.8	1.1
医療、福祉	99 100.0	2.0	2.0	50.5	2.0	20.2	4.0	13.1	11.1	1.1
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	8 100.0	-	-	3.0	-	3.0	-	3.0	-	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	45 100.0	2.2	4.4	35.6	6.7	35.6	4.4	15.6	-	1.0
公務	7 100.0	-	-	2.0	-	2.0	-	1.0	2.0	1.0
その他	1 100.0	-	-	28.6	-	28.6	-	14.3	28.6	1.0
無回答	7 100.0	-	-	3.0	-	3.0	-	1.0	-	1.0
問1. 事業所に於ける雇用の規模(事業所調査票とのマッチング集計)										
30人以下	621 100.0	-	1.6	51.6	1.6	24.2	3.2	16.1	6.5	1.1
31~100人	137 100.0	2.9	2.2	41.6	2.2	26.3	0.7	17.5	9.5	1.0
101~300人	113 100.0	1.0	4.4	45.1	3.5	31.0	3.5	10.6	8.0	1.1
301~500人	31 100.0	-	-	16.0	-	11.0	1.0	3.0	3.0	1.1
501~1,000人	66 100.0	3.0	2.0	29.1	1.0	23.0	4.0	9.7	5.0	1.1
1,001人以上	72 100.0	-	3.0	43.9	1.5	34.8	6.1	7.6	7.6	1.1
無回答	8 100.0	-	-	4.0	-	2.0	-	2.0	-	1.0

問19付問③. 現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事に、1週間に(平均して)どれくらい従事していますか。

	労働者 計	1 時間 未満	3 時間 未満 以上	5 時間 未満 以上	10 時間 未満 以上	15 時間 未満 以上	20 時間 未満 以上	25 時間 未満 以上	30 時間 未満 以上	30 時間 以上	無 回 答
総数	568 100.0	15 2.6	54 9.5	59 10.4	118 20.8	81 14.3	61 10.7	51 9.0	15 2.6	58 10.2	56 9.9
問1 (1). 性別											
男性	146 100.0	3 2.1	10 6.8	7 4.8	27 18.5	12 8.2	19 13.0	20 13.7	6 4.1	28 19.2	14 9.6
女性	420 100.0	11 2.6	44 10.5	52 12.4	91 21.7	69 16.4	42 10.0	31 7.4	9 2.1	30 7.1	41 9.8
無回答	2 100.0	1 50.0	1 -	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0
問1 (2). 年齢層											
～19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	13 100.0	1 7.7	1 7.7	2 15.4	3 23.1	1 7.7	2 15.4	1 7.7	1 7.7	-	1 7.7
25～29歳	28 100.0	1 3.6	1 3.6	3 10.7	5 17.9	4 14.3	4 14.3	5 17.9	2 7.1	3 10.7	3 10.7
30～34歳	44 100.0	1 2.3	1 2.3	4 9.1	13 29.5	7 15.9	7 15.9	4 9.1	2 4.5	4 9.1	4 9.1
35～39歳	46 100.0	5 10.9	4 8.7	4 8.7	10 21.7	7 15.2	9 19.6	3 6.5	1 2.2	3 6.5	4 8.7
40～44歳	76 100.0	11 14.5	11 14.5	11 14.5	13 17.1	17 22.4	3 3.9	5 6.6	2 2.6	7 9.2	6 7.9
45～49歳	85 100.0	7 8.2	7 8.2	11 12.9	22 25.9	12 14.1	12 14.1	6 7.1	1 1.2	5 5.9	6 7.1
50～54歳	70 100.0	3 4.3	9 12.9	6 8.6	11 15.7	8 11.4	7 10.0	9 12.9	2 2.9	7 10.0	6 8.6
55～59歳	70 100.0	3 4.3	7 10.0	9 12.9	12 17.1	12 17.1	5 7.1	4 5.7	2 2.9	10 14.3	6 8.6
60～64歳	55 100.0	5 9.1	4 7.3	4 7.3	13 23.6	9 16.4	3 5.5	6 10.9	2 3.6	5 9.1	8 14.5
65歳以上	75 100.0	4 5.3	6 8.0	4 5.3	16 21.3	4 5.3	10 13.3	10 13.3	2 2.7	8 10.7	11 14.7
無回答	6 100.0	-	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-	-	1 16.7	3 50.0
問1 (3). 婚姻状況											
既婚	361 100.0	11 3.0	41 11.4	43 11.9	75 20.8	55 15.2	36 10.0	30 8.3	8 2.2	34 9.4	28 7.8
未婚	128 100.0	2 1.6	6 4.7	9 7.0	21 16.4	20 15.6	18 14.1	13 10.2	4 3.1	19 14.8	16 12.5
離婚・死別	76 100.0	2 2.6	7 9.2	7 9.2	21 27.6	6 7.9	7 9.2	8 10.5	3 3.9	5 6.6	10 13.2
無回答	3 100.0	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	2 66.7
問1付問④. 被扶養者の人数											
同居している被扶養者無し	296 100.0	9 3.0	27 9.1	31 10.5	58 19.6	48 16.2	36 12.2	26 8.8	7 2.4	26 8.8	26 9.5
同居している被扶養者有り	227 100.0	6 2.6	25 11.0	21 9.3	52 22.9	30 13.2	21 9.3	21 9.3	6 2.6	25 11.0	20 8.8
無回答	45 100.0	-	2 4.4	7 15.6	8 17.8	3 6.7	4 8.9	4 8.9	2 4.4	7 15.6	8 17.8
問1 (5). 世帯主からみた続柄											
世帯主本人	249 100.0	5 2.0	17 6.8	16 6.4	49 19.7	26 10.4	30 12.0	27 10.8	11 4.4	36 14.5	32 12.9
世帯主本人以外	314 100.0	10 3.2	37 11.8	43 13.7	67 21.3	54 17.2	31 9.9	23 7.3	4 1.3	21 6.7	24 7.6
無回答	5 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 20.0	-
問3. 働くのを辞めた場合の家計への影響											
日々の生活が維持できなくなる	270 100.0	4 1.5	19 7.0	22 8.1	53 19.6	37 13.7	27 10.0	33 12.2	9 3.3	39 14.4	27 10.0
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42 100.0	-	4 9.5	5 11.9	11 26.2	5 11.9	6 14.3	2 4.8	-	5 11.9	4 9.5
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56 100.0	1 1.8	7 12.5	11 19.6	11 19.6	7 12.5	7 12.5	2 3.6	1 1.8	1 1.8	4 7.1
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	90 100.0	5 5.6	12 13.3	10 11.1	16 17.8	15 16.7	10 11.1	7 7.8	2 2.2	9 9.9	8 8.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	83 100.0	5 6.0	11 13.3	7 8.4	20 24.1	10 12.0	9 10.8	6 7.2	3 3.6	4 4.8	8 9.6
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わらない	20 100.0	-	1 5.0	4 20.0	5 25.0	2 10.0	2 10.0	-	-	2 10.0	4 20.0
無回答	7 100.0	-	-	-	2 28.6	1 14.3	-	1 14.3	-	2 28.6	1 14.3
問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由 (複数回答)											
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246 100.0	9 3.7	18 7.3	20 8.1	55 22.4	41 16.7	32 13.0	18 7.3	5 2.0	29 11.8	19 7.7
労働時間や出勤日数が短いから	129 100.0	6 4.7	15 11.6	13 10.1	25 19.4	19 14.7	15 11.6	10 7.0	2 1.6	9 7.0	16 12.4
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	86 100.0	3 3.5	9 10.5	12 14.0	20 23.3	14 16.3	10 11.6	4 4.7	1 1.2	4 4.7	9 10.5
軽易な仕事をしたいから	27 100.0	1 3.7	2 7.4	4 14.8	2 7.4	3 11.1	5 18.5	2 7.4	-	4 14.8	4 14.8
辞めやすいから	16 100.0	1 6.3	-	3 18.8	1 6.3	3 18.8	3 18.8	2 12.5	-	1 6.3	2 12.5
休みやすいから	65 100.0	1 1.5	6 9.2	6 9.2	18 27.7	10 15.4	8 12.3	5 7.7	1 1.5	3 4.6	7 10.8
時間を有効に使えるから	159 100.0	7 4.4	12 7.5	20 12.6	31 19.5	25 15.7	16 10.1	9 5.7	4 2.5	17 10.7	18 11.3
資格・技能を活かして働きたいから	79 100.0	1 1.3	4 5.1	8 10.1	20 25.3	15 19.0	12 15.2	2 2.5	4 5.1	6 7.6	7 8.9
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33 100.0	-	3 9.1	3 9.1	4 12.1	5 15.2	7 21.2	2 6.1	1 3.0	3 9.1	5 15.2
すぐに働き始めたいから	22 100.0	-	2 9.1	4 18.2	2 9.1	4 18.2	2 9.1	1 4.5	1 4.5	3 13.6	3 13.6
正社員としての働き口が見つからなかったから	103 100.0	2 1.9	12 11.7	11 10.7	29 28.2	13 12.6	5 4.9	10 9.7	4 3.9	9 8.7	8 7.8
育児・介護等の事情があるから	107 100.0	3 2.8	15 14.0	13 12.1	26 24.3	20 18.7	13 12.1	5 4.7	-	2 1.9	10 9.3
正社員として働くことを家族に反対されているから	14 100.0	2 14.3	2 14.3	3 21.4	3 21.4	2 14.3	2 14.3	-	-	-	3 21.4
正社員として働くことが体力的に難しいから	46 100.0	3 6.5	6 13.0	3 6.5	13 28.3	8 17.4	2 4.3	1 2.2	-	4 8.7	6 13.0
通勤が容易だから	58 100.0	2 3.4	7 12.1	4 6.9	14 24.1	11 19.0	4 6.9	3 5.2	2 3.4	6 10.3	5 8.6
転勤がないから	33 100.0	2 6.1	4 12.1	3 9.1	12 36.4	4 12.1	2 6.1	-	1 3.0	1 3.0	4 12.1
他に本業があるから・副業できるから	189 100.0	2 1.1	11 5.8	21 11.1	24 12.7	32 16.9	22 11.6	19 10.1	7 3.7	35 18.5	16 8.5
その他	49 100.0	2 4.1	5 10.2	2 4.1	12 24.5	2 4.1	7 14.3	3 6.1	2 4.1	5 10.2	9 18.4
無回答	7 100.0	-	-	-	3 42.9	2 28.6	-	1 14.3	-	1 14.3	-
問5付問. 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か											
はい	43 100.0	-	3 7.0	2 4.7	11 25.6	3 7.0	9 20.9	6 14.0	1 2.3	5 11.6	3 7.0
いいえ	474 100.0	14 3.0	47 9.9	52 11.0	99 20.9	68 14.3	46 9.7	41 8.6	12 2.5	48 10.1	47 9.9
無回答	51 100.0	1 2.0	4 7.8	5 9.8	8 15.7	10 19.6	6 11.8	4 7.8	2 3.9	5 9.8	6 11.8

問19付問④. 現在の会社での仕事以外で、掛け持ちしている仕事による月収は、(平均的に)どれくらいですか。

	している掛け持ち者計	51万円未満	31万円未満以上	53万円未満以上	150万円未満以上	110万円未満以上	210万円未満以上	220万円未満以上	250万円以上	無回答
総数	568 100.0	63 11.1	94 16.5	99 17.4	129 22.7	60 10.6	14 2.5	15 2.6	16 2.8	78 13.7
問1(1). 性別										
男性	146 100.0	12 8.2	11 7.5	22 15.1	25 17.1	25 17.1	8 5.5	6 4.1	8 5.5	29 19.9
女性	420 100.0	49 11.7	83 19.8	77 18.3	104 24.8	35 8.3	6 1.4	9 2.1	8 1.9	49 11.7
無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
問1(2). 年齢層										
～19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	13 100.0	1 7.7	4 30.8	7 7.7	2 15.4	3 23.1	1 7.7	-	-	1 7.7
25～29歳	28 100.0	2 7.1	9 17.9	9 32.1	9 17.9	5 14.3	4 14.3	1 3.6	1 3.6	2 7.1
30～34歳	44 100.0	2 4.5	6 13.6	6 13.6	10 22.7	5 11.4	2 4.5	3 6.8	2 4.5	8 18.2
35～39歳	46 100.0	4 8.7	7 15.2	12 26.1	10 21.7	4 8.7	1 2.2	-	3 6.5	5 10.9
40～44歳	76 100.0	13 17.1	15 19.7	14 18.4	16 21.1	5 6.6	-	3 3.9	3 3.9	7 9.2
45～49歳	85 100.0	7 8.2	16 18.8	16 18.8	19 22.4	10 11.8	2 2.4	-	3 3.5	3 14.1
50～54歳	70 100.0	9 12.9	15 21.4	17 15.2	11 22.9	7 10.0	2 2.9	1 1.4	-	9 12.9
55～59歳	70 100.0	5 7.1	10 14.3	8 11.4	21 30.0	9 12.9	3 4.3	3 4.3	2 2.9	9 12.9
60～64歳	55 100.0	5 9.1	8 14.5	8 14.5	15 27.3	3 5.5	-	3 5.5	2 3.6	11 20.0
65歳以上	75 100.0	13 17.3	8 10.7	14 18.7	13 17.3	10 13.3	3 4.0	1 1.3	1 1.3	12 16.0
無回答	6 100.0	2 33.3	-	-	2 33.3	-	-	-	-	2 33.3
問1(3). 婚姻状況										
既婚	361 100.0	41 11.4	64 17.7	67 18.6	77 21.3	35 9.7	8 2.2	9 2.5	13 3.6	47 13.0
未婚	128 100.0	11 8.6	15 11.7	19 14.8	33 25.8	18 14.1	4 3.1	5 3.9	3 2.3	20 15.6
離婚・死別	76 100.0	10 13.2	14 18.4	13 17.1	19 25.0	7 9.2	2 2.6	1 1.3	-	10 13.2
無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	-	-	1 33.3
問1付問①. 被扶養者の人数										
同居している被扶養者無し	296 100.0	36 12.2	49 16.6	54 18.2	72 24.3	24 8.1	9 3.0	7 2.4	7 2.4	9 12.8
同居している被扶養者有り	227 100.0	20 8.8	39 17.2	42 18.5	49 21.6	26 11.5	5 2.2	7 3.1	8 3.5	31 13.7
無回答	45 100.0	7 15.6	6 13.3	3 6.7	8 17.8	10 22.2	-	1 2.2	1 2.2	9 20.0
問1(5). 世帯主からみた続柄										
世帯主本人	249 100.0	24 9.6	27 10.8	40 16.1	52 20.9	34 13.7	10 4.0	9 3.6	9 3.6	44 17.7
世帯主本人以外	314 100.0	39 12.4	67 21.3	57 18.2	77 24.5	24 7.6	4 1.3	6 1.9	7 2.2	33 10.5
無回答	5 100.0	-	-	40.0	-	40.0	-	-	-	11 20.0
問3. 働くのを辞めた場合の家計への影響										
日々の生活が維持できなくなる	270 100.0	24 8.9	35 13.0	53 19.6	70 25.9	27 10.0	11 4.1	8 3.0	8 3.0	34 12.6
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	42 100.0	7 16.7	11 26.2	5 11.9	10 23.8	2 4.8	-	3 7.1	1 2.4	3 7.1
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	56 100.0	7 12.5	14 25.0	13 23.2	11 19.6	3 5.4	1 1.8	1 1.8	1 1.8	5 8.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄がなくなる	90 100.0	13 14.4	16 17.8	11 12.2	19 21.1	11 12.2	1 1.1	1 1.1	2 2.2	17 18.9
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が出なくなる	83 100.0	8 9.6	17 20.5	11 13.3	17 20.5	12 14.5	1 1.2	2 2.4	3 3.6	12 14.5
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わることはない	20 100.0	3 15.0	1 5.0	4 20.0	2 10.0	4 20.0	1 5.0	-	1 5.0	4 20.0
無回答	7 100.0	1 14.3	-	2 28.6	-	1 14.3	-	-	-	3 42.9
問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由	複数回答									
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	246 100.0	26 10.6	43 17.5	40 16.3	61 24.8	29 11.8	7 2.8	7 2.8	6 2.4	27 11.0
労働時間や出勤日数が短いから	129 100.0	19 14.7	21 16.3	22 17.1	24 18.6	12 9.3	2 1.6	4 3.1	3 2.3	22 17.1
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	86 100.0	12 14.0	19 22.1	21 24.4	11 12.8	6 7.0	2 2.3	2 2.3	2 2.3	11 12.8
軽易な仕事をしたいから	27 100.0	1 3.7	3 11.1	3 11.1	7 25.9	5 18.5	1 3.7	-	1 3.7	6 22.2
辞めやすいから	16 100.0	3 18.8	1 6.3	3 18.8	5 31.3	1 6.3	1 6.3	-	-	2 12.5
休みやすいから	65 100.0	5 7.7	11 16.9	11 16.9	12 18.5	5 7.7	1 1.5	1 1.5	1 1.5	12 18.5
時間を有効に使えるから	159 100.0	20 12.6	27 17.0	27 17.0	36 22.6	16 10.1	3 1.9	7 4.4	4 2.5	19 11.9
資格・技能を活かして働きたいから	79 100.0	10 12.7	11 13.9	13 16.5	18 22.8	8 10.1	1 1.3	3 3.8	6 7.6	9 11.4
企業や職場、組織に拘束されたくないから	33 100.0	1 3.0	6 18.2	5 15.2	8 24.2	4 12.1	1 3.0	-	2 6.1	6 18.2
すぐに働き始めたいから	22 100.0	3 13.6	2 9.1	4 18.2	9 40.9	2 9.1	-	-	1 4.5	5 22.7
正社員としての働き口が見つからなかったから	103 100.0	11 10.7	19 18.4	23 22.3	28 27.2	4 3.9	1 1.0	1 1.0	2 1.9	14 13.6
育児・介護等の事情があるから	107 100.0	14 13.1	32 29.9	23 21.5	18 16.8	6 5.6	-	2 1.9	2 1.9	10 9.3
正社員として働くことを家族に反対されているから	14 100.0	3 21.4	4 28.6	1 7.1	3 21.4	1 7.1	-	-	-	2 14.3
正社員として働くことが体力的に難しいから	46 100.0	5 10.9	13 28.3	7 15.2	10 21.7	5 10.9	-	1 2.2	-	5 10.9
通勤が容易だから	58 100.0	6 10.3	11 19.0	8 13.8	17 29.3	5 8.6	2 3.4	1 1.7	-	8 13.8
転動がないから	33 100.0	4 12.1	4 24.2	3 9.1	8 24.2	4 12.1	2 3.0	2 6.1	-	9 27.3
他に本業があるから・副業できるから	189 100.0	13 6.9	20 10.6	26 13.8	51 27.0	30 15.9	4 2.1	7 3.7	9 4.8	29 15.3
その他	49 100.0	10 20.4	7 14.3	5 10.2	10 20.4	2 4.1	2 4.1	1 2.0	3 6.1	9 18.4
無回答	7 100.0	-	-	3 42.9	1 14.3	2 28.6	-	-	-	1 14.3
問5付問. 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か										
はい	43 100.0	6 14.0	5 11.6	8 18.6	11 25.6	6 14.0	-	2 4.7	-	5 11.6
いいえ	474 100.0	55 11.6	84 17.7	82 17.3	106 22.4	46 9.7	12 2.5	10 2.1	14 3.0	65 13.7
無回答	51 100.0	2 3.9	5 9.8	9 17.6	12 23.5	8 15.7	2 3.9	3 5.9	2 3.9	8 15.7

	仕事を している 掛け 持ち 者 計	1 万円 未満	1 万円 以上 3 万円 未満	3 万円 以上 5 万円 未満	5 万円 以上 10 万円 未満	10 万円 以上 15 万円 未満	15 万円 以上 20 万円 未満	20 万円 以上 25 万円 未満	25 万円 以上	無 回 答
総数	568 100.0	63 11.1	94 16.5	99 17.4	129 22.7	60 10.6	14 2.5	15 2.6	16 2.8	78 13.7
問6. 職種										
管理職	7 100.0	-	-	1 14.3	-	3 42.9	1 14.3	-	-	2 28.6
専門・技術職（医療関係）	60 100.0	8 13.3	7 11.7	9 15.0	13 21.7	5 8.3	2 3.3	1 1.7	3 5.0	3 20.0
専門・技術職（教育関係）	42 100.0	2 4.8	6 14.3	10 23.8	10 23.8	3 7.1	-	1 2.4	5 11.9	5 11.9
専門・技術職（その他）	51 100.0	6 11.8	9 17.6	9 17.6	8 15.7	6 11.8	-	3 5.9	2 3.9	8 15.7
事務職	149 100.0	18 12.1	34 22.8	25 16.8	31 20.8	19 12.8	2 1.3	5 3.4	2 1.3	13 8.7
販売職（営業を含む）	33 100.0	4 12.1	6 18.2	5 15.2	8 24.2	3 9.1	1 3.0	1 3.0	-	5 15.2
サービス職（介護関係）	36 100.0	6 16.7	8 22.2	5 13.9	12 33.3	1 2.8	-	-	1 2.8	2 5.6
サービス職（飲食関係）	33 100.0	3 9.1	3 9.1	7 24.2	7 21.2	7 15.2	5 6.1	2 3.0	-	4 12.1
サービス職（その他）	42 100.0	1 2.4	9 21.4	5 11.9	10 23.8	5 11.9	1 2.4	1 2.4	-	10 23.8
警備・保安職	6 100.0	-	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	1 16.7	-	-	2 33.3
製造・生産工程職	14 100.0	2 14.3	2 14.3	2 14.3	3 21.4	1 7.1	1 7.1	-	-	3 21.4
輸送・運転職	11 100.0	-	-	2 18.2	5 45.5	1 9.1	-	-	1 9.1	2 18.2
建設・採掘職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清掃等労務職	31 100.0	4 12.9	2 6.5	8 25.8	9 29.0	3 9.7	1 3.2	1 3.2	-	3 9.7
その他	37 100.0	7 18.9	3 8.1	5 13.5	10 27.0	3 8.1	1 2.7	-	1 2.7	7 18.9
無回答	16 100.0	2 12.5	4 25.0	4 25.0	2 12.5	2 12.5	-	1 6.3	1 6.3	-
問13. 社会保険（年金）の現在の加入形態										
20歳以上60歳未満で、第2号又は第3号被保険者でない者（第1号被保険者）	88 100.0	5 5.7	11 12.5	9 10.2	35 39.8	10 11.4	3 3.4	3 3.4	3 3.4	9 10.2
厚生年金保険に、本人が加入している者（第2号被保険者）	311 100.0	33 10.6	41 13.2	58 18.6	66 21.2	39 12.5	8 2.6	11 3.5	12 3.9	43 13.8
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者（第3号被保険者）	94 100.0	15 16.0	30 31.9	22 23.4	14 14.9	5 5.3	-	-	-	8 8.5
その他	16 100.0	2 12.5	2 12.5	4 25.0	4 25.0	2 12.5	1 6.3	1 6.3	-	2 12.5
無回答	59 100.0	8 13.6	10 16.9	8 13.6	10 16.9	4 6.8	3 4.4	-	1 1.7	16 27.1
適用拡大以前の社会保険（年金）の種類										
第1号被保険者	137 100.0	6 4.4	19 13.9	20 14.6	50 36.5	13 9.5	5 3.6	7 5.1	4 2.9	13 9.5
第3号被保険者	117 100.0	19 16.2	38 32.5	25 21.4	17 14.5	7 6.0	1 0.9	-	-	10 8.5
その他	24 100.0	3 12.5	4 16.7	3 12.5	7 29.2	2 8.3	2 4.2	1 4.2	1 4.2	2 8.3
問14付問①. 適用拡大前後の社会保険（年金）の種類の変化										
適用拡大前：第1号被保険者	49 100.0	1 2.0	8 16.3	11 22.4	15 30.6	3 6.1	2 4.1	4 8.2	1 2.0	4 8.2
適用拡大後：第2号被保険者	23 100.0	4 17.4	8 34.8	3 13.0	3 13.0	2 8.7	1 4.3	-	-	2 8.7
適用拡大前：その他	8 100.0	1 12.5	2 25.0	1 12.5	3 37.5	-	-	-	-	1 12.5
問15. 就業調整（年収や労働時間の調整）										
行っている	91 100.0	12 13.2	24 26.4	16 17.6	20 22.0	6 6.6	-	3 3.3	-	10 11.0
行っていない	467 100.0	51 10.9	67 14.3	82 17.6	108 23.1	53 11.3	14 3.0	12 2.6	14 3.0	66 14.1
無回答	10 100.0	-	3 30.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	-	-	2 20.0	2 20.0
問19. 仕事の掛け持ちの有無										
している	568 100.0	63 11.1	94 16.5	99 17.4	129 22.7	60 10.6	14 2.5	15 2.6	16 2.8	78 13.7
していない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問1. 主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）										
建設業	30 100.0	6 20.0	8 26.7	5 16.7	3 10.0	4 13.3	-	2 6.7	-	2 6.7
製造業	32 100.0	4 12.5	7 21.9	4 12.5	6 18.8	5 15.6	-	-	-	6 18.8
電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	-	-	25.0	25.0	25.0	-	-	-	25.0
情報通信業	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-	-	25.0
運輸業、郵便業	11 100.0	2 18.2	2 18.2	1 9.1	3 27.3	1 9.1	-	-	1 9.1	1 9.1
卸売業	24 100.0	3 12.5	1 4.2	7 29.2	6 25.0	2 8.3	1 4.2	-	1 4.2	3 12.5
小売業	40 100.0	3 7.5	12 30.0	5 12.5	11 27.5	3 7.5	1 2.5	2 5.0	-	3 7.5
金融業、保険業	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	-
不動産業、物品賃貸業	4 100.0	2 50.0	-	2 50.0	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	1 7.7	1 7.7	4 30.8	2 15.4	1 7.7	1 7.7	1 7.7	-	2 15.4
宿泊業、飲食サービス業	27 100.0	2 7.4	3 11.1	6 22.2	5 18.5	5 18.5	2 7.4	-	-	4 14.8
生活関連サービス業、娯楽業	12 100.0	-	2 16.7	1 8.3	5 41.7	2 16.7	-	-	-	2 16.7
教育、学習支援業	117 100.0	11 9.4	19 16.2	22 18.8	25 21.4	14 12.0	2 1.7	2 1.7	10 8.5	12 10.3
医療、福祉	99 100.0	17 17.2	16 16.2	14 14.1	23 23.2	6 6.1	2 2.0	2 2.0	2 2.0	17 17.2
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	8 100.0	-	-	-	37.5	25.0	-	12.5	-	25.0
サービス業（他に分類されないもの）	45 100.0	3 6.7	3 6.7	11 24.4	7 15.6	5 11.1	3 6.7	-	-	13 28.9
公務	7 100.0	-	-	-	2 28.6	2 28.6	-	-	-	4 42.9
その他	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	7 100.0	-	1 14.3	1 14.3	5 71.4	-	-	-	-	-
問1. 事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）										
30人以下	62 100.0	7 11.3	13 21.0	14 22.6	12 19.4	3 4.8	-	2 3.2	-	11 17.7
31～100人	137 100.0	19 13.9	21 13.9	21 15.3	32 23.4	20 14.6	1 0.7	1 0.7	4 2.9	20 14.6
101～300人	113 100.0	15 13.3	14 12.4	21 18.6	28 24.8	11 9.7	6 5.3	1 0.9	1 0.9	16 14.2
301～500人	31 100.0	5 16.1	8 25.8	4 12.9	4 12.9	4 12.9	-	2 6.5	1 3.2	3 9.7
501～1,000人	66 100.0	3 4.5	12 18.2	13 19.7	16 24.2	6 9.1	4 6.1	-	3 3.0	10 15.2
1,001人以上	72 100.0	7 9.7	10 13.9	11 15.3	13 18.1	10 13.9	1 1.4	3 4.2	6 8.3	11 15.3
無回答	8 100.0	-	-	2 25.0	3 37.5	-	-	2 25.0	-	1 12.5

問19付問⑥. 掛け持ちしている仕事の労働条件(所定労働時間の長さや月額賃金等)を通算して、社会保険の適用を判断することについて、どのように考えますか。

	無回答	何とも言いえない	望ましくないことと思う	望ましいこと(必要)だと思う	仕事を掛け持ちしている労働者計
総数	21	295	83	169	568
問1(1). 性別					
男性	8	79	21	38	146
女性	12	215	62	131	420
無回答	1	1	-	-	2
問1(2). 年齢層					
～19歳以下	-	-	-	-	-
20～24歳	-	10	1	2	13
25～29歳	1	14	4	9	28
30～34歳	1	19	6	18	44
35～39歳	1	26	5	14	46
40～44歳	3	35	10	24	76
45～49歳	1	41	8	35	85
50～54歳	2	48	15	13	70
55～59歳	3	39	6	22	70
60～64歳	4	55	8	31	100
65歳以上	7	39	12	17	75
無回答	2	3	-	1	6
問1(3). 婚姻状況					
既婚	11	179	54	117	361
未婚	3	49	15	32	128
離婚・死別	3	38	14	21	76
無回答	2	1	-	-	3
問1付問①. 被扶養者の人数					
同居している被扶養者無し	9	159	43	85	296
同居している被扶養者有り	7	117	34	69	227
無回答	5	19	3	15	45
問1(5). 世帯主からみた続柄					
世帯主本人	15	135	35	64	249
世帯主本人以外	6	60	11	25	100
無回答	-	2	0	1	5
問3. 働くのを辞めた場合の家計への影響					
日々の生活が維持できなくなる	12	128	42	88	270
日々の生活は何とかなるが、住宅ローン等の返済が難しくなる	4	47	15	32	100
日々の生活は何とかなるが、学費・教育費や仕送りの捻出が難しくなる	2	26	11	17	56
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、将来に備えた貯蓄ができなくなる	2	49	11	29	90
自分の収入が無くなっても、日々の生活に支障はないが、自分の小遣いや世帯の娯楽費等が捻出できなくなる	2	55	9	17	83
自分の収入が無くなっても、日々の生活に何ら変わるところはない	10	10	3	5	20
無回答	1	1	-	-	7
問4. 短時間労働者という形態で、働いている理由(複数回答)					
自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから	8	137	26	75	246
労働時間や出勤日数が短いから	4	83	11	27	129
就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから	3	64	16	20	100
軽易な仕事をしたいから	3	16	3	7	27
辞めやすいから	2	13	1	2	16
休みやすいから	2	42	9	12	65
時間を有効に使えるから	3	89	25	42	159
資格・技能を活かして働きたいから	3	31	11	34	79
企業や職場、組織に拘束されたくないから	1	17	5	11	33
すぐに働き始めたいから	1	10	2	9	22
正社員としての働き口が見つからなかったから	5	47	20	36	103
育児・介護等の事情があるから	2	51	12	42	107
正社員として働くことを家族に反対されているから	1	9	1	4	14
正社員として働くことが体力的に難しいから	2	26	6	13	46
通勤が容易だから	1	42	13	10	58
転動がないから	1	23	2	7	33
他に本業があるから・副業できるから	3	107	20	57	189
その他	3	20	4	16	49
無回答	1	4	2	1	7
問5付問. 同社で正社員として定年を迎えた「再雇用者」か					
はい	2	24	6	11	43
いいえ	14	251	69	140	474
無回答	3	5	2	18	51

	無回答	何とも言いえない	望ましくないことと思う	望ましいこと(必要)だと思う	仕事を掛け持ちしている労働者計
総数	21	295	83	169	568
問6. 職種					
管理職	2	5	-	-	7
専門・技術職(医療関係)	28	71	7	26	100
専門・技術職(教育関係)	1	18	6	17	42
専門・技術職(その他)	-	30	11	29	51
事務職	2	82	16	39	149
販売職(営業を含む)	2	21	4	6	33
サービス職(介護関係)	1	16	4	15	36
サービス職(飲食関係)	1	19	5	8	33
サービス職(その他)	3	57	10	24	100
警備・保安職	1	4	-	1	6
製造・生産工程職	-	9	2	3	14
輸送・運転職	1	4	2	4	11
建設・採掘職	-	-	-	-	-
清掃等労務職	4	10	6	11	31
その他	3	23	5	9	37
無回答	1	6	3	7	16
問13. 社会保険(年金)の現在の加入形態					
20歳以上60歳未満で、第2号又は第3号被保険者でない者(第1号被保険者)	2	36	12	39	88
厚生年金保険に、本人が加入している者(第2号被保険者)	9	163	15	92	311
配偶者が加入する厚生年金保険の被扶養配偶者(第3号被保険者)	3	55	14	22	94
その他	1	9	3	3	16
無回答	6	6	8	13	59
適用拡大以前の社会保険(年金)の種類					
第1号被保険者	4	62	18	53	137
第2号被保険者	2	45	13	38	100
第3号被保険者	3	67	17	27	117
その他	1	14	3	6	24
無回答	10	10	12	25	100
問14. 付問①. 適用拡大前後の社会保険(年金)の種類の変化					
適用拡大前: 第1号被保険者	2	26	7	14	49
適用拡大後: 第2号被保険者	4	53	14	28	100
適用拡大前: 第3号被保険者	1	12	5	5	23
適用拡大後: 第2号被保険者	2	52	6	21	100
適用拡大前: その他	1	5	-	3	8
適用拡大後: 第2号被保険者	1	6	-	3	10
無回答	1	1	-	-	2
問15. 就業調整(年収や労働時間の調整)					
行っている	2	46	21	22	91
行っていない	18	244	23	145	467
無回答	1	5	2	2	10
問19. 仕事の掛け持ちの有無					
している	21	295	83	169	568
していない	3	51	14	29	100
無回答	1	1	-	-	2
問1. 主たる業種(事業所調査票とのマッチング集計)					
建設業	-	-	9	4	30
製造業	1	56	4	6	100
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	-	1	4
情報通信業	1	2	1	-	4
運輸業、郵便業	2	3	25	11	41
卸売業	-	15	3	6	24
小売業	-	23	8	9	40
金融業、保険業	1	25	-	2	4
不動産業、物品賃貸業	-	25	0	1	4
学術研究、専門・技術サービス業	-	2	5	2	13
宿泊業、飲食サービス業	2	16	5	4	27
生活関連サービス業、娯楽業	3	59	8	33	100
教育、学習支援業	1	55	3	46	117
医療、福祉	4	49	13	36	99
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	0	4	10	36	100
サービス業(他に分類されないもの)	2	21	20	13	45
公務	1	5	-	1	7
その他	-	1	-	-	1
無回答	1	1	2	4	7
問2. 事業所に於ける雇用者の規模(事業所調査票とのマッチング集計)					
30人以下	3	35	10	14	62
31～100人	8	74	24	31	137
101～300人	2	56	19	36	113
301～500人	2	18	2	9	31
501～1,000人	1	6	5	29	100
1,001人以上	1	34	12	26	72
無回答	1	4	4	3	8

問21. 平成29年1月から、専業主婦や公務員を含めて基本的に60歳未満のすべての人が、「個人型確定拠出年金制度（iD・C・o）」
を利用できるようになりました。あなたはこれを、利用していますか。

	全有効回答労働者計	既に利用している	今後、利用する予定がある	分今から利用していないが、今利用する予定はない	今利用しておらず、今利用する予定もない	無回答
総数	6,418 100.0	175 2.7	98 1.5	2,836 44.2	2,950 46.0	359 5.6
問1(1). 性別						
男性	1,423 100.0	71 5.0	15 1.1	302 21.2	916 64.4	119 8.4
女性	4,984 100.0	104 2.1	83 1.7	2,528 50.7	2,030 40.7	239 4.8
無回答	11 100.0	-	-	6 54.5	4 36.4	1 9.1
問1(2). 年齢層						
～19歳以下	6 100.0	-	-	2 33.3	3 50.0	1 16.7
20～24歳	94 100.0	-	1 1.1	49 52.1	40 42.6	4 4.3
25～29歳	203 100.0	2 1.0	4 2.0	106 52.2	86 42.4	5 2.5
30～34歳	410 100.0	7 1.7	10 2.4	221 53.9	164 40.0	8 2.0
35～39歳	629 100.0	18 2.9	19 3.0	339 53.9	233 37.0	20 3.2
40～44歳	907 100.0	22 2.4	17 1.9	534 58.9	314 34.6	20 2.2
45～49歳	883 100.0	21 2.4	18 2.0	525 59.5	296 33.5	23 2.6
50～54歳	771 100.0	16 2.1	11 1.4	460 59.7	262 34.0	22 2.9
55～59歳	611 100.0	9 1.5	4 0.7	303 49.6	275 45.0	20 3.3
60～64歳	916 100.0	46 5.0	8 0.9	150 16.4	631 68.9	81 8.8
65歳以上	940 100.0	34 3.6	6 0.6	117 12.4	633 67.3	150 16.0
無回答	48 100.0	-	-	30 62.5	13 27.1	5 10.4
問1(3). 婚姻状況						
既婚	5,193 100.0	138 2.7	77 1.5	2,326 44.8	2,378 45.8	274 5.3
未婚	656 100.0	15 2.3	13 2.0	315 48.0	282 43.0	31 4.7
離婚・死別	543 100.0	22 4.1	7 1.3	185 34.1	278 51.2	51 9.4
無回答	26 100.0	-	1 3.8	10 38.5	12 46.2	3 11.5
問1付問①. 被扶養者の人数						
同居している被扶養者無し	2,830 100.0	78 2.8	51 1.8	1,292 45.7	1,283 45.3	126 4.5
同居している被扶養者有り	2,848 100.0	79 2.8	39 1.4	1,284 45.1	1,317 46.2	130 4.6
無回答	739 100.0	18 2.4	8 1.1	260 35.2	350 47.4	103 13.9
問1(5). 世帯主からみた続柄						
世帯主本人	1,942 100.0	76 3.9	22 1.1	521 26.8	1,151 59.3	172 8.9
世帯主本人以外	4,438 100.0	95 2.1	76 1.7	2,303 51.9	1,778 40.1	186 4.2
無回答	38 100.0	4 10.5	-	12 31.6	21 55.3	1 2.6
問15. 就業調整（年収や労働時間の調整）						
行っている	1,741 100.0	23 1.3	23 1.3	885 50.8	734 42.2	76 4.4
行っていない	4,549 100.0	150 3.3	74 1.6	1,927 42.4	2,179 47.9	219 4.8
無回答	128 100.0	2 1.6	1 0.8	24 18.8	37 28.9	64 50.0
問19. 仕事の掛け持ち有無						
している	568 100.0	15 2.6	14 2.5	262 46.1	240 42.3	37 6.5
していない	5,799 100.0	160 2.8	84 1.4	2,570 44.3	2,708 46.7	277 4.8
無回答	51 100.0	-	-	4 7.8	2 3.9	45 88.2
問1. 主たる業種（事業所調査票とのマッチング集計）						
建設業	325 100.0	16 4.9	3 0.9	107 32.9	181 55.7	18 5.5
製造業	675 100.0	35 5.2	9 1.3	266 39.4	335 49.6	30 4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	24 100.0	-	1 4.2	8 33.3	11 45.8	4 16.7
情報通信業	34 100.0	3 8.8	-	12 35.3	17 50.0	2 5.9
運輸業、郵便業	175 100.0	1 0.6	7 4.0	53 30.3	101 57.7	13 7.4
卸売業	329 100.0	12 3.6	4 1.2	137 41.6	160 48.6	16 4.9
小売業	622 100.0	11 1.8	4 0.6	278 44.7	293 47.1	36 5.8
金融業、保険業	185 100.0	3 1.6	2 1.1	85 45.9	89 48.1	6 3.2
不動産業、物品賃貸業	59 100.0	3 5.1	-	18 30.5	36 61.0	2 3.4
学術研究、専門・技術サービス業	143 100.0	5 3.5	3 2.1	54 37.8	76 53.1	5 3.5
宿泊業、飲食サービス業	257 100.0	3 1.2	3 1.2	113 44.0	119 46.3	19 7.4
生活関連サービス業、娯楽業	108 100.0	2 1.9	-	52 48.1	42 38.9	12 11.1
教育、学習支援業	488 100.0	8 1.6	6 1.2	250 51.2	210 43.0	14 2.9
医療、福祉	1,280 100.0	29 2.3	23 1.8	642 50.2	514 40.2	72 5.6
複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	113 100.0	1 0.9	1 0.9	54 47.8	48 42.5	9 8.0
サービス業（他に分類されないもの）	496 100.0	11 2.2	12 2.4	171 34.5	274 55.2	28 5.6
公務	138 100.0	5 3.6	3 2.2	65 47.1	60 43.5	5 3.6
その他	15 100.0	-	-	6 40.0	9 60.0	-
無回答	89 100.0	7 7.9	-	42 47.2	34 38.2	6 6.7
問1. 事業所に於ける雇用者の規模（事業所調査票とのマッチング集計）						
30人以下	664 100.0	12 1.8	9 1.4	278 41.9	335 50.5	30 4.5
31～100人	1,843 100.0	30 1.6	28 1.5	807 43.8	858 46.6	120 6.5
101～300人	1,334 100.0	33 2.5	16 1.2	573 43.0	634 47.5	78 5.8
301～500人	332 100.0	11 3.3	2 0.6	161 48.5	144 43.4	14 4.2
501～1,000人	709 100.0	31 4.4	15 2.1	303 42.7	333 47.0	27 3.8
1,001人以上	567 100.0	32 5.6	9 1.6	244 43.0	260 45.9	22 3.9
無回答	106 100.0	6 5.7	2 1.9	47 44.3	45 42.5	6 5.7

JILPT 調査シリーズ No.182

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」及び
「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」結果

発行年月日 2018年8月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 調査部 TEL 03-5903-6286

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2018 JILPT Printed in Japan

* 調査シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)